

湖南省地域防災計画

風水害等対策編

(令和5年度修正)

湖南省防災会議

[目 次]

風水害等対策編

第1編 総 則

第1章 計画の基本方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格および基本方針等	1
第3節 防災ビジョンと基本目標	4
第4節 防災圏の設定	6
第5節 住民・地域・行政が協働して行う安全安心なまちづくりの推進	8
第6節 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	14
第2章 災害に関する現状と課題	20
第7節 湖南市の災害素因	20
第8節 風水害の特性	29

第2編 災害予防計画

第1章 災害種別予防計画	36
第1節 水害予防計画	36
第2節 土砂災害対策	39
第3節 雪害対策	45
第2章 災害に強い地域防災基盤の整備	46
第4節 電気通信施設の整備等	46
第5節 建造物災害予防対策	48
第6節 危険物施設の整備等	50
第7節 電力・ガス施設の整備等	53
第8節 鉄道施設の整備等	60
第9節 農林関係災害予防対策	61
第10節 道路施設の整備等	64
第11節 文化財災害予防対策	68
第3章 災害応急対策への備えの充実	70
第12節 組織体制の整備	70
第13節 防災訓練・研修の実施	72
第14節 防災協力体制の確立	76

第15節	情報通信体制の整備	79
第16節	気象等観測業務計画	83
第17節	火災予防体制の充実	85
第18節	救急・救助、医療体制の充実	88
第19節	食料・生活必需品等・給水の確保と緊急輸送体制の整備	90
第20節	避難誘導體制の確立と避難所対策の充実	94
第21節	要配慮者の安全確保および支援体制の強化	100
第22節	地域の孤立に備えた対策の推進	107
第4章	地域防災力の向上	108
第23節	防災に関する知識の普及	108
第24節	自主防災組織の整備	113
第25節	災害ボランティアへの支援	117

第3編 災害応急対策計画

第1章	迅速な災害応急活動体制の確立	119
第1節	応急活動体制計画	119
第2節	配備・動員計画	127
第3節	情報収集連絡計画	131
第4節	気象予警報伝達計画	135
第5節	災害救助法適用計画	143
第6節	相互協力計画	146
第7節	県防災ヘリコプター支援要請計画	149
第8節	自衛隊災害派遣要請計画	151
第2章	円滑な災害応急活動の展開	154
第9節	消防活動計画	154
第10節	水防計画	159
第11節	土砂災害応急対策計画	160
第12節	救急救助計画	162
第13節	医療助産計画	166
第14節	防疫および保健衛生計画	169
第15節	遺体の搜索、処理および埋葬計画	173
第16節	災害広報計画	175
第17節	通信施設応急対策計画	178
第18節	交通確保計画	180
第19節	輸送計画	184
第20節	鉄道施設応急対策計画	189
第21節	道路施設災害応急対策計画	191

第22節	避難計画	196
第23節	給水計画	214
第24節	食料および生活必需品等供給計画	217
第25節	義援金品募集配分計画	223
第26節	廃棄物処理計画	225
第27節	住宅応急対策計画	229
第28節	電力・ガス施設応急対策計画	232
第29節	危険物施設等応急対策計画	237
第30節	河川管理施設応急対策計画	239
第31節	農林業施設等応急対策計画	240
第32節	ボランティア受入れ計画	242
第33節	文教対策計画	244
第34節	要配慮者対策計画	248
第35節	突発重大事故の応急対策計画	251

第4編 災害復旧・復興計画

第1章	計画的な地域復興の推進	255
第1節	地域の復旧・復興の基本方向の決定	255
第2節	復興計画の策定	256
第2章	被災者や中小企業等への支援	258
第3節	被災者等への支援	258
第4節	住宅の復興	264
第5節	産業の復旧	266
第3章	公共施設等の復旧	268
第6節	公共施設の災害復旧計画	268
第7節	災害復旧事業に伴う財政援助および助成計画	271

第 1 編 総 則

第1章 計画の基本方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、湖南市防災会議が作成する計画であって市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市の地域における災害に係る災害予防、災害応急対策および害復旧を実施することにより、市の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格および基本方針等

第1 計画の性格

この計画は、市の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、災対法第42条により、防災基本計画、防災業務計画はもとより、滋賀県地域防災計画と矛盾し、または抵触するものであってはならない。

第2 計画の基本方針

この計画は、市域の防災に関し、国、地方公共団体およびその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急対策、災害復旧およびその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備および推進を図るものであるが、計画の樹立ならびに推進に当たっては、下記の点を基本とする。

1 防災事業の推進

治山治水をはじめとする防災事業は、防災対策の基本となる事業であるので、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、強力な防災事業の推進を図る。

2 自主防災体制の確立

災害を未然に防止し、災害に対処するため国および地方公共団体は、地域内の公共的団体、事業所等の防災に関する組織および住民の隣保共同の精神に基づく、自発的な防災組織の充実を図り、地域の有するすべての機能が十分発揮されるよう努める。

3 防災関係機関相互の協力体制の推進

防災関係機関は、防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的、有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図る。

4 防災業務施設、設備および物資の整備、備蓄

防災関係機関は、災害が発生し、または発生が予想される場合（以下、「災害時」という。）、円滑な防災活動が遂行できるよう施設、設備、物資の整備、備蓄等を図る。

5 関係法令の遵守

国、県および市はもちろんのこと、地域住民においても、災対法およびその他関係法令の目的、内容等をよく理解し、これを遵守するとともに、防災に関し万全の措置を講じるものとする。

6 新型コロナウイルス感染症を踏まえた防災対策

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

7 SDGsの観点を踏まえた施策の推進

本計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組むものとする。

第3 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって各機関は、関係のある事項について、毎年市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を市防災会議に提出するものとする。

また、計画の修正に当たっては、修正過程への女性の参画や防災会議における女性委員の積極的な登用など、男女共同参画の視点の反映に努める。

第4 計画の周知徹底

防災関係各機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟ならびに周知徹底に努めなければならない。

1 防災教育および訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、災害対策に関する教育および訓練を実施するものとする。

2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の災害に対する防災意識高揚のため、あらゆる機会をとらえ、広報媒体を利用した広報の徹底を図るものとする。

第5 住民、事業者等による地区防災計画の策定

1 市地域防災計画は、市内の一定の地区内の居住者および当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による

防災活動に必要な物資および資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）について定めることができる。

- 2 地区居住者等は、共同して、市防災会議に対し、市地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。
- 3 市防災会議は、計画提案が行われた場合は、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
- 4 市地域防災計画に地区防災計画が定められた場合は、地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するよう努めるものとする。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担および支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第6 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 防災関係機関……………県、市町村、指定地方行政機関、警察、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体および防災上重要な施設の管理者をいう。
- 2 消 防 機 関……………消防組織法第9条に規定する消防本部、消防署、消防団をいう。

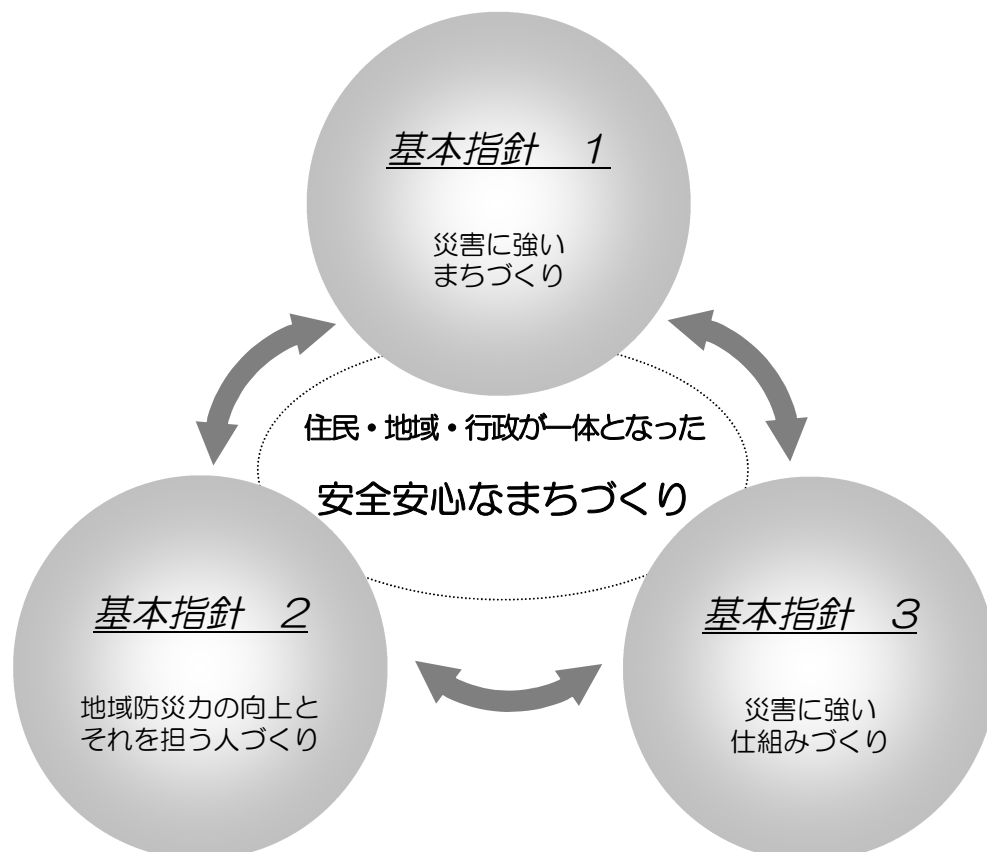
第3節 防災ビジョンと基本目標

地域防災計画の策定に当たって、近年の都市化・市街地化、少子高齢化、情報化等の社会構造の変化に留意し、阪神・淡路大震災（平成7年）をはじめとして、東日本大震災（平成23年）、熊本地震（平成28年）、大阪北部地震（平成30年）および令和6年能登半島地震ならびに佐用町台風9号災害（平成21年）、紀伊半島大水害（平成23年）、台風18号災害（平成25年）、関東・東北豪雨（平成27年）、平成30年7月豪雨、台風15号・19号（令和元年）、令和2年7月豪雨ならびになどの大規模災害の教訓を踏まえて、防災ビジョンを設定する。

第1 防災ビジョン

災害から住民の生命・身体・財産を守り、住民が安全に安心して日常生活を送ることができるまちづくりが重要である。また災害が発生した場合でも、早期にまちの機能が復旧でき、一日も早く住民が通常の生活に戻ることができるよう、その環境整備に努めることが市の普遍的な役割であるとの認識のもとに、住民や地域と協働して進める『住民・地域・行政が一体となった安全安心なまちづくり』を防災ビジョンとして掲げる。

また、湖南市地域防災計画は、「1 災害に強いまちづくり」、「2 地域の防災力の向上とそれを担う人づくり」、「3 災害に強い仕組みづくり」を基本指針とし、そのそれぞれを住民・地域・行政が共通認識として持ち、協働して「安全安心なまちづくり」を推進していくものとする。



第2 基本目標

防災ビジョンを踏まえ、社会経済情勢や市の防災まちづくりの環境整備の状況などを勘案しつつ、中長期を見据えた具体的な基本目標を設定する。この基本目標を実現するための手引書として、湖南省地域防災計画を位置づけるものである。

〈 基本目標 〉

1 災害に強いまちづくり

- (1) 災害の発生要因を軽減するまちづくり
- (2) 防災に配慮した市街地・居住地空間の整備・強化
- (3) 都市基盤施設および設備の整備・強化

2 地域の防災力の向上とそれを担う人づくり

- (1) 自主防災組織、消防団等の強化と連携
- (2) 防災教育や防災訓練による住民の実践的な災害対応力の強化
- (3) 地元関係団体、企業等との協力体制の強化
- (4) 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他特に配慮を要する人。以下、同様。）や避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。以下、同様。）の名簿および個別避難計画の作成等、支援体制の構築

3 災害に強い仕組みづくり

- (1) 的確で迅速に活動するための体制の確立
- (2) 災害情報・被害情報等を速やかに収集・伝達する体制の確立
- (3) 避難対策の充実・強化
- (4) 要配慮者や避難行動要支援者の名簿と個別避難計画の作成等支援体制の確立
- (5) 国・県・関係機関との連携強化
- (6) 近隣市町等との協力体制の確立
- (7) 防災全般に関する協力体制の強化

第4節 防災圏の設定

第1 防災圏の基本的考え方

阪神・淡路大震災や東日本大震災においては、住民同士による助け合いによって多くの命が救われており災害時の「地域における防災力」の重要性が明らかとなった。大規模な災害が発生した場合には、大規模地震後の水害等の複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、消防機関をはじめとする各防災機関の迅速・的確な対応が困難となる事態が予想される。また、遠隔地の防災機関が現地に到着するまでには多くの時間を必要とする。従って、人命救助において最も重要性の高い初動期においては、「住民」や「企業」などの「地域における防災力」が担うべき役割は大きい。

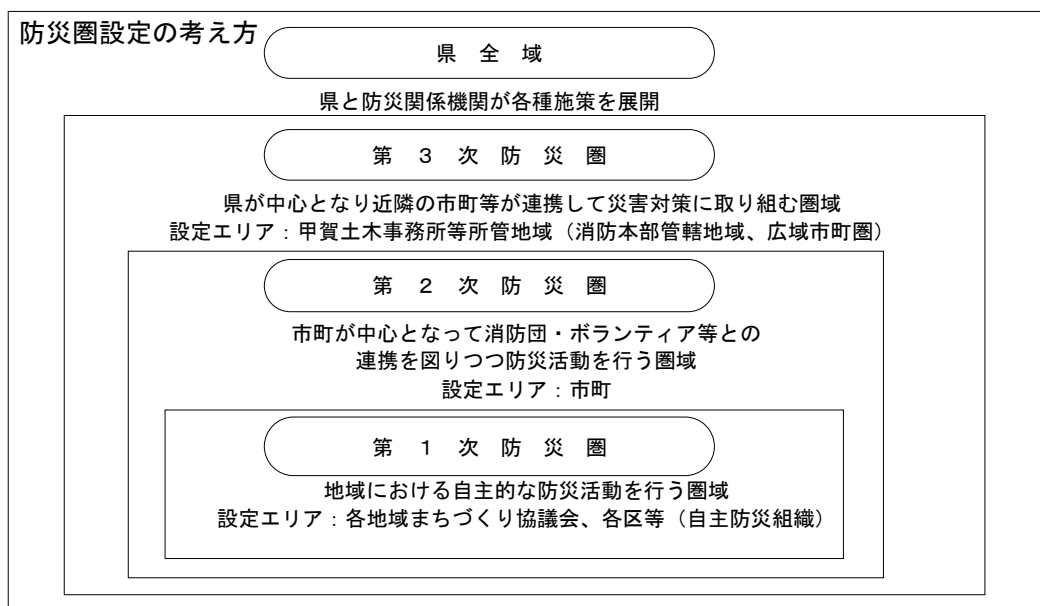
このため、滋賀県においては、「地域における防災力」と行政・防災関係機関やボランティア等が緊密に連携し、一体となって災害に立ち向かう体制を築くため、県の地域特性を踏まえた防災圏を新たに設定し、圏域毎に必要な防災施策を推進することにより県全体の防災力の強化を図る。

まず、自主防災活動の活動単位となる圏域を「第1次防災圏」として設定し、市町はその圏域において自主防災組織の育成と活性化のための各種施策を展開する。

次に、市町が中心となって、地域における防災力等との連携を強化し、防災力の向上を図る圏域として「第2次防災圏」を設定し、地域での防災活動やボランティア活動を支援する各種施策を進める。

さらに、県が市町等を支援する圏域として「第3次防災圏」を設定し、その圏域において甲賀土木事務所が中心となって市町や防災機関、その他防災活動に協力する団体等を支援するための各種施策を推進する。

滋賀県内においては、都市地域と農村地域が併存している。このため、都市地域と農村地域それぞれの特性に合わせた施策の展開を行う。さらにこれらの特性が混在している地域については、その地域特性に合わせた施策を推進する。



第2 防災圏とその主な施策

圏域	圏域設定の考え方	主な施策
第1次 防災圏	町、集落（自主防災組織、区・自治会等） 地域における自主的な防災活動を行う圏域	○自主防災体制の構築（地域住民、事業所） ○地域における情報収集・伝達体制の構築（通信機器の配備等） ○自治会館や公園等の防災活動拠点化（資機材の備蓄、訓練の実施） ○住民参加による防災の推進 ○消防水利の整備 ○老朽木造住宅密集地における防災体制の構築 ○避難地・避難路の整備 ○災害に強い農村づくりの推進（農業施設の防災化、土砂災害対策）
第2次 防災圏	市町単位 市町が中心となって消防団・ボランティア等との連携を図りつつ防災活動を行う圏域	○市町と事業者・ボランティア等との連携の促進（総合的訓練の実施） ○市町庁舎の防災拠点化 ○救援物資輸送拠点の確保 ○ボランティア活動体制の構築 ○地域における防災リーダーの育成 ○消防団組織の強化 ○医療拠点の整備 ○小中学校の防災拠点化 ○都市公園の整備 ○防災都市の形成 ○災害に強い農村基盤の形成
第3次 防災圏	甲賀土木事務所等所管地域 県が中心となり近隣の市町等が連携して災害対策に取り組む圏域 ※施策内容によっては消防本部管轄地域または広域市町圏がエリアとなる場合がある。	○甲賀土木事務所を中心として市町と消防本部を含む体制強化 ○甲賀土木事務所の防災拠点化 ○広域防災活動拠点の確保 ○災害拠点病院の指定・整備 ○災害時緊急物資の備蓄
県全土	県全土 県と防災関係機関が各種施策を展開	○滋賀県地域防災計画災害予防計画に示される各種防災施策

第5節 住民・地域・行政が協働して行う安全安心なまちづくりの推進

近年の東日本大震災（平成23年）、熊本地震（平成28年）、大阪北部地震（平成30年）および令和6年能登半島地震ならびに佐用町台風9号災害（平成21年）、紀伊半島大水害（平成23年）、台風18号災害（平成25年）関東・東北豪雨（平成27年）、平成30年7月豪雨、台風15号・19号（令和元年）および令和2年7月豪雨などの大規模災害により、施設整備などのハード対策だけでは災害は防ぎきれないという教訓を学ぶこととなった。また、大規模な災害における災害対策の課題が認められた。

一方で、このような状況下において、自分たちの住む地域での平常時からの絆と支え合いが、避難所の運営をはじめとする様々な災害時の取り組みに反映され、災害が抑えられたことも明らかになった。

このように大規模な災害における被害を最小限に抑えるという「減災」を推進していくには、地域団体・NPO・企業・大学など様々な主体を含む住民と行政が連携・協働して防災対策を進めることが重要である。

本計画では、災害時に「自らの生命は自らで守る」という『自助』による安全・安心の確保や、地域での支え合いによる『共助』の取り組みを活性化させるとともに、行政として『公助』の強化を図っていくこととしている。地域の多様な主体が自ら考え、共に行動するなど、住民一人ひとりの自立と地域の絆を深め、住民、地域、行政が一体となった安全安心なまちづくりを推進していくものである。

第1 自助・共助・公助の協働による防災・減災の重要性

大規模災害時には、初期消火、救出、応急救護、避難誘導など、人命にかかわる応急対策が必要となるが、市や防災関係機関等だけでこれらの対応を全て行うことには限界がある。そのため、住民や事業所、自主防災組織等の地域団体等は、「自らの生命は自らで守る」「地域の安全は地域で守る」ため、地域特性に応じた自主防災活動を行う必要がある。

本市では、住民、事業所、地域団体等が行う自助・共助と市や防災関係機関等が行う公助を防災・減災の両輪として、一丸となった安全・安心なまちづくりを推進する。

1 住民の役割

住民一人ひとりが「自らの生命は自らで守る」ということを基本に、平常時から自らの減災に努めるとともに、日頃から災害に備え、自分自身と自宅や家族の安全を確保するための手段を講じることに努める。また地域や職場・学校などにおいて積極的に防災訓練等の防災活動に参加するなど、他の地域住民と協働して地域の安全安心なまちづくりに積極的に寄与する。

2 自主防災組織等の地域団体の役割

区や自主防災組織、社会福祉法人、市社会福祉協議会等の地域団体、NPOなどは、「地域の安全は地域で守る」ことを基本に、個人では十分に対応できない地域の防災・減災対策や行政の支援が十分に行き届かない災害発生直後における情報収集、地域住民

等への情報伝達、避難行動要支援者等の避難誘導支援活動、あるいは地域の絆が重要な役割を果たす避難所等における協力や支援活動、自らの地域の復旧・復興活動への参加を担っていく必要がある。そのため、平常時から地域団体の中で地域の防災・減災を推進するための方策や役割分担等について話し合うとともに、地域内のつながりや地域間の連携によるネットワークを広げ、日常的な活動の中で、地域の防災・減災活動を行う。

また、小学校区単位を基本とし、複数の区を包括するまちづくり組織である「地域まちづくり協議会」（7協議会）においては、防災に関する勉強会や防災訓練の実施、防災マップの作成などの防災・減災活動を行うとともに、災害発時には避難所運営等の地域の応急対策活動への協力を行う。

3 事業所等の役割

事業所の事務所や店舗等における従業員や利用客等の安全確保を図るため、日頃から防災体制の整備や地域の防災活動に協力する。

また、災害時においても、自らの事業活動の継続に努めるとともに、社会的責任を果たすため、情報収集伝達や従業員・利用客等の避難誘導、帰宅困難者等の一時的な受入れ、復旧・復興活動への積極的な参加を行う。

4 市・防災関係機関の役割

市は、防災の第一義的責任を有する地方公共団体として地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。また、市外からの支援を最大限活用できるよう、各機関と協働して体制の整備を進めていく。

さらに、住民や地域団体、NPO、事業所などがそれぞれの役割を果たすための活動がしやすい環境を整え、必要な支援を積極的に行うことで、自助・共助・公助の協働による防災・減災対策を推進する。

第2 自助・共助・公助の協働による平常時の備え

本市において大規模災害が発生しても、その被害を防ぎ、または減らしていくために、住民・事業所、自主防災組織等の地域、市・防災関係機関等は、それぞれの役割を自覚し、協働し、平常時から災害に対する備えや体制の整備を行っていくこととする。

自助・共助・公助の協働による平常時の備え

【住民・事業所】	【地域】	【市・防災関係機関等】
(1) 洪水、土砂災害に備える		
①地形の特徴や過去の災害履歴等の洪水、氾濫、土砂災害に関する知識の習得 ②浸水危険箇所、土砂災害危険箇所等の位置を把握など	①堤防決壊や土砂災害の前兆現象などの情報収集体制の整備 ②警戒避難体制の整備など	①堤防決壊、がけ崩れ、地すべり等による風水害の予防 ②パトロールと広報活動の実施 ③浸水危険箇所、土砂災害警戒区域等の周知など
(2) いざという時の避難に備える		
①避難する際の避難所および安全な避難経路 ^{注1} 、危険箇所の確認 ②家族や従業員等との連絡方法の確認 ③避難情報（高齢者等避難、避難指示）の理解など	①避難する際の避難所および安全な避難経路、危険箇所の確認 ②地域住民の安否確認、避難誘導体制の整備 ③避難情報（避難指示等）の理解 ④自主的な避難所運営の準備 ⑤避難誘導、避難所運営訓練 ⑥避難行動要支援者の把握と個別避難計画の策定など	①各種広報や防災訓練、各種研修会等への職員派遣等の支援 ②地域等と協働での避難計画の策定 ③防災訓練の実施 ④避難情報（避難指示等）伝達体制の確立 ⑤避難行動要支援者の把握と個別避難計画の策定、支援体制の構築など
(3) 災害時のけがや人命救助に備える		
①救命講習や訓練への積極的に参加 ②医薬品等の備蓄など	①救命講習や訓練への積極的に参加 ②救助訓練の実施 ③救助用資機材の管理など	①救命講習や訓練の実施 ②救助訓練の実施 ③救助用資機材の備蓄の推進など
(4) 食料・生活必需品等の不足に備える		
①食料、生活必需品等の備蓄 ②特別な配慮の必要な人は、必要な食料、生活必需品等を備蓄 ③事業所は、従業員の食料、生活必需品等の備蓄など	①地域住民への周知や炊き出し訓練 ②要配慮者への支援など	①食料、生活必需品等の備蓄の推進 ②他都市等との応援体制の整備 ③民間流通企業等との災害時応援協定の締結による流通備蓄の推進など

注1 「避難経路とは、国道、県道、市道、農道等を含む全ての道路等を指す（以下同じ）」

【住民・事業所】	【地域】	【市・防災関係機関等】
(5) ライフラインの停止に備える		
①電話不通を想定し、家族の避難場所の確認 ②懐中電灯、ラジオ、電池等の備蓄 ③カセットコンロ等の備蓄 ④飲料水の備蓄 ⑤浴槽等へトイレ用の水の汲み置き ⑥携帯トイレの備蓄など	①地域住民への周知 ②要配慮者への支援など	①ライフライン施設の耐進化の推進 ②相互応援体制の整備 ③復旧用資機材の備蓄 ④仮設トイレの備蓄など
(6) 正確で素早い情報入手に備える		
①災害情報や避難情報の種類や入手方法を確認 ②湖南タウンメールへの登録 ③緊急速報メールの活用など	①災害情報や避難情報の種類や入手方法を確認 ②地域住民への伝達体制の確立 ③情報収集・伝達訓練 ④要配慮者への情報提供など	①広報車等による情報伝達体制の整備 ②防災行政無線、湖南タウンメール、緊急速報メール等多種多様な情報伝達手段の整備など
(7) 防災に関する知識を学び、身につける		
①災害の特性や備えの知識の習得 ②防災訓練等を通じた実践的な行動の習得など	①地域の災害履歴や避難時の危険箇所を把握、点検・確認 ②防災訓練等を通じた実践的な行動の習得 ③地域防災リーダーとしての役割を担う防災士の育成・防災訓練、防災研修等への参画 ④地域の次世代を担う子どもたちへの災害の被災経験の伝承や災害の危険性の伝達など	①防災リーフレットやハザードマップの配布 ②防災講演会や防災講座等の開催 ③石部防災センターの活用 ④総合防災訓練等の実施 ⑤地域防災リーダー（防災士等）の育成 ⑥学校での指導や訓練等、児童生徒への防災教育など

第3 自助・共助・公助の協働による大規模災害発生時の応急活動

大規模災害発生時には、初期消火、救出、応急救護、避難誘導など、人命にかかわる応急対策が全市にわたって必要となる。しかし、市や防災関係機関等だけでこれらの対応を全て行うことには限界がある。

そのため、市は、住民・企業、自主防災組織等の地域における自主防災活動と協働した災害応急対策活動を行う。

自助・共助・公助の協働による災害時の応急活動

【住民・事業所】	【地域】	【市・防災関係機関等】
(1) 洪水、土砂災害などの被害を回避する		
①被害情報や浸水、がけ崩れ情報などの市への提供 ②避難指示等が出されたときは、該当地域の住民は速やかに避難を開始など	①被害情報や浸水、がけ崩れ情報などの市への提供 ②地域住民への危険情報・被害情報等の提供 ③避難指示等が出されたときは、該当地域住民の避難誘導など	①危険箇所等の情報収集 ②危険情報、被害情報等の広報活動 ③避難指示等の発令など
(2) 迅速な避難を行う・避難所を運営する		
①高齢者等避難が出されたときは、避難行動に時間がかかる人は避難を開始 ②避難指示等が出されたときは、該当地域の住民は速やかに避難を開始 ③避難する場合は、一時集合場所へ集合し、自主防災組織等でまとまって避難など (避難所では) ①避難者同士の協力 ②避難所運営の様々な活動への参加 ③避難所施設（学校等）の再開への協力など	①一時集合場所から避難場所まで、市職員や消防団等の誘導のもと避難誘導 ②地域内の住民の安否確認 ③避難行動要支援者の避難支援など (避難所では) ①避難所開設への協力 ②避難者の代表者による「避難所運営委員会」の設置 ③「避難所運営マニュアル」による避難者の自主的な避難所運営など	①高齢者等避難、避難指示等の発表・発令 ②地域住民の避難誘導 ③避難行動要支援者の避難等について、避難支援者等へ要請など (避難所では) ①避難所の開設 ②福祉避難所の開設 ③食料・飲料水・生活必需品等の確保と配送 ④救護所等医療体制の整備 ⑤保健師派遣等避難者の健康管理 ⑥要配慮者への支援 ⑦その他必要な避難所運営への支援など

【住民・事業所】	【地域】	【市・防災関係機関等】
(3) 救出活動やけが人の救護を行う		
①軽傷の場合などは、自ら応急処置など	①助けを求めている人の救助 ②けが人に対する応急手当や医療機関への搬送 ③消防団による救急・救助活動 ④消防機関が行う救急・救助活動への協力 ⑤避難行動要支援者の安否確認と救助、救護など	①消防機関による救急・救助活動 ②広域的な消防応援部隊による救急・救助活動など
(4) 食料・生活必需品等を確保する		
①家庭備蓄食料・生活必需品等の活用 ②炊き出しへの協力 ③物資の荷卸しや配布等への協力など	①炊き出しの実施や協力 ②物資の荷卸しや配布等への協力など	①備蓄している食料・生活必需品等の供給 ②民間事業者等からの食料・生活必需品等の調達 ③他都市等からの応援物資等の受入れ ④義援物資等の受入れなど
(5) ライフライン復旧までの生活を確保する		
①家庭備蓄飲料水などの活用 ②家庭の井戸の活用 ③応急給水の飲料水の入手 ④トイレ用水等の確保 ⑤炊き出しへの協力など	①応急給水への協力 ②トイレ用水等の確保 ③炊き出しの実施や協力など	①応急給水の実施 ②上水道施設の応急復旧 ③下水道施設の応急復旧 ④仮設トイレの設置 ⑤電力・ガス施設の応急復旧（各事業者）など
(6) 迅速に正確な情報を入手する		
①市や防災関係機関が伝える情報を速やかに入手 ②災害・被害情報等の市への報告など	①市や防災関係機関が伝える情報を速やかに入手 ②地域住民等への伝達 ③要配慮者への情報伝達 ④災害・被害情報等の市への報告など	①避難指示等の緊急情報の提供 ②被害や応急対策実施状況、生活関連情報、復興へ向けての生活支援情報等の提供 ③テレビ・ラジオ、広報車、広報紙、インターネット等様々な媒体を活用しての広報など

第6節 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 実施責任

1 市

市は、市の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、県の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、災害が市町の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が市町で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とした市町間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関などの関係機関および他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町および指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定行政機関および他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県および市町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県および市町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに災害時には災害応急措置を実施する。また、県、市町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6 地域住民

地域住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

第2 処理すべき事務または業務の大綱

1 市

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
湖南省	1 防災会議に関する事務 2 防災対策の組織の整備 3 管内における公共的団体および住民の自主防災組織の育成指導 4 防災施設の整備 5 防災のための知識の普及、教育および訓練 6 防災に必要な資機材等の備蓄、整備 7 水防、消防その他の応急措置 8 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査 9 被災者の救出、救護等の措置 10 避難の指示および避難者の誘導ならびに避難所の開設 11 災害時における保健衛生についての措置 12 被災児童、生徒等の応急教育 13 災害時におけるボランティアの受入れ対策 14 災害復旧の実施

2 県

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
滋賀県	1 防災会議に関する業務 2 防災対策の組織の整備 3 市および指定地方行政機関の防災事務または業務の実施についての総合調整 4 防災施設の整備 5 防災のための知識の普及、教育および訓練 6 防災に必要な資機材の備蓄および整備 7 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査 8 水防その他の応急措置 9 被災者の救出、救護等の措置 10 避難の指示ならびに避難所開設の指示 11 災害時における交通規制および輸送の確保 12 災害時における保健衛生についての措置 13 被災児童、生徒等の応急教育 14 災害復旧の実施 15 自衛隊の災害派遣要請 16 災害ボランティアの活動支援

3 警察

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
甲賀警察署	1 警備体制の整備 2 情報収集・伝達および被害状況の迅速確実な把握 3 避難誘導、被災者の救出・救助その他二次災害の防止 4 緊急交通路の確保 5 行方不明者の捜索、遺体の検視 6 社会秩序の維持

4 消防

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
甲賀広域行政組合消防本部	1 火災の予防措置 2 災害時における消防活動 3 災害時における水防活動 4 災害時における消防通信活動 5 危険物等の規制および安全処置 6 救急救助の処置と活動 7 火災の鎮圧および鎮火、その他災害の軽減処置 8 その他甲賀広域行政組合消防本部警防活動規程に関する こと。

5 自衛隊

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 (陸上自衛隊今津駐屯 部隊)	1 災害派遣計画の作成 2 県、市町その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の 支援協力

6 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
近畿農政局 (滋賀農政事務所)	1 農地および農業用施設等に関する災害復旧事業および災害 防止事業の指導ならびに助成 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導および病虫害の防除指 導 4 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導 5 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付け 6 野菜、乳製品等の食料品、飼料および種もみ等の供給対策 7 災害時における主要食料の需給調整
大阪管区气象台 (彦根地方气象台)	1 気象、地象、地動および水象の観測ならびにその成果の収 集および発表を行う。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層連動による地 震動に限る）および水象の予報ならびに警報等の防災気象情 報の発表、伝達および解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備に努め る。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
近畿地方整備局 (琵琶湖河川事務所) (滋賀国道事務所)	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急復旧資機材の整備および備蓄 3 直轄公共施設の応急点検体制の整備 4 直轄河川の洪水予警報の発表および伝達 5 災害時の道路通行禁止と制限および道路交通の確保 6 直轄公共施設の二次災害の防止 7 直轄公共土木施設の復旧

7 指定公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
日本郵便株式会社 (大津中央郵便局)	1 郵便物の送達確保 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除 3 郵便物の窓口業務の維持
西日本旅客鉄道株式会社 (京滋支社)	1 鉄道施設の整備と防災管理 2 災害時における鉄道車輛等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 3 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力 4 被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話株式会社 (滋賀支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	1 電気通信施設の整備と防災管理 2 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 3 被災施設の復旧
日本赤十字社 (滋賀県支部)	1 日赤医療施設の保全 2 災害救助等の協力、奉仕者との連絡調整 3 災害時における医療、助産等救護の実施 4 義援金品の受領、配分および募金
日本放送協会 (大津放送局)	1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象等予警報、被害状況等の報道 4 避難所への受信機の貸与 5 被災放送施設の復旧 6 社会事業団等による義援金品等の募集配分
日本通運株式会社 (大津支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
関西電力送配電株式会社	1 電力施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の復旧
大阪ガスネットワーク株式会社 (京滋事業部)	1 ガス施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災施設の復旧

8 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
滋賀県土地改良事業団体連合会	1 ため池および農業用施設の整備と防災管理 2 農地および農業用施設の被害調査と復旧
野洲川土地改良区	1 野洲川ダムおよび水口頭首工、石部頭首工の整備と防災管理 2 幹線水路、「農業用ポンプ施設の整備と防災管理、復旧
一般社団法人滋賀県医師会 公益社団法人滋賀県看護協会 一般社団法人滋賀県薬剤師会	1 災害時における医療救護の実施 2 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力 3 災害時における医薬品等の管理
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	1 災害ボランティア活動の支援 2 避難行動要支援者の避難支援への協力
一般社団法人滋賀県バス協会 一般社団法人滋賀県トラック協会	1 災害時における自動車、船舶等による救援物資および避難者等の緊急輸送の協力
株式会社京都放送 びわ湖放送株式会社	1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象予警報、被害状況等の報道 4 被災放送施設の復旧 5 社会事業団等による義援金品の募集配分

9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
甲賀農業協同組合	1 共同利用施設の災害応急対策および災害復旧の実施 2 市の実施する農林水産関係の被害調査、応急対策への協力 3 被災組合員に対する融資、斡旋 4 農業生産資材の確保、斡旋
湖南市商工会	1 災害時における物価安定についての協力 2 救助用物資、復旧資材の確保、協力、斡旋
新聞社等報道関係機関	1 住民への防災知識の普及と予警報等の周知徹底 2 災害応急対策の周知徹底 3 社会事業団等による義援金品の募集、配分
一般社団法人滋賀県歯科医師会 一般社団法人滋賀県病院協会	1 災害時における医療救護の実施 2 災害時における防疫の協力その他保健衛生活動への協力
医療施設管理者	1 施設の防災管理と避難訓練の実施 2 災害時における病人等の収容、保護 3 災害時における負傷者等の医療、助産救助
社会福祉施設の管理者	1 施設の防災管理と避難訓練の実施 2 災害時における収容者の保護
危険物関係施設の管理者	1 危険物施設の防護施設の設置 2 安全管理の徹底

《参考資料2-1 防災関係機関および連絡先一覧》

第3 住民・事業所、地域等の責務

住民・事業所、地域等は、「自らの生命は自らで守る」、また「地域の安全は地域で守る」という「自助・共助の原則」の視点に立ち、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努める。

区 分	責 務
住民	1 地域コミュニティ活動への参加 2 飲料水・食料・生活必需品等の1週間分以上の備蓄 3 防災知識の取得 4 避難場所、避難路の確認 5 地域の災害危険性の理解と認識 6 所有建物等の火災予防措置 7 自主防災活動、防災訓練への参加・協力 8 災害時における情報収集・伝達、避難、救援・救助活動等への協力
地域まちづくり協議会、区・自治会、自主防災組織等	1 自主防災活動の実施 2 防災資機材等の整備 3 危険箇所の点検・防災関連施設の確認 4 防災知識の普及 5 防災訓練の実施および訓練参加 6 避難行動要支援者の把握と名簿および個別避難計画の策定協力、避難支援 7 住民への情報伝達 8 初期消火、救護・救助活動等の協力 9 避難誘導、避難所運営に関する協力 10 被災地の保全と防犯活動 11 災害状況等の情報収集・報告 12 市が実施する被害調査、応急対策への協力 13 市が行う災害復旧・復興対策への協力
事業所	1 従業員等の飲料水・食料・生活必需品等の備蓄 2 災害時行動マニュアルの作成および自主防災組織の育成 3 従業員への防災知識の普及 4 防災訓練の実施および地域の自主防災活動・防災訓練への参加 5 所有建物等の火災予防措置 6 事業継続計画（BCP）への取組 7 災害時における従業員、顧客の安全確保 8 災害ボランティア活動への支援等、地域への貢献活動の実施

第2章 災害に関する現状と課題

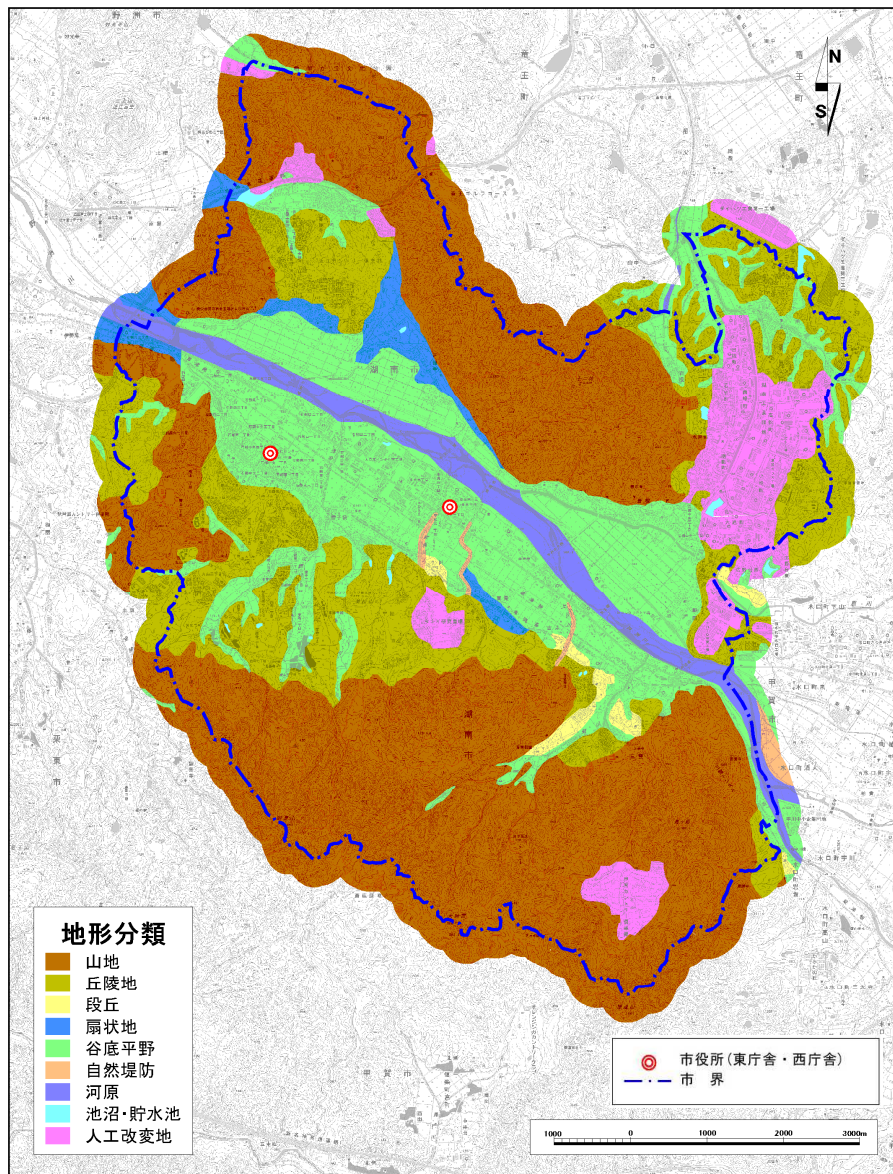
第7節 湖南省の災害素因

第1 自然的要因

1 地形

本市は、南端に阿星山系を、北端に岩根山系を望む丘陵地であり、丘陵地を横断するように地域の中央を野洲川が流れている。野洲川付近一帯に低地が開け、水と緑に囲まれた自然環境に恵まれた地域である。

地形は、低地、丘陵、山林に分かれ、特に山林が全土地面積の5割強を占めている。



出典：国土交通省土地分類基本調査1/50,000図

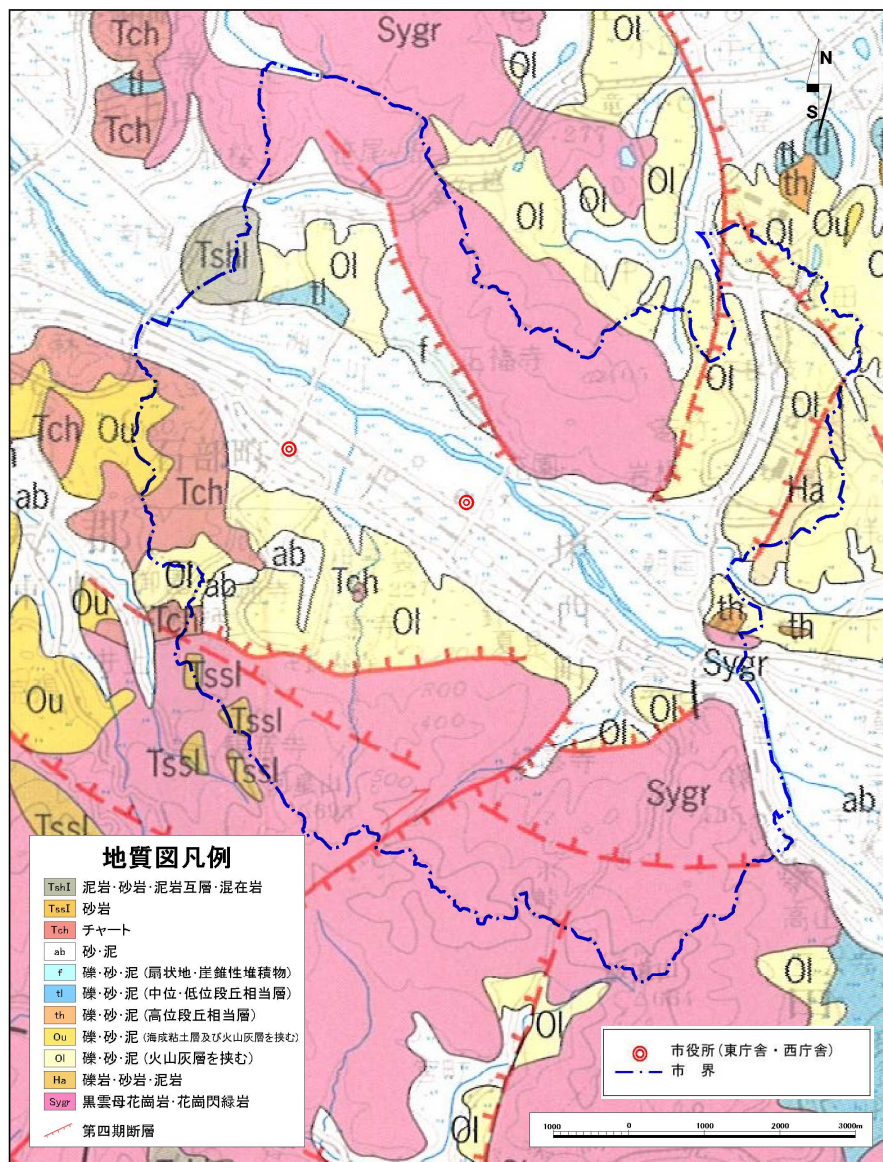
地形分類図

2 地質

本市の地質は、大きく古生代の地層、中生代の花崗岩類、新生代第三紀末から第四紀にかけて古琵琶湖層群、河岸段丘、沖積層がある。

古生代の地層は、石部緑台の山地に分布している。花崗岩類は、市南部の山地および岩根から北西方向の山地に広く分布しており、湖南市域の代表的な地質となっている。花崗岩地帯を水源とする落合川、大砂川、高田砂川、大谷川、由良谷川、新田川は多量の土砂を下流に押し出し、天井川を形成している。

古琵琶湖層は、粘土、砂、礫等から成り、三雲から柑子袋の山麓部、下田から湖南工業団地一帯、菩提寺の丘陵地一帯に広く見られ、J R草津線三雲駅の南側、朝国地区の東側にも分布する。また、湖南工業団地東側の山際には、新生代第三紀に分類される礫岩、砂岩、泥岩から成る地層も見られる。



出典：近畿地方土木地質図1(近畿地方土木地質図編纂委員会 平成15年3月)

地質図

沖積層は、野洲川の左右両岸に広がっており、約1万年前から現在にかけて野洲川の氾濫によってもたらされた砂、泥の堆積物で形成されている。野洲川の左右両岸に広く分布するとともに、荒川、祖父川、大山川付近に分布している。また、菩提寺や正福寺の山際には、礫や砂、泥で形成された新生代の段丘や扇状地の堆積物層が確認できる。

湖南市の平野部において最も優勢な地層は、市の中心部を分断するように流れる野洲川周辺に代表される、地質学上最も新しい沖積層である。河川の堆積作用によって形成された地層である。

3 気象

過去20年間における年平均気温および年間降水量を図に示す。これらのデータは本市と同じ気象予報発表区域に属する信楽観測所の気象データを用いた。

過去20年間の年間降水量は概ね1200～1700mm程度であり、最も年間降水量が多い年次は平成22年の1936mmであり、反対に最も年間降水量が少ない年次は平成17年の983mmである。

本市における大雨による災害のうち、昭和以降最も被害の大きかった昭和28年（8月の集中豪雨）の年間降水量は2142mm（彦根）であり、過去20年間では、この記録を超える年次は存在しない。

年 次	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
年間降水量 (mm)	1692.0	983.0	1630.0	1268.0	1439.5	1563.5	1936.0	1849.5	1705.0	1609.0
年平均気温 (℃)	13.3	12.5	12.6	12.8	12.6	12.7	13.9	12.5	12.5	12.7
年 次	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
年間降水量 (mm)	1430.5	1668.5	1722.0	1723.0	1723.5	1666.5	1645.0	1836.0	1378.0	1373.5
年平均気温 (℃)	12.5	13.1	13.5	12.3	13.1	13.3	13.3	13.3	13.0	13.6

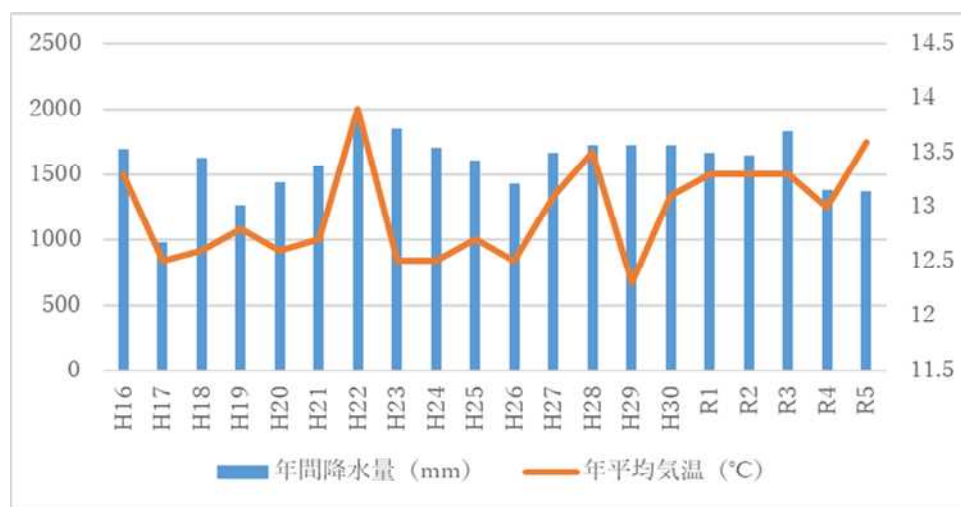


図 過去20年間の年間降水量と年平均気温（気象観測所：信楽）

信楽観測所の記録が存在する1976年から2022年における日降水量の最大値は235mmであり、1ヶ月当たりの最多降水量480mmに対すると、その半分の雨量が1日に降ったことになる。また、1年間の最多降雨は、平成10年の2033mmであった。

一方、降雨に関する記録を見ると、日、月、年の極値は概ね2000年以前であるのに対し、10分、1時間の降水量に関しては、近年に記録されていることがわかる。また、不安定な大気の状態に起因するゲリラ豪雨と呼ばれる集中豪雨や、線状降水帯による大雨によって全国各地で毎年のように甚大な被害がもたらされており、土砂災害や河川の氾濫が発生し、多くの人的被害が発生している。線状降水帯は、次々と発生した積乱雲により、線状の降水域が数時間にわたりほぼ同じ場所に停滞することで、大雨をもたらし、災害の発生要因となっており、湖南省においても警戒が必要である。

表 信楽観測所における降雨極値一覧表

年次	日降水量 (mm)	日最大降水量 (mm)		月降水量 (mm)		年降水量 (mm)	
		10 分	1 時間	最多	最小	最多	最小
信 楽 観測所	235 (1982/8/1)	27 (2011/7/12)	61.0 (2019/7/23)	489 (2017/10)	7 (1999/2)	2033 (1998)	927 (1994)

出典：気象庁気象統計情報（信楽観測所）

令和4年の月別の降水量および気温のデータについて下表に示す。

月間降水量は、やはり6月～9月の出水期が突出しており、特にこの年は、7月19日の集中豪雨により土砂災害警戒情報が発表され、高齢者等避難を発令した。

表：令和5年（2024年）の降水量および気温のデータ

月	降水量 (mm)			気温 (℃)		
	合計	日最大	最大時間雨量	平均	最高	最低
1	56.0	16.5	6.5	1.5	7.2	-3.7
2	64.0	18.5	6.0	2.6	7.9	-2.2
3	58.5	16.0	3.5	7.8	16.2	0.4
4	143.0	38.0	12.0	11.8	18.8	4.7
5	212.5	86.5	15.0	16.2	22.9	9.7
6	229.0	113.5	22.5	20.4	25.8	15.5
7	111.0	31.0	23.5	25.6	32.1	20.4
8	233.0	114.0	22.0	26.2	31.6	22.1
9	61.0	24.5	24.5	23.8	30.2	19.1
10	93.5	16.5	7.5	13.8	21.2	8.0
11	82.0	25.5	21.0	9.3	16.6	2.9
12	30.0	9.5	4.0	4.4	11.5	-1.4
合計	1373.5					
平均	114.5			13.0	19.7	7.3

第2 社会的要因

1 人口分布

(1) 人口および世帯数

本市の人口は、平成18年に56,501人でピークを迎えた後、人口減少が続き、令和元年にわずかに増加したが、令和5年は、54,447人まで減少している。

本市の人口・世帯数の推移

区 分	世帯数	男	女	人口	増減		1世帯当たりの人数
					数	率	
		人	人	人	人	%	人
平成26年	22,365	28,371	26,579	54,950	62	0.11	2.46
平成27年	22,565	28,376	26,490	54,866	－84	－0.15	2.43
平成28年	22,981	28,564	26,558	55,122	256	0.46	2.40
平成29年	23,166	28,490	26,468	54,958	－164	－0.30	2.37
平成30年	23,602	28,518	26,532	55,050	92	0.17	2.33
令和元年	24,041	28,700	26,549	55,249	199	0.36	2.30
令和2年	24,254	28,579	26,497	55,076	－173	－0.31	2.27
令和3年	24,308	28,342	26,273	54,615	－461	－0.84	2.25
令和4年	24,748	28,441	26,222	54,663	48	0.88	2.21
令和5年	24,969	28,311	26,136	54,447	－216	－0.40	2.18

出典：住民基本台帳（12月1日付）

(2) 年齢階級別人口

令和5年度における本市の外国人を含む年齢階級別人口は、令和2年～令和5年の4年間では、幅広い年齢層で横這いであるものの、70歳以上の高齢人口が増加傾向にある。

年齢階級別人口（外国人含む。）

年 年齢別	2年			3年			4年			5年		
	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数
総 数	28,579	26,497	55,076	28,342	26,273	54,615	28,441	26,222	54,663	28,311	26,136	54,447
0～4	1,173	1,039	2,212	1,069	982	2,051	1,020	951	1,971	943	913	1,856
5～9	1,302	1,224	2,526	1,302	1,231	2,533	1,285	1,174	2,459	1,264	1,146	2,410
10～14	1,347	1,238	2,585	1,352	1,218	2,570	1,356	1,253	2,609	1,329	1,248	2,577
15～19	1,444	1,303	2,747	1,405	1,250	2,655	1,366	1,194	2,560	1,391	1,204	2,595
20～24	1,772	1,395	3,167	1,693	1,341	3,034	1,710	1,346	3,056	1,691	1,324	3,015
25～29	1,737	1,277	3,014	1,701	1,258	2,959	1,751	1,253	3,004	1,697	1,280	2,977
30～34	1,929	1,529	3,458	1,873	1,403	3,276	1,883	1,369	3,252	1,807	1,324	3,131
35～39	1,926	1,623	3,549	1,895	1,627	3,522	1,834	1,605	3,439	1,864	1,564	3,428
40～44	2,034	1,774	3,808	1,984	1,710	3,694	2,006	1,680	3,686	1,972	1,620	3,592
45～49	2,375	1,948	4,323	2,281	1,980	4,261	2,210	1,928	4,138	2,139	1,909	4,048
50～54	1,909	1,678	3,587	2,145	1,770	3,915	2,217	1,801	4,018	2,306	1,813	4,119
55～59	1,676	1,648	3,324	1,643	1,535	3,178	1,699	1,586	3,285	1,745	1,615	3,360
60～64	1,641	1,674	3,315	1,550	1,665	3,215	1,571	1,661	3,232	1,557	1,595	3,152

65～69	1,826	1,822	3,648	1,759	1,777	3,536	1,695	1,680	3,375	1,651	1,667	3,318
70～74	1,940	1,966	3,906	2,023	2,068	4,091	1,966	2,021	3,987	1,856	1,966	3,822
75～79	1,240	1,345	2,585	1,255	1,320	2,575	1,338	1,439	2,777	1,467	1,556	3,023
80以上	1,308	2,014	3,322	1,412	2,138	3,550	1,534	2,281	3,815	1,632	2,392	4,024

資料：湖南省年齢別人口統計表（12月1日付）

（3）高齢人口および外国人人口

本市の高齢人口割合は、滋賀県全体での高齢人口割合よりわずかに低いものの、高齢化の傾向が顕著である。

外国人人口は、平成28年以降増加傾向にあり、令和2年の国勢調査時には3,000名を超えた。

本市における高齢人口および外国人人口の推移

区分 年	高齢人口（65歳以上）			外国人人口		
	人口 (人)	割合 (%)	県割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	県割合 (%)
H 7	4,309	8.4	14.1	1,365	2.6	1.4
H12	5,647	10.5	16.1	1,780	3.3	1.7
H17	7,229	13.2	18.1	2,277	4.1	2.1
H22	8,955	16.4	20.7	1,899	3.4	1.8
H27	11,576	21.3	24.2	1,975	3.6	1.4
R 2	13,387	24.6	25.8	3,083	5.7	2.0

出典：国勢調査結

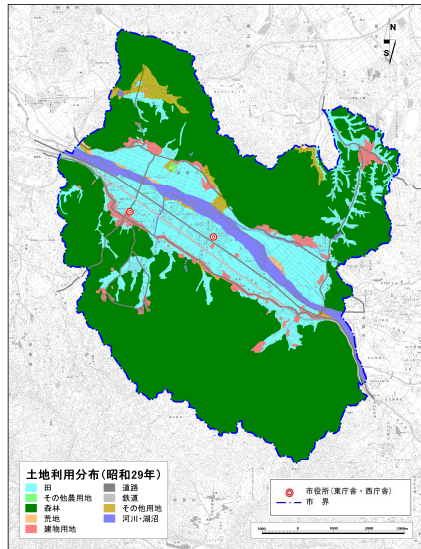
2 土地利用等

（1）土地利用

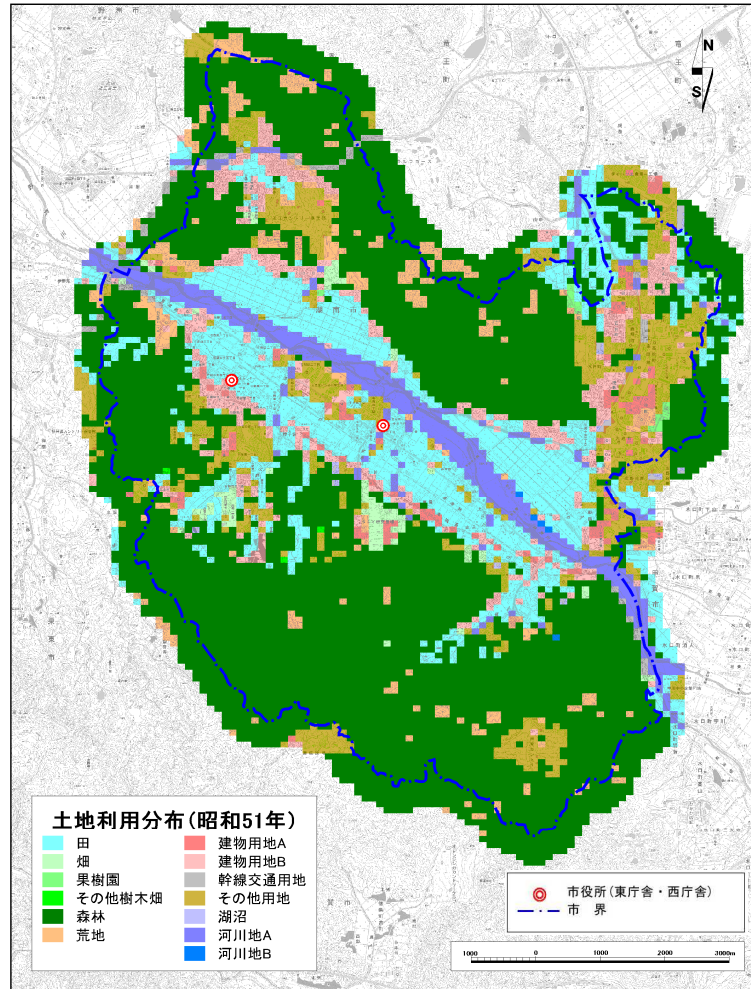
本市の土地利用は野洲川より大きく2分され、南側の平野部では、主要地方道草津伊賀線沿道を中心として市街地が連担している。北部は山裾から丘陵地にかけて、住居系、工業系用途が見られる。また、高規格道路である国道1号が野洲川と併走しており、本市における広域交通軸となっている。

昭和29年～平成21年の土地利用の変遷を見ると、建物用地の増加が顕著である。昭和29年～51年の過程では市の北東部や野洲川左岸などが市街化への変遷途中であったが、平成21年の段階では、特に野洲川沿岸や岩根地区の山際、三雲地区の水田が、数多く建物用地へと変遷している。中でも旧石部町庁舎（現西庁舎）や旧甲西町庁舎（現東庁舎）周辺については、著しい都市化が図られており、30年余りの間に土地利用の形態が大きく変化していることがわかる。

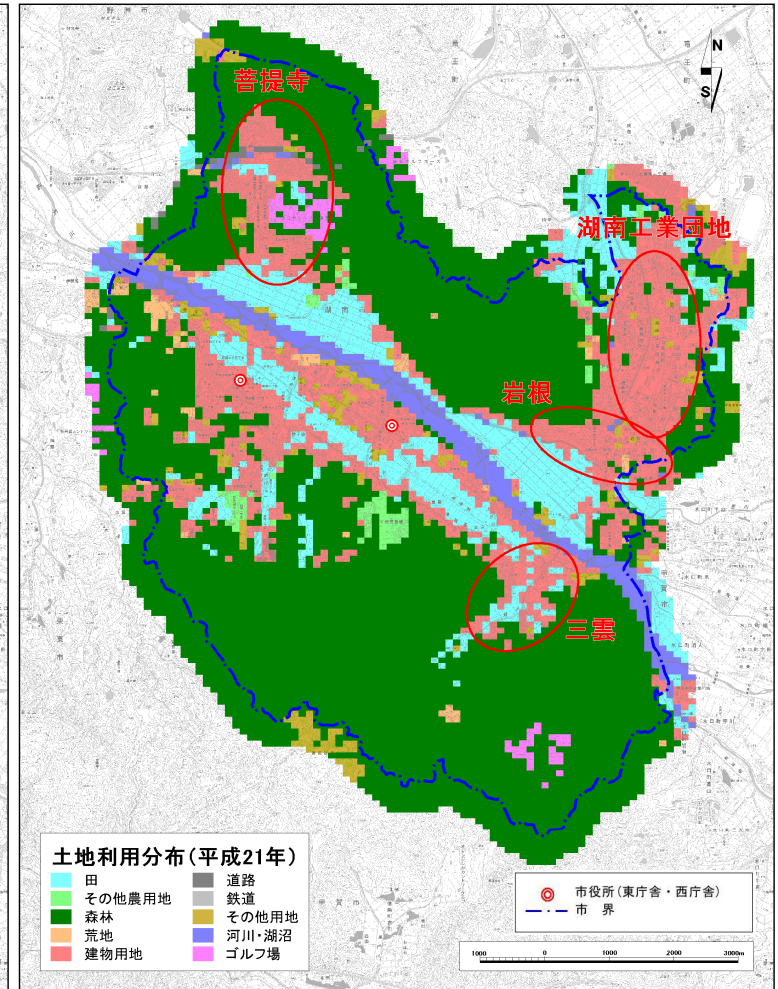
一方、山地部については、市の北西部の菩提寺地区や北東部に位置する湖南工業団地の大規模な宅地造成、工業用地化が図られている。



昭和29年頃
出典：国土地理院1/25,000
地形図(昭和29年)判読



昭和51年頃
出典：国土交通省国土数値情報の土地利用細分メッシュ
(昭和51年)



平成21年頃
出典：国土交通省国土数値情報の土地利用細分メッシュ
(平成21年)

土地利用変遷図

(2) 交通

市の中央を野洲川が流れ、この野洲川に沿って国道1号とJR草津線が東西に走り、石部、甲西、三雲のJR3駅がある。また本市は、名神高速道路栗東ICから東に10km、竜王ICから南に10kmに位置している。

本市の令和3年における自動車保有台数は46,448台であり、総人口(54,615人)に対する所有率は約85%、貨物車、バスおよび特種(殊)自動車を除いた総数を1世帯(24,308世帯)あたりに換算すると、約1.84台/世帯となっている。

自動車保有台数

(単位：台)

年	自 動 車										原動機付 自転車
	総 数	乗 用 車		貨 物 車			バス	特種 (殊) 自動車	軽 自動車	その他	
		普通	小型	普通	小型	被けん引 車					
R 1	45,832	9,863	9,747	2,084	1,429	74	124	698	21,533	280	3,073
R 2	45,835	10,055	9,522	2,127	1,460	87	118	682	20,715	1,069	3,072
R 3	46,448	10,250	9,298	2,135	1,501	93	118	702	21,233	1,118	2,922

資料：近畿運輸局滋賀運輸支局・税務課（令和3年3月31日現在）

鉄道乗客数を見ると、本市内の3駅(石部駅、甲西駅、三雲駅)は、平成28～令和元年度では、甲西駅がやや減少傾向、石部駅、三雲駅はほぼ横ばいで推移している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により全駅減少となった。本市周辺の駅の中では、複数路線が乗り入れる草津駅が約29,000人/日となっており、本市内で最も乗客数が多い甲西駅でも、草津駅の約12分の1の乗客数となっている。

1日当たりの鉄道乗客数

駅名		草津駅	手原駅	石部駅	甲西駅	三雲駅	貴生川駅
一日あたりの乗客数(人)	H28年度	28,854	3,062	1,811	2,454	1,964	4,259
	H29年度	29,591	3,046	1,876	2,410	1,982	4,179
	H30年度	29,632	3,058	1,878	2,355	1,987	4,121
	R元年度	29,569	3,069	1,871	2,318	1,957	4,145
	R2年度	23,947	2,629	1,533	1,923	1,573	3,098

資料：滋賀県統計書(令和2年度まで。)

(3) 市道の状況

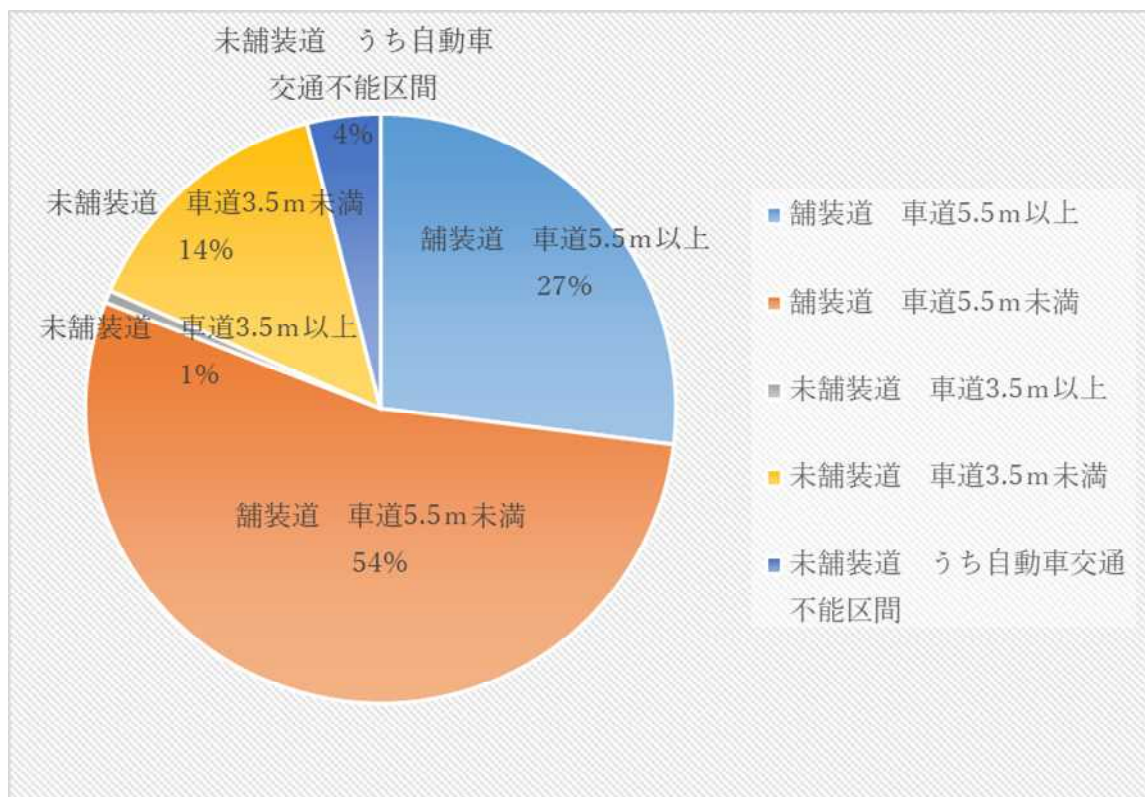
湖南市の路線延長は326,820mとなっており、そのうち約20%は未舗装道路である。舗装道のうち約70%(180,042m)は車道5.5m未満の道路であり、湖南市の実道路延長と比較すると、全体の約73%が片側1車線(車道5.5m未満)の道路(自動車交通不能区間を含む)となっている。

市道の状況

(単位：m)

路線の延長					326,820
路線 の 延長 の 内 訳	供用されている 区間の延長		実 延 長		321,108
			重用延長		4,450
	供用されていない区間の延長				1,262
	実 延 長 の 内 訳	種 類 別 内 訳	道 路 延 長		318,101
			橋 梁	個 数	202
				延 長	2,971
			トンネル	個 数	2
		延 長		36	
		幅員内訳	舗装道	車道 19.5m以上	62
				車道 13.0m以上	242
				車道 5.5m以上	89,937
				車道 5.5m未満	180,042
			未舗装道	車道 5.5m以上	378
				車道 3.5m以上	2,229
車道 3.5m未満				48,218	
うち自動車交通不能区間	13,431				
鉄道（ＪＲ）との交差箇所数					19
路線数					1,345

資料：道路台帳（令和3年3月31日現在）



第8節 風水害の特性

第1 台風に伴う降雨の状況

滋賀県に風水害や土砂災害の被害を与えた台風の一覧を表に示す。なお、表中の観測値については、彦根地方気象台の記録を整理している。

台風は8月～10月に近畿地方に上陸するケースが非常に多く、中でも9月上陸の出現回数が最も多い。そのほか、稀に6月、7月に上陸するケースが見られる。

南方海上で発生する台風の数、年平均25.1個で8月が最も多く、9月、7月および10月がこれに次いでいる。このうち日本に上陸する台風は、年平均3.0個ぐらいで、近畿地方に被害をもたらした台風は、いわゆる210日過ぎの9月中旬から下旬にかけてが最も多く、この頃がもっとも警戒を要する時期である。

台風に伴う暴風・降雨の影響を最もうけたのは伊勢湾台風(昭和34年9月)であり、最大日降水量は195.8mm、最大1時間降水量でも46.9mmに達している。近年では平成25年9月の台風18号に伴う降雨で観測された最大日降水量166.5mmが最も多い。なお、台風18号に伴う降雨では、降り始めの9月15日2時から16日11時までの総雨量が湖南市石部(県所管雨量テレメータ)で413mmを観測した記録的な大雨となった。

表 滋賀県に被害を与えた台風とそのコースおよび滋賀県における最大風速・降水量

年 (西暦)	月	日	台風名と 台風番号	台風のコース	最大風速		最大瞬間風速		気象庁降水量		国交省降水量	
					風速 m/s	風向	風速 m/s	風向	最大 日降水量 (mm)	最大1時間 降水量 (mm)	最大 日降水量 (mm)	最大1時間 降水量 (mm)
S9(1934)	9	21	室戸台風	近畿縦断	31.2	SSE	60.0	—	20.0	—	—	—
S20(1945)	10	9	阿久根台風	日本海北東進	10.8	SW	18.6	SE	42.6	12.9	—	—
S22(1947)	9	14	カスリーン台風	太平洋北東進	11.2	NNW	22.5	NNW	76.7	14.5	—	—
S24(1949)	6	18	デラ台風	日本海北東進	12.8	SE	20.4	SSE	68.3	11.3	—	—
S27(1952)	6	22	ダイナ台風	太平洋沿岸北東進	11.3	NW	17.8	E	102.4	13.6	—	—
S28(1953)	9	22	台風第13号	本州縦断	21.0	N	29.0	N	127.8	27.0	—	—
S33(1958)	9	26	狩野川台風	太平洋沿岸北東進	—	—	—	—	101.8	15.0	—	—
S34(1959)	8	12	台風第7号	本州横断	12.9	N	16.2	WNW	167.7	52.1	—	—
S34(1959)	9	26	伊勢湾台風	近畿縦断	21.9	ESE	36.0	ESE	195.8	46.9	—	—
S36(1961)	9	16	第二室戸台風	近畿縦断	25.7	SSW	38.9	SE	32.1	9.7	—	—
S40(1965)	9	10	台風第23・24・25号	本州縦断	20.0	ESE	36.7	ESE	174.2	34.2	—	—
S51(1976)	9	8	台風第17号	日本海北東進	9.3	SE	19.1	SE	120.0	20.0	—	—
H2(1990)	9	11	台風第19号	本州縦断	16.6	NW	30.1	NE	34.0	10.0	—	—
H6(1994)	9	28	台風第26号	近畿縦断	14.1	E	32.1	E	73.0	12.0	49.0	9.0
H10(1998)	9	20	台風第8・7号	近畿縦断	16.6	WSW	36.6	ESE	69.0	20.0	59.0	10.0
H10(1998)	10	15	台風第10号	瀬戸内横断	14.5	SSE	31.3	SE	114.0	36.0	66.0	12.0
H13(2001)	8	20	台風第11号	太平洋沿岸北東進	9.4	WNW	18.6	NE	115.0	19.0	80.0	20.0
H15(2003)	8	7	台風第10号	本州縦断	14.5	SE	31.4	SE	45.0	15.0	64.0	15.0
H16(2004)	7	29	台風第10・11号	近畿縦断	9.4	ESE	22.3	SE	41.0	12.0	59.0	14.0
H16(2004)	9	25	台風第21号	本州縦断	12.4	NNW	23.1	NNW	94.0	20.0	—	—
H16(2004)	10	18	台風第23号	近畿横断	15.0	NNW	28.5	ESE	81.0	15.0	114.0	18.0
H21(2009)	10	6	台風第18号	本州縦断	15.5	NNW	23.8	NNW	91.0	26.5	60.0	15.0
H23(2011)	8	30	台風第12号	瀬戸内横断	15.9	SE	34.0	SE	127.5	23.5	90.0	20.0
H23(2011)	9	15	台風第15号	本州縦断	13.5	NNW	19.4	NE	23.5	11.0	16.0	7.0
H25(2013)	9	15～16	台風第18号	本州縦断	12.7	N	24.4	NNE	165.5	52.5	129.0	44.0

出典 気象庁ホームページ「災害をもたらした気象事例」および「滋賀県災害誌」

注1) 気象庁の台風統計資料は1945年以降からであるため、室戸台風の記録は参考

注2) 気象庁降水量データは、1975年までは彦根、1978年以降は信楽のデータを使用

注3) 国交省降水量データは、2007年までは東寺、2008年以降は蒲生のデータを使用

第2 梅雨前線等に伴う降雨状況

滋賀県に被害を与えた梅雨前線等に伴う大雨の記録を表に示す（表中の観測値は、1975年までは彦根地方気象台、1976年以降は信楽雨量観測所の記録）。

このうち、本市に被害を与えた降雨は、1953年（昭和28年）8月の集中豪雨と1961年（昭和36年）6月の梅雨前線に伴う大雨である。

6月～7月の梅雨前線に伴う大雨が最も多く、まれに9月、10月の秋雨前線の影響も観測されている。最大日降水量は、最大では235mm（信楽－昭和57年8月）が観測されている。また1時間雨量については、令和元年7月の61.0mmが最大であり、近年発生していることがわかる。

表 滋賀県に被害を与えた大雨の記録

年	月	日	気象現象	総降水量	最大日降水量		最大1時間降水量		最大降水量	
					mm	日	mm	日	日	時間
1948	9	11-12	低気圧	55.7	47.7	12	23.8	12	-	-
1951	7	7-17	低気圧と梅雨前線	293.6	69.6	15	27.9	9	-	-
1952	7	10-12	梅雨前線	113.9	82.9	11	25.5	11	-	-
1953	7	16-25	南紀豪雨	231.7	70.1	19	28.6	19	-	-
1953	8	11-15	南山城の大雨	86.5	37.0	15	30.6	12	-	-
1961	6	24-7/5	昭和36年梅雨前線豪雨	413.9	105.0	26	20.3	28	-	-
1961	10	25-28	秋雨前線	102.1	80.6	27	17.5	27	-	-
1962	7	1-8	梅雨前線による大雨	162.2	54.8	4	16.4	5	-	-
1967	7	8-9	昭和42年7月豪雨	121.9	114.7	9	33.8	9	-	-
1972	7	3-13	昭和47年7月豪雨	281.0	74.0	12	20.0	11	-	-
1974	5	29-8/1	梅雨前線	543.5	107.5	7/25	26.5	6/18	-	-
1982	7	1-8/31	昭和57年7月豪雨	677.0	235.0	8/1	35.0	8/8	-	-
1989	6	8-7/18	梅雨前線	308.0	45.0	6/9	24.0	7/10	-	-
1989	8	31-9/16	前線、低気圧	264.0	100.0	9/6	44.0	9/6	-	-
1990	6	2-7/22	梅雨前線	271.0	50.0	7/3	15.0	6/16	-	-
1991	6	2-8/8	梅雨前線	522.0	73.0	6/2	17.0	6/29	62.5	26.5
1993	5	13-7/25	梅雨前線	626.0	97.0	6/30	21.0	6/30	38.0	17.0
1993	7	31-8/29	梅雨前線	316.0	90.0	8/3	22.0	8/3	83.5	21.5
1995	6	30-7/22	梅雨前線	447.0	97.0	7/4	31.0	7/4	107.5	33.5
1997	7	1-17	梅雨前線、低気圧	244.0	51.0	10	20.0	9	77.0	25.0
1998	10	15-18	前線	185.0	114.0	16	36.0	16	66.0	12.0
1999	6	23-7/3	梅雨前線、低気圧	253.0	61.0	6/29	30.0	6/27	62.0	33.0
2000	9	8-17	停滞前線	207.0	140.0	11	16.0	15	139.0	12.0
2002	7	9-10	梅雨前線	91.0	81.0	10	22.0	10	66.0	17.0
2004	9	25-30	秋雨前線	116.0	94.0	29	20.0	29	73.0	14.0
2005	7	1-6	梅雨前線による大雨	150.0	41.0	4	16.0	4	64.0	18.0
2006	7	15-24	平成18年7月豪雨	287.0	64.0	19	19.0	19	73.0	21.0
2007	7	1-17	梅雨前線による大雨と暴風	255.0	75.0	14	15.0	10	75.0	13.0
2009	7	19-26	平成21年7月中国・九州北部豪雨	161.5	67.5	19	37.0	19	31.0	20.0
2010	7	12-16	梅雨前線による大雨	169.5	60.5	15	46.5	15	61.0	30.0
2012	8	13-14	前線による大雨	144.0	105.5	14	26.5	14	38.0	7.0

出典：気象庁ホームページ「災害をもたらした気象事例」

滋賀県災害誌

注1) 最右列の最大降水量記録は、2007年まで東寺、2008年以降は蒲生雨量観測所の値を使用した（欠測を除く）。

《参考資料3-1 県内の過去の主な災害》

第3 風水害の履歴

本市における風水害による災害履歴について以下に示す。

1 台風災害

滋賀県周辺を経路とする台風は、概ね以下の3タイプに分類できる。

(1) 北東進型

滋賀県を直撃する経路タイプで、県の西方を北東進する大型台風（室戸台風、ジェーン台風、第2室戸台風、平成30年台風第21号）は暴風を、東方を北東進する台風（昭和28年台風第13号、伊勢湾台風、平成25年台風第18号など）は豪雨をもたらす。

(2) 北西進型

盛夏期に多い雨台風で、弱いものでも接近すれば大きな被害をもたらす。

(3) 北上型

一般に雨台風で、接近の度合いによっては風も強い。

台風による被害は、風と降雨およびその両者の相互作用によって非常に大きくなる。

2 豪雨災害（台風によるものを除く。）

台風以外の豪雨は、前線の活動や低気圧がもたらすものが多く、まれに単独の雷雨から発生することがある。なお集中豪雨とは、前線や雷雲などによって局地的に大雨が降る現象をいい、台風や低気圧などといった比較的広範囲な雨とは区別されるものである。

これらの豪雨は、梅雨末期の6月下旬から台風期の10月上旬にかけての夜明け前と夕方によくみられる。地域的には県南西部から東北部にかけて、雨量が比較的多い。

湖南市の位置する甲賀地域では低気圧や前線の通過に伴う集中豪雨はあまりみられず、台風による地域性降雨による大雨が多くなっており、家屋の床下浸水や農業用施設の被災といった被害が出ている。

また、近年は、線状降水帯の発生に伴う大雨により全国各地で毎年のように甚大な被害がもたらされている。平成26年8月豪雨、平成27年9月関東・東北豪雨、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨では、河川の氾濫や土砂災害により多くの人的被害が発生した。線状降水帯は、次々と発生した積乱雲により、線状の降水域が数時間にわたりほぼ同じ場所に停滞することで大雨をもたらすものであり、湖南市においても警戒が必要である。

なお、滋賀県に被害をもたらした主な大雨は、参考資料に掲げるとおりである。

《参考資料3-1 県内の過去の主な災害》

3 大雪災害

滋賀県北部は、全国でも有数の多雪地帯であるが、本市の位置する県南部では、積雪量は多くないものの、気候の変動により本市においても、積雪により交通に支障をきたすことがある。

したがって建築物の倒壊や雪崩といった大きな災害が起こることはまずないと言えるが、鉄道の遅延・運休や国道の凍結による渋滞など交通障害はあり得るので、その際の対応、特に帰宅困難者等の対応については検討しておく必要がある。

最も近傍の積雪観測所である彦根地方気象台の積雪状況を以下に示す。

表 彦根地方気象台の積雪状況

項目 年	降雪合計	最大日降雪	最深積雪
2011 年	105	26	35
2012 年	127	41	47
2013 年	102	16	17
2014 年	63	17	16
2015 年	101	19	29
2016 年	52	32	31
2017 年	156	37	60
2018 年	83	22	42
2019 年	15	7	7
2020 年	9	9	8
2021 年	66	33	35
2022 年	209	57	73
2023 年	37	23 日	24

出典：気象庁気象統計情報（彦根地方気象台）

第4 土砂災害の履歴

本市では、梅雨前線や台風等が伴った大雨による土砂災害の被害を受けてきた。例えば、1756年（宝暦6年）9月の妙感寺流れ（土石流）や、昭和28年9月の台風13号の際の岩根小学校北側の谷に発生した土石流などは、大規模なものであった。したがって、大雨に対する警戒は引き続き必要である。

本市の主要な河川には、天井川を形成しているもの、河積の狭小なもの、護岸が老朽化しているものがある。また、老朽化した溜め池もある。

本市における主な土砂災害は、次表の通りである。

表 本市における過去の主な土砂災害

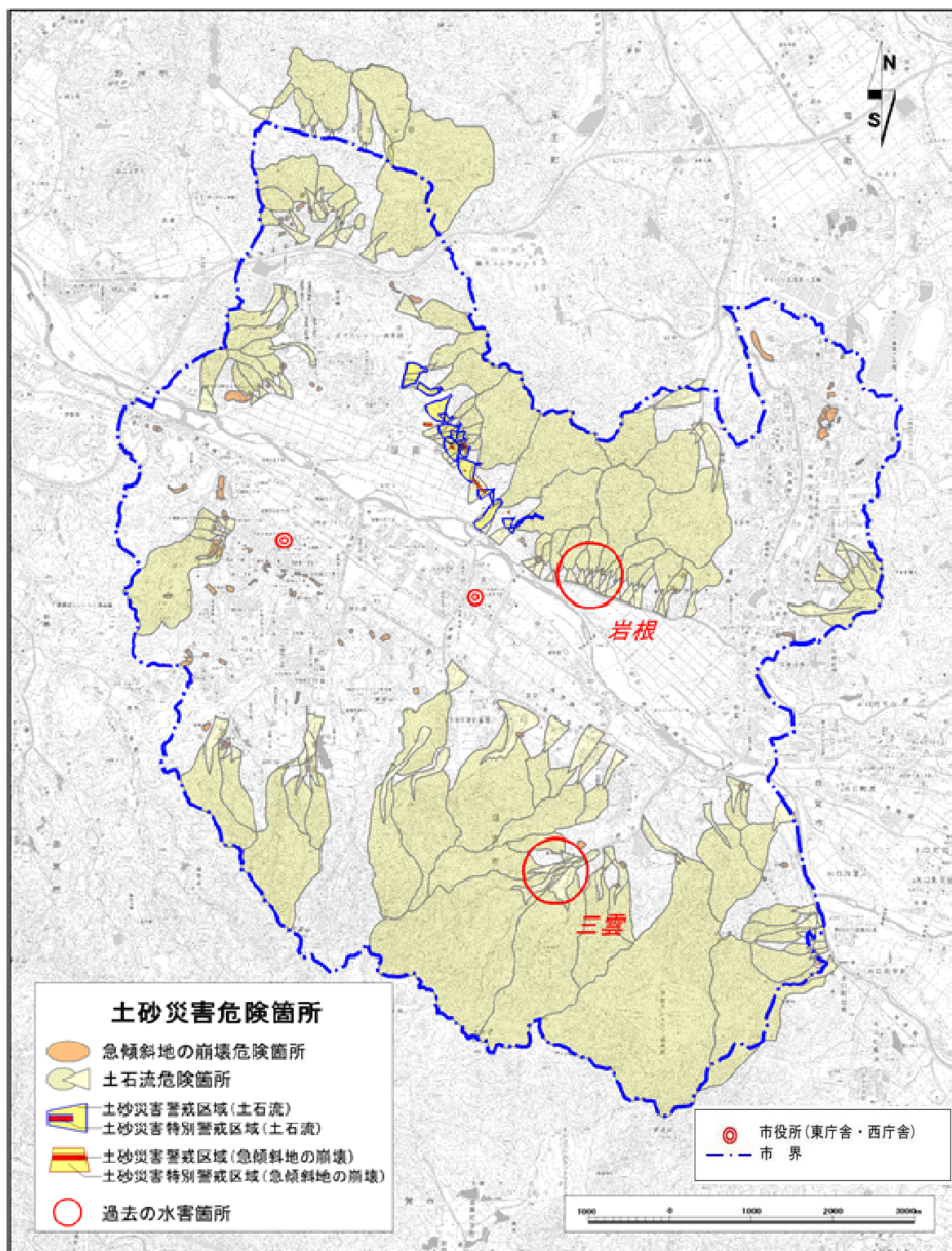
災害名	発生日	場所	災害内容
妙感寺流れ※ ¹	宝暦6年 (1756年)	三雲	旧暦9月16日（新暦10月9日）、霖雨のため、山の東端が崩壊し、民家57戸を埋没し、男41人、女53人、牛28頭が圧死、田畑を流出した。
昭和28年山津波※ ²	昭和28年 (1953年)	岩根	昭和28年9月25日、岩根小学校は、本土を襲った13号台風による山津波（運動場北部山地に源を発する）によって、校舎内外に大被害を被った。

※¹ 甲西町誌、砂防滋賀2012.8（滋賀県砂防協会発行）

※² 甲西町誌

第5 土砂災害危険箇所図および洪水ハザードマップ

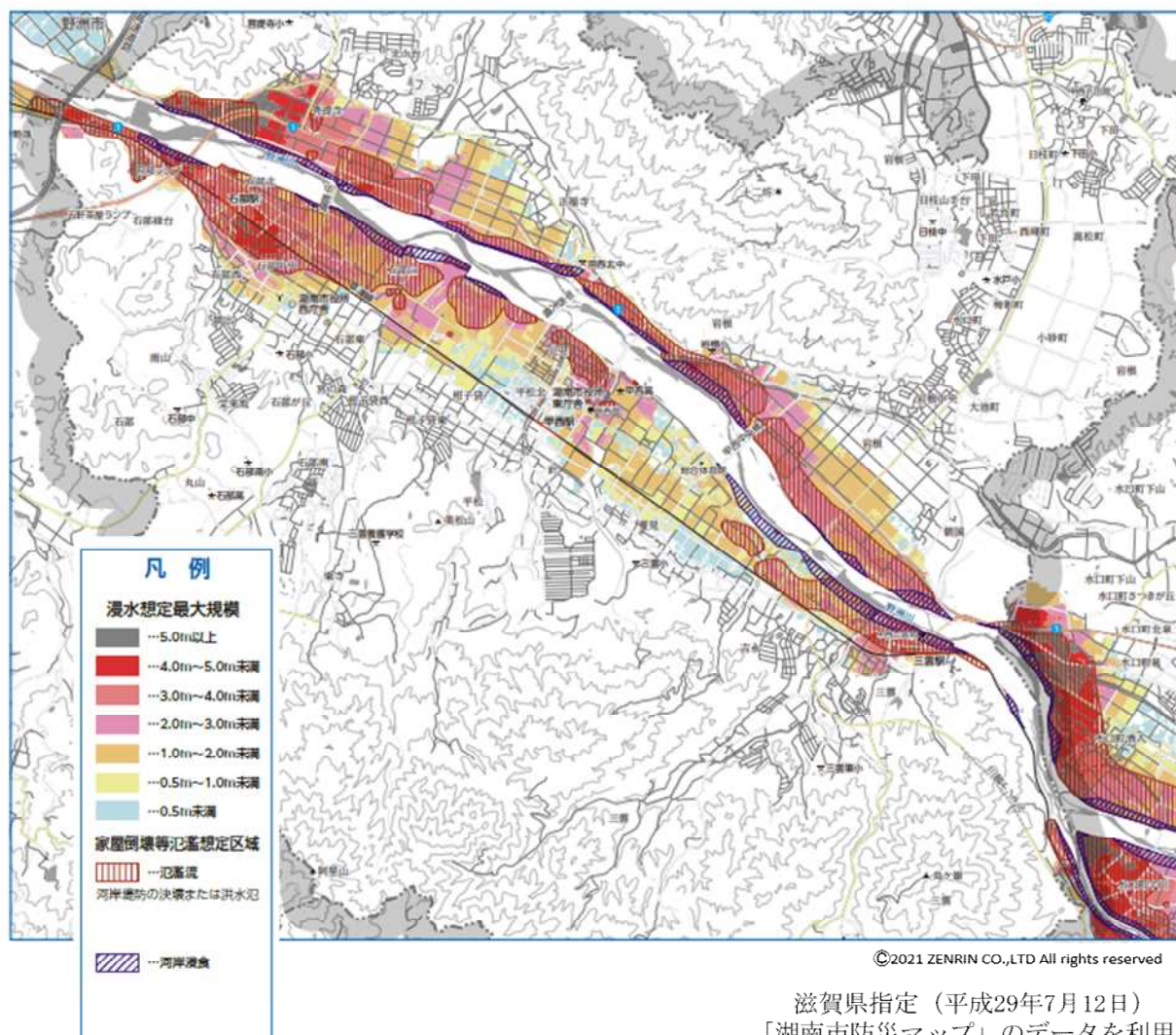
土石流危険渓流や山腹崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域などを示した土砂災害危険箇所図および洪水ハザードマップを次に示す。



出典：国土交通省国土数値情報の土砂災害危険箇所(平成22年)
湖南省土砂災害ハザードマップ作成業務報告書(平成24年3月)

図 土砂災害危険箇所位置図

湖南省浸水想定最大規模（野洲川）



この地図は、野洲川が大雨によって増水し、堤防が決壊した場合の浸水予測結果に基づいて、浸水の範囲とその深さなどを明示したもので、大雨の規模は、想定最大規模（24時間総雨量663mm）を想定しています。

第 2 編 災害予防計画

第1章 災害種別予防計画

第1節 水害予防計画

■関係機関

土木建設課 農林振興課

第1 河川対策

1 計画の方針

本市の河川は、野洲川とその支流や祖父川等で構成されており、水源山地の地質的条件から天井川を形成しているもの、河積が狭小なもの等、豪雨時には決壊や洪水の危険性が高い河川もあり、これらの河川の安全度を高めるため、施設管理者と連携して河川改修の推進を図る災害予防に万全を期するものとする。

2 現況

本市の主要な河川は、野洲川をはじめ24の河川があるが、天井川であること、河積が狭小であること、また護岸の老朽化等の危険箇所がある12の河川で重要水防区域の指定を受けている。降雨時には水害が起こる危険性があるため、水防施設、器材等の充実を図るとともに施設管理者と連携して、危険箇所の監視体制を強化する必要がある。

3 事業計画

(1) 河川改修計画

河川の整備は、護岸の改修事業や天井川の平地化事業など都市基盤整備事業とあわせて、国、県と連携して以下を重点として整備を進める。

ア 天井川は極力河床を下げて平地河川とし、その安全度を高める。

イ 河川が隣接しているものは、できるかぎり河川を整理統合して改良する。

ウ 河積の小さい河川については、適切な内水排除を行うように努める。

(2) 浸水想定区域の周知

市は、浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法および避難場所等を示したハザードマップ等を作成し、周辺住民への周知を推進する。

特に浸水想定区域内の要配慮者関連施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報等の伝達体制を強化する。

《参考資料8-3 重要水防区域一覧》

第2 ため池、農業用河川工作物対策

1 計画の方針

市内には、農業用水確保のため、ため池や河川工作物が数多くあり、特にため池においては築造された年代が古く年々老朽の傾向にある。順次補強事業を実施するとともに管理および保全指導等の徹底を期し、災害発生の未然防止と民生の安定を図る。

2 現況

(1) ため池

市内のため池は、参考資料に掲げるとおりであるが、築造された年代が不明であり年々老朽化の傾向にある。過去に改修事業も実施されてきたが、防災上十分なものではない。最近における流域の開発や土地利用の変化等に伴う流出量の増加ならびに農業人口の減少や高齢化等による管理体制の弱体化などにより危険にさらされる箇所も多く、ひとたび決壊すれば、その被害は農業関係にとどまらず人命、家屋、公共施設等に及ぶおそれがある。

このため危険なため池等については、改修補強を強力に推進し、災害発生の未然防止と民生の安定を図る必要がある。

《参考資料3-2 農業用ため池一覧》

(2) 河川工作物

市内の主な樋門、堰は、次のとおりである。

河川名	名 称	位 置	管 理 者	操作担当者	構 造
思 川	思 川	花 園	野洲川土地改良区	正福寺区長	ゴム製
野洲川	夏 見	吉 永	野洲川土地改良区	同 左	コンクリート
野洲川	柑子袋	中 央	野洲川土地改良区	同 左	コンクリート
野洲川	石部頭首工	菩提寺	野洲川土地改良区	同 左	ゴム製
村 井	村井樋門	柑子袋	石部財産管理委員会	石部水利委員	スルースゲート

3 管理および保全

(1) ため池

ため池の管理者は、通常時および多雨、出水時のため池の管理について次のとおり行い災害防止に努めるものとする。

- ア 巡視による異常の早期発見
- イ 草刈りの励行
- ウ 斜樋、底樋の排水態勢の点検整備
- エ 堤体の応急補強
- オ 余水吐および下流放水路の障害物除去
- カ 不用貯水の排除および事前放流

(2) 河川工作物

- ア 樋門、堰の責任者、管理受託者、操作責任者は、樋門、堰等の施設の点検を行い、特に取水期中は厳重に注意し、操作の安全に努めるものとする。
- イ 用排水路については、しゅんせつ、除草、障害物の除去、破損箇所の修理に努め、水路付帯施設等の整備点検、操作を確実に行うものとする。

第2節 土砂災害対策

■関係機関

土木建設課 住宅課 都市政策課 農林振興課

第1 地すべり対策の推進

1 計画の方針

地すべりによる被害を除去し、または軽減するために、地すべり等防止法に基づき、地すべり防止区域の指定を県に要請し、区域内での行為の制限および地すべり防止工事を実施する。

2 現況

本市の地すべり危険地区は、参考資料に掲げるとおりであるが、市は県と協力して、地すべり危険地区の点検の際に、地すべり活動を示す様々な兆候を事前に把握する。

〈地すべりの前兆〉

- 1 斜面に段差が出来たり、き裂が生じる。
- 2 凹地が出来たり、湿地が生じる。
- 3 地下水の濁り、増加、変動等
- 4 雨量の増加等に発生しやすい。

《参考資料3-3 地すべり危険地区一覧》

第2 土石流対策

1 計画の方針

荒廃した山地、溪流からの土砂流出、大雨等による土石流等の災害から住民の生命と財産を守るため、「砂防法」に基づく砂防指定地における特定行為の禁止・制限をする他、次の事業を促進する。

- (1) 荒廃山腹の土砂の生産を抑制するための山腹工事
- (2) 上流山地より流出する土砂を調整し、山脚の固定を図る砂防ダム工事
- (3) 溪流の河床安定を図る縦横浸食防止するための床固工事、護岸工事
- (4) 天井川となった河川の切り下げにより、洪水時の災害から人家、耕地を守る護岸工事
- (5) 土石流発生危険溪流における総合土石流対策

2 現況

本市の地質は、主に秩父古生層、花崗岩地帯のため、台風等の異常降雨時に崩壊しやすい。このため本市では主として山地・丘陵地で砂防設備を要する土地または治水上砂

防のために行為制限をすべき土地は砂防指定地に指定され、種々の砂防工事が施工されており、今後も砂防設備の整備を促進していく。

3 事業計画

(1) 砂防事業

土石流対策として、溪流に砂防堰堤工、床固工、流路工等を計画的に施工し、避難行動要支援者対策などについて対応を推進していく。

(2) 総合土石流対策

- ア 土石流に対応するための砂防工事の推進
- イ 土石流危険溪流の周知
- ウ 警戒避難体制の確立
- エ 情報の収集、伝達および防災意識の普及

4 警戒

市は、土石流危険溪流区域住民との連絡体制を確立し、以下に係る状況把握および警戒にあたる。

- (1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- (2) 溪流が急激に濁り出した場合や流木等が混じり始めた場合
- (3) 継続的な降雨にも関わらず溪流の水位が急に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため）
- (4) 溪流の水位が降雨量の減少にも関わらず低下しない場合
- (5) 溪流付近の斜面において、落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

5 避難体制の確立

- (1) 避難方法については、平時から自主防災組織（区、自治会）を通じて周知する。
- (2) 避難場所については、安全性、近接性、収容性を考慮して指定し、地区ごとに避難体制を確立する。

《参考資料3-4 土石流危険溪流一覧》

第3 急傾斜地の崩落対策

1 計画の方針

急傾斜地の崩壊から住民の生命と財産を保護するため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下、急傾斜地法という。）」に基づき、急傾斜地の傾斜地の崩壊危険区域における特定行為の制限および急傾斜地の崩壊を防止する措置を講じる。

2 現況

市内には台風、集中豪雨により崩壊するおそれのある急傾地（角度30°以上で高さ5m以上のがけ）として指定されている急傾斜地崩壊危険区域が24箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が92箇所ある。今後、これらを含めた総合的な調査を実施し、現地調査および地元意見聴取等のうえ緊急なものから指定および崩壊防止工事の実施について県に要請するものとする。

《参考資料3-5 急傾斜地崩壊危険区域一覧》

《参考資料3-6 急傾斜地崩壊危険箇所一覧》

3 市の事業計画

- (1) 未指定危険箇所の調査と周辺住民への危険箇所の周知
- (2) 自主防災組織の協力を得た避難計画の整備
- (3) 県事業への協力

- ・ 県事業計画
《補助急傾斜地崩壊対策事業》
 - (1) 急傾斜地の高さが10m以上であること
 - (2) 移転適地がないこと
 - (3) 人家おおむね10戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

- (4) 市が行う必要箇所における急傾斜地崩壊対策事業の速やかな実施

- 《急傾斜地崩壊対策事業》
 - (1) 急傾斜地の高さが5m以上であること
 - (2) 移転適地がないこと
 - (3) 人家おおむね5戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれがあり、緊急を要すること
 - (4) 急傾斜地崩壊危険区域の土地所有者等が事業に要する経費を負担することが著しく困難であること
 - (5) (1) から(4)のほか知事が特に必要と認めたもの

4 警戒

市は、必要に応じたパトロールの実施、付近住民からの危険兆候の連絡体制の確立、関係機関等との連携・連絡強化など、危険箇所の警戒対策を行う。

5 避難体制の確立

- (1) 避難方法の周知

避難方法の周知については、平時から自主防災組織等を通じて住民に周知する。

- (2) 避難場所の指定と周知

避難場所は、安全性、近接性、機能性、収容性を考慮して指定し、避難体制を地区ごとに確立する。

第4 土砂災害警戒区域等における対策

1 計画の方針

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、知事により警戒区域の指定を受けた区域については、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集および伝達、避難救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な避難体制が行われるために必要な事項について住民への周知に努める。

なお、災害防止の観点から、森林法により土砂流出防備のため保安林として指定されている区域、地すべり防止区域、降水や出水によるがけ崩れや水害等の被害が想定される区域、土砂災害防止法に基づき土砂災害特別警戒区域に指定された区域等については、市街化を抑制する。

2 現況

令和3年2月現在、市域における土砂災害警戒区域は、土石流は142箇所、急傾斜地の崩壊は149箇所である。そのうち、特別警戒区域と指定されているのは、土石流は80箇所、急傾斜地の崩壊は129箇所である。

《参考資料3-8 土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域一覧》

3 事業計画

(1) 土砂災害予防対策

土砂災害を予防するために砂防事業を推進するだけでなく、下記の取り組みを実施する。

ア 住民への周知

土石流危険渓流を住民へ周知し、自主防災意識の啓発を図るため、防災パンフレットの配布等を通じて積極的な情報の提供に努める。

イ 警戒避難体制の確立

市は、土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発令、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

特に、要配慮者等の防災上配慮の必要な者が利用する施設がある場合、市や関係機関が連携し、当該施設に対して土砂災害に関する情報、予報および警報を提供する仕組みを構築する。

ウ 防災パトロール

災害危険箇所に対し関係機関との調整を行い、防災パトロールを強化する。

エ 事前措置の対象物の改善

災害時に事前措置の対象になると予想されるものについては、その占有者・所有者または管理者に対し、その旨を通知し、改善の指導を行う。

オ 被害想定調査と対策検討

各種要因に基づく被害を想定し、これに対する諸対策を検討する。

(2) 危険箇所の周知

市は、危険箇所について、表示、広報、ハザードマップ等の配布等により関係住民への周知に努める。

(3) 避難体制の確立

避難方法については、平時から自主防災組織を通じて住民に周知するとともに、避難場所については、土石流、がけ崩れ、地すべり等によって被害を受けるおそれのない場所を選定し、保全対象人家等からできる限り近距離にあることなどを考慮し、地

区ごとに避難体制を確立する。

《参考資料3-9 土砂災害警戒区域に係る要配慮者関連施設一覧》

第5 治山（山地災害）対策

1 計画の方針

森林区域における開発行為については、山地での起伏や傾斜をはじめ、地形条件等により土砂崩れ等の災害の危険性が予想されるため、森林法の規定に基づく林地開発許可制度等による規制および適切な指導を行う。

一方で、特に保全すべき森林については保安林の指定を進めるとともに、荒廃している保全林の復旧や土砂の流出を防止して、森林の保全を図るため、山地災害危険地を中心に復旧治山事業や予防治山事業等の保安施設事業を推進するほか、人家の裏山等、直撃型の災害に対しては、林地崩壊防止事業等の推進を図る。

また、山林作業の用途のほか山間地域住民の日常生活道路として、また災害時における資材運搬道路としての林道については、災害時に早期に災害箇所を復旧させる。

2 現況

本市は、山林が全土地面積の5割強を占めており、このため人命財産等に直接被害を及ぼすと思われる山地災害の危険地が参考資料に掲げるとおり数多く存在する。

《参考資料3-7 山地災害危険地（山腹・溪流）一覧》

3 事業計画

崩壊地や荒廃溪流等の山地災害危険地について、土留工や治山ダム等の施設を適切に配置し、山腹崩壊や土砂の流出による被害防止を図る。また崩壊土砂流出の危険のある荒廃溪流に対しては堰堤工（谷止工、床固工）等を施工して溪流侵食防止により、溪床の安定、山脚の固定および土砂の流出の抑止・調節を図るとともに、既設工作物の点検を実施して亀裂や洗掘部の補修を早急に実施する。

また、人家周辺の小規模崩壊等については、林地崩壊防止事業、災害関連山地災害危険地区対策事業、県単独治山事業等によって対処していく。

4 警戒

市は、必要に応じたパトロールの実施、付近住民からの危険兆候の連絡体制の確立、関係機関等との連携・連絡強化など、危険箇所の警戒対策を行う。

5 避難体制の確立

（1）避難方法の周知

避難の際には崩壊に直角方向に避難する。

（2）避難場所の指定と周知

避難場所は、安全性、近接性、機能性、収容性を考慮して指定し、避難体制を確立したうえで住民に周知をする。

第6 造林対策

森林のもつ市土の保全や水資源のかん養などの公益的機能の維持増進と木材資源の保続培養を図るために造林事業を推進する。

また、市は、私有林をはじめ、公有林についても人工林の保育管理を積極的に指導推進する。

第7 宅地防災対策

広範な都市化現象の進行による宅地需要の拡大に伴い、丘陵地や山麓部における宅地開発が増加しており、崖崩れや土砂の流出等の災害が予想されるため、このような開発行為に対して都市計画法に基づく開発許可制度によって、良好な宅地開発を指導する。また、宅地災害を未然に防ぐために宅地防災月間を定め啓発に努める。

1 宅地防災月間

「宅地防災月間」を定め、梅雨期および台風期に備え住民および事業者に注意を促し、必要な防災対策を行うよう指導することにより、安全な宅地を確保し災害のないまちづくりに寄与する。

(1) 宅地防災月間

5月1日～5月31日、9月1日～9月30日

(2) 活動内容

- ア 防災パトロールの実施
- イ 標識の設置
- ウ ポスターの掲示等

2 がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等（土石流および地すべりを含む。）の災害から住民の生命、財産を守るため、危険区域（建築基準条例により建築を制限している区域）に存在する既存の不適合住宅の移転を促進するために、市は、国、県と協力して、移転について指導を行う。

第8 地籍調査事業の推進

1 計画方針

河川の氾濫や土砂災害などで従前の土地境界が分からなくなった場合、迅速な復旧、復興対策ができるよう土地の境界を復元可能な座標値でデータ化する地籍調査を推進する。

2 現況

地籍調査は国土調査法に基づき一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、面積を調査・測量し、その成果を登記所に送付するもの。

3 事業計画

（地籍調査事業補助金）事業主体 市、負担割合 国1/2 県1/4 市1/4

第3節 雪害対策

■関係機関

土木建設課 農林振興課

第1 計画の方針

雪害対策は、冬期において交通障害を除去し交通の確保を図ることにより、その効果を期し産業経済の停滞防止と住民生活の安定を図る。

第2 除雪路線および実施区域の分担

市内の主要路線の除雪については、毎年道路雪害計画を作成する。

第3 除雪機械の整備

豪雪または緊急除雪を要する場合に備え、市内の建設業者等から除雪資機材等の協力を得られるように、協定等を締結しておくものとする。

《参考資料2-3 市内建設業者およびコンサル一覧》

第4 凍結害防止対策

市内の道路において交通の確保が特に必要な場合で、凍雪害防止対策を要する道路について、凍結防止剤等の散布措置を講じる。

第2章 災害に強い地域防災基盤の整備

第4節 電気通信施設の整備等

■関係機関

危機管理・防災課 西日本電信電話株式会社

第1 計画の方針

電気通信設備の災害による障害発生を未然に防止するとともに、災害による障害が発生した場合における電気通信設備および回線の復旧を迅速かつ的確に行うための予防措置の万全を期するものとする。

第2 一般通信施設（西日本電信電話株式会社滋賀支店）

電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また災害による故障が発生した場合において電気通信施設または回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、遠隔地市町の通信途絶の防止等、通信サービス確保を図るため西日本電信電話株式会社の実施する一般通信施設予防計画について定める。

1 電気通信設備等の防災計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を行い万全を期している。

- (1) 豪雨、洪水等のおそれがある地域の電気通信設備等について極力耐水構造化を行う。
- (2) 暴風または豪雪のおそれがある地域の電気通信設備等について耐風または耐雪構造化を行う。
- (3) 主要な電気通信設備が設置されている局舎、建物については耐火構造化を行う。
- (4) 主要な電気通信設備の予備電源設備を設備する。

2 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施または計画するものとする。

- (1) 主要市町間の各ルートの伝送路を整備する。
- (2) 主要区間の伝送路について、有線および無線による2ルート化を実施する。
- (3) 災害対策機関等の通信を確保する。

3 回線の応急措置計画

災害が発生した場合において迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ、次の措置計画を定め、万全を期すものとする。

- (1) 回線の切替措置方法
- (2) 二中継順路の臨時変更（う回路変更を含む。）発信規制措置等の臨時そ通措置方法
- (3) 移動無線機および移動無線車の発動ならびに運用方法
- (4) 災害対策用電話回線の作成

4 孤立化防止対策計画

災害の発生で、県下の遠隔地市町との通信途絶により孤立化するおそれがある場合、災害対策用無線装置の整備充実を図る。

5 実施状況

電気通信設備の防災計画、回線の非常措置計画および孤立化防止対策計画についてはほぼ実施済みであり、伝送路の整備計画についても、一部の遠隔地を除いてほぼ実施済みである。

第5節 建造物災害予防対策

■関係機関

危機管理・防災課 土木建設課 教育委員会

第1 計画の方針

近年の著しい都市化現象は市街地の高密度化を促した。この結果建造物は高層化、大型化し、その用途や設備が多様化しているので、災害時には人身事故につながる事が予想される。このため建造物防災対策事業等を計画実施し、建造物自体の災害による事故の発生を防止する。

第2 公共施設の災害予防対策

1 防災中枢拠点施設・設備の整備

市役所、石部防災センターは防災中枢拠点として位置づけ、災害時に中枢拠点として機能させるために必要となる通信設備のバックアップシステムの整備や市役所庁舎の耐震対策を行う。

また、こなんウルトラパワーの活用、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動自動車（EV・PHEV等）、自然エネルギー発電設備および自家発電設備等の既存の商用電力に依拠しないエネルギーの供給システムを整備し、更に、蓄電池の整備を行うことで、昼夜を問わず、十分な期間の電力を賄うことができるよう整備を図る。

2 防災重要建築物の指定

災害対策は迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示および安全な避難場所の確保が要求されることから、これらの活動を円滑に進めるため、「防災重要建築物」を指定し、各施設の崩壊防止等に努める。

第3 教育施設等の防災性の強化

学校教育施設は人員収容能力が大きく、十分なオープンスペースを有しており、防災上特に重要である。市は、教育施設における防災対策の重要性の周知徹底と防災性の強化を促進するため、次のような対策を図るものとする。

- 1 学校建物の新設、増設、改築等に当たっては、安全性確保のため、耐火・耐水の鉄筋コンクリート造りとする。
- 2 新設または全面移転改築に伴う建物敷地の選定に当たっては、水害などによる不同沈下、陥没、浸水などの被害防止のため、慎重な地盤調査を実施する。
- 3 老朽非木造建物の改築を実施する。

第4 住民に対する防災知識の向上、普及のための対策等

空気乾燥による火災発生危険時期（春・秋）および台風期において、住民に対して建築物の災害予防の知識の普及徹底を図るため、関係機関との連携のうえ、次の対策を講じる。

（1）ポスターの掲示

駅、まちづくりセンター、公共施設など人目に付きやすい場所に掲示する。

（2）新聞、ラジオ、テレビ等の広報機関による普及

（3）講演会等の開催

（4）建築物防災相談の受付

建築士会その他の団体と協力して個々の建築物の防災について相談に応じる。

（5）建築物防災診断の実施

必要に応じ消防機関、建築士会、その他の団体と協力して個々の建築物の防災診断を行う。

（6）風水害等においては、気象防災アドバイザー等の専門家による技術的な助言等を活用し、防災知識の向上、普及、啓発を行う。

第6節 危険物施設の整備等

■関係機関

危機管理・防災課 消防本部 消防団

第1 危険物施設災害予防計画

1 計画の方針

危険物による災害の発生および拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な保安措置を講じるとともに、保安教育および訓練の徹底ならびに自衛消防組織の育成および防火思想の啓発普及の徹底を図る。

2 現況

産業活動の進展に伴う石油類の需要の増加、石油化学製品の開発、利用の拡大および生活様式の高度化により危険物の取扱量は著しく増加し、これに伴う貯蔵タンクの大型化、設備の大規模化、さらには危険物施設の集積により災害時には深刻な被害が予想される。

《参考資料9-1 市内危険物施設設置状況》

3 事業計画

(1) 保安教育および訓練の実施

危険物事業所の管理責任者は、防火管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対し、保安管理の確立を図るため消防関係機関等と協力して、講習会、研修会などの保安教育を実施する。

また、危険物安全週間や防災週間等の機会に、事業所、自衛消防組織、地域住民を含めた訓練を実施する。

(2) 指導の強化

甲賀広域行政組合消防本部（以下、消防本部という。）は、危険物施設の立入検査を適時実施し、次の事項に関し適切な行政指導を行うものとする。

ア 危険物施設の位置、構造および設備の維持管理について

イ 危険物の運搬、積載の方法について

ウ 予防規程の作成および危険物の貯蔵取扱い等安全管理について

(3) 自衛消防組織の強化促進

(4) 化学消防資機材の整備

ア 消防本部は化学消防車等の整備を図り、消防力の強化を促進する。

イ 危険物事業所における化学消火薬剤および資機材の備蓄を促進する。

第2 高圧ガス施設災害予防計画

1 計画の方針

高圧ガスによる災害の発生および拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。

2 現況

市内には、第二種ガス製造所があり、高圧ガス保安法に基づく保安距離を確保している。

3 事業計画

(1) 保安思想の啓蒙

- ア 高圧ガス保安法の周知徹底
- イ 各種講習会、研修会の開催
- ウ 産業保安フォーラムの参画による保安意識の高揚
- エ 危害予防週間の実施

(2) 規制の実施

- ア 製造施設、貯蔵所および消費場所等への立入検査の実施
- イ 各事業所における実状把握と各種保安指導の推進
- ウ 関係行政機関との緊密な連携

(3) 自主保安体制の整備

- ア 自主保安教育の実施
- イ 定期自主検査の実施と責任体制の確立
- ウ 滋賀県高圧ガス地域防災協議会の育成
- エ 関係保安団体との横断的な連携

第3 毒物・劇物施設災害予防計画

1 計画の方針

毒物または劇物による災害事故を防止するため、毒物劇物製造・販売業者および業務上取扱者に重点を置き、事故防止について啓発に努める。

2 現況

市は、消防機関、警察機関、保健所と連携して、毒物劇物営業者等に対しては、適正使用、保管管理等について、立入検査を行い監視指導を実施している。また、法律上の届出義務のない毒物劇物業務上取扱者についても、その保管状況の実態を調査し施設の把握を行い適正管理の指導啓発を行うよう努めている。

3 事業計画

(1) 施設の実態の把握

毒物・劇物について毒物及び劇物取締法上必要な事項について届け出させ、これらの実態を把握し、毒物及び劇物取締法の不備欠陥事項について保健所と協力して関係者を指導するとともに、施設に対する防災対策を検討して災害予防の推進を図る。

(2) 指導機関への協力

消防機関、警察機関、保健所と連携して施設への立入検査を実施し、毒物・劇物の適正な貯蔵取扱いについて指導するとともに、毒物劇物取扱責任者等による自主的保安体制の確立を支援する。

(3) 指導体制の確立

毒物・劇物を大量に使用する業態の現況の把握に努め、これらに対する指導体制の確立を図る。

第7節 電力・ガス施設の整備等

■関係機関

関西電力送配電株式会社 大阪ガスネットワーク株式会社 LPガス販売事業者

第1 電力施設災害予防計画（関西電力送配電株式会社）

1 計画方針

災害対策基本法第39条に基づき、電力施設に係る災害予防を図るため、一般防災業務計画を定め、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資する。

2 現況

電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

具体的には、災害別に設備ごとの災害予防の計画をたて、計画的な設備改修を行うとともに、点検・整備を実施している。

3 事業計画

（1）電力設備の災害予防措置に関する事項

関西電力送配電は、保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

ア 水害対策

（ア）送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合には、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

（イ）変電設備

浸水または冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取り付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は基本にかさあげを行うが、かさあげ困難なものについては防水・耐水構造化、または防水壁等を組合せて対処する。

イ 風害対策

各設備とも、計画設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

ウ 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(ア) 送電設備

鉄塔には、オフセットおよび耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線および架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策（リング等）を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

(イ) 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバー取付け、融雪装置等の設置を実施する。

(ウ) 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

エ 雷害対策

(ア) 送電設備

架空地線の設置、避雷装置およびアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合には、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

(イ) 変電設備

耐雷しゃへいおよび避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継雷装置を強化する。

(ウ) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

オ 地盤沈下対策

地盤沈下地帯および将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

カ 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等のより被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から協力会社へのPRを徹底する。

(2) 防災業務施設および設備の整備

関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の施設および設備の整備を図る。

ア 観測、予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。

(ア) 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設および設備

(イ) 地震動観測設備

イ 通信連絡施設および設備

(ア) 通信連絡施設および設備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響

を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設および設備の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

a 無線伝送設備

- (a) マイクロ波無線等の固定無線施設
- (b) 移動無線設備
- (c) 衛星通信設備

b 有線伝送設備

- (a) 通信ケーブル
- (b) 電力線搬送設備
- (c) 通信線搬送設備、光搬送設備

c 交換設備（防災関係機関との直通電話含む。）

d I Pネットワーク設備

e 通信用電源設備

（イ）情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

ウ 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行う。

エ コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震対策、火災対策および浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

オ 消防に関する施設および設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の消防に関する施設および設備の整備を図る。

（ア）消防関係

- a 消火栓
- b 各種消火器具および消火剤
- c 火災報知設備、非常通報設備等の通信施設および設備

カ 石油等の流出による災害を防止する施設および設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設および設備の整備を図る。

（ア）ガス検知器、漏油検知器

（イ）オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

キ その他災害復旧用施設および設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電設備等を確保し、整備・点検を行う。

ク 防災機関との事前連携

関西電力送配電は、災害発生に備え自治体をはじめとした関係機関と事前協議を行い、災害時に早期連携できるよう努める。

(3) 復旧用資機材の確保および整備

関西電力送配電は、災害に備え、次の事項を実施する。

ア 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

イ 復旧用資機材等の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

ウ 復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握および整備点検を行う。

エ 復旧用資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。

災害発生時は不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

オ 食料・医療・医薬品等生活必需品等の備蓄

平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

カ 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

(4) 電気事故の防止

関西電力送配電は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。

ア 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検、(災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視) および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

イ 広報活動

(ア) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- a 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- b 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、すみやかに送配電コンタクトセンターに通報すること。
- c 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- d 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険であるため、安全装置として漏電ブレーカーを取り付けること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。
- e 大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感震ブレーカーを取り付けること、および電気工事店等で点検してから使用すること。
- f 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- g 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- h 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。
- i その他事故防止のため留意すべき事項。

(イ) PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページおよびSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

(ウ) 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設および人工透析などの医療機器等を使用しているお客様の災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

(5) 防災教育

関西電力送配電は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(6) 防災訓練

関西電力送配電は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

なお、訓練実施にあたっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(7) マニュアル類の整備

関西電力送配電は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

第2 都市ガス施設災害予防計画（大阪ガスネットワーク株式会社）

1 計画の方針

災害の発生を未然に防止するために、あるいは、災害が発生した場合にも、その被害を最小限に止めるため、平常から防災施設および工作物の設置および維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について計画的に実施している。

2 事業計画

（1）ガス施設安全対策

ア ガス製造設備

浸水の恐れのある設備には、防水壁、防水扉、排水ポンプ等の設置および機器類・物品類のかさ上げによる流出防止措置等、必要な措置を講じる。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、予め定めた主要供給路線、橋梁架管および浸水の恐れのある地下マンホール内の整圧機を巡回点検する。

（2）その他防災設備の整備

ア 検知・警報設備

災害時において、すみやかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持ったガス漏れ警報設備、圧力計・流量計を設置する。

イ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

ウ 資機材の整備

早急に復旧もしくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

（3）防災教育・訓練の実施

ア 防災教育

ガス施設にかかる防災意識の高揚を図り、ガスにかかる災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

イ 防災訓練

災害時の対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実践的防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

（4）広報活動

顧客に対し、パンフレット等を利用してガスの正しい使い方およびガス漏れの際の注意事項を周知する。

第3 LPガス（LPガス販売事業者）

1 計画方針

災害発生を未然に防止するため、または災害が発生した場合には、その被害を最小限に止めるため、平常から容器および供給設備の設置と維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及促進に努める。

2 現況

現在、LPガスは滋賀県全域に、各LPガス販売事業者がそれぞれの供給を行うとともに、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液化石油ガス法」という。）第27条第1項に基づく保安業務を行っている。

3 事業計画

（1）保安体制

液化石油等ガス法に基づき「ガス漏れ時における緊急出動体制」の充実を図るため、液化石油等ガス販売事業者に保安体制ならびに非常体制の具体的措置を確立する。

（2）LPガス設備対策

LPガス容器ならびにLPガス容器置場内容器の転倒転落防止措置に加え、容器回りの配管をパイプサドル等により建物等に固定するほか、容器の流出防止対策を講じる。

（3）LPガス設備の巡回点検

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ供給設備（容器置場、容器設置場所）の被害のおそれのある箇所へ赴き巡回点検を行う。

（4）教育訓練

液化石油ガス販売事業者の防災意識の高揚を図り、LPガスに係る災害発生の防止に努めるため、災害措置に関する専門知識、関係法令、保安管理技術について、液化石油ガス販売事業者に対する教育を実施する。

第8節 鉄道施設の整備等

■関係機関

危機管理・防災課 西日本旅客鉄道株式会社

第1 計画の方針

西日本旅客鉄道株式会社は、JR施設における災害を防止するため、線路諸設備の実態を把握し、あわせて周囲の諸条件を調査して、災害等異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うものとする。

第2 事業計画

災害を予防するため、おおむね次の各号に掲げる事項について計画を実施する。

- 1 橋りょうの維持補修ならびに改良強化
- 2 河川改修に伴う橋りょう改良
- 3 法面、土留の維持補修ならびに改良強化
- 4 トンネルの維持補修ならびに改良強化
- 5 鉄道林の造成ならびに落石防止設備の改良強化
- 6 建物等の維持補修ならびに改良強化
- 7 通信設備の維持補修
- 8 空頭不足による橋げた衝撃事故防止および自動車転落事故防止の推進
- 9 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- 10 台風ならびに強風時等における線路警戒態勢の確立
- 11 その他防災上必要な設備改良

第9節 農林関係災害予防対策

■関係機関

農林振興課

第1 計画の方針

市は各種災害による農作物等の被害の減少を図り、防災営農を推進するため、防災営農技術、気象情報等の関係機関への迅速な浸透に努め、県および農業協同組合との連携を強化する。

第2 風水害予防対策

1 水稻

- (1) 元肥減肥、適期追肥により過繁茂を防ぎ健全な生育を図る。
- (2) 刈取り期にあるものは早期に刈取る。
- (3) 倒伏、乾燥防止のために深水に保つ。
- (4) 畦畔を補強し、水路を清掃補強しておく。

2 野菜

- (1) 現在本ばに作付けされているものは、早めに収穫するほか、植物体を保護するためネットで茎葉を押えたり支柱等の補強を行う。キュウリ、つる豆等のつる性のものは、支柱等をはずして地面にはわせる。
- (2) 育苗中のものは、苗床に寒冷紗を覆って保護に努め、状況により定植時期をはずしたり、あるいは補植苗を準備するなど作付面積の確保に努める。
- (3) 直播のものについては、播種期や間引き時期の繰下げを行うほか、播種済みのものは株元への土寄せを行って被害の軽減に努める。
- (4) 寒冷紗等利用の場合は押えを特に強化し、状況によっては除去、収納をする。

3 果樹

- (1) かき、ぶどう、くり等で収穫期にあるものは早めに収穫する。
- (2) 主枝、亜主枝等主要な枝に支柱を立て、枝つり、誘引等を行い、枝の動揺を防ぐ。
- (3) 果樹棚の倒壊を防ぐため、支柱立て、控線の増加等の補強を図る。

4 畜産対策

- (1) 飼料は、粗飼料の確保とあわせ、濃厚飼料についても畜産農家はもちろん農業協同組合においても不足しないよう購入、備蓄および保管に万全を期すること。
- (2) 畜舎等の破損箇所および危険箇所を点検し、早急に修理補強をしておくこと。
- (3) 家畜の待避方法について事前に検討するとともに、待避場所、応急仮設畜舎資材等につき検討および点検をする。
- (4) 災害時には、滋賀県家畜保健衛生所に協力して、防疫ならびに緊急救護についての実施体制の整備に努める。

- (5) 畜舎進入路は常に点検し、排水路の維持管理に努めることにより道路の保全を図る。
- (6) 鶏卵等の保管出荷については、災害時のとるべき処置について事前に検討しておく。

第3 寒害および雪害予防対策

1 野菜

- (1) 寒風を受けやすい場所では防風垣、畦間の笹立て、わら立て等を行って寒害の防止に努める。
- (2) 肥切れや軟弱な育成のものは寒さに弱いので、施肥にあたってはカリ肥料を多くして窒素肥料を控えめにする。
- (3) えんどう、そら豆等の越冬野菜は伸びすぎると寒さに傷められやすいので、早まきにならないよう心がける。
- (4) 株元にもみがらを敷いて降霜防止に努める。
- (5) 融雪時には、湿害が予想されるので、なるべく降雪前に排水溝を設けて排水に努める。

2 果樹

- (1) かき、くり等寒害に弱い新植苗は、わらで包み防寒に努める。
- (2) 秋肥施用にあつては、樹体の充実を図り耐寒性を増すため窒素肥料は控えめにし、リン酸、カリ肥料はやや多めに施用する。
- (3) 雪が降りはじめ樹冠や枝条、棚上に積った雪は極力早めに払い落とす。
- (4) 排水の悪い果樹園では融雪時に湿雪が予想されるのであらかじめ排水溝を設けて排水に努める。

3 畜産対策

一般対策

- (1) 畜舎等の破損箇所、危険箇所を点検して早急に修理補強すること。
- (2) 飼料は、粗飼料の貯蔵とあわせ、濃厚飼料についても畜産農家はもちろん農業協同組合においても購入、備蓄の万全を期すこと。
- (3) 畜舎等の保温、換気のほか飼養管理、衛生対策および畜産物の保管出荷等について、あらかじめ十分な指導と措置を講ずること。

4 用水ポンプの防寒対策について

ポンプ内および配管の水抜きを行う。

第4 晩霜と低温障害予防対策

1 水稻

- (1) 種子消毒、用土の薬剤混和、酸度矯正、育苗箱消毒は完全に行う。
- (2) 播種量は、箱あたり稚苗で150 g～180 g、中苗で120 gの溝播とし、健苗を育成する。
- (3) むれ苗防止のため夜間の保温と昼間の換気、根を健全に伸ばす水管理に努める。
- (4) 山間地では、う回水路により水温を高める。

- (5) 晩霜が懸念されるときは、不織布、ビニール等で覆い、晩霜の持続するときは、危険期が過ぎてから除去する。
- (6) 田植えは2～3日遅れても温暖な日を待つて行う。
- (7) 晩霜や低温が予想される場合には深水管理をする。

2 野菜類

- (1) 二重トンネル、こも掛け、ビニールマルチ等により夜間温度を高めるとともに、日中は高温にならないよう換気に注意する。
- (2) 定植を一時遅らすもの、苗の状況で遅らせないものや露地ものは、トンネル栽培に準じた措置により、被害の軽減に努める。なお、定植は特に地温12℃以上になってからとし、定植後の低温を上げるようにする。
- (3) ハウストンネルでは高温後の低温時にはアンモニア、亜硝酸ガスが発生することがある。また、ストーブや練炭等を持ち込むと一酸化炭素の害が出る。

3 果樹

- (1) 霜害常襲地域では、萌芽の早い品種は避ける。
- (2) 適正な栽培管理により貯蔵養分を高め霜害の抵抗力を高める。
- (3) 重油等の燃焼資材は早目に準備して対策の徹底を図る。

第5 干害予防対策

- 1 土地改良区および各地域農業組合、水利委員等は、かんがい期前に各農業用水利施設の点検を行い、機能低下や漏水損失等のないことを確認し、必要に応じ水利施設の整備、補修を行う。特に揚水機は試運転を行い、揚水量の可能性を点検する。
- 2 干害発生のおそれのある場合、用水の有効利用に努め節水を行う。なお、揚水機の臨時的設置等の応急対策についても万全を期すること。
- 3 農作物については次の措置をとる。
 - (1) 果樹、野菜等農作物全般に敷草を多め(10a当たり1～2t)に施して乾燥を防ぐ。
 - (2) 水源のあるところはポンプ等の使用により極力用水の確保に努め、水が不足する場合は集中かん水することとし、特に穂ばらみ期の水稻は重点的にかん水する。
 - (3) 野菜、果樹等施肥の必要な場合はかん水を兼ねてうすい液肥にし、日中を避けて夕方施す。
 - (4) 苗床のキャベツ、白菜等は大苗にならないよう節水し、調整管理する。また、今後播種するものは乾燥状態、かん水難易を考え状況により播種定植など遅らすことも必要である。なお、キュウリなど果菜類では1日1株当たりの蒸散量は1～2ℓぐらいで水分が少ないと苦味の発生など品質低下をまねくため適度な水分を保つこと。
 - (5) かき、くり、梅、ぶどう等樹体に日焼けのおそれのある場合は、白塗剤を塗布する。
 - (6) 干ばつ後は穂いもち病が発生するので薬剤散布を励行する。

第10節 道路施設の整備等

■関係機関

土木建設課 農林振興課 危機管理・防災課

第1 計画の方針

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、避難活動、応急対策活動を迅速かつ円滑に実施できるよう緊急輸送道路・避難路および道路情報システムの整備推進を図り、あわせて橋梁等道路施設の災害予防対策を図る。

第2 緊急輸送道路、避難路等の整備推進

1 緊急輸送道路

緊急輸送道路は、災害対策に必要な物資等を迅速・確実に被災地へ輸送するための道路であり、主要な防災拠点等を効果的に連絡するネットワークとして機能することが重要である。

このため、大規模災害時における道路機能の確保のため、「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成8年9月、平成25年2月見直し）」に基づき、所管道路について道路防災総点検調査を実施し、補修等の対策が必要な箇所での工事を推進する。

《参考資料11-2 市内緊急輸送路一覧》

2 避難路

大規模災害時に住民が安全に避難できるよう、市街地を中心に避難路の整備を図る必要がある。

このため市は、「市地域防災計画」等に基づき計画的に避難路の整備を推進するとともに、国、県等の道路管理者に避難路の整備を要請する。

なお、整備に当たっては、避難時の危険要因の除去等についても十分考慮する。

3 道路啓開用車両の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、大規模災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるようレッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用車両の分散配備、増強に努める。

第3 道路施設の災害予防

市域には集落が点在する地域があり、道路および橋梁の破壊による孤立化の危険が高いため、該当する地域の道路および橋梁の改修整備に努める。

風水害による道路被害は、高盛土部では地すべり・地崩れ等の切土部・山すそ部においては土砂崩壊および落石等の危険がある。そこで危険箇所については法面防護等の安全対

策を講じる。

橋梁については、老朽化の進んでいるもの、地盤沈下により強度が低下しているものが見受けられ、補強工事等を推進するとともに落橋防止装置を整備する。

また、災害時における円滑な交通を確保するために、代替機能の充実を含めた交通ネットワークの整備を図る。国道、県道等の整備については、国、県等に要望する。

1 道路防災対策

市は、防災総点検の結果に基づき対策を必要とする箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。また、未改修部で危険箇所が散在する区域については、バイパス等による道路改良事業により安全な道路の整備に努める。

対策工事の実施が遅れる箇所や注意を要する箇所について、日常管理を徹底し災害の発生を未然に防ぐことに努める。

(1) 道路の対策

ア 道路に隣接する法面（切土面、盛土面）について、大雨等における土砂崩れ、落石等の危険箇所調査を行い、危険防止のための対策工事を行う。

イ 路面排水の継続的な排水整備を図るとともに既設横断管渠の改修を図る。

ウ 道路縦断の勾配の急な箇所には縦流水防止のため横断排水側溝の設置に努める。

エ 路盤の軟弱箇所および湧水の伴う箇所については、速やかに路盤の改良を施す。

オ 水害により、絶えず路面が水没する箇所および道路決壊の恐れがある箇所に対してこれを防止するため嵩上げ等を行う。

2 道路改良事業等による根本的対策

(1) 国や県の道路整備計画に合わせ市の道路整備事業等による道路の新設等の強力な推進を図るとともに既設市道および生活道路の未舗装区間については、道路改良計画に基づいて舗装改良に努め路面の強化を図る。また、消防活動車両の進入が不可能な箇所については、市の道路改良計画に基づき順次改良し、緊急時の搬送路としての万全を講ずる。

(2) 一つの道路が災害によって交通不能となった場合に備え、う回路またはバイパスとして適当な道路の改良を行う。

ア 橋梁

(ア) 災害時における橋梁機能の確保のため、点検調査を行い、対策工事の必要な橋梁について、老朽橋の架換、補強、落橋防止対策等を行う。

(イ) 余裕高のない橋梁および車両通行不能の橋梁の改良を推進する。

イ 道路附帯施設等

道路標識、街路灯等の道路附帯施設については、災害時、強風時の施設の倒壊を防止するため、老朽施設の更新・整備を推進する。

3 災害発生前の緊急予防対策

状況に応じて次の措置をとるものとする。

(1) 道路の路肩崩壊、土砂崩れ、落石等が起ったときや、その可能性があると思われるときは、通行人や車両等の安全を確保するため、注意標識、通行規制標識、通行止標識等を設置するとともに応急仮復旧に努める。

(2) 道路パトロールを強化し、災害危険箇所の早期発見に努めるとともに臨機に必要な

措置を行う。

- (3) 流失の恐れまたは流水を阻害して付近に溢水を及ぼす恐れのある橋を保全または改善するため橋脚の塵芥排除および補修、橋台、石積等の補強および改良等を行う。
- (4) 冠水する恐れのある道路および冠水によって民家に浸水を来たす恐れのある道路については、冠水原因となる側溝、水路、河川等の溢水を防ぐため土のう積み等による応急予防措置をとる。
- (5) 出水時の老朽木橋および余裕高のない橋梁等のパトロール等を実施する。
- (6) 道路に冠水の予想がされる付近のパトロール等を実施する。

第4 道路情報システムの整備推進

国、県、市等の道路管理者は、被災情報を収集し関係部署と連携して道路利用者等に情報提供を行う県の「道路災害情報ネットワーク」の整備に対して協力を図る。

第5 林道・農道の災害予防

集落関連林道は、緊急避難路やう回路等として山村集落の生活道路や災害時の孤立化を防ぐため重要な役割を有している。

また農道は、農業のみならず日常生活にも密着した活用がなされており災害時にも通行上の安全を確保する必要がある。

このため、次の対策を重点的に推進する。

1 林道の保全整備

林道管理者は、法面の土砂崩落、落石等の危険箇所の実態把握を行い、危険度の高い路線・箇所から法面保護施設・防護施設・局部改良等の対策工事を実施し、危険箇所の解消と走行の安全確保に努める。

2 橋梁の整備

林道管理者は、林道技術指針に基づき、老朽橋ならびに部分破損している橋等の実態把握を行い、橋梁の架替え、補強等の必要な対策を講じる。

3 農道の保全整備

農道管理者は、農道の災害時の安全を確保するため、法面崩壊等の危険箇所の解消と橋梁等の構造物の補強、改修等の対策を講じる。

第6 交通安全施設の災害予防

災害時には、信号機や道路標識の倒壊による被害が起こる危険がある。そこで老朽信号機や軟弱地盤にある施設については更新、補強を県公安委員会に要請する。

主要交差点においては、交通信号機電源付加装置（発動発電機等）の設置を促進する。

1 老朽信号機等の更新整備

老朽信号機、道路標識等交通安全施設については、交通安全施設整備計画による計画的な更新、整備を要請する。

2 地盤軟弱地帯の調査と補強

信号機等の設置場所の地盤調査を行い、人家や道路上に倒壊するおそれのある場合には補強や補修工事を県公安委員会に要請する。

第11節 文化財災害予防対策

■関係機関

文化スポーツ課 商工観光労政課 消防本部

第1 計画の方針

災害時には、火災や倒壊などにより貴重な文化財が被害を受けることが少なくない。

文化財は貴重な国民的財産であって、保存のためには万全の配慮が必要である。

市および文化財所有者は現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を計画し、防火施設整備を推進するとともに、保護思想の普及、訓練、現地指導を強化する。文化財の所有者および管理者は、良好な状況のもとに文化財の維持管理にあたるものとし、勧告、助言、指導は、国の指定、選定、選択のものにあつては、文化庁長官またはその権限を委任されもしくは指示を受けた県が行う。県指定のものにあつては、県またはその指示を受けた市が行う。

《参考資料14-1 市内指定文化財一覧》

第2 事業計画

国、県、市、消防機関、文化財所有者および管理者は、次の項目について具体的な事業計画を立てて順次実施する。

1 施設整備等

(1) 火災予防

ア 火気の使用制限、焚火、喫煙の制限、自動火災報知設備の設置

イ 漏電警報機の設置、消火栓（貯水槽を含む。）の設置、ドレンチャー、スプリンクラーの設置

ウ 防火壁、防火帯の設置、消防道路の敷設、収蔵庫、保存庫の建設

(2) 防雷対策

避雷針の設置

(3) その他の対策

環境整備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、防湿）、薬剤処理（蟻害、虫害、鳥害の予防）、防御網阻止柵等の設置、収蔵庫の建設（金庫式を含む。）、施設への寄託保管、電気的安全度の定期検査励行、防災施設の定期的な保存、非常通報器の確認

2 現地指導

現地巡回視察等により防災上必要な勧告、助言、指導を行う。

3 保護思想の普及、訓練

(1) 文化財保護強調月間、文化財防火運動、文化財防火デー等の行事を通じて防火、防災意識の向上を図る。

- (2) 消防機関は、文化財について防火査察および防火訓練または図上訓練の実施を随時行う。
- (3) 文化財所有者は、文化財防火点検表等に基づく点検を行う。

第3章 災害応急対策への備えの充実

第12節 組織体制の整備

■関係機関

危機管理・防災課

第1 計画の方針

市は、市域における総合的な防災対策の推進のため、平時から、市防災会議をはじめ、防災に係る組織体制の整備、充実に努める。

第2 湖南省防災会議

災対法第16条第1項および湖南省防災会議条例（平成16年条例第21号）に基づいて設置された機関で、地域における防災行政を総合的に運営するための組織として湖南省防災会議が置かれている。

組織および所掌事務は、次のとおりである。

1 組織

- ア 会長（市長）
- イ 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- ウ 滋賀県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- エ 市の区域を管轄する警察署の署長
- オ 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- カ 市の教育委員会の教育長
- キ 市の区域を管轄する消防本部の消防長および消防団長
- ク 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長の委嘱する者
- ケ その他市長が特に必要と認める者

2 所掌事務

- ア 市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- イ 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ウ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- エ 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- オ 前3号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

《参考資料12-1 湖南省防災会議条例》

第3 初動体制の確立

市は、迅速な初動体制の確立のため、平時から災害即応体制の確立に努める。

1 24時間即応体制の確立

災害の監視および災害情報の収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿・日直および消防本部と防災担当職員との連絡体制を確立する。

2 職員の参集体制の確立

職員参集連絡網、職員初動マニュアルを作成し、職員の参集体制を確立する。

3 災害対策本部施設の整備

市役所東庁舎周辺土地利用検討の中で、災害対策本部としての施設を整備、検討する。

第4 業務継続計画の策定

1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

2 市の業務継続計画

市は、災害応急活動およびそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定するとともに、策定した計画の持続的改善に努める。

第5 応急対策活動用資機材の整備

応急対策活動に必要な備品・資機材（ヘルメット・合羽等）の整備に努める。

第13節 防災訓練・研修の実施

■関係機関

各課共通 消防団 消防本部

第1 計画の方針

非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と、防災関係機関の緊密な連携を強化するとともに、各機関および住民との協力体制の確立を図り、応急対策にあたる体制を整備強化するため防災訓練・研修を実施する。

第2 総合防災訓練

防災技術の向上、防災知識の普及および関係機関との連携強化を図るため、おおむね次により計画し、各地域および関係機関合同による総合防災訓練を毎年1回以上実施する。

1 訓練の時期

湖南省防災の日（10月9日）の時期（9月下旬～10月上旬を基準）

2 訓練の内容

毎年協議して決定するものとし、おおむね次の事項について実施する。

- （1）安否確認訓練、避難訓練、消防訓練、救出・救護訓練、地域の避難所開設・運営訓練、炊き出し訓練、その他の訓練
- （2）職員参集訓練、初動対応訓練、災害対策本部設置・運営訓練、避難所開設・運営訓練、通信訓練、災害図上訓練、その他の訓練
- （3）市各部局災害対応業務訓練、その他の訓練

第3 個別訓練

1 災害対策本部設置・運営訓練

被害状況の収集・伝達、災害想定に応じた応急対策の検討等災害対策本部の設置運営に係る訓練を実施する。実施に当たっては、対策本部と各地区連絡所との連携強化にも配慮する。

2 職員参集訓練

勤務時間外における災害の発生を想定し、職員の災害初動体制の迅速な確立を図るための情報伝達訓練および参集訓練を実施する。

3 情報収集・伝達訓練

消防団、地域まちづくり協議会、区・自治会や自主防災組織等、と連携した災害情報収集訓練を実施するとともに、防災行政無線・湖南省メール配信サービス等を活用した住民への災害情報の伝達訓練を実施する。また、国・県・防災関係機関等との情報伝達訓練を実施する。

4 避難所開設・運営訓練

地域まちづくり協議会、区・自治会や自主防災組織、学校等と連携した避難訓練および避難所開設・運営訓練を実施する。この際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

5 災害図上訓練

災害時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を行う図上訓練を実施する。

ア 災害対応の模擬訓練

イ 他機関との連携訓練等

6 消防訓練

市および消防機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、近隣市町と合同して大規模災害を想定した訓練も実施するものとする。

さらに県や関係機関と緊密な連絡をとり、関連する訓練の実施日程を把握し、必要に応じて合同訓練を行う。

7 水防訓練

水防管理団体は、水防に関する訓練を単独、あるいは必要に応じ広域洪水等を想定した水防管理団体相互の合同訓練を実施するものとする。

8 地域自主防災訓練

地域防災力の向上、住民の防災意識の高揚等を図るため、市や消防機関その他関係機関の指導のもと、区・自治会や自主防災組織、学校、事業所等が主体的に避難、初期消火、避難所開設等、体験的・実践的な防災訓練（教育）の推進に努めるものとする。

9 土石流等の危険箇所における避難訓練

市は関係機関と協力し、梅雨期および台風期の前ならびにその期間中に、土石流および急傾斜地の崩壊等の土砂災害に対する総合的な防災訓練を実施するよう努める。

〈防災訓練の種類と日程〉

災害避難救助訓練 梅雨時 台風の前	(1) 関係機関と協力して、地域自主防災組織の避難訓練を指導する。 (2) 事業所等の避難訓練 関係機関と協力して、学校、公共施設事務所、作業場等の避難施設の整備と訓練を指導する。 (3) 土石流等の危険箇所における避難訓練関係機関と協力して、土石流および急傾斜地の崩壊等の土砂災害に対する総合的な防災訓練を実施するよう検討を行う。	基本的には市防災行政無線、有線電話を使用する。 災害通信連絡訓練との連携を図る
消防訓練 防災週間 (春、秋)	消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じて大火災または危険物火災を想定して近隣市町、関係機関との合同訓練を実施する。	
水防訓練 水防月間	河川の危険箇所等洪水のおそれのある場所において水防に関する訓練を単独あるいは、必要に応じ広域洪水等を想定した水防管理団体相互の合同訓練を実施する。	

全国的災害予防運動	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	日程
風水害予防に関して		←				→							5月～9月
水防月間		←→											5/1～31
土砂災害防止月間			↔										6/1～30
がけ崩れ防災週間			◇										6/1～7
防災週間						↔							8/30～9/5
防災の日						・							9/1
地震災害予防に関して						↔							8月末～9月初
湖南市防災の日							・						10月9日
防災とボランティアの日										・			1/17
防災とボランティア週間										↔			1/15～21
火災予防に関して													—
春 季												↔	3/1～7
秋 季								↔					11/9～15
年 末									←→				12/上旬～12/31
文化財防火運動										↔			1/23～29

第4 職員に対する防災訓練の実施

災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

1 訓練の方法

- (1) 災害図上訓練等の実施
- (2) 避難訓練等の実施
- (3) 消防訓練の実施
- (4) 総合防災訓練への参加
- (5) その他必要な事項
 - ①防災行政無線の操作訓練
 - ②湖南市メール配信サービスを使用した訓練
 - ③その他

第14節 防災協力体制の確立

■関係機関

危機管理・防災課 消防本部

第1 計画の方針

市は、大規模災害や防災全般に関する協力体制強化のため、県・近隣市町等との広域相互応援体制の整備を進める。

第2 他市町間等の広域連携強化

市は、他市町間相互に応援を要請または応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

1 野洲市・湖南省・竜王町の防災に関する応援協定

ア 協定締結者 野洲市、湖南省、竜王町

イ 締結時期 平成18年10月1日

ウ 応援の内容

災害応急対策および応急復旧に必要な資機材、物資、車両、施設の提供、職員の派遣、被災者の受入れ等

2 東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定

ア 協定締結者 東海道五十三次および東海道ゆかりの21市区町

イ 締結時期 平成17年4月1日

ウ 応援の内容

災害応急対策および応急復旧に必要な資機材、物資の提供、職員の派遣等

3 北栄町・比布町・瑞浪市・王寺町災害時における相互応援に関する協定

ア 協定締結者 北栄町・比布町・瑞浪市・王寺町

イ 締結時期 (北栄町) 平成23年8月6日

(比布町) 平成23年10月19日

(瑞浪市) 平成25年3月22日

(王寺町) 平成30年8月1日

ウ 応援の内容

食糧、飲料水、生活必需品等、資機材等の供給、応急対策、復旧対策に必要な職員の派遣等

4 滋賀県市長会災害時相互応援協定

(1) 協定締結者 滋賀県内13市

(2) 締結時期 平成24年11月締結

(3) 応援の内容

食糧、飲料水、生活必需品等、資機材等の供給、救援、救助および応急復旧に必要な

な 車両の提供、職員の派遣等

5 災害時等の応援に関する申し合わせ（近畿地方整備局）

（１）協定締結者 近畿地方整備局

（２）締結時期 平成24年8月6日締結

（３）応援の内容

- ・情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む。）
- ・近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- ・災害に係る専門家の派遣
- ・甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- ・甲が保有する通信機械等の貸し付けおよび操作員の派遣
- ・通行規制等の措置
- ・その他必要な事項

6 全国市長会との連携

全国市長会と日頃から情報交換を行うとともに、災害時には、被災状況の情報共有を図り、同会が協定を締結している団体【特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（JPF）、日本弁護士連合会など】から迅速かつ適切な支援が受けられるよう連携強化を図る。

《参考資料12-4 災害時等の応援に関する申し合わせ（近畿地方整備局）》

《参考資料12-5 湖南省各種協定一覧》

第3 消防機関の連携強化

消防本部は、広域消防応援協定の締結・運用等、消防相互応援体制の整備による消防活動等の支援体制の整備に努める。

1 滋賀県広域消防相互応援協定

県内市町および消防一部事務組合等は、大規模または特殊災害時において、相互に消防広域応援体制を確立して対処するため、応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

ア 協定締結者 県内3市、4一部事務組合

イ 締結時期 平成25年2月15日

ウ 応援の内容

消防・救急・救助活動に必要な資機材の提供、消防職員の派遣、消防・救急・救助の応援活動等

2 滋賀県下消防団広域相互応援協定

滋賀県下の消防団を設置する市町相互において、大規模火災発生時等において、相互に消防団の応援体制を確立して対処するため、応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

ア 協定締結者 県内26市町村

イ 締結時期 平成19年3月16日

ウ 応援の内容

消防・救急・救助活動に必要な車両の提供、消防団員の派遣、消防・救急・救助の
応援活動等

《参考資料12-5 湖南省各種協定一覧》

第4 その他民間団体等との協力体制の整備

市は、災害時における迅速な応急対策を実施するため、民間企業、災害関係NPO等との
の応援協力体制の整備に努める。

《参考資料12-5 湖南省各種協定一覧》

第5 受入体制の整備

市は、災害時に応援の受入れを円滑に行えるよう、関係機関と定期的に情報交換の場を
設け、集結・宿泊・活動拠点施設等、受入体制の整備に努める。また、必要な事務手続き
等を円滑に行えるよう、事前に応援の要請・受入・調整等に関するマニュアルを作成する。

第6 支援体制の整備

市は、相互応援協定を締結している市町等が災害により被災した場合の支援体制の整備
を図る。そのため、以下の項目について、事前に検討を行うものとする。

ア 被災地の現地状況把握に必要な対応の整理

イ 支援職員の派遣体制の構築、制度整備

ウ 災害ボランティアの事務的支援、情報提供

エ 災害ボランティア活動要請に係る環境整備

第15節 情報通信体制の整備

■関係機関

危機管理・防災課

第1 計画の方針

災害時の情報収集・伝達の重要性に鑑み、保有する通信施設や設備の防災性向上を図るなど、災害予防対策に努める。

第2 市防災行政無線

1 現況

災害時における通信連絡の確保と、災害情報の伝達等を図るため、市防災行政無線通報系システムを整備している。

本システムは、「市役所東庁舎」に親局、市内に設置された屋外拡声子局（双方向通話機能付き屋外拡声装置30か所、双方向通話機能なし屋外拡声装置57か所）および個別受信機で構成されている。その他、「市石部防災センター」「市民交流学習センター本館」に設置された遠隔制御装置により住民に対し放送を行うほか、親局から直接電波の届かない地域のため、「みどりヶ丘第2公園」および「岩根（十二坊地先）」に再送信子局設備を設置している。

《参考資料4-1 市防災行政無線設置状況》

2 移動系防災行政無線の整備

携帯電話等の不通等他の通信手段が途絶した場合に、防災担当者間の情報手段を確保するため、トランシーバー等の整備も含めて検討する。

第3 県防災行政通信システム等

1 県防災行政通信システムの整備

県では平成6年度から3ヵ年計画で、県と市、防災関係機関相互の迅速・的確な情報収集・伝達体制を確立するため、衛星系と地上系の2ルートで構成する防災行政通信網を整備した。

衛星系については、県庁・市・防災関係機関および県出先機関を結び、各種情報の収集・伝達や気象予警報等の一斉通報を行うほか、地域衛星通信ネットワークに参画する全国の自治体間とも電話、ファックス、映像での情報交換が可能である。

また地上系として、INSネット64回線を衛星地球局設備設置の機関やライフライン事業者を中心とする防災関係機関、県の出先機関に設置しており災害時における通信回

線の信頼性を確保している。

さらに県庁統制局の電源設備は、庁舎発電機と防災発電機の二重化を図り、無停電電源装置の設置と併せて災害に強いシステムを整備している。

また、平成8年度に衛星車載局を導入し、災害時には被災地から映像や電話、ファックス回線による情報を送信できる体制を整備している。

こうしたシステムや機器が災害時に有効に機能するよう、平常時から通信訓練等を通じて関係機関との連携強化を図るとともに、設備機器の保守点検等を推進する。

2 県防災情報システムの整備

災害時において被害情報等を迅速に収集、整理するとともに、防災関係機関との情報伝達を円滑に行い、的確な災害対応を図るため、平成14年度に県防災情報システムを整備した。

(1) システムの機能概要

ア 災害時に必要な情報を収集するための情報収集機能

(ア) 市および防災関係機関からの各種被害情報を収集・集計する。

(イ) 既に導入されている県庁内防災関連システムからの情報収集を行う。

(ウ) 災害現場から送られてくる現場映像を収集、表示する。

イ 錯綜する膨大な情報に対応するための情報管理機能

(ア) 災害対策に必要な基礎情報を管理する。

(イ) 蓄積された基礎情報や被害情報、画像情報を地図情報と連携し、管理する。

ウ 情報を迅速・的確に伝達するための情報提供機能

(ア) 収集した情報や緊急情報を各防災機関に配信する。

(イ) 被害情報やお知らせなどを、インターネットを通じて県民に情報提供する。

エ 防災関係機関における的確な意思決定を支援する機能

(ア) 地域防災計画に基づく災害活動体制を早期に確立するための手順の支援を行う。

(イ) 予め登録された職員に対する一括連絡により、迅速な職員参集を行う。

《参考資料4-2 滋賀県防災行政通信システム回線系統図》

第4 災害時優先電話

平素から災害時優先電話の設置状況や利用方法の周知を図るとともに、医療施設等の関係機関等との重要回線を災害時優先電話とするよう働きかけを行う。

第5 非常通信体制の充実強化

市および防災関係機関は、災害時に加入電話、携帯電話等が使用できない時、または利用することが著しく困難な場合に、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信等を有効に活用できるよう、平常時から近畿地方非常通信協議会との連携の強化に努める。

また、災害時における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

〈市から防災関係機関までの通信経路〉

経路の等級	市庁舎からの距離	通 信 経 路
A（高信頼度）	0.3km	甲西駅前交番 ————— 滋賀県警察本部
〃	0.1km	湖南中央消防署 ————— 甲賀広域行政組合消防本部
〃	3 km	湖南中央消防署湖南石部分署—甲賀広域行政組合消防本部 ————— 無線区間

第6 防災気象情報提供システムの活用

市は、住民等への確かな避難誘導を行うため、気象庁から情報提供される防災気象情報提供システムの活用を図る。

第7 住民への情報伝達システムの整備・活用

1 情報の一括管理

市は、災害時における住民への迅速かつ的確な情報伝達を行うため、各部局や防災関係機関が収集する災害情報や被害情報等を迅速かつ効率的に処理する必要がある。そのため、災害時に必要となる各種防災関連情報の整理様式の統一を図り、住民等に迅速かつ効率的に伝達できる仕組みを構築する。

2 多様な情報伝達手段の整備

多層的な情報伝達手段の整備充実に努めるとともに、整備に当たっては視覚・聴覚障がい者、外国人等の要配慮者に配慮するものとする。

（1）同報系防災行政無線

同報系防災行政無線により住民への災害情報の伝達を図る。

（2）湖南市メール配信サービス・緊急速報メール

携帯電話やパソコンのメール機能を活用した情報伝達として、「湖南市メール配信サービス」への加入を促進する。

また、「緊急速報メール」により、避難指示等の緊急速報を配信する体制を整備している。

（3）市ホームページ

市ホームページを活用して、住民への各種情報の伝達を行う。なお、システムの被害等により市ホームページが利用できない場合は、他市町村等のホームページを活用できる仕組みづくりやフェイスブックなどSNSを利用した情報伝達を検討する。

（4）衛星電話

災害時において孤立する可能性のある地域への衛星電話の配備を行う。

（5）ファックス

自主防災組織との情報伝達手段として、湖南市メール配信サービス御呼びファックスを活用する。

(6) その他

サイレン、放送事業者との連携、自主防災組織等人的ネットワークの構築、アマチュア無線等情報ボランティアの協力体制の確立等、多層的な情報伝達手段の整備・充実に努める。

マスコミに対しては、状況を的確に知らせ、住民への情報提供、情報拡散の協力を働きかける。

また、広報車による広報活動体制を確立するとともに、そのための機材を整備する。

さらに、西日本電信電話(株)等が災害時に運用する災害用伝言ダイヤル「171」等について、住民に周知する。

第8 情報システム機器等の管理運用

大規模災害時においてもシステムを稼働できるよう、次の対策を講じる。

ア 機器の浸水・転倒防止対策

イ 自家発電機の設置等電源の確保対策

ウ 回線の多重化

第9 地区連絡所との通信手段の整備

各地区連絡所と本部等との円滑な情報伝達を確保するため、地区連絡所に災害時優先電話の設置を働きかけるとともに、トランシーバー等の簡易無線を整備していく。

第16節 気象等観測業務計画

■関係機関

危機管理・防災課 土木建設課

第1 計画の方針

気象に関する自然災害防止を図るため、予報、警報等を的確に行い、これの適切な通知等の気象業務施設の整備、充実を推進する。

第2 現況

市内の気象観測施設等の整備状況は、次のとおりである。

1 気象観測施設および予警報の伝達

市は、風水害をはじめ気象に関する自然災害による被害の軽減を図るため、気象台および県が発する予報・警報等を的確に伝達するための施設の整備、充実を図る。

(1) 独自の観測機器・通信機器の整備運用

市は、雨量計ほか気象等観測施設の整備を推進するとともに、気象観測方法の改善に努めるものとする。

(2) 予警報の伝達体制整備

通常の気象状況の発表から、大雨・洪水注意報・警報の発表までの流れを市の通信・避難計画に取り込む体制を整える。

ア 警戒体制におけるテレビ・ラジオ等の媒体機器を設置する定位置を確認する。

イ 災害対策本部設置時の通信機器の運用場所を事前に取り決める。

ウ 各まちづくりセンターや災害時の地域の避難所となる集会所等に気象予警報等を伝達する。

《参考資料5-1 雨量観測所一覧》

《参考資料5-2 市内雨量計一覧》

2 水位観測施設および予警報伝達

市は、洪水等水害の防止を図るため、水位観測業務施設の整備・充実をはじめ、的確な予報・警報等を行い適切な伝達を行う。

《参考資料5-3 水位観測所一覧》

3 事業計画

自然災害を未然に防止するため、気象観測施設等の整備、観測方法の改善に努めるものとする。

第3 滋賀県土木防災情報システム

1 システムの目的

滋賀県土木防災情報システムとは、大雨などにより洪水、土砂災害などのおそれがあるとき、雨量、水位、ダム諸量などの各種観測情報を監視し洪水予報や土砂災害警戒情報などの防災情報の発表・伝達による防災体制の確立や、防災情報の地域への提供による早期警戒避難による人的被害の軽減を目的として県が整備したシステムである。

県内各地の雨量観測データおよび水位観測データを県庁で総括し、インターネット等で最新の情報を閲覧することができるシステムである。

2 システムの構成

(1) 防災情報の収集と監視

滋賀県が整備した雨量、水位、ダム諸量などの観測情報と、国土交通省や気象庁など関係防災機関と情報交換する防災情報を監視し、大雨による洪水や土砂災害などに備えている。

(2) 防災情報の発表と伝達

収集した防災情報に基づき、洪水予報や土砂災害警戒情報などの重要な防災情報を発表する他、雨量、水位などの観測情報とあわせインターネット等を通じて、情報提供される。

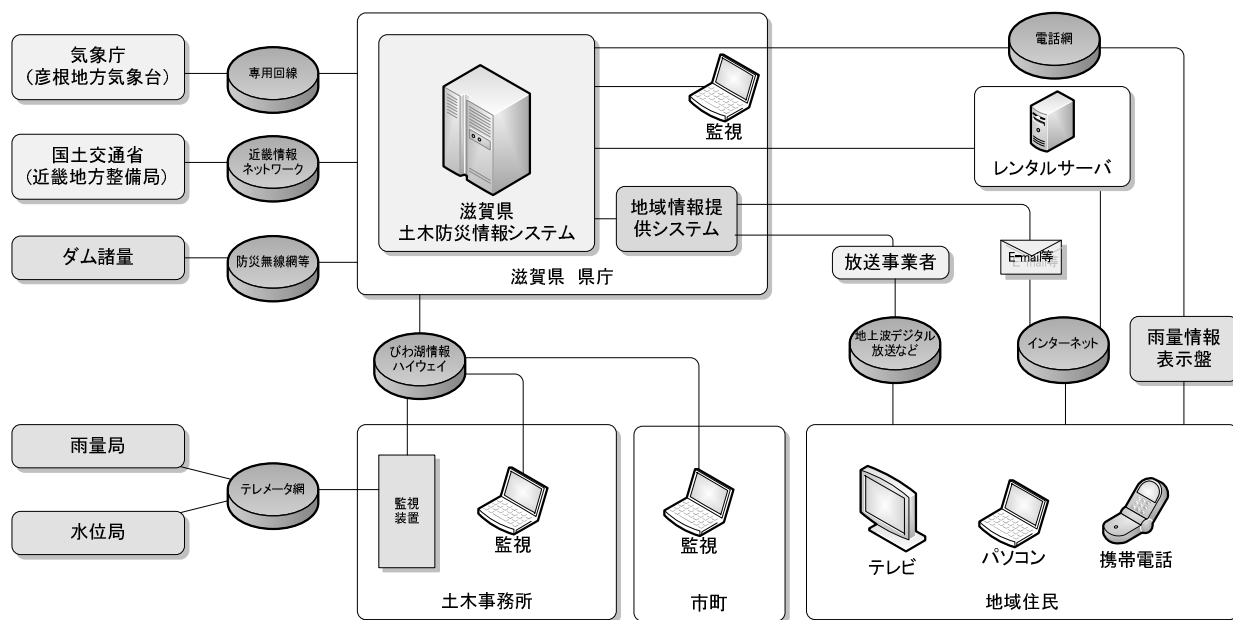


図 滋賀県土木防災情報システム

第17節 火災予防体制の充実

■関係機関

消防本部	危機管理・防災課	土木建設課	住宅課	都市政策課	農林振興課	消防団
------	----------	-------	-----	-------	-------	-----

第1 計画の方針

火災を未然に防止し、被害の軽減を図るため火災予防および消防体制の整備を図るものとする。

第2 出火防止、初期消火対策

市および消防機関は、災害時における出火予防のため、次の対策を実施する。

1 住民に対する防火意識の啓発

市および消防機関は、住民に対し災害時における火災防止思想の普及に努めるとともに、災害時の火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、火災の防止と消火の徹底を図り、予防査察を実施する。

(1) 広報活動

市および消防機関は、毎月第1日曜日の防火点検の日、春秋2回の火災予防運動等の機会に、火災予防意識の普及徹底を行う。予防広報は、市広報車、消防車、広報紙などを通じて行う。

(2) 各種集会、広報媒体等を通じ、出火防止に関する知識および技術の普及を図る。

(3) 消防訓練等の実施

2 自主防災組織の消火体制の確立

火災に的確に対処するためには、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織や事業所の自衛消防組織による初期消火体制を確立する必要がある。

このため市は、地域における自主防災組織の育成や資機材の整備を進め、消防団や地域住民と自主防災組織が一体となって活動できる体制づくりを推進する。

3 防火対象物等への予防査察体制の充実強化

消防署は、消防法、火災予防条例および火災予防査察規程に基づき学校、病院、事業所等の防火対象物において、火災予防、防火管理の徹底を図るため、次に掲げる立入検査を実施する。また、通報、避難、消火等の訓練を実施することや消防計画を作成することについて指導を強化する。

(1) 定期査察

計画に基づき定期的に実施するもの

(2) 特別査察

消防長または消防署長が特に必要であると認めるときに対象物を指定して実施するもの

(3) 確認査察

査察により指摘した不備事項の改修状況を確認するため実施するもの

4 幼少年期に対する防災教育

消防署は、幼児教育および学校教育の場を通じて防災意識を浸透させるために、関係機関と連絡を密にして防災教育の充実に努めるものとする。

5 住宅防火診断の実施

消防署は、火災予防上必要と認める場合、一般住宅等を対象として、期間および地域を定め、防火診断を実施するものとする。

6 火災警報等発令時の対応

消防署は、火災警報、火災多発特別警報または火災注意報発令時、管内全域において火気の使用制限に関する広報を実施するものとする。

第3 延焼の防止対策

1 総合的な消防計画に基づく消防活動体制の整備

初動および活動体制を確保するため、防災活動の拠点となる消防署等の防災性の向上ならびに消防機動力、消防緊急情報システムおよび個人装備等の整備を早急に進める。

2 老朽木造住宅密集地等の延焼防止対策

老朽木造住宅密集地等の火災による被害が予想される地域を中心に、人命の安全確保に重点を置いた消防設備の充実や消防水利の確保等の延焼防止対策の検討を進める。

また、市街地の面的整備や道路・公園等の都市基盤整備、建築物の不燃化など都市防災を推進するとともに、市内の消防車両の進入が不可能な箇所は、今後の道路計画と併せて改良事業を推進する。

3 避難場所・避難路周辺の安全確保

避難場所・避難路周辺の安全確保および期消火体制を確保するため、避難場所を対象として防火水槽・耐震性貯水槽を設置し、地域住民の安全確保を図る。

第4 消防力の強化

市は、国の「消防力の整備指針」（平成12年1月20日、消防庁告示第1号）に基づき、火災の予防、警戒および鎮圧ならびに救急業務を行うために次の事項に留意して、必要な施設や人員の整備に努める。

1 消防団の活性化

市および消防機関は、地域の消防防災活動の担い手である消防団の加入促進をはじめとする活性化を推進するとともに、次の事項を重点的に実施する。

(1) 消防団、安全装備の整備

(2) 報酬、出動手当、退職報償金の適正化

(3) 公務災害補償の充実

(4) 県消防学校の教育基準の充実による現地教育の推進

(5) 消防団PR用の映画、ポスター、リーフレットの積極的な活用

2 消防団の設備、機材の強化

3 都市化・高齢化等の変化に対応できる消防施設・設備の計画的な配備

4 消防職員や消防団員、自主防災組織等が初期消火、延焼防止、救出救護活動、避難者への支援活動、避難行動要支援者への対応、復旧活動等に各自の持ち場で最大限に力を発揮できる体制整備と訓練や研修機会の充実

5 消防団等による地域住民や自主防災組織への初期消火、救出救護活動等の指導の推進

6 消防団と事業所の協力体制の確立

市は、消防団と事業所の自衛消防組織が一体となって消火活動等を実施するために、活動環境を整備し、地域防災体制の構築を図るものとする。

7 消防職員・消防団員の防災教育

消防大学校および県消防学校における教育訓練、講習会等への派遣、研修を通じて、消防職員・団員の消防に関する知識および技術の向上を図る。

(1) 消防本部は、消防職員に係る初任教育、幹部教育等の各職務に該当する教育訓練への派遣機会を活用する。

(2) 市は、県消防学校が実施する講習会に消防団員を積極的に参加させるよう努める。

第5 消防水利の整備

国の「消防水利の基準」(昭和39年12月10日、消防庁告示第7号)に基づき、新たな消防水利の整備を推進するとともに、既設消防水利の点検や機能維持に努める。

特に阪神・淡路大震災で多くの消火栓が使用不能となった反省から、消火栓以外の消防水利の整備と適正配備に努める。

なお、次の事項に留意して、消防水利の整備に努める。

(1) 耐震性貯水槽・防火水槽の設置

(2) 河川等の自然水利の活用

(3) プール・雨水貯留施設・噴水等の他用途の水源を消防水利に活用

(4) 河川改修等の整備における消防水利の確保

(5) 住宅開発等における消防水利の確保指導の強化

(6) 建築物の密集状況に応じた消防水利の適正配置

《参考資料8-1 消防水利の現況》

《参考資料8-2 消防力の現況》

第6 林野火災の出火防止

市および消防関係機関は、林野火災の発生を未然に防止するため、林野利用者の防災意識高揚に努めることで林野火災の未然防止を図る。予防標識の設置、ポスター等の配布による啓発活動やパトロールの実施等による監視体制の強化を図り、出火予防に努めるものとする。

第18節 救急・救助、医療体制の充実

■関係機関

地域医療推進課 健康政策課 こども未来応援部 消防団 消防本部 危機管理・防災課

第1 計画の方針

災害時には倒壊家屋などに生き埋めになった被災者が多数発生することが予想される。その迅速な救急・救助のため消防・警察・自衛隊等の機関や自主防災組織において、平素からの備えを行うことが必要である。

また、災害時に適切な医療を供給するため、災害医療体制の構築、資機材の備蓄、広域医療体制の構築、医療機関の防災性の向上などを推進する。

第2 救急・救助体制の整備

1 救急・救助活動体制の確立

市は、地域における救急・救助体制を充実するため、地域住民や地域内の事業所等で組織される自主防災組織の育成と活性化を推進する。

また、効率的な救急・救助活動を行うため、日頃から消防署や消防団と自主防災組織が一体となった救急・救助訓練を実施する等、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の密接な連携体制の確立に努める。

2 救急・救助資機材の備蓄

市および消防機関は、平時から情報交換を行い、迅速・的確な救急・救助活動を遂行するために必要な資機材の備蓄を計画的に推進する。

また、市は、地域の自主防災組織の資機材整備のための支援に努める。

なお、備蓄している資機材については、定期的（年1回程度）に点検を行うものとする。

《参考資料12-3 湖南市ふるさと防災チーム育成事業補助金交付要綱》

第3 応急医療体制の整備

1 市は緊急事態が発生したときの対応を甲賀湖南医師会と協議し、市域内での災害対応病院の指定、救護所の設置、救護班の編成等について、直ちに対応できる体制を確立する。

2 病院と甲賀湖南医師会は、災害時の救護所開設や負傷者の受入れ体制等について検討・協議を行い、災害時において円滑な連携体制がとれるよう努める。

3 医療救護拠点等施設の機能と安全性の確保

大規模災害時に医療救護の拠点となる保健センターおよび各小学校施設の安全性の確

保を図る。また治療に不可欠な水、電気等のライフラインを確保できるよう、給水タンクや非常用電源等機能確保のための対策をとる。

4 災害派遣医療チーム（DMAT）との連携強化

大規模災害により多数の傷病者が発生し、災害現場での医療救護活動が早期に必要とされる場合、県は、消防本部、警察機関等からの災害発生情報に基づき、災害拠点病院等に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。

災害派遣医療チーム（DMAT）は、災害現場で消防機関、警察機関および自衛隊と相互の連携を図る現地合同調整所に入り、それぞれの機関の助言を得ながら情報収集活動や医療救護活動を行う。

消防本部は、災害派遣医療チーム（DMAT）が災害時に円滑な活動が行えるよう、平常時から災害派遣医療チーム（DMAT）警察機関および自衛隊との連携強化に努める。

《参考資料12-5 湖南省各種協定一覧》

第4 医薬品等の確保

医療救護拠点である保健センター、石部診療所および水戸診療所はもちろんのこと、医療救護地区拠点である各小学校にも、必要な医薬品を備蓄する。

また、滋賀県医薬品卸協会や市内医療機関に対しても協力を要請しておく。

第19節 食料・生活必需品等・給水の確保と緊急輸送体制の整備

■関係機関

農林振興課 福祉政策課 商工観光労政課 上下水道課 総務課

第1 計画の方針

大規模災害が発生した場合は、輸送ルートの途絶や流通機構の停止等により飲料水、食料、生活必需品等の供給に大きな支障が生じるおそれがあるため、災害発生からおおむね1週間程度は、これらの物資を被災地内で確保しておく必要がある。

このため、市は住民と一体となった物資の確保体制を構築するとともに緊急輸送の円滑化を図るため緊急輸送ネットワークの形成を推進する。

第2 食料、生活必需品等の確保

1 食料の確保

被災者への食料の供給は、炊出し体制が整うまでの発災後1～3日間は、備蓄してある乾パン等の非常食（以下「非常食」という。）を中心に供給し、おおむね4日目以降は、米飯、弁当等の炊出しを実施する。

また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においては、入所者や患者の実態に応じた非常食の備蓄を推進する。

（1）米穀の確保

市は、県が策定した「応急用米穀取扱要領」9（市町村長が自ら主食を確保する場合）に基づき、事前に米穀販売業者等と米穀の供給協定の締結を行い、応急時の米穀の確保に努める。

（2）主食および副食の確保

市は、乾パンなどの主食とともに野菜などの副食を、自ら備蓄または関係機関から調達する。

2 生活必需品等の確保

市は、家屋の倒壊、破損、焼失等による被災者を保護するための寝具類、日用品その他の生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等（以下、「生活必需品等」という。）の備蓄や調達先の確保に努める。この際、女性用品、乳幼児用品等男女のニーズの違いにも配慮する。

また、住民は、各家庭や区・自治会、自主防災組織においてこれらの備蓄を推進し、災害時に公的備蓄が到達するまでの生活の確保を図る。

3 流通備蓄および配分計画の策定

（1）市内における緊急物資流通在庫状況の情報入手に努める。

（2）市内における緊急物資の調達および配分計画を策定する。

4 調達・輸送体制の整備

- (1) 災害時の食料・生活必需品等の供給について、市商工会、市内業者等と協定を締結するなど、調達体制の整備と品目・数量の強化を図る。
- (2) 緊急物資の集積所は原則として救援物資等集積所とする。
- (3) 緊急物資の集積所の運営管理等を検討する。
- (4) 救援物資等集積所や防災倉庫から避難所等への輸送体制を強化するため、輸送業者等との協定締結を進める。

5 備蓄品目・量の決定

市は、地域の特性や、要配慮者男女のニーズの違いや子ども等への配慮を考慮し、次のような重要物資を選定して確保に努めるものとする。

また、要配慮者、男女の違いや子ども、避難生活の長期化に配慮した生活必需品等の備蓄を進める。

なお、備蓄品目や数量については適宜見直しを行うほか、備蓄している食料、生活必需品等、飲料水は、定期的（年1回程度）に点検を行う。

- ・飲料水 ・アルファ化米、乾パン ・介護食、粉ミルク、液体ミルク、哺乳瓶
- ・おかゆ食 ・毛布 ・衛生用品（おむつ、生理用品） ・仮設・簡易トイレ
- ・マスク ・消毒液 ・パーティション等

《参考資料12-5 湖南省各種協定一覧》

第3 飲料水の確保

市は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、給水体制の整備を図るものとする。

1 応急給水の確保

1人1日3リットルの供給を確保するため、次のような整備等に努めるものとする。

- (1) 水道施設の防災性の向上、ポンプ設備の停電対策など給水拠点の整備を図る。
- (2) 配水池等を整備し、応急給水に利用する備蓄水量を確保する。
- (3) パックやペットボトルの飲料水の備蓄を確保する。
- (4) 井戸水等の把握を行う。

2 供給体制の整備

給水車の配備、給水に必要な資機材の備蓄を確保する。

第4 地域における備蓄の促進

1 自主防災組織等の備蓄

市は、自主防災組織等が中心となって地域の防災活動拠点等に資機材・生活必需品等の備蓄を推進するよう啓発に努める。

2 家庭における非常食、被服・寝具や生活必需品等の備蓄の促進

市は、「自らの生命は自らで守る」という防災の基本原則に立って、日頃から各家庭で家族構成に応じた1週間分の非常食や被服・寝具、その他生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策品（マスクや消毒液・アルコールティッシュなど）等の備蓄の啓発・普及を図る。

（1）飲料水

ア 各家庭においては、災害時最低1週間分の飲料水を備蓄する。

イ 生活用水として浴槽等に貯水することや、井戸も利用できるように事前にその所在について調査する。

ウ 飲料水消毒用の塩素や濾過装置付のストロー等が市販されているので、備えておくことが望ましい。

（2）食料

家族1人当たり1週間分程度の主食、副食等の保存食を平常時から備蓄しておく。

特に主食については、米が調理不可能な場合も考えて、乾パンや缶詰など、調理不要な食料も用意しておく。備蓄食料は、賞味期限等に注意し、定期的に点検、入替えを行う。

（3）非常持出し品

非常時の持出し品として、救急箱（マスクや消毒液、アルコールティッシュなどの感染症対策品含む）、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を準備し、置場所を決めておく。

医薬品や乾電池については、期限等に注意し、定期的に点検して入替えを行う。

（4）その他

被服・寝具や感染症対策品を含むその他の生活必需品等の備蓄

第5 緊急輸送ネットワークの形成

災害時における人命の安全確保、被害の拡大防止、応急対策等を円滑に行うため、主要な防災拠点、車両、船舶、ヘリコプター等と有機的に結ぶ緊急輸送ネットワークを形成する必要がある。

このため「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成8年9月策定、平成25年2月見直し）等に基づき、県の既存施設を活用して確保した広域湖岸輸送拠点や広域陸上輸送拠点等を緊密につなぐネットワークを確立する。

1 第1次緊急輸送道路

県は、県庁所在地、地方中心都市などを結ぶ広域ネットワークを形成する幹線道路を設定し、被災地へ物資輸送ができるよう、その通行確保に努める。

本市域では、名神高速道路、主要地方道草津伊賀線（旧国道1号）、国道1号（栗東水口道路）が指定されている。

2 第2次緊急輸送道路

県は、第1次のネットワークと市役所や主要駅、港湾災害医療施設などの主要防災拠点を連絡する道路を設定し、当該地域が被災した場合に、その通行確保に努める。

本市域では、一般県道石部草津線（旧国道1号～市役所西庁舎）が指定されている。

3 市における緊急輸送道路の設定および整備等

- (1) 市は、県が設定する緊急輸送ネットワーク（第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路）を踏まえ、市の救援物資等集積所（湖南省総合体育館）に集められた物資を、市内の避難所等に送るための緊急輸送道路を設定し、ネットワークを形成する。
- (2) 市は、緊急輸送道路の整備を図るとともに、日ごろの点検に努め、当該地域が被災した場合にはその通行確保に努める。
- (3) 市は、災害時における車両使用自粛、緊急輸送道路指定路線等に関する情報提供を行う。

第6 炊出し

- 1 炊出しのための施設は、調理場の施設を有する公共施設等を必要により利用するものとする。

《参考資料7-2 炊出し施設一覧》

- 2 炊出しの従事者は、市職員をもってあてはるほか、日本赤十字奉仕団等の協力を得るものとする。
- 3 炊出し時には、食品の衛生について十分留意するものとし、消毒液等を炊出し施設ごとに備え付けるものとする。
- 4 災害時には座る部分を外して、炊き出し用のかまどとして利用できるかまどベンチを市内の学校、幼稚園、まちづくりセンター、集会所、児童公園等に設置している。今後も地域住民等と協力し、かまどベンチの設置に努める。

《参考資料7-3 かまどベンチ設置場所一覧》

第20節 避難誘導体制の確立と避難所対策の充実

■関係機関

危機管理・防災課 地域創生推進課 福祉政策課 障がい福祉課 高齢福祉課 子ども政策課 こども子育て応援課 幼児施設課 都市政策課 土木建設課住宅課 教育委員会 学校教育課 避難所施設所管課

第1 計画の方針

市は、災害の発生による家屋倒壊や大規模火災などから地域住民が安全に避難できるよう避難計画を策定するほか、避難路・避難地の整備を推進する。

また、避難所に食料・生活必需品等（感染症対策用物資を含む）・その他の資機材の備蓄や設備整備を推進し、災害に備えた管理・運営体制を確立する。さらに、平常時から応急仮設住宅の建設予定地を選定しておくものとする。

第2 避難に関する計画

避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難所等の整備、避難経路など避難体制の確立を図るものとする。

- 1 避難指示等を行う基準および伝達方法
- 2 避難所の名称、所在地、対象地区および対象人口
- 3 避難所への経路および誘導方法
- 4 消防団による避難誘導の方法
- 5 避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - (1) 飲料水等の供給
 - (2) 食料の支給
 - (3) 毛布、寝具等の支給
 - (4) 医療、日用必需品の支給
 - (5) 負傷者に対する応急救護

第3 避難場所（指定緊急避難場所、避難所、一時避難場所）、避難路の配置

災害時における避難場所（指定緊急避難場所、避難所、一時避難場所）を指定するとともに、避難場所に必要な設備、資機材の配備を進める。また、避難場所に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。

- 1 指定緊急避難場所の指定（災害対策基本法第49条の4）
 - (1) 市長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設または場所を、管理者の同意を得た上で、洪水、その他

の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

- (2) 市長は、指定緊急避難場所の指定、取消しを行った場合は、知事に通知するとともに、住民に公示する。
- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、当該施設を廃止、改築等重要な変更を加えるときは、市長への届け出を行う。

2 避難所の指定

(1) 避難所の配置

避難所の配置にあたっては、人口や住宅等の状況に応じて配置することとし、避難所から概ね半径2kmの圏域を避難圏域とする。また、避難圏域以遠の住戸については、代替施設を検討する。

なお、避難生活の改善と避難所施設（教育施設等）の本来機能の回復を図るため、避難所開設後一定期間（1週間程度）が経過した時点で、応急仮設住宅建設までの間、避難所の集約を検討し、避難所を段階的に解消する。なお、集約する避難所は、災害時における被災や避難者の状況を勘案して指定する。

(2) 福祉避難所

避難所での生活において特別な配慮を必要とする要配慮者用の福祉避難所の協定の締結を進める。

(3) 指定避難所の指定

市長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定する。

ただし、当該施設が風水害時において浸水する場合等は、避難所として使用しない。

3 一時避難場所の指定

地域住民の集結場所、自主防災組織等の消火・救護活動等の活動拠点あるいは避難所が使用できない場合の代替施設等として機能する一時避難場所を適宜設ける。

4 避難路の整備

各自主防災組織等が作成する避難計画に示された避難経路を避難路として位置づけ、円滑な避難活動が可能となるよう、道路幅員の確保や段差の解消、夜間照明施設の整備などの対策に努める。

5 一時集合場所

一時集合場所は、市から避難指示が発令された時など、区・自治会単位で集団を形成し避難者を受け入れる施設である避難所や一時避難場所に避難するための一時的な集合場所とする。一時集合場所は、集合した人の安全が、ある程度確保されるスペースをもった公園・空地などを各区・自治会等の地域において定める。

6 住民等への周知

市長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所および避難路その他の避難経路に関する事項等を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

第4 避難所の設定・整備

1 避難所の設定・整備

市は、平常時において次のような基準により避難所を選定し、住民に対する周知に努める。

なお、避難所に指定する公共的施設については、多目的トイレ、スロープの設置、ファックス、文字放送テレビの設置等、高齢者・障がい者等に配慮した施設・設備の整備、夏季等における熱中症の予防（冷風扇の設置等や対処法に関する普及啓発等）、冬季における暖房設備の設置等に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーや電動自動車（EV・PHEV等）などの非常用発電設備の整備に努める。

- (1) 災害に対して安全な公共建物
- (2) 給水および給食施設を有するかあるいは比較的容易に設置できるもの
- (3) 救助物資等の保管スペース（屋内が望ましい）を有するもの
- (4) なるべく避難者の居住地に近く、かつ集団的に収容できるもの
- (5) 医療的ケアを必要とする方用の人工呼吸器や吸引器等の医療機器用の電源の確保ができるもの

2 避難所の管理運営体制の構築

市は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、避難所開設・運営マニュアルの作成を行う。作成に当たっては、市の実情に即した適切なマニュアルとなるよう地域まちづくり協議会、区・自治会、自主防災組織、学校等の施設管理者、その他専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や関係機関等と調整を行う。なお、避難所開設・運営マニュアルは、次により構成する。

- (1) 避難所開設等
- (2) 管理責任者の配置と役割
- (3) 避難者の受入準備
- (4) 避難所の管理（避難者情報・避難所施設の管理、衛生管理等）
- (5) 避難者の世話（食料・生活物資等の提供、健康・医療、要配慮者の保護等）
- (6) ボランティアの受入
- (7) 避難所の閉鎖

なお、避難所を地域住民や自主防災組織が中心となって管理・運営できるよう平常時から各自の役割分担を明確化するとともに、施設管理者との連携による避難所運営管理に関する訓練を定期的の実施する。

《参考資料6-1 指定避難所一覧》

《参考資料6-2 指定緊急避難場所一覧》

第5 避難所の設備および資機材の配置

避難所に必要な次の設備および資機材をあらかじめ配備し、または必要なとき直ちに配備できるよう平時から準備しておくとともに確保計画を構築するものとする。

- 1 通信機材
- 2 放送設備
- 3 照明設備（非常用発電機を含む。）
- 4 炊出しに必要な機材および燃料
- 5 給水用機材（小分け容器含む）
- 6 救護所および医療資機材
- 7 物資の集積場所
- 8 仮設のテント
- 9 仮設トイレ
- 10 感染症対策用物資等
- 11 防疫用資機材
- 12 清掃用資機材
- 13 工具類

第6 応急的な住宅の確保体制の整備

災害により多数の住宅が被災した場合に緊急的に住宅を確保するため、市営住宅の空き家だけでなく、県営住宅、近隣他都市等の公営住宅等の空家を被災者に提供するため、空家情報の収集方法や一時入居募集の方法などについて関係機関と協議を行い、応急的な住宅の確保体制の整備を図る。

第7 応急仮設住宅の建設

災害時に迅速かつ円滑に応急仮設住宅を建設するためには、平常時から建設適地を把握しておくことが重要であり、市は次の点に留意し建設適地の選定に努める。

- 1 二次災害発生の危険性の検討
崖の近傍や延焼等の恐れのある住宅密集地等、二次災害の危険性がある場所を避ける等、周辺環境を十分検討し安全性の高い場所を選定する。
- 2 水道、電気、ガス等の条件検討
水道、電気、ガス等のライフラインが整備されている場所または仮設により容易に設置できる場所を選定する。
なお、これらの施設整備が困難な場所を選定する場合は、あらかじめ対処方法を十分検討しておく。
- 3 応急仮設住宅建設資材を搬入することが容易な場所を選定する。

第8 学校（園）における避難体制の充実

教育委員会およびこども未来応援部は、防災教育の充実を図るとともに学校防災の手引きを作成し、教職員、児童、生徒および保護者への周知徹底に努める。また、校・園長は学校・園の実状や児童等の実態に応じ、以下の点に留意しながら防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行うものとする。

1 緊急避難計画の作成

（1）学校・園内での活動中を想定した計画

- ア 校内防災組織および避難場所を確立する。
- イ 避難訓練のマニュアルを作成する。
- ウ 年間計画の中に学校・園と地域が連携した避難訓練の実施を位置づける。
- エ 災害時における教職員の児童等への指示および措置の方法を明らかにする。
- オ 学校・園の施設・設備の状況を把握する。
- カ 避難経路と避難場所の安全確保および避難の誘導方法を明らかにする。
- キ 教職員の配備と児童等の安全確認を明らかにする。

（2）学校・園外での活動中を想定した計画

災害が登下校時および校外行事等の活動中に発生した場合を想定した避難マニュアルを作成する。

2 防災体制の整備

（1）災害の発生に備えて、次のような措置を講じる。

- ア 児童等の避難計画および訓練の実施ならびに平素から災害時の事前指導、事後指導について周知徹底を図り、保護者との連絡方法を確認しておく。
- イ 市教育委員会またはこども未来応援部、警察署、消防署、消防団および保護者への連絡網を整備し、関係機関との協力体制を確立する。
- ウ 緊急時の所属職員の非常招集の方法を定め、連絡先を確認し教職員に周知させる。
- エ 災害時における初動体制について、あらかじめ最低限必要な動員体制とともに各職員の役割を明らかにし、初動体制の配備計画とともに以下の点に留意し具体的なマニュアルを作成する。

- ・各学校・園ごとに対応に必要な役割、組織と最低人数を明らかにする。
- ・学校・園が避難場所となる場合を想定した組織体制に基づいて行動できるようにする。
- ・職員個々の緊急時に登校する学校・園を明らかにし、県教育委員会または市教育委員会（公立保育園、こども園はこども未来応援部）に登録するとともに、それらを通して他校より動員される職員名を登録しておく。
- ・マニュアルはあくまで初動体制（災害発生5日間以内）に基づくものとし、災害の状況に応じた判断のもとに、本来の勤務に戻っていくことを前提とする。

（2）幼児、低学年児童、障がい児、外国人児童生徒等に対して、次のような対応を行う。

- ア 実態の把握に努めるとともに適切な指導ができる体制をつくる。

イ 職員だけでは対応できない場合には、関係自治体の協力を得られるように日頃より連絡を密にする。

(3) 緊急時に対応できる通信機器（災害時優先電話等）を設置する。

(4) 教職員による巡回・引率体制を確立し、保護者の協力を得る。

(5) 通学路等の危険箇所、地域の避難場所等を明らかにした防災マップを作成し、関係機関に周知する。

(6) 各学校・園については、防災体制についての校内研修等を位置づけるなど職員への周知徹底を図る。

第9 防災上重要な施設の管理者の留意事項

病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を図るものとする。

- 1 病院において患者を他の医療機関または安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生および入院患者に対する実施方法等について定める。
- 2 興行場、駅、その他不特定多数の者の利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成および訓練の実施に当たっては、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮したものとする。

第21節 要配慮者の安全確保および支援体制の強化

■関係機関

福祉政策課	障がい福祉課	高齢福祉課	子ども政策課	こども子育て応援課	幼児施設課	土木建設課	地域創生推進課	危機管理・防災課	人権擁護課
-------	--------	-------	--------	-----------	-------	-------	---------	----------	-------

第1 基本の方針

災害時における高齢者・障がい者、外国人、乳幼児等の要配慮者には、情報伝達、避難誘導、介護支援等のきめ細やかな配慮が必要である。

このため市は、県と連携して、避難体制の整備や社会福祉施設等の防災体制の構築、また、避難所の設定や応急仮設住宅の建設等、要配慮者に迅速・的確に対応するための体制や施設の整備を図る。

また、男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災対策を推進する。

第2 在宅の要配慮者の避難体制

市は自力で避難することが困難な高齢者・障がい者等や日本語があまり理解できない外国人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民や自主防災組織等との連携を図りながら、平常時から適切な避難誘導体制の整備に努める。

1 災害対策マニュアルの作成等

市は、高齢者・障がい者等の要配慮者やその介護者が普段から災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、災害対策マニュアルを作成するとともに、地域における要配慮者に係る情報の把握・共有および安否確認方法、支援対策について定める。

2 安否確認体制の整備

市は、災害時における在宅の要配慮者の安否確認体制を確保するため、平常時から下記の整備に努める。

ア プライバシーに配慮した在宅要配慮者名簿の整備

イ 市職員、社会福祉協議会職員、ホームヘルパー等の福祉関係職員、民生委員・児童委員等の福祉関係者による災害発生直後の安否確認体制の確保

ウ 消防団、地域まちづくり協議会、区・自治会、自主防災組織、ボランティア組織等との連携体制の確保

エ 警察、消防署等との連携

3 避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成等

(1) 避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成と避難誘導等

ア 市は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎とする名簿および個別避難計画を作成し、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、

安否確認を行うための措置について定めるものとする。

なお、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿の内容を定期的に更新するとともに、個別避難計画については、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもこれら名簿や計画の活用に支障が生じないよう、名簿情報および計画の適切な管理に努めるものとする。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

この他、地区防災計画が定められている区・自治会等において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。

また、訓練等により、同計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

なお、これらの取り組みにあたっては、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針」および「防災と保健・福祉の連携促進モデル『滋賀モデル』」を参考とする。

イ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する以下の事項を記載し、または記録する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所および居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援を必要とする事由
- ⑦ その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 市は、避難行動要支援者名簿の作成に際し、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講ずるとともに、必要な限度で、要配慮者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、または知事等に対し必要な情報の提供を求めることができるものとする。

《参考資料13-14 避難行動要支援者名簿様式》

(2) 個別避難計画の作成

ア 市は、健康福祉部、危機管理・防災課および関係部局との連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援者等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画においては、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

イ 市は、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人および避難支援等実施者の同意、または、当該市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

ウ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

エ 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

オ 県は、個別避難計画の作成を促進するため、人材育成や先進事例の情報提供等をはじめ、市町の取組を積極的に支援する。

カ なお、県、市町は、取組にあたって、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」および「防災と保健・福祉の連携促進モデル『滋賀モデル』」を参考とする。

《参考資料13-15 個別避難計画様式》

(3) 名簿情報の利用および提供

ア 市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、または記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、内部で目的外利用できるものとする。

イ 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、消防機関、甲賀警察署、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

ウ 市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供できるものとする。

《参考資料13-16 同意書様式》

(4) 名簿情報を提供する場合における配慮等

ア 市長は、名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者および第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

イ 名簿情報の提供を受けた者その他の当該名簿情報を利用して避難支援等関係者またはこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

4 自主防災組織の強化

ア 自主防災組織は、民生委員・児童委員等との連携により災害時に援助を必要とする要配慮者の実態把握に努める。

イ 災害発生後、直ちに在宅の要配慮者の安全確保や避難行動を手助けできるのは、家族や近隣住民であり、自主防災組織が、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう普段から地域防災訓練を実施するなど自らの活動力の強化を図る。

5 防災訓練の充実

市は、総合防災訓練の実施にあたっては、自主防災組織等を中心に、個別避難計画が実効性のあるものとなるよう、避難行動要支援者に加え、福祉専門職、地域住民等の避難支援等に携わる関係者が参加する要配慮者に対するきめ細かい対応を想定した訓練の実施に努める。

6 緊急情報通信システムの確立

(1) 多様なメディアを活用したきめ細かな情報伝達・交換システムの構築

災害時に情報が伝わりにくい高齢者や外国人等が利用しやすい緊急情報伝達システムを構築するため、情報インフラやインターネットの活用方法について検討し、システムの構築を図る。

また、視覚障がい者への情報提供に役立つコミュニティ放送や聴覚障がい者に役立つ文字放送、ファックス等の情報伝達について、その活用を推進する。

(2) 情報伝達システムへの手話通訳等の活用

災害時の情報伝達については、テレビ媒体での手話通訳や外国語放送・文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電光ボード等）の活用等についても検討し、具体化を図る。また、あらかじめ手話通訳者、要約筆記者の確保を図る。

7 外国人への対策

(1) 外国語による防災情報の提供

日本語の不自由な外国人は、災害時に情報が伝わらないという事態も考えられ、平素からの配慮が必要である。

このため、市国際協会や所属する事業所等を通じて日頃から防災訓練等を実施するとともに、外国語による防災の手引き、マップ等を作成・配付して防災意識の向上に努める。

(2) 外国語による相談窓口の開設

外国語に堪能な職員およびボランティアの協力を得て、外国人からの防災に関する質問や相談を受ける窓口の開設を図る。

(3) 多言語表示シートの作成

市は、避難所における多言語表示シートの作成を行い、地域での防災訓練等での活用に資する。

(4) 『やさしい日本語』の普及

災害時の情報伝達や被災者同士のコミュニケーション支援のツールとなる『やさしい日本語』の出前講座を行うなど『やさしい日本語』の普及に努める。

第3 社会福祉施設および医療施設等の防災体制

社会福祉施設および医療施設等の防災体制については、県の社会福祉施設監査や医療機関立入検査等の指導を得て、地域住民や自主防災組織、施設との関係の深いボランティア等との連携強化等により次の事項を重点に一層の防災体制の充実に努める。

1 防災設備等の整備

社会福祉施設および病院等の管理者は、災害に対する施設の安全性を高めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者および入院患者の実態に応じた最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄を行う。

また、これらの備蓄に併せて施設機能の応急復旧等に必要な発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

2 組織体制の整備

社会福祉施設および医療施設等の管理者は、地震災害が発生した場合に迅速・的確に対応できるよう、あらかじめ施設内の防災組織を整えておく。

また、地域住民との連携を密にし、入所者および入院患者の実態等に応じた協力が得られる体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設および医療施設等の管理者は、災害の発生に備え、情報伝達手段、方法を明確にするとともに、市等の関係機関との緊急連絡体制を整える。

4 入所者および入院患者情報の整備

社会福祉施設および医療施設等の管理者は、風水害の発生による避難に備え、入所者および入院患者の名簿および避難（移動）手段および生活支援に関する個人情報を整えておく。

5 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設および医療施設等の管理者は、職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災教育・訓練を実施する。

6 施設間における災害援助協定の締結

市は、施設の倒壊等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制について、あらかじめ必要な事項を定めておく。

また、社会福祉施設の管理者は、災害発生に伴い施設等の運営に支障を来し、施設独自では十分なサービスの提供が確保できない場合に備え、サービス事業者間における災害援助協定等の締結に努める。

7 浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等への情報提供

市は、水防法第15条および、土砂災害防止法第8条に基づき、浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等への情報連絡体制等を市町地域防災計画において定めるものとする。また、県は、洪水、土砂災害のおそれのある箇所等に立地していることが明らかになった社会福祉施設等の管理者に対し、適宜、情報等の提供に努める。

8 防災対策計画の実効性の確保

社会福祉施設および医療施設等は、その設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法、医療法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、防災対策計画を作成することとされている。平成29年6月に水防法および土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域および土砂災害警戒区域内に存在し、市町の地域防災計画に位置付けられた施設の所有者または管理者は、避難確保計画の作成や訓練の実施が義務化されたことに伴い、この防災対策計画には自然災害からの避難も対象となっていることを認識し、防災対策計画等の内容や避難訓練の実施状況について、県、市町が施設開設時および定期的な指導監査等の機会を通じ、防災対策計画等への洪水や土砂災害等の対策の記載、訓練の実施状況、緊急度合いに応じた複数の避難先の確保状況等について確認するとともに、必要な助言を行う。

9 非常用電源の確保

社会福祉施設および病院は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ社会福祉施設および病院が保有する非常用電源の設置状況等に関する県の調査等に協力する。

第4 避難所における要配慮者への配慮

1 施設の整備

市は、避難所となる公共施設を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」（平成6年10月17日県条例第42号）に基づくユニバーサルデザインの視点から、バリアフリートイレ、スロープ、手摺り、ファックス、文字放送テレビ等の整備を進める。

また、要配慮者が避難生活を過ごす居室は、トイレに近く冷暖房設備や調理設備が配備され、プライバシーが確保されるなどの配慮を心がける。

この際、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

2 福祉避難所の整備

災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者のために、民間の社会福祉施設の協力を得て福祉避難所の整備を行い、必要に応じて、福祉避難所として指定するなど、あらかじめ社会福祉施設と災害時における協力体制の確立に努めるものとする。

また、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくるかもしれないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入

れ対象者を特定して公示するものとする。

この他、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

《参考資料6-3 福祉避難所一覧》

第5 応急仮設住宅における要配慮者への配慮

市は、応急仮設住宅の建設にあたっては応急仮設住宅の一定割合を高齢者・障がい者対応型とする等、要配慮者へのきめ細かい配慮を行う。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティ形成および運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、同一敷地内または近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。

第6 男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災対策

県、市町は、災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。

また、男女共同参画の視点からの取組が進められるよう、防災会議における女性委員の積極的な登用や、平常時および災害時における男女共同参画担当部局および男女共同参画センターの役割について明確にするなど、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携した体制整備に努めるものとする。

第22節 地域の孤立に備えた対策の推進

■関係機関

危機管理・防災課 土木建設課 農林振興課 福祉政策課 障がい福祉課 高齢福祉課

第1 基本の方針

大規模災害時において孤立するおそれのある集落について対策を講ずる。

第2 通信の確保

- 1 市は、大規模災害時に孤立するおそれのある集落について、防災関係機関と協力しながら、警戒・連絡体制の確立に努める。
- 2 市は、集落との通信途絶を防止するため、防災行政無線、衛星携帯電話等、地域の実情に応じた通信手段の確保に努める。

第3 物資供給、救助活動への備え

市は、県と協力しヘリコプター等による支援を検討するとともに、臨時ヘリポート候補地（着陸可能な公園、空地等も含める）の選定に努める。

第4 備蓄の推進

市は、集落の孤立の可能性に応じて、災害時の食料および物資について、住民による自主備蓄や備蓄倉庫等の整備など総合的な備蓄体制の確立に努める。

第5 道路・ライフライン等寸断への対策

市は、迅速な道路被害情報の収集および関係機関への情報提供が行えるよう、情報収集のための連携体制等の整備に努める。

第6 要配慮者に対する支援対策

市は、防災関係部局や保険・医療および福祉を担当する部局など関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携による情報伝達体制の整備に努める。

第4章 地域防災力の向上

第23節 防災に関する知識の普及

■関係機関

各課共通 教育委員会

第1 計画の方針

市は、市職員に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに、相互に緊密な連絡を保ち単独または共同して住民のための防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。なお、防災知識の内容および普及方法については、男女共同参画の視点から妥当なものであるか点検するとともに、災害から受ける影響やニーズが女性と男性で違うことや地域防災力を高めるためには女性の参画やリーダーシップが重要であることの理解促進を図る。

第2 計画的な普及・啓発活動の実施

防災知識の普及は、災害が発生しやすい時期または全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して、おおむね次の時期に実施するものとする。

ア	雪害予防に関する事項	雪崩防災週間	1月～2月 12月1日～12月7日
イ	風水害予防に関する事項	水防月間	5月～9月 5月1日～5月31日
ウ	土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間 がけ崩れ防災週間	6月1日～6月30日 6月1日～6月30日 6月1日～6月7日
エ	火災予防に関する事項	春季火災予防運動 秋季火災予防運動 年末防火運動 文化財防火運動	3月1日～3月7日 11月9日～11月15日 12月上旬～12月31日 1月23日～1月29日
オ	災害全般に関する事項	防災週間 防災の日 湖南市防災の日 防災とボランティア週間 防災とボランティアの日	8月30日～9月5日 9月1日 10月9日 1月15日～21日 1月17日
カ	道路災害予防に関する事項	道路防災週間	8月25日～8月31日

第3 普及・啓発の方法

1 防災週間等における啓発方法

防災の日である9月1日をはさんで、8月30日から9月5日までが防災週間、10月9

日が湖南省市防災の日となっている。また、1月17日が防災とボランティアの日、1月15日から21日までが防災とボランティア週間である。防災週間は防災意識の高揚および防災知識の普及を図ることを趣旨としており、次の防災行事の実施を通じて住民への啓発を図る。

- (1) 各種防災訓練、防災フェア、展示会等の開催
- (2) 大学の教授等専門家による講演会、研修会、その他防災教育
- (3) ポスターの掲示、パンフレット、リーフレットの配布
- (4) 防災フォーラムの開催
- (5) 標語、作文、図面等の募集
- (6) 災害危険区域の巡視、点検、周知
- (7) マス・メディアやホームページ、各種SNSによる広報
- (8) 防災功労者の表彰

2 様々な機会を活用しての普及・啓発

- (1) 防災講演会や出前講座の実施
- (2) 広報媒体等による普及

ラジオ・テレビ、新聞・雑誌、防災活動パンフレットその他の印刷物による普及、図画・作文等の募集など

- (3) 社会教育等を通じての普及

P.T.A、青年団体、女性団体、地域まちづくり協議会、区・自治会等の会合、各種研究集会等の機会を活用して、防災上必要な知識の普及に努める。

- (4) 体験学習

実際の体験による知識の普及、および技術の向上を図る。

- (5) 石部防災センターの活用

防火活動啓発推進の研修施設として石部防災センターを積極的に活用し、防災意識の高揚を図る。

湖南省市石部防災センター	湖南省市石部中央4—1—7	0748—77—8824
--------------	---------------	--------------

3 男女共同参画の視点

男女共同参画の視点からの災害対応について、参画型・体験型の学習機会を提供するなどして、性別、年齢等にかかわらず、多様な住民が自主的に考える機会を設ける。

4 要配慮者等への配慮

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するよう努める。また、このような合理的配慮に関することを含め、必要な防災知識の普及を図る。

第4 普及・啓発の内容

1 非常備蓄等の推進

災害時への対応として、1週間分の飲料水、食料の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中

電灯、ラジオ、乾電池等)の準備や家具等の転倒防止等住民自らが家庭でできる予防・安全対策を講じるとともに、被災時の家族内の連絡体制の確保を促すよう努めるものとする。

2 平常時および災害時の活動の周知

住民に対し、次のような自主防災思想の普及、徹底を図る。

- (1) 市地域防災計画で規定する各機関の防災体制
- (2) 災害に関する一般的知識
- (3) 過去の主な被害事例
- (4) 日常普段の心がけ

・住宅の点検 ・屋内の整理点検 ・火災の防止 ・応急救護 ・非常食料の準備
・避難地、避難場所、避難路等の確認 ・非常持出品の準備

- (5) 災害時の心得

・場所別、状況別の心得 ・出火防止および初期消火 ・避難の心得

- (6) 洪水ハザードマップの周知

市は、水防法第 15 条の規定に基づき、洪水予報等の伝達方法や避難場所などを定めた洪水ハザードマップや、土砂災害防止法第 8 条規定に基づき、土砂災害警戒情報等の伝達方法や避難場所などを定めた土砂災害ハザードマップを各戸に配布する。ハザードマップ等の配布または回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅条件等を考慮したうえで、警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等も選択肢としてあること、マイ・タイムライン等を作成して一人ひとりが避難計画を立てておき、警戒レベル 4 で「危険な場所から全員避難」すべきこと等逃げ遅れゼロにつながる防災啓発に努める。

この際、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス※等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切に行動することを合わせて周知する。

※人間が予期しない事態に対峙したとき、「ありえない」という先入観や「自分は大丈夫」や「ここは大丈夫」などの偏見（バイアス）が働き、物事を正常の範囲だと自動的に認識する心の働き。

- (7) 要配慮者等への配慮

防災知識の普及の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するよう努める。さらに、災害時の男女ニーズの違いなど双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要などの視点から配慮するよう努める。また、災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。併せて、県から、内閣府の「男女共同参画の視点からの災害・復興ガイドラン」に基づいた情報を収集し、災害対策に女性の視点を十分に反映させていくよう努める。

第5 学校等における防災教育

1 学校職員および児童・生徒に対する防災教育

教育委員会およびこども未来応援部は、防災教育の充実を図るとともに学校防災の手引きを作成し、教職員、児童、生徒および保護者への周知徹底に努める。また、校・園長は学校・園の実状や児童等の実態に応じ、以下の点に留意しながら防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行うものとする。

(1) 緊急避難計画

ア 学校・園内での活動中を想定した計画

- ・校内防災組織および避難場所を確立する。
- ・避難訓練のマニュアルを作成する。
- ・年間計画の中に学校と地域が連携した避難訓練の実施を位置づける。
- ・災害時における教職員の児童等への指示および措置の方法を明らかにする。
- ・学校・園の施設・設備の状況を把握する。
- ・避難経路と避難場所の安全確保および避難の誘導方法を明らかにする。
- ・教職員の配備と児童等の安全確認を明らかにする。

イ 学校・園外での活動中を想定した計画

災害が登下校時および校外行事等の活動中に発生した場合を想定した避難マニュアルを作成する。

(2) 防災体制

ア 災害の発生に備えて、次のような措置を講じる。

- ・児童等の避難計画および訓練の実施ならびに平素から災害時の事前指導、事後指導について周知徹底を図り、保護者との連絡方法を確認しておく。
- ・市教育委員会またはこども未来応援部、警察署、消防署、消防団および保護者への連絡網を整備し、関係機関との協力体制を確立する。
- ・緊急時の所属職員の非常招集の方法を定め、連絡先を確認し教職員に周知させる。
- ・災害時における初動体制について、あらかじめ最低限必要な動員体制とともに各職員の役割を明らかにし、初動体制の配備計画とともに以下の点に留意し具体的なマニュアルを作成する。

- ・各学校・園ごとに対応に必要な役割、組織と最低人数を明らかにする。
- ・学校・園が避難場所となる場合を想定した組織体制に基づいて行動できるようにする。
- ・職員個々の緊急時に登校する学校・園を明らかにし、県教育委員会または市教育委員会（公立保育園、こども園はこども未来応援部）に登録するとともに、それらを通して他校より動員される職員名を登録しておく。
- ・マニュアルはあくまで初動体制（災害発生5日間以内）に基づくものとし、災害の状況に応じた判断のもとに、本来の勤務に戻っていくことを前提とする。

- イ 幼児、低学年児童、障がい児等に対して、次のような対応を行う。
- ・実態の把握に努めるとともに適切な指導ができる体制をつくる。
 - ・職員だけでは対応できない場合には、関係自治体の協力を得られるように日頃より連絡を密にする。
 - ・特に障がい児教育諸学校にあたっては、次のように常に地域住民や関係医療機関と十分な連携を図る。

- ・常に地域住民や関係医療機関と十分な連携を図る。
- ・スクールバスの運行に関して、経路や時刻等を県および関係市町の教育委員会ならびに警察署、消防署、消防団に連絡しておく。

- ウ 緊急時に対応できる通信機器（災害時優先電話等）を設置する。
- エ 教職員による巡回・引率体制を確立し、保護者の協力を得る。
- オ 通学路等の危険箇所、地域の避難場所等を明らかにした防災マップを作成し、関係機関に周知する。
- カ 各学校・園については、防災体制についての校内研修等を位置づけるなど職員への周知徹底を図る。

第6 林野火災予防の徹底

林野火災の災害様態は、他の火災と比較すると相当に特異なものであり、ひとたび発生すると大火災になるおそれが多い。その原因は入山者等の不注意によることが多く、啓発活動によって防止が可能なものである。このためハイカー等の入山者、森林所有者および林内での作業員、小中学校の児童・生徒等を対象に以下の重点事項の徹底を図り、林野火災予防に努める。特に春季全国火災予防運動週間（3月1日～3月7日）においては、重点的に啓発活動を行う。

- 1 たき火、喫煙時の消火準備を行うこと。
- 2 たき火の場所を離れるときは完全に消火すること。
- 3 たばこの吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てをしないこと。
- 4 火遊びはしないこと。
- 5 強風または異常乾燥の時には、たき火、火入れをしないこと。
- 6 枯れ草等のある危険な場所では、たき火等はしないこと。
- 7 火入れの許可は必ず受けること。
- 8 火災に関する警報等の発令時は、たき火、火入れをしないこと。

第24節 自主防災組織の整備

■関係機関

危機管理・防災課

第1 計画の方針

「地域の安全は地域で守る」という隣保共同の精神と連帯感に基づく自主防災組織の育成指導を積極的に推進し、市の実状に応じた自主防災体制の確立を図る。

第2 自主防災組織の現況

災害が発生した場合において、被害を最小限にとどめるためには、防災関係機関の防災活動だけでなく、住民が平素から防災について認識を深めるとともに、災害から自らを守ろうとする意識を持ち、行動することが必要である。

特に、大規模災害時においては、その被害の軽減を図るために消防機関等による防災活動と相まって、地域住民および施設の関係者による組織的な防災活動が必要である。

自主防災組織の単位は、地区および職域が中心となっている。

本市においても、各区・自治会で「ふるさと防災チーム」を組織し、住民自身の生命や財産を自らが守るという意識の醸成に努めている。

第3 自主防災組織の整備

市は、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について積極的な広報活動による啓発を行い、すべての地域で組織が結成されるよう意識の高揚を図る。

また、組織結成後は運営や器材調達、訓練等に対する助言や育成を行い、災害時の活動が円滑に行えるような組織づくりを図る。

この際、湖南省防災士連絡会との連携に着意する。

1 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の高揚を図るため、パンフレット、ポスターの作成および講演会等の開催に取り組むものとする。

2 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行う上で適切な規模として、区・自治会を単位として組織形成を図る。

3 自主防災組織への助言、支援等

市は、自主防災組織の活動に対し、消防団OB等の専門家の協力を得て、組織運営や防災訓練等に対する助言や機材購入等への支援を行うものとする他、「防災士育成事業」等を継続するとともに、「防災士連絡会」との連携や支援を行うなど、防災リーダーの育成を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

《参考資料12-3 湖南省ふるさと防災チーム育成事業補助金交付要綱》

4 ふるさと防災チームとの連携

市は、災害時における地域住民の安全確保を図るために、「ふるさと防災チーム」と連携して、情報の収集、伝達、初期消火、避難誘導等の整備体制を構築するとともに、住民等への防災知識の普及啓発を推進するものとする。

5 自主防災計画の策定

(1) 検討事項

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるように各自主防災組織はあらかじめ防災計画を定めるものとする。防災計画の策定にあたっては、消防団OB等の専門家の参画を得て、次の事項において考慮・検討を行う。

ア 地域住民は、危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を検討する。

イ 地域住民それぞれが分担すべき任務を検討する。

ウ 市が行う訓練に積極的に参加し、さらに自主防災訓練の時期、内容等について計画を立てる。

エ 防災機関、本部、各班および各世帯の体系的連絡方法や情報交換方法等を定める。

オ 出火防止、消火に関する役割分担を定めるほか、消火用その他機材の配置場所等の周知を図る。

カ 避難路、一時集合場所・避難所・一時避難場所の把握、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討する。

キ 負傷者の救出、搬送方法を検討する。

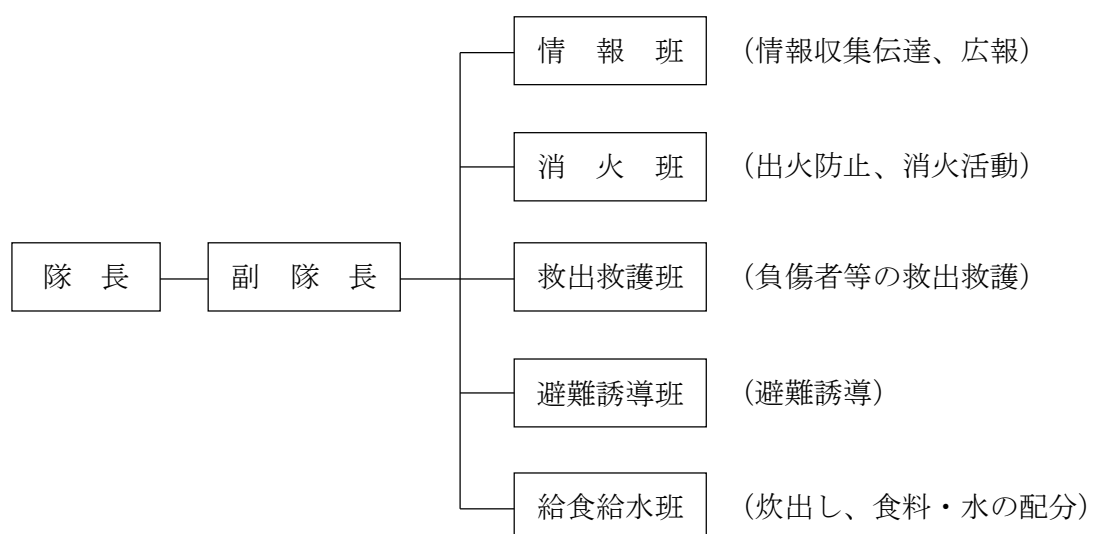
ク その他自主的な防災活動に関する事項について検討する。

(2) 自主防災組織の編成および活動内容

ア 組織編成

自主防災組織には隊長、副隊長等を設け、会員を各班に編成し、それぞれ日常的な活動と災害時の活動内容を定めるものとする。

〈自主防災組織の編成例〉



イ 平常時または非常時の活動内容

(ア) 日常の活動例

対 策	内 容	担 当
消火対策	1 火災予防の啓発 2 延焼危険地区、消防水利等の把握	消 火 班
救出対策	1 救出用資器材の整備計画の立案	救出救護班
救護対策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導 2 応急手当講習会の実施 3 負傷者収容についての医療機関との協議	救出救護班
情報対策	1 情報の収集、伝達方法の立案 2 市内防災関係機関や各区・自治会との連絡方法の確立	情 報 班
避難対策	1 避難対象地区の把握 2 避難路の決定と周知 3 要配慮者や避難行動要支援者のリストアップ	避難誘導班
給食給水対策	1 各世帯への備蓄の周知徹底 2 飲料水が確保 3 炊出し、配分計画の立案	給食給水班
防災訓練	1 個別訓練の随時実施 2 市が行う防災訓練への参加	各 班
備蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材、物資の管理、点検	各 班

(イ) 災害時の活動例

対 策	内 容	担 当
消火対策	1 各自家庭における火の始末 2 初期消火の実施 3 延焼の場合は消火班出動	全 員 〃 消 火 班
救出対策	1 初期救出の実施 2 市への応援要請	救出救護班 〃
救護対策	1 軽傷者は各世帯で処置 2 各世帯で不可能な場合は救出救護班が処置 3 重傷者などの医療機関への搬送	各 世 帯 救出救護班 〃
情報対策	1 各世帯による情報班への被害状況報告 2 情報の集約と市等への報告 3 各区・自治会との情報交換 4 重要情報の各世帯への広報 5 市への地域住民の安否、入院先、避難先等の情報提供	各 世 帯 情 報 班 〃 〃 〃
避難対策	1 避難路の安全確認 2 避難者の誘導（組織的避難の実施） 3 避難行動要支援者の担架搬送、介添え	避難誘導班 〃 〃
給食給水対策	1 飲料水の確保 2 炊出しの実施 3 飲料水、食料などの公平配分	給食給水班 〃 〃

第 4 事業所等の自主防災組織の整備

災害が発生した場合、学校、公共施設等不特定多数の者が利用する施設および石油・ガス等の危険物を製造もしくは保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、大規模な被害が及ぶと予想される。これらの被害の防止と軽減を図るべく事業所等での自

主防災組織の編成を促す。

また、地域の一員として地域自主防災組織等との活動交流を推進し、防災意識の高揚を図る。

1 対象施設

次のような施設については、組織の結成を促進するものとする。

- (1) 中高層建築物、学校、公共施設、旅館、病院等多数の者が利用または出入する施設
- (2) 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を製造や貯蔵および取り扱う施設
- (3) 多人数が従事する工場、事務所等で、自主防災組織を設け災害防止にあたることが効果的であると認められる施設
- (4) 複数の利用（入居）事務所がある共同施設

2 班構成および任務の例

- (1) 情報班：情報の収集、伝達、広報
- (2) 災害対策班：職域内に生じた災害における応急対策
- (3) 消火班：消火器等による消火
- (4) 危険物等防護班：危険物による二次災害の発生防止
- (5) 救出救護班：被災者の救出救護
- (6) 避難誘導班：従業員や利用者の避難誘導
- (7) 給食・給水班：給食・給水活動

3 防災計画の策定

事業所等の防災組織は、災害を予防し災害による被害の軽減に向けて、効率的な活動ができるように、次の事項を考慮した防災計画を定めるものとする。

- (1) 事業所の職員が分担すべき任務を検討する。
- (2) 市が行う訓練に積極的に参加し、さらに自主防災訓練の時期、内容等について計画を立てる。
- (3) 本部、防災機関、各事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換方法等を定める。
- (4) 出火防止、消火に関する役割分担を定めるほか、消火用その他機材の配置場所等の周知を図る。
- (5) 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関して検討する。
- (6) 避難時の集合場所や経路、避難命令の伝達と誘導方法、避難時の非常持出し等を検討する。
- (7) 地域住民との協力に関して検討する。

第25節 災害ボランティアへの支援

■関係機関

福祉政策課 社会福祉協議会

第1 計画の方針

災害時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要であることから、その支援と活動の活性化、円滑化を図るため、ボランティア意識の普及啓発や各種講座の開催、既存のボランティアとの連携協力を推進する。

第2 事業計画

1 ボランティアの育成

市は県と連携して、ボランティアの啓発・育成に関する次のような活動を行うとともに、毎年1月17日の「防災とボランティアの日」やその前後の「防災とボランティア週間」等の機会を捉えて、広く住民への防災意識の高揚を図る。

- (1) 災害時支援ボランティア登録制度の確立（社会福祉協議会との連携）
- (2) パソコン通信や各種の広報媒体等による個人やグループへの情報提供
- (3) 児童、生徒に対する各種の啓発活動
- (4) ボランティア希望者のための各種講座の開催

2 既存ボランティアとの連携協力

市は県と連携して、災害時支援ボランティアの協力とボランティア活動への参加の促進を図るため、組織化されている既存の各種のボランティアの把握に努めるとともに、登録ボランティア、既存ボランティアとの連携協力を図り、広報や普及活動等により登録者の増加を図る。

3 ボランティアコーディネーター等の育成

災害時に効果的なボランティア活動が展開されるためには、刻々と変化する被災地の状況を的確に把握し、各地から集まるボランティアを適材適所に配置する等、必要な調整や活動システムを組み立てるコーディネーターの果たす役割が重要である。

このため市は、社会福祉協議会等と連携し、県ボランティアセンター等で実施される平常時の各種ボランティア団体や個人の交流や研修の機会に、災害時のボランティア活動のあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整方法等についての研修、パンフレットの配布、有識者等の講演等を実施し、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

4 ボランティア活動環境の整備

ボランティアには、専門知識や経験、特定の資格を有するボランティアと避難所等での炊き出しや支援物資の管理や配付、被災者のケア等の特別な資格を必要としないボランティアがある。

市は、それぞれの活動形態に対応した受入体制の整備を図るほか、災害時に、迅速・的確に災害ボランティアセンターが開設できるようあらかじめ設置場所の確保や整備を行う。

〈ボランティア拠点箇所〉

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
湖南省社会福祉センター	湖南省中央 1－1	0748－72－4102	0748－72－8898
湖南省石部老人福祉センター	湖南省石部中央 1－1－6	0748－77－5045	0748－77－5046

5 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成

市および市社会福祉協議会等の関係団体は、災害ボランティアセンターの設置基準や運営方法を検討し、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを作成する。

6 広域応援協定の締結

災害時のボランティア活動を円滑に立ち上げ、実施するためには、ボランティアの幹旋や隣接する自治体に対するサポートも含めあらかじめ相互に可能な事項を確認して、府県や市町相互による広域的な応援協定や遠隔地との応援協定を締結する。

7 ボランティアへの啓発

市および市社会福祉協議会等の関係団体は、民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援の在り方等について周知・伝達するよう努める。

8 協定締結による連携の強化

市および市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動等に関する協定締結に基づき、災害時には速やかにボランティアセンターを開設・運営するとともに、ボランティア活動等に関して連携強化を図る。

第 3 編 災害応急対策計画

第1章 迅速な災害応急活動体制の確立

第1節 応急活動体制計画

■関係機関

各班共通	消防団
------	-----

第1 計画の方針

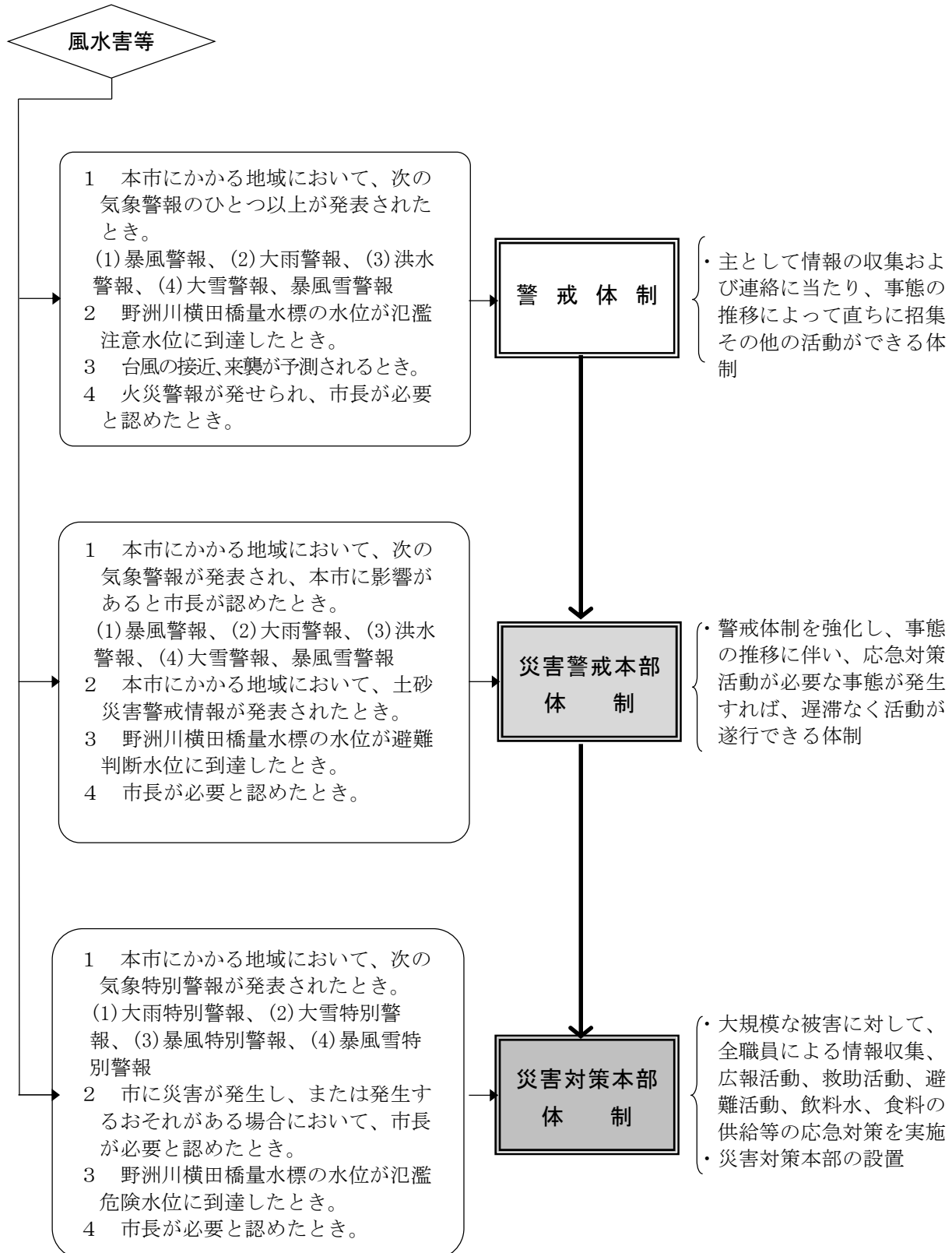
災害時（災害が発生し、または発生するおそれがある場合）に、災害を防御し、または応急的措置等被害を最小限度に軽減するための組織を確立するものとする。

第2 活動体制

本市における災害対策活動は、災害などの規模や被害の状況に応じて「警戒体制」「災害警戒本部体制」「災害対策本部体制」の3体制で実施するものとするが、それらの条件に満たない場合においても、被害状況を判断の上、関係機関と調整して状況に応じた災害対策活動を実施するものとする。

また、このほかに『湖南省水防計画』で定める「水防本部」と、突発事故が発生し甚大な被害が発生した場合または発生するおそれがある場合には「事故対策本部」（本計画第35節参照）を置くものとする。

〈応急対策活動体制の流れ〉



第3 警戒体制

1 警戒体制

本市にかかる地域において、

(1) 次の気象警報の1以上が発表されたとき。

①暴風警報、②大雨警報、③洪水警報、④大雪警報、暴風雪警報

(2) 野洲川横田橋量水標の水位が氾濫注意水位に到達したとき。

(3) 台風の接近、来襲が予測されるとき。

(4) 火災警報が発せられ、市長が必要と認めたとき。

に該当する場合、事態の推移によって直ちに招集その他の活動ができる「警戒体制」をとり、主として情報の収集および連絡に当たるものとする。

「警戒体制」における初動対応および分掌事務は、参考資料に示すとおりである。

《参考資料1-4 災害警戒本部体制における分掌事務》

第4 災害警戒本部体制

本市にかかる地域で災害が発生するおそれがある場合において、情報収集・把握、連絡活動および応急措置を速やかに実施する必要があると認めるときは、市長は、湖南市災害警戒本部を設置する。

1 災害警戒本部の設置および廃止基準

(1) 設置基準

ア 本市にかかる地域において、次の気象警報が発表され、本市に影響があると市長が認めたとき。

①暴風警報、②大雨警報、③洪水警報、④大雪警報、暴風雪警報

イ 本市にかかる地域において、土砂災害警戒情報が発表されたとき。

ウ 野洲川横田橋量水標の水位が避難判断水位に到達したとき。

エ 市長が必要と認めたとき。

(2) 廃止基準

ア 市域において災害発生のおそれが解消したとき。

イ 災害応急対策がおおむね完了したとき。

ウ その他本部長（市長）が必要ないと認めたとき。

(3) 災害対策本部への移行

本部長は、災害が発生した時、もしくは拡大のおそれがあるときは、災害警戒本部から災害対策本部へ移行させる。

2 設置および廃止の通知

災害警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の関係機関等により通知および公表するとともに災害警戒本部の標識を市庁舎に掲示する。

通知および公表先	通知および公表の方法
各部班	庁内放送、市防災行政無線、庁内メール
地区連絡所	電話、連絡員
防災会議委員	電話、連絡員
住民	市防災行政無線、広報車、湖南市メール配信サービス等
県（災害警戒本部）	県防災情報システム、連絡員
甲賀警察署	電話、連絡員
湖南中央消防署	電話、口頭、連絡員
報道機関	電話、文書、口頭、県防災情報システム

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

3 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、湖南市東庁舎内に設置する。ただし、東庁舎が使用不能となった場合は、市共同福祉施設その他の公共施設で市長が指定する場所を代替場所とする。

4 災害警戒本部の組織および所掌事務

（1）災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織は、災害対策本部の組織を準用する。

（2）本部員

災害警戒本部の本部員は、次表に掲げるとおりである。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	危機管理局長、総合政策部長、市長公室長、総務部長、健康福祉部長、こども未来応援部長、都市建設部長、環境経済部長、上下水道事業所長、会計管理者、教育部長、議会事務局長、湖南中央消防署長、消防団長

（3）災害警戒本部の協議事項

ア 市災害警戒本部の配備体制に関すること。

イ 災害情報および被害状況の分析ならびにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

ウ 県その他防災関係機関に対する応急措置の実施の要請および応援の要求に関すること。

エ その他災害対策に関する重要事項

5 災害警戒本部長の職務代理者の決定

本部長（市長）不在時の指揮命令系統の確立のため職務代理者の順位を次のように決めておくものとする。

第1順位 副市長

第2順位 危機管理局長

第3順位 総合政策部長

第4順位 総務部長

6 連絡員の派遣

各班長は、必要に応じて連絡員を災害警戒本部室へ派遣するものとする。

7 災害警戒本部設置時の初動対応

初動期においては、参考資料に掲げる初動組織において、情報収集や現場対応に当たるものとする。被害が確認された場合、もしくは、被害の発生が確実になった場合は、速やかに全庁対応に移行するものとする。

《参考資料1-2 災害警戒本部設置時の初動対応表》

第5 災害対策本部体制

市に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、総合的な防災活動の推進を図るため必要があると認めるとき、市長は湖南省災害対策本部条例（平成16年条例第22号）に基づき、湖南省災害対策本部を設置するものとする。

なお、災害対策本部が設置された場合の水防本部の活動は、市災害対策本部が包括するものとする。

《参考資料12-2 湖南省災害対策本部条例》

1 災害対策本部の設置および廃止基準

（1）災害対策本部の設置基準

ア 本市にかかる地域において、次の気象特別警報が発表されたとき。

①大雨特別警報、②大雪特別警報、③暴風特別警報、④暴風雪特別警報

イ 市に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市長が必要と認めたとき。

ウ 野洲川横田橋量水標の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

エ 市長が必要と認めたとき。

（2）災害対策本部の廃止の時期

ア 市域において災害発生のおそれが解消したとき。

イ 災害応急対策がおおむね完了したとき。

ウ その他本部長（市長）が必要なしと認めたとき。

2 設置および廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の関係機関等により通知および公表するとともに災害対策本部の標識を市役所本庁に掲示する。

通知および公表先	通 知 お よ び 公 表 の 方 法
各部班	庁内放送、市防災行政無線、庁内メール
地区連絡所	電話、連絡員
防災会議委員	電話、連絡員
住民	市防災行政無線、広報車、湖南省メール配信サービス等
県災害対策本部	県防災情報システム、連絡員
甲賀警察署	電話、連絡員、
湖南中央消防署	電話、口頭、連絡員
報道機関	電話、文書、口頭、県防災情報システム

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

3 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所東庁舎内に設置する。ただし、東庁舎が使用不能となった場合は、市石部防災センターまたは市共同福祉施設その他の公共施設で市長が指定する場所を代替場所とする。

4 災害対策本部の組織および事務分掌

災害対策本部の組織および事務分掌は、参考資料に掲げるとおりである。

《参考資料1-1 湖南省災害対策本部組織図》

《参考資料1-3 湖南省災害対策本部分掌事務》

5 本部会議

(1) 本部会議の構成

本部会議の構成は次のとおりである。災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	危機管理局長、総合政策部長、市長公室長、総務部長、健康福祉部長、こども未来応援部長、都市建設部長、環境経済部長、上下水道事業所長、会計管理者、教育部長、議会事務局長、湖南中央消防署長、消防団長

(2) 本部会議の開催

本部長は、本部の運営ならびに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部会議を招集するものとする。

(3) 本部会議の協議事項

ア 市災害対策本部の配備体制に関すること。

イ 災害情報および被害状況の分析ならびにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

ウ 県その他防災関係機関に対する応急措置の実施の要請および応援の要求に関すること。

エ その他災害対策に関する重要事項

(4) 協議事項の実施

本部会議の決定事項については、担当部長は他の関係部長と緊密な連携のもとに、迅速なる実施を図るものとする。

6 災害対策本部長の職務代理者の決定

本部長（市長）不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように決めておくものとする。

第1順位 副市長

第2順位 危機管理局長

第3順位 総合政策部長

第4順位 総務部長

7 連絡員の派遣

各班長は、必要に応じて連絡員を災害対策本部室へ派遣するものとする。

第6 地区連絡所

災害による被害の大きい地区がある場合は、情報収集・広報・住民相談などの活動を行うため、地区連絡所を設置する。

1 設置の責任者

設置の責任者は、総括責任者を危機管理・防災課長とし、各地区連絡所の責任者は、市長があらかじめ任命した者とする。

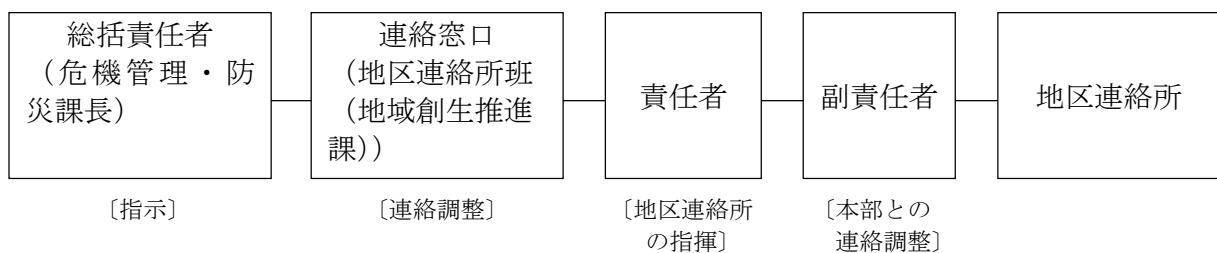
2 開設場所

地区連絡所は、次の場所に置く。ただし、破損等の被害を受け、連絡所として使用不可能と判断される場合は、第2順位の場所に設置する。

地区連絡所名	管轄区域	配備 人員数	第1順位	電話 番号 (0748)	第2順位	電話 番号 (0748)
三雲地区連絡所	三雲東小学校区	5人	三雲コミュニティ センター	72-4532	三雲東小学校	72-4616
柑子袋地区連絡所	三雲小学校区	5人	柑子袋まちづくり センター	71-2560	三雲小学校	72-0025
石部地区連絡所	石部小学校区	5人	石部防災センター	77-8824	石部小学校	77-2030
石部南地区連絡所	石部南小学校区	5人	石部南まちづくり センター	77-2535	石部南小学校	77-2250
菩提寺地区連絡所	菩提寺小学校区 菩提寺北小学校区	5人	菩提寺まちづくり センター	74-3471	菩提寺小学校	74-1755
岩根地区連絡所	岩根小学校区	5人	岩根まちづくり センター	72-7871	岩根小学校	72-1500
下田地区連絡所	下田小学校区	5人	下田まちづくり センター	75-0011	下田小学校	75-0004
水戸地区連絡所	水戸小学校区	5人	市民学習交流 センター	75-8190	水戸小学校	75-2640

3 組織体制

地区連絡所での任務は、市長があらかじめ任命した地区連絡所要員（各連絡所周辺に居住する職員を基本とする。なお、要員については、定期的にその状況を確認するものとする。）をもって行う。地区連絡所の責任者は平素からそれぞれの施設管理者と協議のうえ、鍵の保管場所や施設内の設備について熟知しておく。



なお、災害対策本部設置後は状況により増員を図り、特に被害の大きい地区には現地

災害対策本部を設置するものとする。

4 地区災害応急活動の実施

各地区連絡所を拠点に管内を対象とした次の災害応急活動の実施にあたる。

- (1) 地区連絡所の開設および標示板の掲示
- (2) 被害情報（人命、道路、倒壊家屋等）の収集
- (3) 避難収容施設の開設と住民の避難誘導
- (4) 救護所の開設と救護活動
- (5) 住民に対する広報活動
- (6) その他災害対策本部等の指示した事項

《参考資料1-6 防災拠点等一覧》

第2節 配備・動員計画

■関係機関

各班共通	消防団
------	-----

第1 計画の方針

市内に災害が発生または発生するおそれがある場合、災害応急対策を強力かつ迅速に推進するため、法令、湖南市防災計画の定めるところにより、万全な活動体制をとるものとする。

第2 動員体制

1 動員体制の決定

気象状況等により災害の発生が予想されるときは、防災担当者は直ちに災害情報を収集し、状況を判断して、下記の動員体制の一覧に基づく関連する職員に対し早期の参集を呼びかける。

体制	配 備 時 期	動 員 体 制	配 備 内 容
警戒体制	1 本市にかかる地域において、次の気象警報のひとつ以上が発表されたとき。 (1) 暴風警報 (2) 大雨警報 (3) 洪水警報 (4) 大雪警報、暴風雪警報 2 野洲川横田橋量水標の水位が氾濫注意水位に到達したとき。 3 台風が接近し、本県に襲来が予想されるとき。 4 火災警報が発せられ、市長が必要と認めたとき。	1 危機管理局、都市建設部、環境経済部および上下水道事業所のあらかじめ指定された職員 2 状況により上記以外のうち、あらかじめ指定された部局の職員 3 状況により消防団（水防団）	情報収集、連絡活動を円滑に実施

災害警戒本部体制	1 本市にかかる地域において、次の気象警報が発表され本市に影響があると市長が認めたとき。 (1) 暴風警報 (2) 大雨警報 (3) 洪水警報 (4) 大雪警報、暴風雪警報 2 本市にかかる地域において、土砂災害警戒情報が発表されたとき。 3 野洲川横田橋量水標の水位が避難判断水位に到達したとき。 4 市長が必要と認めたとき。	1 危機管理局の職員全員 2 危機管理局以外のうち、災害警戒本部で決定した職員 3 消防団（水防団）	警戒体制を強化し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部の設置を実施
災害対策本部体制	1 本市にかかる地域において、次の特別警報が発表されたとき。 (1) 大雨特別警報 (2) 大雪特別警報 (3) 暴風特別警報 (4) 暴風雪特別警報 2 本市に災害が発生し、または発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき。 3 野洲川横田橋量水標の水位が氾濫危険水位に到達したとき。 4 市長が必要と認めたとき。	1 全職員 2 消防団（水防団）	1 大規模な被害に対して、全職員による情報収集、広報活動、救助活動、避難活動、飲料水、食料の供給等の応急対策を実施 2 災害対策本部の設置

2 動員の伝達および参集要領

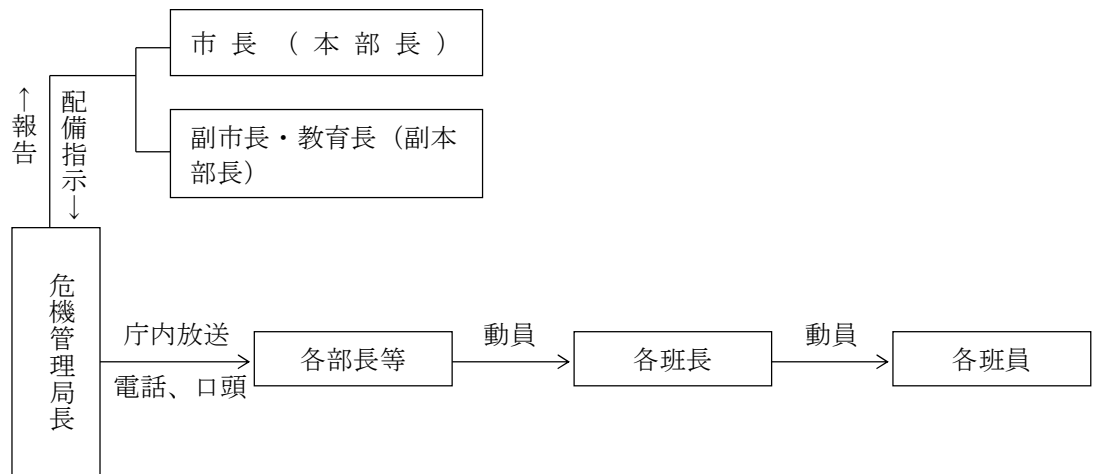
防災担当者は、関係する職員に参集を呼びかける際、勤務時間内と勤務時間外で以下に示すとおり動員の伝達手順を変更し、どのような状況下でも迅速に連絡を行うよう努めるものとする。

その他、動員体制に基づく責任者が必要であると判断した場合は、指定の職員以外の職員にも下記の伝達系統によらず参集を呼びかけるものとする。

参集する場所は原則として各所属課とするが、指定職員については指定された場所に参集する。

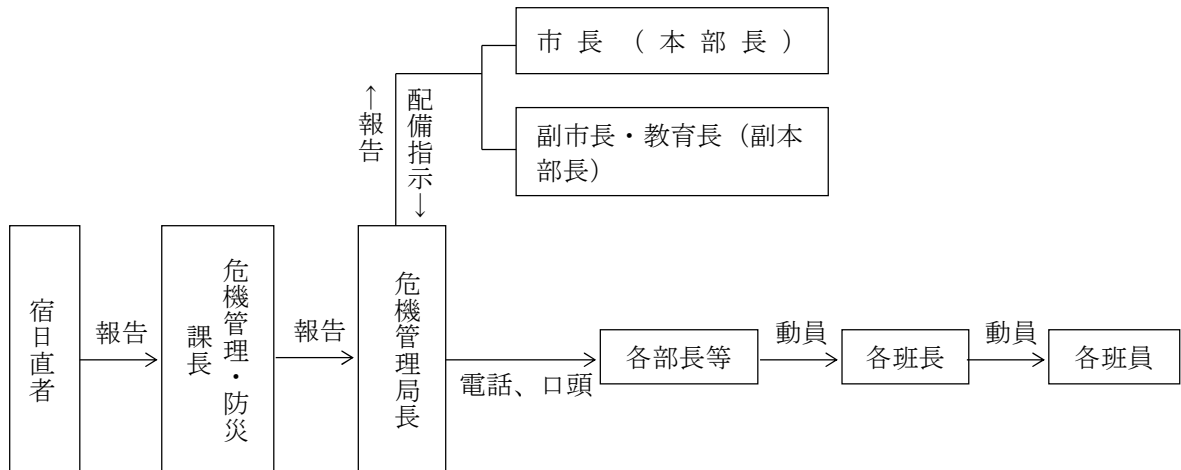
(1) 勤務時間内の動員

湖南省メール配信サービスおよび庁舎内放送、各課の内線電話、口頭により、職員の配備の伝達を行うものとする。



(2) 勤務時間外および休日等における動員

ア 勤務時間外および休日等における職員等の動員は、次の伝達経路により行うものとする。動員の伝達は、緊急連絡網を使用した電話により行い、必要に応じて、湖南省メール配信サービス等、活用可能な手段を併用する。



イ 自主参集

勤務時間外等において大規模な災害が発生し、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害多大と判断されるときは、所属長からの連絡を待たずに職員自ら所属の課等に参集するものとする。

ウ 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外等において大規模な災害が発生した場合に、交通途絶等のため所定の場所につくことができないときは、指定避難所など最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。

3 長期化への対応

職員の配備に当たっては、長期化を想定した要員交代制をとるものとする。

第3節 情報収集連絡計画

■関係機関

各班共通

第1 計画の方針

市の区域に災害が発生した場合、災害状況調査および災害情報の収集は、市における災害応急対策、災害復旧の基礎となるので、迅速かつ的確に実施するため次のとおり計画する。

第2 被害調査および報告等

1 被害調査および情報収集

災害発生直後は、自主防災組織等の地域住民や職員の通報、警察・消防等からの連絡などにより、下記に掲げる情報を積極的に収集する。また、地区連絡所班は、各管轄地域の被害情報等の収集に努め、被害等を確認した場合は、直ちに市本部（総括班）まで報告を行う。この際、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

市の応急活動体制が整い次第、別表に定められた任務分担に基づき、各班（市職員）による被害調査および情報収集を開始する。分担して収集した情報は、班ごとにとりまとめ、速やかに市本部（総括班）に報告する。なお、収集、調査の各段階においては、甲賀警察署、消防本部、甲賀土木事務所など関係機関との十分な調整を図るものとする。

（1）気象情報

（2）被害情報

- ア 人的被害（死亡、要救助者、安否不明者、行方不明者、重・軽症者）
- イ 住家被害（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、流出、床上・床下浸水等）
- ウ 非住家被害（店舗、工場等）
- エ 公共建築物被害（病院、避難収容施設、救護所等）
- オ 土木構造物被害（河川、急傾斜地等）
- カ ライフライン被害（通信、交通、ガス、電気、水道）

（3）人命救助に関する情報

- ア 生き埋め情報
- イ 傷病者発生情報
- ウ がけ崩れ情報
- エ 火災情報
- オ 道路情報
- カ 医療機関情報

（4）火災・延焼に関する情報

(5) 各部・各班の初動対応に関する情報

2 被害情報の整理

総括班および情報連絡班は、収集した被害情報を取りまとめ参考資料に掲げる災害の被害認定基準に基づき被害の種類および程度を整理する。その際、県災害対策本部への報告も考慮に入れ、県の様式に準じる形で整理するようにする。

《参考資料13-9 災害の被害認定基準》

《参考資料1-5 被害状況の報告体制》

3 被害状況の種類

(1) 被害即報

- ア 火災等即報様式（火災、特定の事故）（第1号および第2号様式）
- イ 救急・救助事故即報様式（第3号様式）
- ウ 災害概況即報様式（第4号様式その1）
- エ 被害状況即報様式（第4号様式その2）
- オ 災害被害即報様式（第4号様式その1～3）

《参考資料13-1 火災等即報様式（第1号、第2号様式）》

《参考資料13-2 救急・救助事故即報様式（第3号様式）》

《参考資料13-3 災害概況即報様式（第4号様式その1）》

《参考資料13-4 被害状況即報様式（第4号様式その2）》

《参考資料13-5 災害被害即報様式（第4号様式その1～3）》

(2) 被害報告

ア 火災報告

昭和59年12月24日付（滋消第2384号）県生活環境部長通知による。

イ 災害確定報告

市は、応急措置が完了した後、10日以内に県に被害確定報告を行うものとする。

《参考資料13-6 災害確定報告（第1号様式）》

4 被害即報および被害報告要領

(1) 被害即報

ア 被害即報は、災害の総合的な応急対策を立てる基礎となるものであり、人的被害および住家被害を優先して即報するものとする。

イ 市は、参考資料の被害即報基準（県への報告）に掲げる火災、災害およびその他の事故を覚知したときは、県防災情報システム、上記各即報様式（県防災情報システムにより即報した場合は、書面は省略可）により即報するものとする。

なお、市にあっては、原則として、被害を覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を行う。また、県災害対策本部が指示したときも同様とする。

《参考資料13-7 被害即報基準（県への報告）》

ウ 市は、参考資料の被害即報基準（消防庁および県への報告）に掲げる火災、災害およびその他の事故を覚知したときは、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を県災害対策本部に対してだけでなく、国（総務省消防庁）へも県防災情報システム、上記第2の1の各即報様式（県防災情報システムに即報した場合には書面は省略可）により報告する。

この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても引き続き国に対して行う。

《参考資料13-8 被害即報基準（消防庁および県への報告）》

エ 被害即報は、消防本部、甲賀警察署（交番、駐在所等を含む）をはじめ関係機関と十分連絡を保った上で行うものとする。

オ 被害即報は、判明した事項から順次県防災情報システム（県防災情報システムの利用が困難である場合等にあつては、防災行政無線（ファックスを含む）、加入電話、非常電話）によって即報するもので、即報が2以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告現時を明らかにするものとする。

ただし、県防災情報システムにより第1報を報告する際にシステムに災害名が登録されていないときは、「未命名」として情報の入力を行ったうえ、県防災危機管理局に連絡する。

カ 被害即報の伝達は、県地方本部（県地方本部の設置前は、甲賀土木事務所経理用地課）を通じ県災害対策本部（設置前は防災危機管理局）への報告経路を基本とする。

ただし、通信の途絶等のため市から県災害対策本部および県地方本部への報告が不可能な場合は、市から直接国（総務省消防庁）に報告するものとする。この場合、市から県本部への通信が回復した段階で速やかに県災害対策本部および県地方本部への報告を行うこととする。

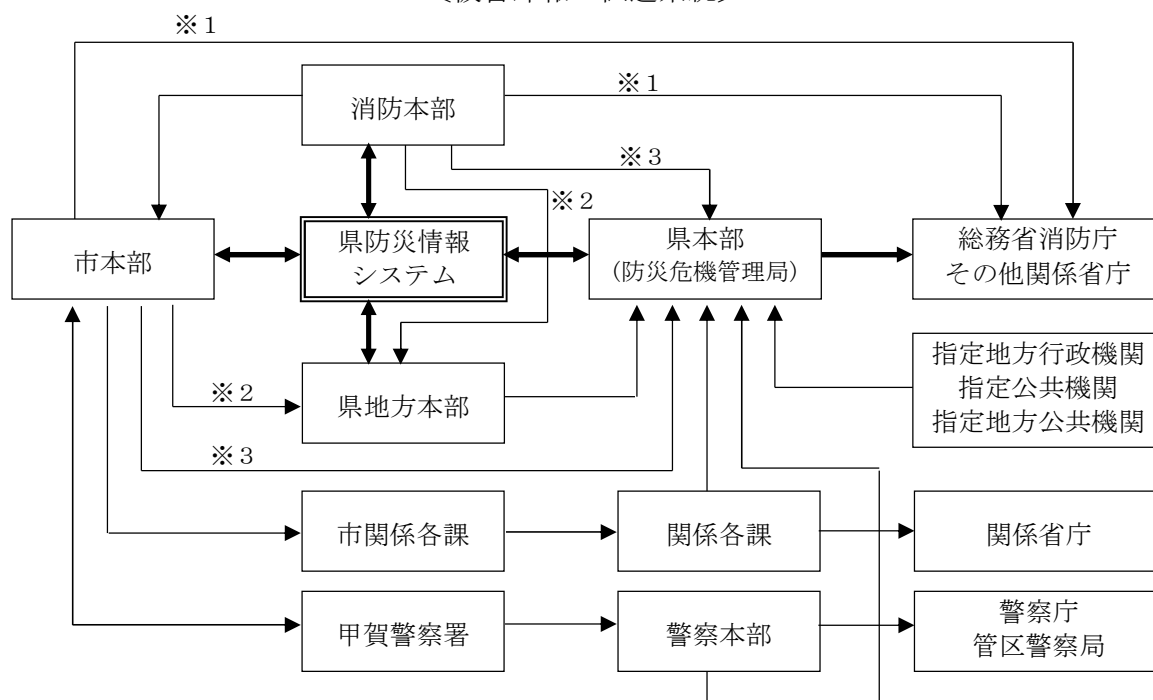
また、火災の多発や多数の死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到している場合は、市は直ちにその状況を電話にて消防庁および県本部へ報告するものとする。

【総務省消防庁への報告先】

（平常時）消防庁応急対策室 03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)

（夜間・休日時）消防庁宿直室 03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)

〔被害即報の伝達系統〕



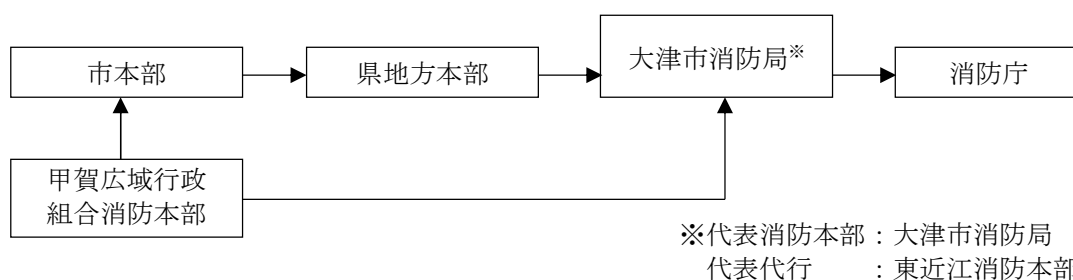
- ※ 1 : 県への報告が不可能な場合および直接即報基準に該当する被害報告
- ※ 2 : 県防災情報システムが使用不可能な場合および県からの指示があった場合
- ※ 3 : 県防災情報システムに情報入力する際、災害名が登録されていない場合の第 1 報

県防災情報システムが使用不可能な場合および県からの指示があった場合

(2) 被害確定報告

ア 被害確定報告は、災害応急対策および災害復旧の基礎となるもので正確な調査により報告を要するものである。

イ 県への被害確定報告は、災害応急対策を終了した後、原則、県防災情報システムにより10日以内に行うものとする。ただし、システムが使用不可能な場合は参考資料に掲げる「災害確定報告」により行うものとする。



《参考資料13-6 災害確定報告》

第3 防災関係機関との情報共有

防災関係機関は、市本部との連絡のため、必要に応じて連絡員を市本部（総括班）に派遣する。総括班は、防災関係機関の連絡員の執務や会議等に必要なスペースを確保する。

なお、連絡員は、連絡可能な無線等を携帯し、所属の機関との連絡にあたる。

《参考資料2-1 防災関係機関および連絡先一覧》

第4節 気象予警報伝達計画

■関係機関

総括班 現場対応班（建設）

第1 計画の方針

気象に関する情報を迅速に伝え、被害の拡大や二次災害の発生を防止するため、伝達体制、方法等を定めるものとする。

第2 気象予警報等の種類および基準

1 発表区域

滋賀県における注意報、警報の発表区域は、次のとおりであり、湖南市は、一次細分区域で南部区域、市町村等をまとめた地域で甲賀地域に属する。

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（市町名）
北部	近江西部	大津市北部、高島市
	湖北	長浜市、米原市
	湖東	彦根市、犬上郡（多賀町、甲良町、豊郷町）、愛知郡（愛荘町）
南部	近江南部	大津市南部、草津市、守山市、栗東市、野洲市
	東近江	近江八幡市、東近江市、蒲生郡（竜王町、日野町）
	甲賀	湖南市、甲賀市

2 種類および基準

彦根地方気象台が発表する気象予警報の種類およびその基準は、次のとおりである。

（1）大雨に関する注意報・警報

種類	表面雨量指数	土壌雨量指数※
大雨注意報	8	77
大雨警報（浸水害）	16	
大雨警報（土砂災害）		108

※土壌雨量指数：土砂災害の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）等の雨量データから指数化したもの。地表面を5kmメッシュに分けて、それぞれの格子で計算する。

種類	基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合

（2）洪水に関する注意報・警報

注意報・警報共通	指定河川洪水予報による基準	野洲川下流[野洲]、淀川水系 野洲川上流[横田橋・水口橋]、淀川水系 杣川[北杣橋]
----------	---------------	--

種類	複合基準	流域雨指数基準※
洪水注意報	野洲川流域= (6、24.9)	
洪水警報	—	

※ 流域雨量指数基準：河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの（上流の降雨が下流に集まるまでの時間差等を考慮）。

（３）雪に関する注意報・警報

種類	要素	基準
大雪注意報	12時間降雪の深さ	10cm
大雪警報	12時間降雪の深さ	30cm
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（４）風に関する注意報・警報（全県で一つの基準）

種類	基準		種類	基準	
風雪注意報	風速	12m/s以上で雪を伴う	暴風雪警報	風速	20m/s以上で雪を伴う
強風注意報	風速	12m/s以上	暴風警報	風速	20m/s以上

種類	基準
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

（５）注意報のみ

種類	基準
乾燥注意報	最小湿度40%以下かつ実効湿度65%以下
濃霧注意報	視程100m以下
霜注意報	およそ4月以降で晩霜が予想される場合
なだれ注意報	積雪の深さが50cm以上あり、次のいずれか 1 24時間降雪の深さ30cm以上 2 日最高気温10℃以上 3 24時間雨量15mm以上
低温注意報	最低気温－5℃以下
着雪注意報	24時間降雪の深さ15cm以上 気温0℃以上
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合

（６）早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（滋賀県南

部、滋賀県北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（滋賀県、11月1日～翌年3月31日は滋賀県北部、滋賀県南部）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]または[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(7) 全般気象情報、近畿地方気象情報、滋賀県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。

(8) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため次表に示す発表単位を特定して警戒を呼びかける情報で、滋賀県と彦根地方気象台から共同で発表される。

滋賀県は、滋賀県土木防災情報システム等により土砂災害警戒情報を関係市町に確実に通知し、一般に周知させるため必要な措置を講じる。彦根地方気象台は、気象業務法に基づき報道機関の協力を求めて、公衆に周知させるように努める。

市内で危険度が高まっている詳細な領域は、滋賀県土木防災情報システムの土砂災害降雨危険度、気象庁ホームページの土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができ、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(9) 記録的短時間大雨情報

滋賀県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨が観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の[危険]（紫）が出現している場合に発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、キキクルで確認する必要がある。

滋賀県の発表基準は、1時間90ミリ以上を観測または解析したときである。

(10) 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、滋賀県南部、北部で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が滋賀県南部、北部で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

第3 野洲川上流・下流・杣川洪水予報

1 洪水予報の発表

淀川水系野洲川上流洪水予報、淀川水系杣川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示して発表される警報および注意報である。

野洲川下流については、琵琶湖河川事務所と彦根地方气象台が、淀川水系野洲川上流、淀川水系杣川については、滋賀県流域政策局と彦根地方气象台が共同で次表の標題により発表され、それぞれ、警戒レベル2～5に相当する。

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫がおよぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときまたは急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

(注) 堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

2 洪水予報の対象区間

(1) 野洲川上流

左岸：滋賀県甲賀市水口町巖峨字大鳥居（岩上橋）から
滋賀県湖南市石部北四丁目2193番地（石部頭首工）まで
右岸：滋賀県甲賀市水口町今郷字尾畑（岩上橋）から
滋賀県湖南市菩提寺字平尾2111番地9（石部頭首工）まで

(2) 野洲川下流

左岸：滋賀県湖南市石部北四丁目2193番地先から琵琶湖への流入点まで
右岸：滋賀県湖南市菩提寺字平尾2111番9地先から琵琶湖への流入点まで

(3) 杣川

左岸：滋賀県甲賀市甲南町杉谷字前野（矢川橋）から本川合流点まで
右岸：滋賀県甲賀市甲南町森尻字馬場崎（矢川橋）から本川合流点まで

第4 水防警報

水防法第16条の規定に基づき国土交通大臣、知事は次の河川について洪水により相当の被害を生ずるおそれがあると認められるときは、水防警報を行う。

なお、国土交通大臣が水防警報を行う河川は野洲川で、発令に際しては区間を指定して行われる。

〈水防警報を行う河川〉

水防警報を行う河川		対象量水標						警告発動者	警報発動に対する意見具申書	通知担当者
河川名	区 域	代表する区域	量水標名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	計画高水位			
野洲川	左岸 甲賀市土山町南土山字西脇から 湖南省市石部北四丁目2193番地先まで	上流	水口橋	甲賀市水口町水口	0.65	1.00	—	滋賀県	甲賀土木事務所	流域政策局長
	右岸 甲賀市土山町前野字松尾から 湖南省市菩提寺平尾2111番地9地先まで									
	左岸 湖南省市石部北四丁目2193番地先から琵琶湖への流入点まで	下流	野洲	野洲市野洲	2.50	3.50	6.00	琵琶湖河川事務所		甲賀土木事務所
	右岸 湖南省市菩提寺字平尾2111番地9地先から琵琶湖への流入点まで									
支川 杣川	左岸 甲賀市甲賀町滝から本川合流点まで	全川	北杣橋	甲賀市水口町三大寺	2.00	3.00	5.00	滋賀県	甲賀土木事務所	所長
	右岸 甲賀市甲賀町大原市場から本川合流点まで									

第5 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認めるときは、彦根地方気象台が滋賀県知事に対して通報し、滋賀県を通じて市町や消防本部に伝達される。

市長がこの通報を受けたときまたは気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報の通報区域、通報基準、通報内容および時刻は次のとおりとする。

1 通報区域

概ね市町村を単位とする「二次細分区域」単位での通報とする。

2 通報基準

滋賀県の「乾燥注意報」および「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

3 通報内容および時刻

毎日5時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当すると予想される場合は、これを以て火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる「乾燥注意報」または「強風注意報」を発表した場合は、その発表を以て火災気象通報に代えることとする。

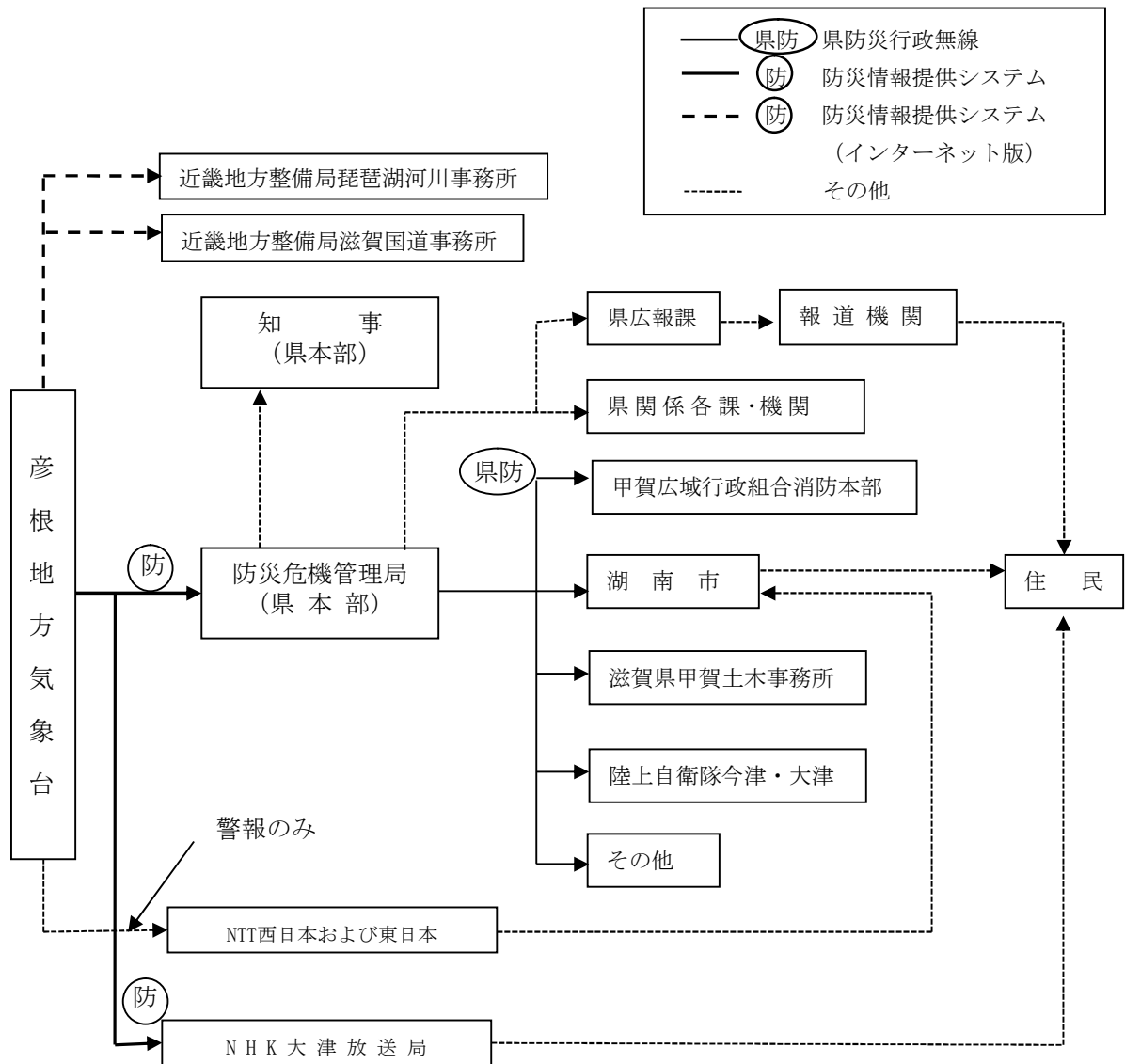
※気象状況が前項の基準に達した場合であっても、降雨、降雪、もしくはこれらが予想される場合には通報しないことがある。

第6 気象予警報伝達方法

1 伝達系統

気象予警報等の伝達系統は、別表のとおりとする。

別表 伝達系統図



- (注) 県防災危機管理局から県地方機関、湖南市、消防本部等への予警報の音声伝達方法
- 勤務時間内の場合
防災行政無線により伝達する。
 - 勤務時間外の場合
県防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより湖南市宿直者等に伝達する。

2 周知徹底

住民等に対する周知徹底方法は、おおむね次の方法による。

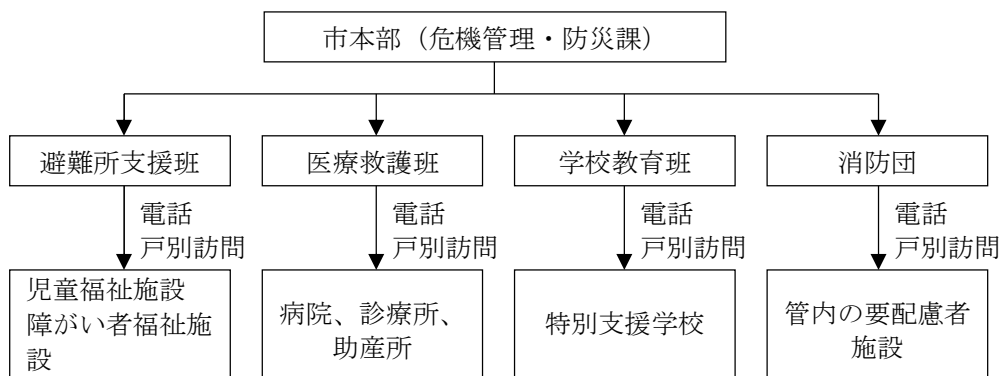
- (1) 市防災行政無線
- (2) 広報車
- (3) 湖南省ホームページ、湖南省メール配信サービス、緊急速報メール、各種SNS

3 要配慮者施設への伝達

浸水想定区域および土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設への気象予警報等の伝達は、次により行う。

《参考資料3-9 土砂災害警戒区域に係る要配慮者施設一覧》

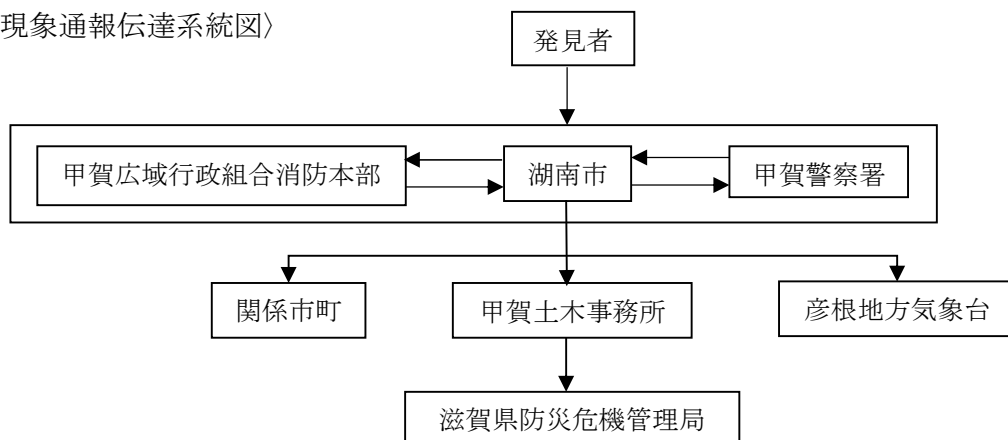
〈浸水想定区域および土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設への伝達〉



第7 異常現象発見時の措置

災害が発生するおそれのある異常な現象（がけ崩れ、なだれ、洪水等）を発見した者は、直ちに市、消防機関または警察機関に通報しなければならない。また、通報を受けた市、消防機関または警察機関は、次に示す伝達系統により関係各機関に通報するものとする。

〈異常現象通報伝達系統図〉



第5節 災害救助法適用計画

■関係機関

総括班 総務班

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、以下のとおりである。

(1) 災害が発生した場合

- ア 市域内の住家滅失世帯数が80世帯以上であること。(施行令第1条第1号)
- イ 県の区域内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上で、市域内の滅失世帯数が、40世帯以上であること。(施行令第1条第2号)
- ウ 県の区域内の住家滅失世帯数が7,000世帯以上である場合で、かつ市域内で多数の世帯の住家が滅失した場合。(施行令第1条第3号)
- エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合。(平成25年10月1日内閣府令第68号第1条)
- オ 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品等の供与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。(施行令第1条第3号)
- カ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合。(施行令第1条第4号)

(2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、当該区域内の市町において当該災害により被害を受けるおそれがあること。

- ア 災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。(平成25年10月1日内閣府令第68号第2条第1号)
- イ 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の供与等についての特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。(平成25年10月1日内閣府令第68号第2条第2号)

(注) 住家滅失世帯数の算定基準

- ア 全壊(焼)、流失世帯は1世帯とする。
- イ 半壊(焼)、著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。
- ウ 床上浸水、土砂の堆積等で一時的居住困難世帯は3世帯をもって1世帯とする。

第2 被害の認定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるものであり、また災害救助法に基づく救助の実施にあたり、救助の種類・程度・期間の決定の基礎となるものであること

から、被害の認定基準に基づき、適正かつ迅速に行うものとする。

《参考資料13-9 災害の被害認定基準》

第3 災害救助法の適用の要請

市長は、第1「災害救助法の適用基準」に掲げたいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合は、直ちに災害発生の日時および場所、災害の要因、被害状況、すでにとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合はあわせて災害救助法の適用を要請しなければならない。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合には、市長は、災害救助法による応急救助に直ちに着手するとともに、その状況を速やかに知事に報告し、その後の処置に関して、知事の指示を受けなければならない。

第4 災害救助法による救助の種類および救助の委任

1 救助の種類

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

(1) 災害が発生した場合

- ア 避難所（福祉避難所を含む）の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊出しその他による食品の給与
- エ 飲料水の供給
- オ 生業に必要な資金の貸与
- カ 学用品の給与
- キ 埋葬
- ク 遺体の搜索および処理
- ケ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- コ 救助のための輸送費および賃金職員等雇上げ

(2) 災害が発生するおそれがある場合の救助

- ア 避難所（福祉避難所含む）の設置
- イ 要配慮者の輸送

2 救助の委任

知事は、救助を迅速、的確に行うため、必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市長に委任するものとし、委任を受けた市長は、委任された事項については、実施責任者となる。

第5 災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準は、参考資料に掲げるとおりであるが、救助期間等については、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

《参考資料14-2 滋賀県災害救助法施行細則》

第6節 相互協力計画

■関係機関

総括班

第1 計画の方針

災害が発生した場合、市職員だけでは対応が不十分になる可能性があるため、災害対策基本法やあらかじめ締結した協定等に基づき、近隣市町、県や民間団体に対して防災活動の応援要請を行う。この際、「湖南市災害時受援計画」に基づき、災害対策の円滑な実施を図る。

第2 他市町村に対する応援要請

市長は、災害応急対策または災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を要請することができる。また、災害対策基本法第68条により知事に対して応援を要請することができる。

1 他市町村に対する要請

- (1) 市長は、市域にかかる応急対策を実施するため、必要と認めたときは、他市町村長に対し応援を求めるものとする。
- (2) 各市町村間相互の応援・協力が円滑に行われるよう、市長は、必要に応じ事前に協定を結ぶなど、その体制を整えておくものとする。

《参考資料12-5 湖南市各種協定一覧》

2 知事への要請

市長は、市域にかかる応急対策を実施するため、必要と認めたときは、知事に対し次により応援を求め、または県が実施すべき応急対策の実施を要請するものとする。

〈要請先〉

県（防災危機管理局）	大津市京町4—1—1	(077) 528—3430 100—2—3432（県防災無線）
------------	------------	-------------------------------------

〈要請の手続き〉

市長は、次に掲げる事項について口頭または電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害の状況および応援を必要とする理由 (2) 応援を希望する機関名 (3) 応援を希望する人員、物資等 (4) 応援を必要とする場所、期間 (5) 応援を必要とする活動内容 |
|--|

第3 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災害対策基本法第29条に基づき、災害応急対策または災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関等の職員の派遣を要請することができる。

また、市長は、災害対策基本法第30条に基づき、知事に対し指定地方行政機関等の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 1 市長が、直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第15条）

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

- 2 市長が、知事に対し職員の派遣についてあつせんを求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第16条）

- (1) 派遣のあつせんを求める理由
- (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

第4 地域住民の協力

被災地の地域住民は災害対策本部が実施する応急対策活動に協力するほか、次のような防災活動上の責務を負うものとする。なお、市は地域住民の防災活動が有効に実施されるための防災啓発、防災知識の普及に努めるものとする。

- (1) 防災機関への協力
- (2) 被害情報等の防災機関への伝達（特に被災直後）
- (3) 出火防止および初期消火
- (4) 初期救急救助
- (5) 要配慮者の保護
- (6) 家庭における水、食料の備蓄

第5 ボランティアの協力

災害時において被災者の救援等を自発的に行う者は、ボランティアとして災害対策本部が実施する応急活動に協力する。これらボランティア活動が円滑に実施されるために市は、湖南省社会福祉協議会等関係団体と協力して必要な措置を講じる。

第6 防災関係団体との応援協力体制

主な防災関係団体との応援協力は、次のとおりである。

活 動 項 目	担 当 班	該当する 事務分掌	応 援 協 力 要 請 先
緊急輸送手段 の確保	総務班	関係機関等へ の渉外	J R 西日本（石部駅、甲西駅、三雲駅） 滋賀交通株式会社 水口営業所、滋賀バス 株式会社 滋賀観光バス株式会社、滋賀県旅客自動 車協会、 滋賀県トラック協会
災害情報の連 絡	総括班	〃	西日本電信電話株式会社 滋賀支店 アマチュア無線非常通信協力者 タクシー業者
災害情報の放 送	情報連絡班	情報の広報	新聞報道関係機関 テレビ報道関係機関 ラジオ報道関係機関
地域防災活動	情報連絡班	被害状況の把 握	地域まちづくり協議会・各区 自主防災組織 市国際協会 市内事業所
医療および 助産	医療救護班	医療救護活動	甲賀湖南医師会
各種ボラン ティア	避難所支援班	関係機関との 連絡調整	湖南市社会福祉協議会
生活関連施設 の復旧	現場対応班 【建設】	器材の確保・ ライフライン 対策	西日本電信電話株式会社 滋賀支店 関西電力送配電株式会社 大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事 業部）
応急作業従事	現場対応班 【建設】	関係機関との 連絡調整	市建設工事業者
応急仮設住宅 の建設	現場対応班 【建設】	住宅対策	市建設工事業者 市土木業者 市電気工事業者 市建具業者
物資・食料の 調達	現場対応班 【産業】	関係機関との 連絡調整	湖南市商工会 米穀販売業者 甲賀農業協同組合
上下水道施設 復旧	班現場対応班 【上下水道】	復旧対策	市指定給水装置工事事業者 市下水道排水設備指定工事店
炊出しの実施	教育施設班	食料の確保、 配給	日赤奉仕団

第7節 県防災ヘリコプター支援要請計画

■関係機関

総括班

第1 計画の方針

災害が発生した場合、または災害の発生するおそれのある場合で、本市だけでは対応が不十分になる可能性があるとき、本部長（市長）ならびに消防長は、速やかに県防災ヘリコプターによる支援を要請する。

第2 支援要請先

県（防災航空隊）	蒲生郡日野町北脇214—71	(0748) 52—6677
----------	----------------	----------------

第3 支援要請の必要要件

現に災害が発生し、または災害の発生するおそれのある場合で、次のいずれかに該当するときに支援を要請する。

- 1 災害が隣接する市町等に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合
- 2 市等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- 3 広範囲にわたる林野火災等が発生した場合
- 4 その他救急搬送等緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

第4 支援要請方法

知事（滋賀県防災航空隊）に対する支援要請は、電話、県防災無線等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに文書を知事に提出するものとする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 災害の種別 2 災害発生の日時、場所および被害の状況 3 災害発生現場の気象状況 4 災害現場の最高指揮者の職名・氏名および連絡方法 5 離着陸場の所在地および地上支援体制 6 支援に要する資機材の品目および数量 |
|---|

第5 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

〈防災ヘリコプターの活動内容〉

- 1 被災状況等の調査および情報収集活動
- 2 救急患者、医療従事者等の搬送および医療機材等の輸送
- 3 消防隊員、消防資機材等の輸送
- 4 被災者等の救出
- 5 食料、衣料その他生活必需品等および復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- 6 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動
- 7 消火活動
- 8 その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

第6 防災ヘリコプター発着場

防災ヘリコプター発着場は、参考資料に掲げるとおりである。

《参考資料11-6 ヘリコプター離発着場一覧》

第8節 自衛隊災害派遣要請計画

■関係機関

総括班

第1 計画の方針

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項を明らかにし、円滑な活用を図ることを目的とする。

第2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命および財産の救援のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に実施する組織等がないものとし、おおむね次による。

〈災害派遣要請の範囲〉

項 目	活 動 内 容
1 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
2 避難の援助	避難者の誘導、輸送等（避難命令が発令された場合）
3 遭難者等の捜索、救助	行方不明者、負傷者等の捜索、救助 （ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）
4 水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積込みおよび運搬
5 消防活動（空中消火を含む）	利用可能な消防車、その他の防火器具による消防機関への協力 （薬剤等については、関係機関準備）
6 道路または水路の啓開	施設の損壊または障害物がある場合の啓開除去等
7 応急医療、救護および防疫	被災者の応急診療、大規模な感染症等の発生に伴う応急衛生等 （薬剤等については、市で準備）
8 通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援
9 人員および物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送
10 給食および給水支援	被災者への給食、給水支援（飯米、水等については市が準備）
11 入浴支援	被災者の入浴支援
12 救援物資の無償貸付および譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく被災者に対する生活必需品等の無償貸付または特に必要な救じゅつ品等の譲与
13 危険物の保安および除去	火薬類、爆発物等危険物について能力上可能な範囲での保安措置および除去
14 その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第3 災害派遣要請依頼要領

- 1 市長が知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求をするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、電話等により依頼し、事後速やかに文書を送達するものとする。

- (1) 提出先 防災危機管理局
 (2) 提出部数 3部
 (3) 記載事項
 ア 災害の状況および派遣を要請する理由
 イ 派遣を希望する期間
 ウ 派遣を希望する区域および活動内容
 エ その他参考となるべき事項

- 2 通信の途絶等により知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、直接次による部隊に通報し、事後、所定の手続きを速やかに行うものとする。

部 隊 名（駐屯地等名）	連絡責任者	電話番号等
陸上自衛隊今津駐屯地司令 （第3偵察戦闘大隊）	第3係	NTT：0740—22—2581 （内線：勤務時間内 235・272 勤務時間外 249） 防災無線：171-0 自衛隊防災用携帯電話：090—4030—1119

- 3 災害に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認めたときは、防衛大臣等は、自衛隊の自主派遣をすることができる。

第4 災害派遣部隊の受入れ体制

- 1 受入れ準備

- (1) 事前準備

自衛隊の活動については、その活動の内容からかなりの車両、人員等の現地への進入が予想されるため、市長は、平常時から、次の事項について計画を定めておく。

ア 市庁舎内での自衛隊用本部事務室

イ 自衛隊が集結できる空地の確保（宿舍、資材置場、炊事場、駐車場として利用できる空地）（住民の避難場所となる場所を除いて選定しておくこと。）

ウ 臨時ヘリポートの確保（少なくとも1箇所は複数機が発着できる空地を確保しておくこと。）

（自衛隊受入れ予定場所）

施設名称	住所	連絡先
雨山文化運動公園	湖南省雨山二丁目1番1号	0748-77-5400
野洲川親水公園グランド	湖南省夏見	0748-72-4990

(2) 災害時の準備

市は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

- ア 本部事務室
- イ 宿舎
- ウ 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- エ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- オ ヘリコプター発着場（二方向に障害物のない広場）

2 競合重複排除

自衛隊の作業が他の災害復旧、救助機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

3 作業計画および資材等の準備

自衛隊に対し、作業を要請するにあたっては、先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要なとする十分な資材の準備を整え、かつ、諸作業に関連のある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

- (1) 作業箇所および作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法および連絡場所

4 自衛隊との連絡窓口一本化

派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとし、平常時より定期的な情報交換に努める。なお、大規模な災害時には、自衛隊の連絡員の市本部への派遣を求める。

第5 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- 1 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料および修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料および借上料
- 3 派遣部隊の宿営および救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 派遣部隊の救援活動実施の際生じた損害（自衛隊整備に係るものを除く。）の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

第2章 円滑な災害応急活動の展開

第9節 消防活動計画

■関係機関

総括班 消防本部 消防団

第1 計画の方針

各種災害に対処するため、消防活動が迅速、かつ適切に実施できるよう組織、施設および活動等について定める。

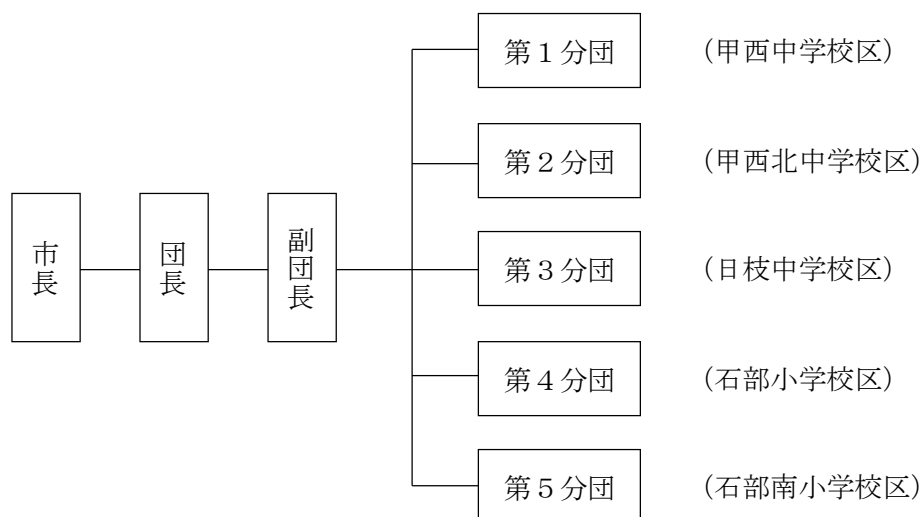
第2 組織

1 甲賀広域行政組合消防本部

甲賀広域行政組合消防本部は、甲賀市、湖南市の2市で構成されており、本市には、常備消防として、湖南中央消防署、湖南中央消防署湖南石部分署が設置されている。

2 湖南市消防団

現在、5分団で編成され、地域に密着した消防活動等を行っており、分団および管轄区域は、次のとおりである。



第3 体制

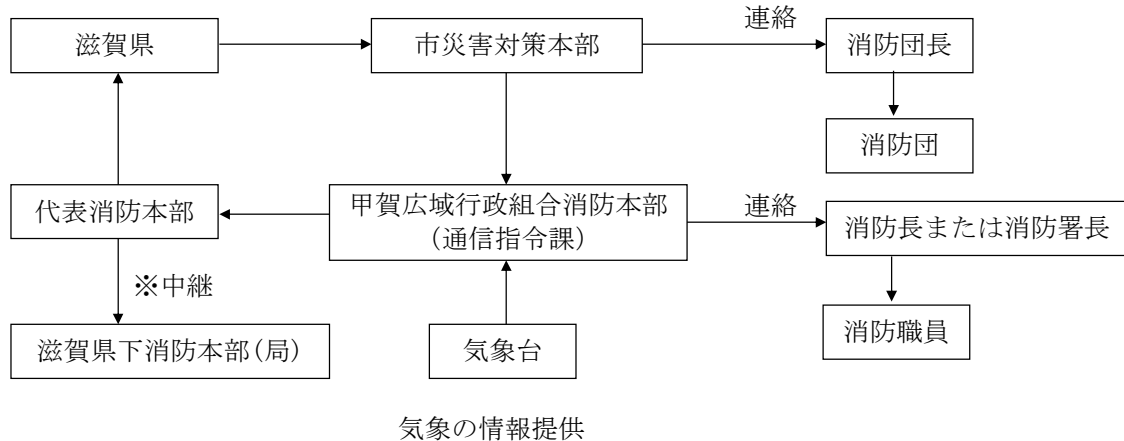
1 消防活動現場指揮本部の設置

災害の状況により必要な場合、消防本部が「甲賀広域行政組合消防本部警防活動規程」により現場指揮本部を設置する。

2 消防職員、団員の非常招集

消防長は、「甲賀広域行政組合消防本部警防活動規程」により職員を招集する。
災害が発生したときは、次のように職員、団員の招集および伝達を行うものとする。

【消防職員、団員の非常招集フロー図】



※印の要請は、有線電話、ファックスによって行うが、それらの途絶時にあつては携帯電話や無線通信を使用する。

第4 情報の収集

現場指揮本部は、湖南中央消防署、消防団、市等からの情報を収集、整理し、効率的な部隊運営を図る。

1 湖南中央消防署

(1) 情報収集

消防署長は、次の手段を講じて必要な情報を収集する。

- ア 招集職員および出動隊の指揮者から消防活動障害、被災状況等の情報を収集する。
- イ 現場指揮本部は市本部から必要な情報を収集する。
- ウ 署付近の住民等から積極的に周辺の状況を収集する。
- エ 消防車を管内に出動させ、広報および情報を収集する。
- オ その他あらゆる方法により、機会を失することなく情報収集に努める。

(2) 収集項目

収集項目は、次のとおりとする。

- ア 消防庁舎の被害および消防車の出動の可否
- イ 実働人員の把握
- ウ 主要道路、橋梁等の交通障害状況
- エ 区域内住民の動向
- オ 火災、救急、救助事案発生状況
- カ 救護病院等の状況
- キ 危険物、ガス等の多量流出、火災危険の有無
- ク 消火栓の使用可否

ケ その他の障害状況

2 消防団

(1) 情報収集

団長および副団長は、次の手段を講じて管轄内の必要な情報を収集する。

- ア 参集団員および管内出動隊から活動障害、被災状況等の情報を収集する。
- イ 火の見または高所に見張員を置き、被災状況を収集する。
- ウ 携帯無線機、受令機により消防隊間の交信を傍受し、各種情報を収集する。
- エ 団詰所付近の住民等から、積極的に周辺の状況を収集する。
- オ その他あらゆる方法により、機会を失することなく情報を収集する。

(2) 収集項目

収集項目は、次のとおりとする。

- ア 区域内住民の動向
- イ 火災、救急、救助事案発生状況
- ウ 道路、橋梁等の交通障害状況
- エ 消火栓の使用可否
- オ その他の障害状況

(3) 留意事項

- ア 発災当初は家屋倒壊等のため土煙があがり、火災と誤認することが多いので十分留意する。
- イ 通行人等から情報を得る場合は、必ずその者自身で視認したものかを確認する。

第5 報告

1 湖南中央消防署

- (1) 出動隊指揮者は、収集した各種情報を現場指揮本部へ報告する。
- (2) 消防署長は、収集した各種情報を市本部へ報告する。

2 消防団

- (1) 各分団各班の指揮者は、収集した各種情報を団長および副団長へ報告する。
- (2) 団長または分団長は、収集した各種情報を湖南中央消防署へ報告する。

第6 消防活動に必要な資機材の整備

湖南中央消防署は、必要な資機材を整備し応急活動に備えるものとする。

《参考資料8-2 消防力の現況》

第7 広域消防相互応援協力体制

1 県内における相互応援について

災害が拡大し、市の消防力および消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力

によっても、的確な対応が困難な場合は、「滋賀県広域消防相互応援協定」、「滋賀県広域消防相互応援基本計画」、「滋賀県下消防団広域相互応援協定」により応援を要請する。

《参考資料12-5 湖南省各種協定一覧》

2 緊急消防援助隊の応援要請

大規模な災害により、緊急消防援助隊の応援要請（消防組織法第44条）の必要が見込まれる場合は、次により行う。

(1) 応援要請

市本部長は、緊急消防援助隊の応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして県本部長に要請する。（後日文書提出）

- ア 災害の状況および応援要請の理由
- イ 応援隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ウ 応援要請を行う隊の種別と人員
- エ 市への進入経路および集結（待機）場所

(2) 受入れ体制

緊急消防援助隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は連絡係等を設け受入れ体制を整えておく。

- ア 応援隊への活動に必要な地理情報の提供（消火栓、利用可能な自然水利等を掲載した消防マップ等地理情報の提供）
- イ 応援隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- ウ 応援隊の活動拠点となる用地、施設等の手配
- エ 応援隊に対する給食等の手配

（緊急消防援助隊等受入れ予定場所）

施設名称	住所	連絡先
雨山文化運動公園	湖南省雨山二丁目1番1号	0748-77-5400
野洲川親水公園グラウンド	湖南省夏見	0748-72-4990

第8 住民による自主的な消防活動

地域住民は、災害が発生した場合に次の活動を行う。

1 火災の出火防止

早急にストーブを消す、ガスの元栓を閉める等の火災に関する予防活動を行い、火災発生防止に努める。

2 初期消火活動

近隣地域において火災が発生した場合、地域住民の協力により初動的な消火活動を行う。このため、平常時から自主防災組織では、可搬式ポンプ等の消火機材の備蓄に努め、防火訓練を行うなど、住民の消防力の強化に努める。

第9 住民への広報

消防本部は、災害時における出火防止のための広報、火災の延焼状況等の住民への広報を行う。そのために広報の要領、広報班の編成等について、あらかじめ定めておくものとする。

第10節 水防計画

■関係機関

総括班 現場対応班【建設、産業、上下水道】 消防団

市は、風水害に対処するため、水防法の規定により市内における水防の責任を十分に果たし、水害の防御およびこれによる被害を軽減するに必要な水防倉庫、水防機材等の水防施設を充実強化する。なお、計画の詳細については「湖南省水防計画」に基づくものとする。

第11節 土砂災害応急対策計画

■関係機関

現場対応班【建設、産業】 消防団

第1 計画の方針

風水害等により災害が発生した場合、土石流危険渓流および急傾斜地崩壊危険箇所では斜面崩壊・崩落が発生し、または被災者が避難時にこれらの土砂災害に巻き込まれる恐れがある。災害発生後、被害の状況を把握するなど住民の安全対策を行い、被災した施設の復旧を実施するとともに、二次災害の発生を予防することを定める。

第2 応急対策

市本部は、風水害による被害を軽減するため、応急活動が円滑に十分行われるよう配慮し、被害状況の巡視を実施するとともに、各関係機関と協力し、被害箇所の早期応急復旧を図る。

1 危険箇所の警戒巡視活動

(1) 実施体制

現場対応班【建設】、現場対応班【産業】および消防団は、大雨、洪水等の異常気象が発生したときは、危険箇所の現地視察を実施する。また、被災の状況により県地方本部にも応援協力、情報提供を依頼する。

(2) 巡視の優先順位

巡視は、急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、土砂災害警戒区域、山地災害危険地およびその他の箇所について、次の順位で行う。

- ア 各住宅地周辺の危険箇所
- イ 緊急時確保路線沿道の危険箇所
- ウ 各住宅地から避難所までの避難ルート沿道の危険箇所
- エ その他の危険箇所
- オ 指定危険箇所以外で必要な場所

(3) 被害発見時の措置

ア 被害発見者

(ア) 巡視の際に被害を発見した者は、現場にロープを張るなどの処置を行った上、直ちに市本部に通報し、指示を待つ。

(イ) 市本部の指示を受けるまでに、消防署、警察署等の関係機関から交通規制の実施等の指示が伝達された場合は、これに協力する。

2 二次災害予防

(1) 二次災害が生じないよう点検巡視を行うとともに、二次災害の恐れのある場合においては住民の避難等の対策を適切に行う。

- (2) 降雨等により地すべり、がけ崩れ、土石流等の二次災害の危険性が高い地域については、周辺住民に警戒、避難指示等を出すとともに、防水シートがけ、土のう積み等の応急対策を実施する。

3 危険箇所の応急対策

崩壊崩落等によって被害を受けた施設については、県地方本部、施設管理者およびその他関係機関の協力のもと、迅速な応急対策を行う。

第3 土石流危険渓流周辺および急傾斜地崩壊危険箇所等における応急対策

土石流危険渓流周辺および急傾斜地崩壊危険箇所等における土砂災害から人命を守るため、市の警戒避難体制の整備を図る。

1 危険箇所の防災パトロールの実施

現場対応班（建設）は、災害危険箇所に対し関係機関との調整を行い、防災パトロールを強化する。

2 避難の実施

避難指示等の実施基準に従い、速やかに避難を指示する。避難行動要支援者に対しては、その状態に応じて支援および介助を実施する。

3 被災箇所の応急対策

市本部長は、応急復旧の優先順位により、市内等の災害時における応援救援協定を行っている建築土木業者等に、その復旧作業を依頼するなどの対応を行う。

第12節 救急救助計画

■関係機関

消防本部 医療救護班 総括班 消防団

第1 計画の方針

災害の発生に伴い、倒壊建物の下敷きとなった罹災害から逃げ遅れた被災者を捜索し、または救出し保護する。

第2 実施体制

被災者の救出は、地域の警察、消防機関等が行うものとし、他の防災関係機関との緊密な連絡のもとに作業を進める。

消防団は、災害の状況に応じ必要な人員を勘案し、その組織をもって編成する。

第3 救出方法

被災者の救出は、災害の状況と被災者の疾病、傷病の程度を勘案し、関係機関および各部との緊密な連携のもとに行う。特に災害発生直後は、地域の自主防災組織がそれらの機関の救出活動に協力するとともに、自主的な救出活動を行う。

また、山間部や交通の途絶等で目的地への到達が困難な場合、防災ヘリコプター出動を要請するなど、迅速かつ的確な措置を講じる。

- 1 被災者が少ない場合は、湖南中央消防署長または現場指揮者の指揮により救出作業にあたり、負傷者を直ちに救護所または病院へ搬送し、その他の被災者を最寄りの避難収容施設へ誘導する。
- 2 被災者が多い場合は、地区連絡所を中心に被災者救出本部を設置し、湖南中央消防署長の指揮下で救出作業を行う。

医療救護班および市内の病院の応援・協力のもとに、傷病者の重症度の判定（トリアージ）を行うとともに、応急処置を実施する。二次救護等の必要な重症患者については、後方医療施設に搬送する。

〈トリアージ〉

「傷病者を緊急度や重症度に応じて選別する」行為のこと。

災害時などに多くの傷病者が同時に発生した場合に、それに対応する医療スタッフや器具・薬剤等が不足する。このため、傷病者の緊急度や重症度に応じて、治療優先順位を決めて適切な処置や病院への搬送を行う。

〈トリアージタグ〉

トリアージには、「トリアージタグ」と呼ばれる「札」を使用する。

これには、傷病者の「氏名」「住所」「年齢」などの一般情報と、「トリアージ実施月日・時刻」「搬送機関名」「収容医療機関名」などのトリアージ情報が記載される。

第4 消防機関の活動

1 活動方針

- (1) 救急隊および救助隊は、救命活動を優先して実施する。
- (2) 同規模程度の救急・救助事案が発生した場合は、火災現場付近の災害現場を優先して救急・救助活動を実施する。
- (3) 同時に複数の救急・救助事案が発生した場合は、少数の隊員で多数の人命救助ができるよう全力を注ぐ。
- (4) 救急処置および救助活動は、救命の処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者は救護所等に自主的に移動させるものとする。

2 活動体制

- (1) 発災初期は、被害状況の覚知が遅延するので各活動拠点周辺の救急・救助活動を行う。
- (2) 火災発生件数が少なく救急・救助件数が多い場合は、消防車両を災害現場に投入し早期に関係機関と協力し、救急・救助活動体制の確立を図る。
- (3) 救急・救助事案の把握は、市本部からの指示のほか、あらゆる情報媒体を活用して情報収集に努める。
- (4) 医療機関の開設、収容能力については、市本部との連絡を密にして、早期にその状況把握に努めるとともに、早急に開設するものとする。

3 出動の判断

湖南中央消防署長は火災・救急・救助事案の発生状況を判断し、次のいずれかを決定し出動させる。

- (1) 火災が多発し、総力を上げて消火活動を行う状態のときは、火災現場およびその周辺における救急・救助活動を優先して行う。
- (2) 火災が発生していても現有消防力で対応できる場合は、消火活動と救急・救助活動を併行して行う。
- (3) 火災が発生していても延焼火災がなく、主力を救急・救助活動に従事させることができる状態のときは、必要最小限の消防隊を残し、他隊は救急・救助活動を行う。

4 出動

(1) 湖南中央消防署

ア 消防署長は、現場指揮本部より救急・救助の指示を受けたときは、速やかに出動隊を決定し、出動させる。

イ 出動途上の留意事項

- (ア) 救急・救助出動途上において交通障害に遭遇した場合は、現場指揮本部へ連絡し、応急措置により通行可能な場合は適切な方法を施し通行する。
- (イ) 救急・救助出動する場合は、火災の発生および他の救急・救助事案の発見に努め、火災に遭遇した場合は、消防団員および付近の住民に行わせる。また、必要があるときは隊員の一部を消火指揮のために残し、救急・救助現場に出動する。
- (ウ) 他の重大と判断される救急・救助事案を発見したときは、その旨現場指揮本部へ報告し、発見した現場に応援隊を出動させるとともに、必要に応じて発見した

救急・救助事案活動に対応する。

(2) 消防団

ア 消防機関から救急・救助の指令を受けた分団は、速やかに出動する。

イ 出動途上の留意事項

(ア) 救急・救助出動する場合は、火災の発生および他の救急・救助事案の発見に努め、火災を発見した場合は、速やかにその延焼拡大を阻止する一方、活動拠点に報告するとともに、地元自主防災組織等に出動を要請する。

(イ) 他の重大と判断される救急・救助事案を発見したときは、その旨を現場指揮本部へ報告し、発見した救急・救助事案活動に従事する。

5 現場活動

(1) 救急・救助活動は救命処置を必要とする者を優先して救出し、その他の負傷者は消防団等に協力を求めて救出する。

(2) 活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は、危険が緊迫している人を最優先とし、特に重傷者、幼児および高齢者などを優先して救出する。

(3) 関係機関および自主防災組織等の協力を得て十分な救出活動ができるように努める。

(4) 消防署長もしくは団長は、負傷者の発生状況を考慮し、部隊の増強を必要と認めた現場に救急・救助応援隊および管轄分団を応援出動させるとともに、市本部に対し、関係機関等の応援を要請する。

(5) 検索済みの家屋等については、重複した救助活動を避けるため「活動済み」の表示をする。

第5 自主防災組織等の活動

1 救出活動

災害時には消防機関等が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模災害が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、自主防災組織等は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、協力して救出活動に当たるものとする。

2 救急活動

救出した負傷者に対して、救急隊が到着するまでの間、応急手当や必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

第6 市本部の活動等

1 救出活動

災害が広範囲に及ぶことから、消防機関のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、市内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

(1) 救出資機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。

(2) 応援協定に基づく応援要請

自ら保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、応援協定締結市町村から必要な資機材を調達し、あるいは市内関係業者等の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救出活動を行う。

(3) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

2 救急活動

(1) 迅速な医療救護活動を行うため、甲賀湖南医師会と連携のうえ、必要に応じて災害現場等に医療救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

(2) 医療機関の被災状況、受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速かつ的確な搬送を実施する。

(3) 道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには、県に対して防災ヘリコプターの派遣要請または自衛隊派遣要請を求め、救急搬送を実施する。

3 安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の搜索

安否不明者がある場合は、各防災関係機関と連携して搜索する他、氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理しておくものとする。

4 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うに当たって、各防災関係機関と相互に情報を提供し、効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救出活動を相互協力して実施する。

第7 応援要請

警察・消防機関のみでは救出困難なときは、自衛隊および近隣市町の消防機関に対し、県知事を通じて応援を要請するものとする。

第13節 医療助産計画

■関係機関

医療救護班 総括班

第1 計画の方針

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療および助産の途を失ったような場合に、応急的に医療、助産を施し、被災者の保護を図るものとする。

第2 実施責任者

医療の実施は、本部長（市長）が行うものとする。ただし、市で対処できない場合には、他市町村、県に対して、これの実施または必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合には知事が行うが、知事から権限を委任された場合には、市長が行う。

第3 救護班の編成

災害時における傷病者の応急治療および応急処置は、市内医療機関の医師、看護師、助産師等の協力を得て、編成し行う。ただし、市の救護班で対処できない場合は、甲賀湖南医師会または最寄りの医療機関に応援を要請するとともに、県地方本部に応援協力を要請する。

救 護 班 の 編 成	医 師	2 名
	看 護 師	1 名
	職 員	1 名

第4 救護活動

- 1 市は、災害の状況に即応し、医療救護班の出動により救護活動を行う。市の能力をもってしては、収拾できないときは甲賀湖南医師会または最寄りの医療機関または災害拠点病院に応援を要請するとともに、県地方本部に応援協力を要請する。
- 2 市は、被災地の状況に応じ、小学校に救護所を設置する。
- 3 市は、医療救護班を出動させることが困難なとき、上記1により医療救護に係わる協力要請を行う。また、災害の規模等によっては、医療救護班を派遣することなく医療機関において、被災者の救護を行う。
- 4 市は、県地方本部と連携し、「滋賀県広域災害・救急医療情報システム」、電話、防災無線、徒歩等あらゆる手段を活用し、病院、有床診療所等の医療機関の情報収集に努めるものとする。

《参考資料6-4 市内等医療機関一覧》

第5 救護所の開設

医療救護班は被害状況に応じ、医療救護の拠点となる保健センター、石部保健センターと連絡調整のうえ、被災地付近の小学校を医療救護地区拠点として臨時救護所を開設する。なお、被災者が疾病、傷病のため、医療機関へ収容する必要があるときは迅速に最寄りの医療機関に収容する。

これらの医療救護拠点には、救援救急医療物資など方法を明記する。

また、ヘリコプターを利用した患者の移送等は、防災関係機関の協力により指定のヘリポートを利用する。

《参考資料6-5 市内救護所一覧》

第6 医薬品および医療器材の調達

医療および助産に必要な医薬品および医療器材の調達は、市内の薬局等より調達するものとするが、災害の種類、規模に応じて滋賀県医薬品卸協会、医師会、保健所等に協力を要請する。

《参考資料6-6 市内薬局等一覧》

第7 医療救護の対象、範囲等

1 医療・助産の範囲

(1) 医療

- ア 診療（傷病者の重症度の判定）
- イ 薬剤または治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療および施術
- エ 病院または診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産

- ア 分娩の介助および分娩前後の処置
- イ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

2 活動内容

救護活動の実施内容は、次に定めるとおりとする。

- (1) 傷病者の重症度の判定（トリアージ）
- (2) 救急救命医療の実施
- (3) 後方医療施設への移送指示
- (4) 助産活動
- (5) 遺体の検視

第8 災害救助法による実施基準

1 医療および助産の対象者

- (1) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。
- (2) 助産は、災害発生の日以前または以後7日以内に分娩した者であって、災害のための助産の途を失った者に対して行うものとする。

2 医療および助産の期間

医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内、助産を実施できる期間は、分娩した日から7日以内とする。

3 医療および助産の経費

- (1) 医療のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

- ア 医療救護班による場合

使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費

- イ 病院または診療所による場合

国民健康保険の診療報酬の額以内

- ウ 施術者による場合

協定料金の額以内

- (2) 助産のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

- ア 医療救護班等による場合

使用した衛生材料等の実費

- イ 助産師による場合

慣行料金の8割以内の額

《参考資料14-2 滋賀県災害救助法施行細則》

第14節 防疫および保健衛生計画

■関係機関

医療救護班 現場対応班（産業）

第1 計画の方針

1 計画の方針

災害時における防疫措置を迅速に実施し、感染症流行の未然防止を図る。

2 実施責任者

- (1) 災害時における被災地の防疫は、市長が、甲賀保健所の指導、指示に基づいて実施するものとする。
- (2) 市独自で処理不能の場合には、隣接市町、県等その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

3 防疫班の編成

医療救護班および総務班は、甲賀保健所と協力して「防疫班」を編成するものとする。また、必要に応じて要員を確保し、被害状況の把握、防疫業務の実施、住民の衛生指導および広報活動、患者の収容等を行う。

4 防疫活動

(1) 検病調査

防疫班は、甲賀保健所と連携し、地区衛生組織等関係者の協力を得て検病調査を実施する。

(2) 臨時予防接種の実施

感染症の発生およびまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

(3) 感染症予防の実施

防疫班は、感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒方法を実施するものとする。実施に当たっては、同法施行規則第14条に定めるところに従って行うものとする。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づき実施するものとし、実施に当たっては、同法施行規則第15条に定めるところに従って行うものとする。

ウ 物件の消毒に係る措置

法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施に当たっては同法施行規則第16条に定めるところに従って行うものとする。

エ 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

(4) 避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。防疫班は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

5 広報等の実施

防疫班は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、市防災行政無線による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行うものとする。

6 防疫用資機材の確保

防疫用資機材は、市保有の資機材を使用する。不足する場合は、取扱業者から調達する。

《参考資料10-1 防疫用資機材保有状況》

第2 食品衛生計画

1 計画の方針

医療救護班は、被災地における給食施設（炊き出し施設を含む。）の被災状況等を把握するとともに、応急食料（救援食品を含む。）の配布等の状況を調査し、次により安全な食品の供給を行う。

2 給食施設

関係機関と連絡を密にし、施設の実態を把握するとともに、気温等の状況に応じた指導を行い、食中毒等の事故の発生を防止する。

また、浸水被害を受けた施設については、清掃消毒の徹底を指導する。

3 応急食料

応急食料については、可能な限り保存性のあるものまたは食中毒発生の危険性の少ないものを確保する。

4 住民に対する啓発指導

関係機関と連携し、次の事項について啓発指導を行う。

- (1) 手洗い、消毒の励行
- (2) 食器、器具の消毒
- (3) 弁当等の消費期限の短い食品の早期喫食
- (4) 水道水以外の水を飲用とする場合の衛生対策

第3 保健活動

1 実施者

- (1) 災害時における保健活動等は、原則として市本部が保健所の指導、指示に基づき実施する。
- (2) 市本部独自で処理不能の場合には、隣接市町、県、国、その他関係機関の応援を求めて実施する。

2 活動内容

保健所および医療救護班は、次の保健活動を実施する。

- (1) 市内の保健福祉施設の被害状況を把握する。
- (2) 精神障がい者、難病患者、人工透析者への対応を行う。
- (3) 保健師を派遣し、次の活動を行う。

ア 災害直後の混乱期（～7日目）

- (ア) 医療救護班とともに救護活動を行う。
- (イ) 入院、入所の必要な者についての関係機関との連絡調整を行う。
- (ウ) 市本部、救護班、避難所の代表者との連携のもとに避難者、避難所の現状把握、情報提供、関係機関やボランティアの連絡調整を行う。

イ 避難者が定着し始める時期（8日目～15日目）

- (ア) 救護活動
- (イ) 関係機関との連絡調整
- (ウ) 保健予防活動

ウ 避難所が一時的な滞在施設として確立する時期（16日目～1ヶ月）

- (ア) 保健予防活動
- (イ) 関係機関との連絡調整
- (ウ) 避難者の健康状態調査と要配慮者と要指導者の把握

エ 避難所が生活の場として定着した時期（2ヶ月目～）

- (ア) 保健予防活動
- (イ) 関係機関との連絡調整
- (ウ) 避難所巡回健康相談
- (エ) 健康教育
- (オ) 健康診査活動

(4) 災害対策従事者の心のケア

災害対策従事者の精神保健（心のケア）相談等の健康管理を行う。

3 記録

医療救護班は、被害報告書、保健活動状況報告書等、必要関係書類を記録し整備しておく。

第4 仮設浴場の供給計画

市本部は、災害の状況により、必要があると認めたときは、県本部に自衛隊に対する支援要請を依頼し、災害発生後1週間以内に仮設浴場を設置し、公衆衛生の改善に努める。

第15節 遺体の搜索、処理および埋葬計画

■関係機関

現場対応班【産業】 総括班 消防団

第1 計画の方針

行方不明または死亡者が発生したときは、市本部が、警察と緊密な連携を保ちつつ、搜索および収容を行い、死亡者については、検視の上、火葬（埋葬）を実施する。

災害救助法が適用された場合における遺体の処理（洗浄、縫合、消毒等）は、検視終了後、「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、日本赤十字社滋賀県支部が実施する。この際、市本部は、日赤市地区として活動する。

第2 実施責任者

遺体の搜索、処理および埋葬は、市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町または県にこれの実施またはこれに要する要員および資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事または知事の職権を委任された市長が行う。

第3 遺体の搜索および収容等

死亡していると推定される者の搜索および遺体の収容は、市本部が警察、自衛隊、消防団、自主防災組織等と協力して迅速かつ適切に実施する。

また、総括班は、行方不明者を発見するために受付窓口を設けて情報収集を図るとともに、身元不明の遺体については写真、特徴等の掲示を行うなどして迅速な身元確認に努める。

遺体が流失等により、他市町に漂着していると認められる場合は、県地方本部及および遺体の漂着が予想される市町に通報し、広域の搜索を行う。

第4 遺体の検案および処理

1 検案および処理方法

遺体の検案および処理方法は、次に定めるとおりとする。

- (1) 遺体を発見したときは、速やかに警察に連絡し、警察官は医師の立会のもとに検視を行う。
- (2) 検案後遺体を毛布で包み、担架でもって搬送車で遺体収容所（被害現場近くの公共施設または寺社等）に搬送し、収容する。遺体が多数の場合は、下記の施設を遺体収容所候補施設とする。

施設名称	所在地
雨山研修館宿場の里	雨山二丁目1番1号

- (3) 遺体は、遺体収容所に到着順に仮安置する。
- (4) 仮安置した遺体を医師と看護師の指示を得て洗浄、縫合および消毒等の処理を行う。
- (5) 遺品を整理のうえ、ドライアイス等を入れて納棺する。
- (6) 性別、推定年齢および遺品等を遺体処理台帳に記載して遺体収容所に提出する。
- (7) 身元確定の遺体については、遺族に引き渡す。
- (8) 身元が明らかでない遺体は、行旅死亡人として取り扱う。

2 遺体処理に関わる手続き等

搬送車、収容棺および納棺に際して必要な物品（ドライアイス、ローソク、線香等）は、市内外の葬儀業者から調達する。

3 遺体の埋火葬

遺族による遺体の埋葬が困難な場合には、遺体の埋火葬の実施は、市長において実施し、または棺、骨壺等を遺族に支給等現物給付をもって行うものとする。なお、埋葬の実施にあたっては次の点に留意する。

- (1) 事故死等による遺体については警察機関から引継を受けた後、火葬する。
- (2) 身元不明の遺体については、警察機関に連絡し、その調査にあたりとともに市長の指定する場所に埋葬する。
- (3) 埋火葬の実施が市において実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。

第5 遺体の火葬

遺体の火葬は、甲賀保健所管轄の火葬場に移送し、火葬台帳に記載のうえ火葬に付する。市単独で処理不可能な場合は、県に対して応援を要請する。

また、市本部は、火葬を円滑に実施するため次の事務を行う。

- 1 死亡者数の把握
- 2 火葬計画の作成
- 3 遺体搬入車両および搬入路の把握・確保
- 4 燃料、ドライアイスおよび棺等の在庫状況の把握・確保
- 5 火葬のための関係者に対する協力要請
- 6 相談窓口の設置および住民への情報提供

《参考資料10-2 市内火葬施設一覧》

第6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体の搜索、収容、埋葬等の実施基準は、参考資料に掲げるとおりである。

《参考資料14-2 滋賀県災害救助法施行細則》

第16節 災害広報計画

■関係機関

情報発信班 総括班

第1 計画の方針

災害時において、被災地や隣接地域の住民に対し、正確な情報を速やかに提供するとともに、被災地住民の状況や要望事項を把握するため、広報・広聴活動を実施する。また、報道機関との連絡調整を緊密にし、適時に的確な情報提供を図るとともに、報道機関との協力体制を確立し、被災者の立場に立った報道が行われるよう努める。

第2 住民への広報

1 広報手段

(1) 交通通信施設が利用できる場合

広報の手段は、知事を通じた報道機関への放送要請のほか、次により実施する。

伝達手段	種 別	特 色
広 報 車	(被) (生)	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
有線放送 市防災行政無線	(被) (生)	〃
掲 示 板	(生) (安)	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情 報 紙	(生) (安)	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折り込み	(生) (安)	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
インターネット 通	(被) (生) (安)	市からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人等間での情報交換も可能

(被) 被害状況 (生) 生活情報 (安) 安否情報

(2) 交通通信施設が途絶した場合

交通通信施設が途絶した場合は、次のような広報手段により実施する。

- ア 市防災行政無線による各地区連絡所への通報
- イ オートバイ、自転車、徒歩等による周知
- ウ 自主防災組織、区・自治会等を通じた連絡、チラシ配布、回覧等
- エ 市内アマチュア無線局への協力依頼
- オ 水道無線の活用

2 広報事項

被災者等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するため、被災者や要配慮者のニーズを十分把握し、被災者等に役立ち、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

(1) 避難の指示事項

被災地区住民のとりべき措置、危険地域住民への呼びかけ等

(2) 災害情報および市の防災体制

二次災害危険の見通し、ガス漏れ、漏油への対処方法、火気使用注意、電線の感電注意等の留意事項、市の防災体制に関する情報提供

(3) 被害状況および応急対策実施状況

ライフラインの復旧状況、食料・生活必需物資等の供給状況等

(4) 被災者に対する注意事項

避難時の一般的注意事項等

(5) 住民に対する協力要請

不要不急電話自粛の呼びかけ、車利用者への呼びかけ等

(6) その他必要な事項

交通規制情報（通行不能区間等）、個人安否情報等

第3 要配慮者への広報

高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に対する情報提供については特に配慮するものとし、また、外国人については、情報面での孤立を避けるため、勤務または所属する事業所等に連絡窓口を設置させ、それを通じた外国語もしくは『やさしい日本語』による広報体制を確立する。避難収容施設等においては、専用掲示板の設置、語学ボランティアによる外国語での情報提供、相談窓口の開設等を行うものとする。

第4 報道機関に対する発表

報道機関に対し、被害状況および応急対策状況等について定期的に発表するほか、必要に応じて随時発表する。

第5 広聴活動

災害時には、被災者からの相談・要望・苦情等を受け付け、適切な処置を行うとともに、災害応急対策や復旧復興計画に対する意見等を広く被災地内に求めるため、情報連絡班は、次の広聴活動を行う。

- 1 区、自治会等からの相談、要望等の受付
- 2 地区連絡所に相談窓口を設置

第6 被災者の安否に関する情報の提供

1 安否情報の提供

市長は、被災者の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）について照会があったときは、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答することができるものとする。この場合において、市長は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地

方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

2 安否不明者等の氏名公表

災害時における安否不明者・死者等の氏名等公表について、救助活動の効率化や、情報の錯そうによる混乱回避に繋がる可能性があることから、県と協議して定めた氏名等の公表方針に従うものとする。

3 災害用伝言ダイヤルやホームページの活用

大規模災害時には、西日本電信電話株式会社の電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」の活用方法を広報紙への掲載、庁舎・避難所等への掲示等により、住民に周知させるものとする。

また、安否情報の提供については、市ホームページや外部機関の安否情報提供サイトの活用を検討する。

第7 緊急警報放送要請

市長は、災害に関し、次に掲げる事項を緊急に住民に周知徹底する必要がある場合は、県を経由して日本放送協会大津放送局長に放送を求めることができる。なお、市と県との間が通信途絶等特別の事情がある場合は、市長が直接行う。

- 1 災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、多くの人命、財産を保護するための避難準備情報、避難指示等
- 2 災害に関する重要な情報の伝達ならびに予想される災害の事態およびこれに対してとるべき措置
- 3 災害時における混乱を防止するための指示等
- 4 その他特に必要と認める事項

第17節 通信施設応急対策計画

■関係機関

総括班 西日本電信電話株式会社

第1 計画の方針

電気通信設備に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、当該施設を災害から防護するために緊急に行う応急対策について定める。

第2 市防災行政無線

災害の発生が予想される場合は、基地局施設の保護、予備電源用燃料の確保等に努め、施設が被災した場合には、可搬型移動局を代用し、基地局の仮復旧を行う。

《参考資料4-1 市防災行政無線設置状況》

第3 県防災行政無線

災害の発生が予想される場合は、通信施設に対する防護策の強化を図り、万一通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市町村および防災関係機関間相互間の無線通信回線の確保に当たる。

1 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。

- (1) 要員の確保
- (2) 予備電源用燃料の確保
- (3) 機器動作状態の監視の強化
- (4) 可搬型移動局（全県）の配置
- (5) 局舎、機器等の保護強化

2 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

- (1) 移動局による臨時無線通信回線の設定
- (2) 職員による仮復旧の実施

第4 一般通信施設（西日本電信電話株式会社滋賀支店）

1 設備および回線の応急復旧措置

- (1) 電気通信設備に災害が発生したときは、西日本電信電話災害対策規程の定めるところにより、当該設備の復旧に関し、応急の措置をとる。
- (2) 回線の復旧順位は次のとおりとする。

ア 第1順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確

保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

イ 第2順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者および第1順位以外の国または地方公共団体

ウ 第3順位

第1順位、第2順位に該当しないもの

2 広報活動

災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、トーカー装置による案内、ホームページ、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法によって、次の事項を利用者に周知する。

- (1) 通信途絶、利用制限の理由および内容
- (2) 災害復旧に対してとられている措置および復旧見込時間
- (3) 通信利用者に協力を要請する事項
- (4) その他必要な事項

第18節 交通確保計画

■関係機関

総括班 現場対応班【建設】

第1 計画の方針

災害時に交通の安全を確保し、被災者の避難、災害応急対策実施のため、緊急輸送の迅速、的確を期することを目的とする。

第2 被災状況等の把握

1 被災情報および交通情報の収集

現場対応班【建設】は、被害を受けた道路や冠水による道路状況および交通状況を速やかに把握するため、巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、関係機関と緊密な情報交換を行う。

なお、これらの情報収集は、県が予め指定した緊急輸送道路および緊急交通路を優先して行う。

2 発見者等の通報

(1) 災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所または危険箇所を発見したものは、速やかに警察機関または市長に通報するものとする。

通報を受けた市長は、当該路線の管理者または警察機関に速やかに通報するものとする。

(2) 道路管理者および上水道、電気、ガス（LPガス）、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

第3 交通規制

1 実施責任者

(1) 道路管理者、県公安委員会、甲賀警察署は、道路等の危険な状況を発見した時もしくは危険が予想されるときまたは緊急交通路の確保の必要があるときは、各関係機関と密接な連絡を取り、速やかに必要な規制を行う。

(2) 市長は、自ら管理する道路、橋梁について、甲賀警察署と協力して、交通規制を実施する。ただし、市で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

(3) 交通規制は、次の区分により行う。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通省滋賀国道事務所 知事 市長	1 道路の破損、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項
警 察	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合またはまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合、通行禁止その他の交通規制をすることができる。	災対法第76条 道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項
	甲賀警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについては交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
	警察官	1 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認める場合 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第2項、第4項

2 交通規制の実施

- (1) 道路管理者および公安委員会（県警察）は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、または発生するおそれがある場合で、交通の安全を確保し、または災害応急対策を的確かつ円滑に実施する必要があると認められたときは、通行の禁止・制限、う回路の設定および情報の提供を実施する。
- (2) 道路管理者および県警察は、通行の禁止・制限またはう回路の設定等の規制を行うに当たっては、相互に連絡協議する。
- (3) 道路管理者および県警察は、通行の禁止・制限の規制を行った場合、関係法令に基づき下記に掲げる規制条件等を標示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難または不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止または制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

また、これらの規制を行ったときは、適当なう回路を設定し、あるいは交通輻輳を避けるため代替路線を指定したときは、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

〈規制条件の標示〉

道路標識に次の事項を明示して標示する。

- ・ 禁止制限の対象
- ・ 規制する区間
- ・ 規制する期間

3 車両等に対する措置

(1) 市長の措置

市長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を行い、甲賀警察署と協力して、交通規制を実施する。ただし、市で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

(2) 警察官の措置

災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、同法第76条の3の規定に基づき、次の措置をすることができる。

ア その車両の運転者等に対し必要な措置を命じる。

イ 運転者等が命じられた措置をとらなかったり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自らその措置をとる。

ウ この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損する。

(3) 自衛官および消防吏員の措置

派遣を命じられた自衛官および消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同法第76条の3の規定により措置することができる。

自衛官および消防吏員が同法第76条の3の規定による措置をした場合には、措置命令・措置通知書により当該命令および措置を行った場所を甲賀警察署長に直接または警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

(4) 運転者の措置

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域または道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 速やかに車を次の場所に移動させること。

（ア）道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所

（イ）区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動または駐車すること。

第4 道路、橋梁等の応急措置

1 道路啓開路線の選定

現場対応班【建設】は、救急、消防、応急対策等の緊急輸送を確保するため、道路啓開路線を選定する。

(1) 道路啓開路線の選定基準

ア 市役所、消防署、地域防災拠点、病院等防災対策上重要な機関を結ぶ路線

イ 緊急輸送路指定路線

ウ 避難所等主要な防災拠点に接続する路線

エ その他上記のルートを補完する路線

(2) 道路啓開路線の優先順位

道路啓開作業を行うに当たっては、道路管理者、甲賀警察署、自衛隊等の各関係機関がそれぞれ連携を図り、計画的かつ迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて救急・救援活動等を考慮した優先順位を定め、効率的に実施する。

2 道路啓開の実施

現場対応班【建設】は、関係機関と連携し効率的に、道路啓開路線の道路啓開作業を実施する。

3 応急復旧

道路管理者は、その被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、仮橋の設置などの応急工事により、緊急車両の走行に支障のない程度に一応の交通の確保を図る。

市は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

4 発見者等の通報

道路管理者および上水道、電気、ガス（LPガス）、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

第19節 輸送計画

■関係機関

総務班 総括班

第1 計画の方針

災害時における救出・救護活動の実効性を確保し、水・食料等の生活物資や復旧作業に必要な器材等を効率的に搬送するため、輸送手段や方法などの輸送体制を確立する。

市長は、被災者、災害応急対策や救助活動に従事する者、災害対策物資、資材または生活必需品等の輸送を行う。ただし、市で対処できないときは、他市町または県にこれの実施または自動車、舟艇等の確保につき、応援を要請する。

第2 輸送の方法

1 輸送の手段

輸送は、次の種別のうちもっとも適切な方法による。

- (1) 自動車による輸送
- (2) 鉄道等による輸送
- (3) ヘリコプター等による空中輸送

2 輸送力の確保

輸送のための車両は、おおむね次の順序により確保し、常にその活動状況を把握し、効果的かつ円滑な運営を図る。

- (1) 市所有の車両
- (2) 農業協同組合等公共的団体所属の車両
- (3) 事業所・建設業者所有の車両
- (4) その他自家用車両

《参考資料11-1 市有車両保有状況》

3 配車措置

- (1) 各班は、車両による輸送が必要となったときは、次の事項を明示して総務班に要請するものとする。

- ア 輸送の目的
- イ 輸送の区間および期間
- ウ 輸送量、輸送品目および必要車両台数
- エ 集合の場所および日時
- オ その他車両の使用についての必要事項

- (2) 総務班は、常に車両の活動状況を把握し、市所有の車両（消防用車両については安心安全班と協議し）の効果的な使用を図るものとし、その輸送力でなお不足する場合

には、営業用等の車両借上げの措置をとるものとする。

なお、市内輸送業者に対しては、あらかじめ災害時の車両借上げについて協議しておくものとする。

《参考資料2-4 市内輸送業者等一覧》

4 輸送の範囲

災害時における輸送は次に定める範囲とし、その他の移動および搬送については市内の交通秩序の回復と効率的な輸送体制を確保するために、極力控えるものとする。

- (1) 被災者の避難および救出
- (2) 給水
- (3) 救護活動における救護員、患者、医薬品等の搬送
- (4) 食料、生活必需品等などの生活物資の搬送
- (5) 公共施設の応急復旧
- (6) 遺体の移送

第3 緊急輸送の優先順位

1 第1段階（災害発生後24時間程度まで）

- (1) 救急・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防活動、水防活動等の災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 市の災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動応急対策に必要な人員・物資、その他感染症対策用物資等
- (4) 後方医療機関へ輸送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員および物資

2 第2段階（災害発生後3日目程度まで）

- (1) 第1段階の継続
- (2) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (3) 負傷者および被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員および資材

3 第3段階（災害発生後4日目以降）

- (1) 第2段階の継続
- (2) 災害復旧に必要な人員および物資
- (3) 生活必需品等

第4 緊急輸送ネットワークの確保

県内外からの緊急物資等の受入れ、配分等を行う物資の一時集積場所、ヘリポート、緊急時確保路線を定め、避難所、病院および社会福祉施設等を結んだ緊急輸送ネットワークを確保する。

その際、関係機関との連絡体制や運営方法等について、あらかじめ協議を行い意思の疎通を図るとともに、人事異動のある年度当初に連絡体制等を確認しておくものとする。

1 緊急輸送路の確保

災害時における緊急物資の輸送活動を迅速かつ効率的に実施するための緊急輸送路は、参考資料に掲げるとおりである。

これらの路線においては、消防活動や緊急物資輸送等の応急対策活動の実施を最優先し、必要に応じてこの他の一般車両の通行を大幅に規制するものとする。

《参考資料11-2 市内緊急輸送路一覧》

2 輸送拠点

輸送拠点は、県内または県外から届けられる救援物資の受入れ、仕分け、配送等を行う拠点である。

本市では、参考資料に掲げるグラウンド等を輸送拠点に位置づけ、県指定の広域陸上輸送拠点（水口スポーツの森、希望が丘文化公園）から届けられる救援物資を受入れ、地域内の避難収容施設、病院および社会福祉施設等に対して仕分け、配送等を行う。

なお、広域陸上輸送拠点は、陸上輸送による県外などからの緊急物資等の受入れ、積み替え、配分等を行う拠点である。

《参考資料7-6 救援物資等集積所一覧》

3 ヘリコプターによる輸送

（1）緊急時ヘリポートの指定

緊急時には、ヘリコプターによる物資輸送が必要となる。緊急物資輸送のためのヘリポートは、救急車等の車両の出入りの便がよい場所であること、電話等の通信手段の利用が可能であることなどが条件となり、本市では、参考資料に掲載のとおりである。

《参考資料11-6 ヘリコプター離発着場一覧》

（2）緊急時ヘリポートの整備

災害時には、指定緊急時ヘリポートにおいて、以下のような対策を実施し、早期にヘリポートが使用可能な状態になるよう整備を行う。

ア 着陸地点には、石灰等を用いて直径10mの正円を描き、中央にHの記号を標して着陸地点を示すこと。

イ グラウンド等の場合に地表面が乾燥しているときには、飛散物を除去し、砂塵等が巻きあがらないように、散水を十分に行うこと。

ウ ヘリポートの近くに上空から確認し得る風の方角を示す吹き流し、または旗を立てること。

エ 離着陸時には、風圧等により危害が加わることがあるので、人を接近させないようすること。

オ 避難収容施設に併設する場合は、保安要員を設置し、避難住民の安全管理に努める。

4 公共交通機関による輸送

災害発生後速やかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握（被害の程度、復旧の見込み）、代替道路、道路交通規制などの必要な情報の連絡体制等について交通事業者、県、市等関係機関においてマニュアル化を図る。

また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行い、公共交通機関の活用を図るとともに、他府県への義援物資の輸送に必要となる車両や乗務員の迅速な確保および義援物資受入れの際に地理・交通情報を伝達する手段の確保を図る。

《参考資料2-4 市内輸送業者等一覧》

第5 緊急通行車両の確認申請および事前申請

災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域または道路の区間を指定して、緊急通行車両等以外の通行の禁止または制限を行った場合、災害対策基本法施行令第33条に規定する緊急通行車両等の確認は、県警察本部交通規制課または甲賀警察署において行う。

〈緊急通行車両の基準〉

緊急通行車両は、緊急自動車およびおおむね次の目的のために使用する車両で、県公安委員会が緊急通行車両として認めたものをいう。

- (1) 警報の発令および伝達ならびに避難指示に従事する車両
- (2) 消防、水防その他の応急措置に従事する車両
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に従事する車両
- (4) 災害を受けた児童および生徒の応急の教育に従事する車両
- (5) 施設および設備の応急の復旧に従事する車両
- (6) 清掃、防疫その他保健衛生に従事する車両
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に従事する車両
- (8) 緊急輸送の確保に従事する車両
- (9) その他災害の発生の防御または拡大の防止のための措置に従事する車両

1 緊急通行車両等の事前届出に関する手続

(1) 申請者

市長

(2) 申請先

県警察本部交通規制課、甲賀警察署

2 確認に関する手続

(1) 事前届出済証の交付を受けている車両

警察本部、警察署、交通検問所において他に優先して確認が行われる。

(2) 事前届出済証の交付を受けていない車両

警察本部、警察署、交通検問所において、緊急通行車両等確認申請書と当該車両を使用して行う事務または業務の内容を証明する書類を添付の上、当該車両の利用者による提出により確認が行われる。

3 緊急通行車両等の標章および確認証明書の交付

(1) 前項において緊急通行車両等であると認定されたものには緊急通行車両確認証明書および標章が交付される。

(2) 規制地域においては、標章を前面ガラスの内側に貼付し、確認証明書を携帯して通行する。

《参考資料11-3 緊急通行車両確認申請書》

《参考資料11-4 緊急通行車両確認証明書》

《参考資料11-5 緊急通行車両の標章》

第6 災害救助法に基づく措置基準

応急救助のための輸送費等については、参考資料に掲げる滋賀県災害救助法施行細則の定めによるものとする。

《参考資料14-2 滋賀県災害救助法施行細則》

第20節 鉄道施設応急対策計画

■関係機関

総括班 西日本旅客鉄道株式会社

第1 鉄道事業者（西日本旅客鉄道株式会社）の方針

市域において JR列車の衝突、脱線、てん覆、その他の事故により、多くの死傷を伴う鉄道災害が発生し、もしくは発生しようとする場合における応急救助対策等について定めるものとする。

第2 鉄道事業者の措置

1 組織体制

(1) 対策本部および復旧本部の設置等

対策本部および復旧本部の設置、廃止は、関係指令員が協議のうえ決定し、本部長の承認を得るものとする。

(2) 対策本部の業務

対策本部は、事故に対する救援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮およびその他の業務を行うものとする。

(3) 復旧本部の業務

復旧本部長は、事故が発生したときは直ちに現場に急行し、事故に対する救護、復旧に着手する。

2 対策本部等の種別、設置標準および招集範囲

種別	設置基準	招集範囲 (社内間接社員)
第1種体制	・重大な事故等が発生したとき ・お客様、通行人等に死傷者が生じたときまたはそのおそれがあるとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に必要と認めたとき	招集可能者の全員
第2種体制	・重大な事故等が発生したとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に必要と認めたとき	招集可能者の半数
第3種体制	・その他必要と認めた時 (台風・降雨降雪等により、大きな輸送障害のおそれがあるとき)	必要最少数

※ 招集範囲は本部員の班別構成標準による。

※ 上記を標準として関係課室長、駅区所長は、種別毎の招集者を定めておくこと。

※ ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置および体制の変更が指示される場合がある。

3 部外協力要請機関および要請分類

部外機関名	連絡先	要請者	要請担当者	記事
自衛隊	知事	統括本部長	企画課長	窓口と調整
警察本部	本部長			
府県	知事		駅業務課長	
鉄道警察	隊長			
警察署	署長	駅長 保線区長	駅長 保線区長	
消防署	署長			
市町	市町長			
病院等	病院等の長			
私鉄等	私鉄等の長	大阪総合指令所長	大阪総合指令所長	駅長が輸送指令に手配方を要請する
航空会社等 その他交通機関	関係機関の長	統括本部長	企画課長	
レッカー等復旧 用重機械類および化学薬品 処理指導者、タンクローリー 所有会社	所有会社の長	関係現場長	関係現場長	脱線復旧のレッカー車の手配については、関係指令から連絡を受けた車両復旧受持区所が判断し、必要と認めたときはレッカー車所有会社に出勤を要請する。（その他の場合は関係現場長）
その他	関係機関の長	統括本部長	関係課長	

第3 市の措置

市は、災害が発生した場合には災害対策本部内に事故対策本部を設置し、鉄道事業者との連絡を密にして適切な支援を行う。

- 1 鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、または自ら発見したときは、消防、警察、県に連絡する。
- 2 必要に応じ、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
- 3 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救急・救助活動および消防活動を実施する。
- 4 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所および遺体収容所等の設置または手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等を実施する。

- 5 必要に応じ被災者等へ食料および飲料水等を提供する。
- 6 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- 7 市で対処できない場合は、県および他の市町に応援を要請する。
- 8 被災者の救助および消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

第21節 道路施設災害応急対策計画

■関係機関

現場対応班【建設、産業】

第1 計画の方針

風水害等により被災した地域の救援活動や消防・生活物資を輸送する車両の円滑な通行を確保するため、被害を受けた道路施設、交通安全施設等を速やかに復旧し、交通を確保する。応急復旧に当たっては、緊急輸送道路ネットワークが機能するよう、優先順位を設定し、道路管理者間で連携を図りつつ行うことを定める。

第2 情報の収集

現場対応班【建設】は、災害発生後直ちに現地調査を行い、道路に関する被害状況を収集する。また、収集した道路情報は、速やかに県本部（土木交通部道路班）に連絡する。

1 道路管理者間の情報連絡

現場対応班【建設】は、収集した情報を県地方本部または県本部に連絡するとともに近隣市町の管理者とも道路情報の交換をし、広域的な道路状況の把握に努める。

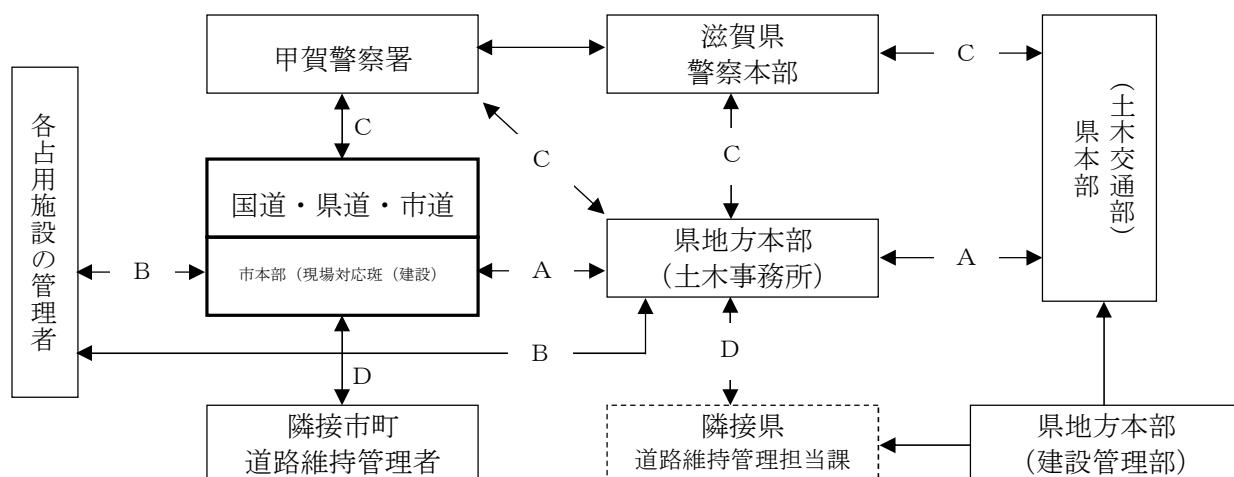
2 道路占用施設管理者との情報連絡

市が管理する道路における上・下水道、電気、ガス（管路のみ）、電話等の道路占用施設の被害状況等の把握に努める。交通に支障となる道路占用物の被害が発生した場合には、当該占用施設の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

3 警察との情報連絡

現場対応班【建設】は、甲賀警察署との連絡を密にし、被害状況および通行規制状況等の情報を交換する。

〈道路情報収集体制〉



- A：道路被害状況等の情報収集、県本部への情報の一元化
 B：ライフライン等の道路占用施設の被害状況等の通知と早期復旧の指示
 C：緊急に確保すべきルートを選定
 県本部長等は道路管理者と県警察本部と協議の上、緊急に確保すべきルートを選定する。
 これに基づき、県警察本部は道路被害状況、交通規制状況を踏まえ、通行の禁止および規制を行う。
 D：通行禁止および規制の連絡のほか、被害状況等の情報を交換する。

第3 通行の禁止および制限

通行の禁止または制限に関しては、「第2章第18節交通確保計画」に従い実施する。

第4 応急復旧

1 優先順位

市本部は、災害発生直後における道路の被害状況・通行確保状況等の情報をもとに、緊急輸送道路ネットワーク計画を基本に甲賀警察署ならびに道路管理者と協議して、緊急に確保すべきルートを選定する。

道路管理者は、この結果に基づき、原則として次の順序で速やかに応急復旧を行い、緊急輸送道路ネットワークを確保する。

- (1) 県本部長が、救護活動の緊急輸送のために特に重要であると指定した路線
- (2) 被災地域に通じる第1次緊急輸送道路
- (3) 被災地域内または被災地域に通じる第2次緊急輸送道路
- (4) その他緊急輸送に必要な道路（第3次緊急輸送道路）

ア 第1次緊急輸送道路

県庁所在地と地方中心拠点および県外とを連絡する広域的な主要幹線道路（高速自動車道および一般国道を基本とする。）

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市および主要な防災拠点を相互に連絡する道路

ウ 第3次緊急輸送道路

主要市道（市庁舎および避難施設を連結する路線等）

2 道路管理者の相互協力

それぞれの道路管理者は、市本部と緊密に連絡をとり、互いに連携して緊急に確保すべきルートへの検討作業を行う。また、応急復旧作業の実施に当たっても、互いに協力して緊急に確保すべきルートについて早期確保を図る。

3 災害発生前の緊急応急対策

状況に応じて次の措置をとる。

- (1) 道路の路肩崩壊、土砂崩れ、落石等が起こったときや、その可能性があると考えられたときは、通行人や車両等の安全を確保するため、注意標識、通行規制標識、通行止標識を設置するとともに応急復旧を行う。
- (2) 道路パトロールを強化し、災害危険箇所の早期発見に努めるとともに臨機に必要な措置を行う。
- (3) 冠水する恐れのある道路および冠水によって住宅に浸水を来す恐れのある道路については、冠水原因となる側溝、水路、河川等の溢水を防ぐため土のう積み等による応急予防措置をとる。

4 応急復旧工事

本部長は、応急復旧の優先順位により、市内等の災害時における応援救援協定等を締結している建設土木業者等にその復旧作業を依頼し、早急に通行が可能となる対応を行うものとする。

第5 国道および県道応急対策

緊急輸送の確保と安全かつ円滑な交通を確保する。

1 応急対策

- (1) 道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。
- (2) 道路上の車両、道路上への倒壊物または落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通を確保する。この場合、主要避難路および緊急輸送道路から優先的に実施する。
- (3) 上水道、下水道、電気、ガス、電話等道路占用の施設の被害を発見した場合は、各施設の管理者に通報する。緊急の場合は、通行の禁止、または制限、あるいは現場付近への立入禁止の必要な措置を講じ、防災関係機関、施設の管理者等に通報する。

第6 主要林道応急対策

災害により被災した林道を、速やかに復旧する。その対応については、道路災害応急対策に準じて行う。

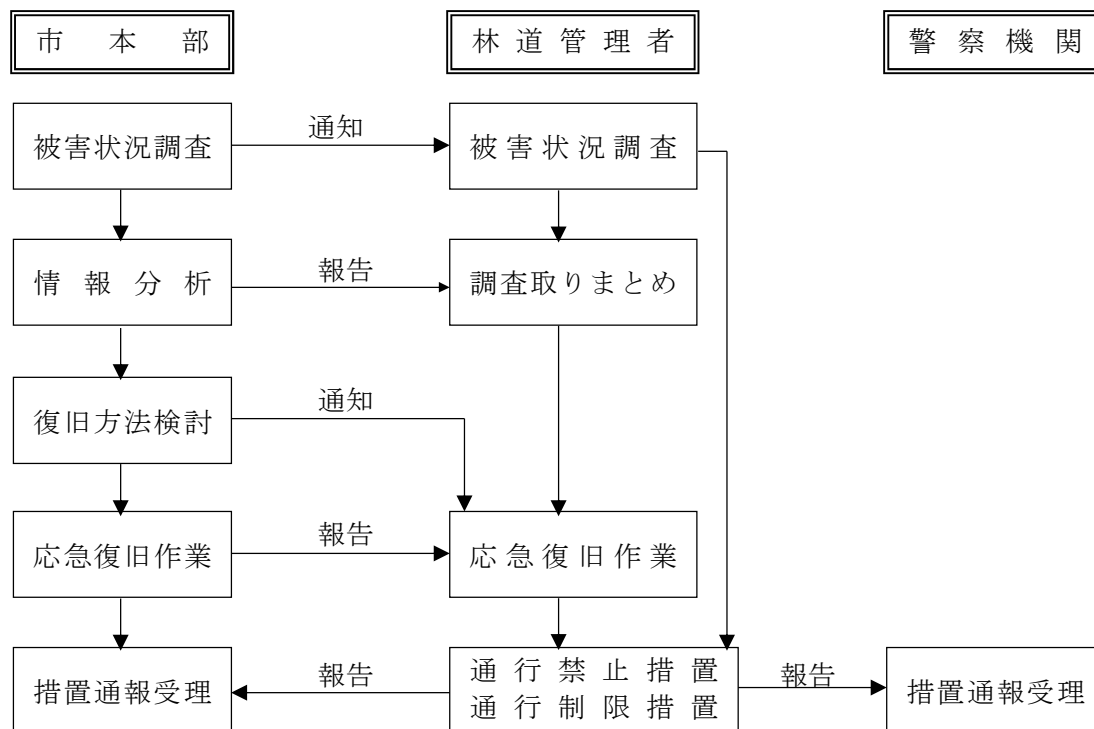
1 応急対策

現場対応班【産業】は、主要林道について、その交通を確保するために、被害状況、障害物の状況等を調査し、緊急度に応じて応急復旧作業、障害物の除去等について、林道管理者に対し、迅速な処置をとるよう連絡する。

林道管理者は、所管する林道の被害状況、障害物等を調査し、その結果を市本部に速

やかに報告するとともに、応急復旧および障害物の除去を行い、交通を確保する。また、通行が危険な林道については、必要に応じて、県地方本部、警察署等に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。

〈主要林道の応急活動フロー〉



第7 基幹農道応急対策

基幹農道について被災状況を速やかに調査し、応急復旧の必要なものについては、迅速な対応を図り、農道の緊急通行道として確保する。その他、道路災害応急対策に準じて行う。

1 応急対策

現場対応班【産業】は、特に集落との連絡農道について、その通行を確保するために、被害状況、障害物の状況等を調査し、緊急度に応じて応急復旧作業、障害物の除去等について、迅速な処置を行い、交通を確保する。また通行が危険な農道については、必要に応じて県地方本部、警察署等に通報するとともに、通行禁止等の処置を講じる。

第8 交通安全施設応急対策

現場対応班【建設】は、交通安全施設が損壊し、または故障した場合は、応急復旧に迅速に対応し、被災地および関連道路における交通の安全と緊急通行車両の通行の円滑化を図る。

1 応急対策

現場対応班【建設】は、被災状況等を速やかに調査把握し、県本部および県地方本部

ならびに警察署と連携し迅速かつ的確に対応する。警察署は、通行車両の制限等必要な処置を行い、市本部、県本部および県地方本部等の指示および支援等を得て道路機能維持のための復旧を行う。また、警察署は次の対応を行う。

(1) 信号機等の緊急補修

交通信号機等交通安全施設が損壊し、または故障した場合は、迅速な復旧を行う。

(2) 主要交差点における交通整理

被災地域内および関連道路の主要交差点に署員を配置し、必要な交通整理を行う。

第22節 避難計画

■関係機関

総括班	情報発信班	総務班	避難所支援班	医療救護班	教育施設班	学校教育班
消防団	地区連絡所					

第1 計画の方針

災害緊急時における人的被害の軽減のために、被災者の自主的避難への対応と、危険地域の住民に対する避難指示を行うことで、住民の身体、生活の安全を確保する。

また、避難場所および施設、経路を目的地図情報として発信する計画を検討する。

第2 避難の指示等

1 事前避難

市は洪水・土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報をふまえて、避難すべき区域や判断基準を明確にした洪水等避難計画および土砂災害避難計画を作成する。

2 避難指示

(1) 実施責任者等

避難指示の実施責任者、実施基準等は、次のとおりである。

	実施責任者	措 置	実 施 の 基 準	根 拠 法
避難指示	知事およびその命を受けた職員	立退きの指示	洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
	水防管理者（市長）	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	市長	立退きおよび立退き先の指示	災害が発生または発生するおそれがある場合で、特に必要があると認められるとき	災対法第60条
		屋内での退避、近傍の堅固な建物への退避などの緊急安全確保措置の指示	災害が発生または発生するおそれがある場合において、市長は、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための緊急安全確保に関する措置を指示する。	災対法第60条 第3項
	警察官	立退きの指示警告避難等の措置	市長が避難のための立退きもしくは屋内での退避、近傍の堅固な建物への退避などの緊急安全確保措置を指示することができないと	災対法第61条 警察官職務執行法第4条

			き、市長から要求があったとき、重大な被害が切迫したと認めるときは警告を発し、特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し必要な限度で避難のための立退きもしくは屋内での緊急安全確保の措置をとる	
	自衛官	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合に警察官がその場にいない場合に限って災害派遣を命じられた自衛官は避難について必要な措置をとる	自衛隊法第94条
	知事による避難の指示等の代行	知事は、市長が全部または大部分の事務を行うことができないときは、避難のための立退きおよび指示に関する措置、屋内での退避、近傍の堅固な建物への退避などの緊急安全確保措置の全部または一部を代行する		災対法第60条

3 避難指示の内容

市長等避難指示をする者は、次の内容を明示して実施する。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難指示の理由
- (3) 避難先および避難経路
- (4) 避難の方法および携行品
- (5) その他必要な事項

4 住民への周知および関係機関への連絡

避難指示をした者または機関は、速やかに当該地域の住民に対して、その内容を周知するとともに、関係各機関に対して連絡する。

(1) 住民への周知徹底

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等により住民に伝達する。伝達にあたっては、『やさしい日本語』を活用するなど放送内容の工夫や避難指示以外のきめ細かな情報発信に努める。

また、必要に応じて、防災関係機関および自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。

なお、必要な通知または警告をするに当たっては、避難行動要支援者が避難指示等を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮する。

(2) 関係機関との連絡

市、県、甲賀警察等関係機関は、避難の措置をとったときは、その内容について相互に連絡する。

(3) 電気通信設備等の優先的利用等

市長が、避難のための立退きを指示する場合、または屋内での退避、近傍の堅固な建物への退避などの緊急安全確保措置を指示する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用または放送を行うことを求め、またはインターネットを利用した情報の提供を行う事業者に、情報を提供するように求める。

5 避難指示の判断に資する助言

市長は、避難のための立退きを指示、または屋内での退避、近傍の堅固な建物への退避などの緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または県知事に対し、当該指示に関する事項について助言を求める他、気象防災アドバイザー等の専門家による技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

第3 避難指示等の実施基準

1 基本方針

高齢者等避難および避難指示、屋内での退避、近傍の堅固な建物への退避などの緊急安全確保措置の指示は、次の基本方針に基づき行う。なお、安全な場所にいる人まで避難した場合、避難場所の混雑や避難途中に被災するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報等を発令する区域を設定するものとする。

種 別	条 件	伝 達 内 容	伝 達 方 法	住民に求める行動
高齢者等 避難	1 気象条件等により過去の災害の発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難の指示等を行うことが予想される場合 2 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	①指示者 ②避難をすべき理由 ③要避難対象地域 ④携行品その他の注意事項等	①広範囲の場合：テレビ、ラジオ、広報車、防災行政無線、湖南市メール配信サービス、緊急速報メール等 ②小範囲の場合：広報車によるマイク放送 ③必要に応じ上記を併用する。	- 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） - 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	- 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 - 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的	①指示者 ②避難理由 ③避難場所 ④避難経路 ⑤避難後の当局の指示連絡等	マイク、口頭伝達、サイレン、警鐘乱打および必要に応じ避難準備情報の方法を併用する。	- 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 - 高齢者等避難の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 - 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低

	被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況			限の行動
屋内での退避、近傍の堅固な建物への退避などの緊急安全確保措置の指示	・浸水の深さが深刻にならないような小規模河川の洪水や竜巻のように、災害の性質や急激な浸水等災害時の状況によって屋外を移動して立ち退くことによりかえって人の生命等に危険が及ぶおそれがある状況	①指示者 ②屋内での退避、近傍の堅固な建物への退避などの緊急安全確保措置の指示する理由 ③対象地域 ④その他の注意事項等	高齢者等避難と同様。ただし、心要に応じて戸別に口頭伝達を行う。	・屋内の安全な場所で待機 ・外にいる場合は、速やかに屋内に退避

〈サイレンによる伝達方法〉

種 別	標 識
避 難 指 示	30秒 30秒 30秒 ○——○(休止5秒)○——○(休止5秒)○——○

2 実施基準

高齢者等避難または避難指示は、次の事項を基準とする。

(1) 土砂災害等の実施基準

	発 令 基 準	判 断 情 報
高 齢 者 等 避 難	以下の何れかの条件に該当する時、今後の降雨量および地域の状況を総合的に考慮し発表する。 1) 土砂災害発生の恐れがある時 2) 今後1時間以内に土砂災害発生のおそれがある土壌雨量指数に達し、1時間以上継続する見込みがある時 ^(※1) 【滋賀県土木防災情報システム上の滋賀県土砂災害警戒情報で土砂災害警戒判定・警戒判定分布図を入手】 3) 土砂災害警戒情報が発表された時	1) 滋賀県土木防災情報システム上の滋賀県土砂災害警戒情報の土砂災害警戒判定・分布図が ^(※1) の状態を表示 2) 彦根地方気象台からの情報 3) 滋賀県砂防課への問い合わせに基づく詳細情報（警戒判定分析情報） 4) 対象区域は、土砂災害警戒判定・警戒判定分布図が示す地域およびその周辺

避難指示	以下の何れかの条件に該当する時、今後の降雨量および地域の状況を総合的に考慮し発表する。 1) 土砂災害警戒情報が発表された時 2) 土砂災害発生の恐れがある時 3) 近隣で土砂災害発生の前兆となる情報が発見された時 4) 今後1時間以内に土砂災害発生におそれがある土壌雨量指数に達し、2時間以上継続する見込みがある時^(※1)で、特に著しい降雨がありまたは予測され、土砂災害発生の危険が大きくなった時【滋賀県土木防災情報システム上の滋賀県土砂災害警戒情報で土砂災害警戒判定・警戒判定分布図を入手】	1) 土砂災害警戒情報 2) 滋賀県土木防災情報システム上の滋賀県土砂災害警戒情報の土砂災害警戒判定・分布図が^(※1)の状態を表示 3) 彦根地方気象台からの情報 4) 記録的短時間大雨情報の発表 5) 滋賀県砂防課への問い合わせに基づく詳細情報（警戒判定分析情報） 6) 対象区域は、土砂災害警戒判定・警戒判定分布図が示す地域およびその周辺
------	--	---

※1) 滋賀県土木防災情報システム提供の滋賀県土砂災害警戒情報の土砂災害警戒判定・警戒判定分布図が示す「避難の目安（赤色）」の表示

滋賀県土木情報システム 土砂災害降雨危険度による<http://shiga-bousai.jp/>

（2）河川の実施基準

避難については、河川水位、今後の雨量、その他現地の状況を総合的に判断するものとし、その判断の時期等について、下記を目安とする。

〈洪水予報指定河川（野洲川）の避難指示等の基準〉

	発令基準	判断情報
高齢者等避難	・ 氾濫警戒情報が発表された場合（氾濫警戒情報：一定時間後には氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表される） ・ 既存の公表されている各種情報を踏まえ、総合的見地から避難行動要支援者の避難が必要と考えられる場合	・ 河川管理者、彦根地方気象台から情報（雨量、水位等）を入手し、情報交換・意見交換を行うとともに、現場の巡視報告、住民からの通報等を参考にする。 ・ 発令区域は浸水想定区域図を基本とするとともに、地先の安全度マップを参考にするなどして総合的に決定する。
避難指示	・ 堤防の決壊や越水・溢水が確認された場合 ・ 破堤につながるような漏水や亀裂等を発見した場合 ・ 氾濫危険情報が発表された場合で、上記事項が発生する可能性が高く、避難指示が必要と判断される場合 ・ 既存の公表されている各種情報を踏まえ、総合的見地から住民の避難が必要と判断される場合	・ 現場の消防団、河川管理者、彦根地方気象台から情報（雨量、水位等）を入手し、情報交換・意見交換を行うとともに、現場の巡視報告、住民からの通報等を参考にする。 ・ 発令区域は浸水想定区域図を基本とするとともに、地先の安全度マップを参考にするなどして総合的に決定する。

〈水位情報が周知されない中小河川の避難指示等の基準〉

	発令基準	判断情報
高齢者等避難	・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い場合 ・河川計画高水位の6割の水位に達し、決壊の恐れをとめない、人家に床上浸水等過大な影響を及ぼすと判断されるとき	・河川管理者、彦根地方気象台から情報（雨量、水位等）を入手し、情報交換・意見交換を行うとともに、現場の巡視報告、住民からの通報等を参考にする。 ・発令区域は地形や地先の安全度マップを参考にするなどして総合的に決定する。
避難指示	・近隣で浸水が拡大 ・河川計画高水位の7割の水位に達し、決壊や越水・溢水の恐れをとめない、人家に床上浸水等過大な影響を及ぼすと判断されるとき	・近隣の水防活動中の消防団に状況を確認させ、河川管理者、彦根地方気象台から情報（雨量、水位等）を入手し、情報交換・意見交換を行うとともに、現場の巡視報告、住民からの通報等を参考にする。 ・河川管理者、彦根地方気象台から情報（雨量、水位等）を入手し、情報交換・意見交換を行うとともに、現場の巡視報告、住民からの通報等を参考にする。 ・発令区域は地形や地先の安全度マップを参考にするなどして総合的に決定する。

〈その他河川・水路等の避難指示等の基準〉

	発令基準	判断情報
高齢者等避難	・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い場合	・河川管理者、彦根地方気象台から情報（雨量、水位等）を入手し、情報交換・意見交換を行うとともに、現場の巡視報告、住民からの通報等を参考にする。 ・発令区域は地形や地先の安全度マップを参考にするなどして総合的に決定する。また、随時、河川管理者等と協議する。
避難指示	・近隣で浸水が拡大 ・河川が決壊や越水・溢水のおそれを伴い、人家に床上浸水等過大な影響を及ぼすと判断されるとき	・近隣の水防活動中の消防団に状況を確認させ、河川管理者、彦根地方気象台から情報（雨量、水位等）を入手し、情報交換・意見交換を行うとともに、現場の巡視報告、住民からの通報等を参考にする。 ・発令区域は地形や地先の安全度マップを参考にするなどして総合的に決定する。

〈洪水予報指定河川の水位観測地点における基準値〉

洪水予報を行う河川			代表する区域	量水標名	所在地	水防団待機水位	レベル2	レベル3 高齢者等 避難	レベル4 避難指示	レベル5 緊急安全確保	彦根気象台との共同発表者
河川名	区 域						氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	計画 高水位	
野洲川	本川	左岸 甲賀市水口町巖峨から 石部頭首工まで	上 流	水口橋	甲賀市 水口町 水 口	0.65	1.00	1.20	1.45	—	滋賀県
		右岸 甲賀市水口町今郷から 石部頭首工まで	下 流	横田橋	湖南市 三 雲	1.50	2.50	3.50	3.90	—	
		左岸 右岸	湖南市石部北四丁目2193番地 先から 琵琶湖への流入点まで 湖南市菩提寺字平尾2111番9地 先から 琵琶湖への流入点まで	下 流	野 洲	野洲市 野洲	2.50	3.50	4.30	4.80	6.00
	支川 杣川	左岸 右岸	甲賀市甲南町杉谷地先から 野洲川合流まで 甲賀市甲南町森尻地先から 野洲川合流まで	全 川	北杣橋	甲賀市 水口町	2.00	3.00	3.50	4.00	5.00

第4 警戒区域の設定等

住民の保護を目的として警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の者の立ち入り禁止、退去を命ずる場合は、次の基準により行う。

設定権者	災害の種類	内 容（要件）	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災対法第63条
警察官	災害全般	同上の場合において、市長もしくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。	災対法第63条
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼす恐れのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害全般	市長等、警察官および海上保安官がその場に行かない場合に限る。	災対法第63条
消防吏員または消防団員	水害を除く災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において準用する同法第28条
水防団長、水防団員、または消防機関に属する者	洪水	水防上緊急に必要な場所において	水防法第21条
県知事による応急措置の代行		市長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、警戒区域の設定等の措置の全部または一部を代行する。	災対法第73条

（注）警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第11条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないかまたは要求があったときは警戒区域を設定できる。

なお、本部長が避難指示等をした後、避難の必要がなくなつたと認めるときは、関係機関と協議の上、その旨を公示するとともに、県知事に報告する。伝達方法については、避難指示等の実施基準に定める方法に準じる。

第5 避難誘導

P 201～202 第3編第2章第22節 第6第「避難所の開設」

1 基本的な考え方

避難を必要とする緊急事態が発生したときは、自主防災組織等が中心となり、消防団員、市職員等が誘導に当たり、警察と連携して広報車、携帯マイク、メガホン等を十分活用して住民に周知徹底を図り、対象者を避難所に誘導するものとし、高齢者、乳幼児、障がい者、傷病者、妊産婦等の要配慮者や避難行動要支援者の避難を優先して行う。

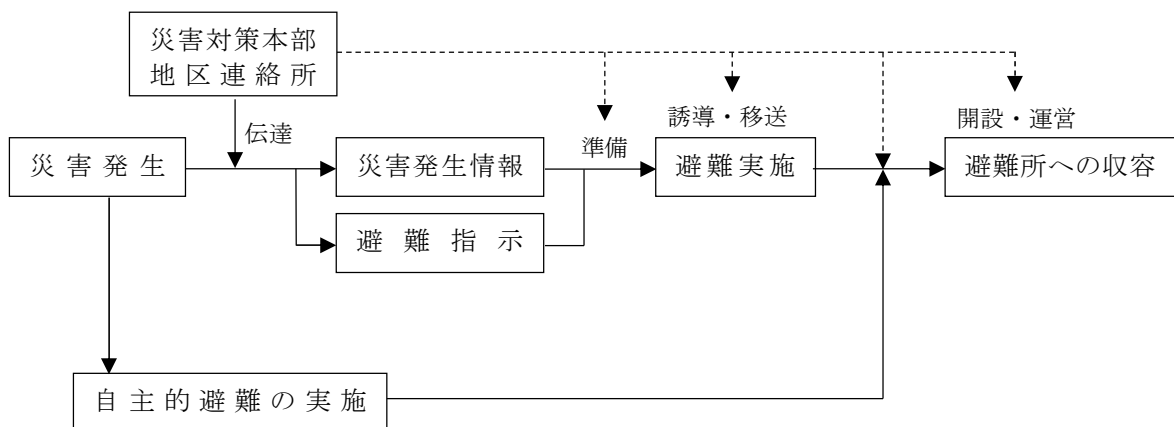
なお、避難指示等の伝達や避難誘導については、予め行動ルールを作成するなど、市職員等の安全確保に十分配慮して行うものとする。

〈誘導時の留意事項〉

- (1) 安全確保のため、誘導ロープ等を使用する。
- (2) 誘導員は、出発および到着の際、人員点検をする。
- (3) 避難開始とともに警察官、消防団員等による警戒区域を設け、危険防止に関する連絡を行う。
- (4) 避難所が遠い場合は、適宜車両輸送を行う。

2 活動体制

活動体制は、消防団を中心に避難所への誘導を行い、避難所においては避難所支援班を中心に救援活動を実施する。



3 避難方法

- (1) 避難が必要になった住民は、自宅の出火防止措置をとった後、協力してあらかじめ定めた一時集合場所へ集合する。自主防災組織等は、一時集合場所を中心に組織をあげて地域の要配慮者や避難行動要支援者の避難誘導・救出・救護・消火・情報収集を行う。

- (2) 一時集合場所から可能な限り自主防災組織等（区・自治会等）の単位ごとに集団避

難方法により、市職員または消防団員、警察官等の誘導のもとあらかじめ定めた避難路を経て避難所へ避難する。

- (3) 避難は、原則として、避難者による自力避難とする。避難経路については、自主防災組織、区・自治会等で検討するとともに、地域住民に周知を図る。
- (4) 消防団は、避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。
- (5) 避難は要配慮者や避難行動要支援者を優先する。
- (6) 市は、避難行動要支援者等自力で避難の困難な者を、あらかじめ避難行動要支援者名簿により所在を把握しておくとともに、個別避難計画により事前に援助者を決めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。
- (7) 避難指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。
- (8) 避難場所または避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、本部長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

4 避難経路

避難経路は、ハザードマップ等を活用して、その地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定しておき、安全度および道路の状況を適宜判断して安全な経路を避難する。

5 携行品等の制限

避難誘導員は、避難立退きにあって携行品等を必要最小限度に制限し円滑な立退きについて誘導するものとする。

〈住民等への指示事項〉

- (1) 避難時には、火気および危険物等の始末を完全に行うこと。
- (2) 3食程度の食料、水、最小限の着替え、肌着および懐中電灯等を携行し、過重な携帯品は除外すること。
- (3) 服装は基本的に軽装とするが、必要に応じて防寒雨具等を携行すること。
- (4) できれば氏名表を携行すること（住所、氏名、年齢および血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）。
- (5) 会社および工場にあっては、油脂類の流出を防止し、発火しやすい薬品、電気およびガス等の安全措置を講じること。

6 避難者の確認

- (1) 避難情報を発した地域に対しては、二次被害の発生防止に配慮した上で、警察官、消防団員等によるパトロールを通じ、立退きに遅れた者等の有無の確認を行うものとする。
- (2) 避難指示に従わない者については極力説得し、事態が急迫しているような場合においては現場の消防団員、市職員等が緊急避難させる措置をとる。なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のため特に必要があるときは、警察官に連絡し、必要な措置をとるよう要請するものとする。

7 避難後の警備等

避難した後の地域住民の財産等の保護対策は、警察等と協議の上、警察官もしくは本部長の指定したものがこれにあたる。

第6 避難所の開設

1 避難所の指定

本部長は、災害時に、指定の避難所のうちから、避難所の開設の要否を判断し、避難所支援班、地区連絡所班に避難所開設の指示を行う。総括班は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。この際、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリ等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。この他、特定の指定避難所に避難者が集中し、容人数を超えることを防ぐため、ホームページや各種SNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

避難所が災害等により使用不可能な場合や、倒壊、延焼等の危険が予測される場合は、付近の一時避難場所または確実に安全が確保できる公園等を代替場所として使用するほか、天幕（テント）を設営する等の措置を講じるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があることから、市町は、「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン【避難所運営実務者向け】（滋賀県作成）」や「湖南省避難所開設・運営マニュアル【新型コロナウイルス感染症編】」等を参考に、感染拡大防止に避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等の感染症対策に取り組むこととする。対策にあたっては、避難所のレイアウトや動線等を確認するとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機管理・防災課と健康政策課等が連携し対応策を検討する。

この際、市の避難所における感染症対策について県から支援を受けるとともに、県と連携の下、自宅療養者の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し避難の確保に向けた情報提供を県から受ける。

《参考資料6-1 指定避難所一覧》

《参考資料6-2 指定緊急避難場所一覧》

2 避難者の受け入れ

避難所支援班および地区連絡所班は、避難所を開設したときは、直ちに避難所担当職員を避難所に派遣し、施設管理者等と協力して避難者の受け入れ準備を行う。

避難所の開設にあたって、避難所担当職員は、次のような事項を行うものとする。

- (1) 施設の開錠と看板の掲示
- (2) 避難者の一時収容場所への誘導
- (3) 避難所運営のための事務所の設置
- (4) 避難所収容者名簿の作成

(5) 緊急に医療およびその他の措置を必要とする避難者の移送等の措置

3 避難所開設の報告

(1) 本部長は、避難所を開設したときは、直ちに知事および甲賀警察署長に対し、次の事項を通報するものとする。

- ア 避難所開設日時、場所および施設名
- イ 収容状況および収容人員
- ウ 開設期間の見込み
- エ その他参考となる事項

(2) 避難所責任者は、避難者の出入を確実に把握し、一定時間ごとに市本部へ次の事項を記録し報告するものとする。

- ア 避難所収容者名簿
- イ 避難所開設日誌
- ウ 物品出納簿
- エ 罹災者救助明細書

《参考資料13-10 避難所収容者名簿》

《参考資料13-11 避難所開設日誌》

《参考資料13-12 物品出納簿》

《参考資料13-13 罹災者救助明細書》

第7 避難所の運営

1 避難所担当職員の派遣

市本部は、避難所を開設した場合には、速やかに避難所の運営および連絡調整にあたる担当職員を避難所に派遣し、担当職員は、次のような事項を実施するものとする。

- (1) 避難者収容状況の把握および市本部への報告
- (2) 避難所勤務要員の確保
- (3) 必要物資の供給、給食、給水に関する準備
- (4) 地区連絡所および市本部との連絡
- (5) 避難住民の状況把握と調整

なお、避難所担当職員は、男女のニーズの違いに対応するため、男女両方を配置するよう努める。

2 住民による自主的な避難所運営

避難所の運営に当たっては、地域まちづくり協議会や各区・自治会の自主防災組織等の自主的な避難所運営を原則とし、市、自主防災組織、ボランティア団体、その他防災関係職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

なお、避難所運営組織には、男女両方が参画するとともに、責任者等役員への積極的な参加を求めるよう努め、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、異性の視線が気になら

ない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、安全で清潔な男女別トイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

第8 避難所運営に際しての留意点

避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

- 1 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報および指示を与えると同時に、避難所および避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。
- 2 避難所の衛生保全に努め、救護所の設置等必要な医療体制を確保する。
- 3 役割分担を明確にし、避難者に過度の負担がかからないように配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう支援する。
- 4 食料、飲料水および生活必需品等を調達し、効率的に配給する。
- 5 避難所運営についての専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者の協力が得られるように努める。
- 6 男女双方の視点・ニーズへの配慮
各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進する。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮する様に務める。
この他、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 7 日本語があまり理解できない外国人の避難があった場合には、市本部へ通訳者の巡回を要請し避難者の不安の軽減に努める。
- 8 高齢者、障がい者等要配慮者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、次のような措置を講じる。
 - (1) 担当職員、ホームヘルパー、民生委員・児童委員等の訪問等による実態調査の実施
 - (2) 避難者の障害や身体の状態に応じて、避難所から適切な措置を受けられる施設への速やかな移送
 - (3) 避難者の障害や身体の状態に応じて、保健師・ホームヘルパー・ガイドヘルパー・手話通訳者等の派遣。なお、市は、平素から資格者の名簿を整備する等の措置を講じておく。
 - (4) 高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した食料の支給
- 9 車中泊をする避難者に対しては、エコノミークラス症候群を発症しないよう、次のような措置を講ずる。

- (1) 避難所の外で避難生活を送る人たちの居場所や健康状態の把握
- (2) エコノミークラス症候群の予防法を知らせるチラシの配布
- (3) 物資の配布や医療支援の実施
- 10 県、医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回相談や栄養相談を実施する。
- 11 ボランティアの受け入れ窓口の設置やボランティアセンター等と連携した体制を整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。
- 12 避難生活に必要な設備・備品を確保し設置する。特に、季節や要配慮者、男女のニーズの違いや子どもに配慮する。
- 13 愛玩動物の収容所を獣医等の助言、協力を得て設置するよう検討する。また、必要に応じて、県に対して次の事項を要請する。
 - (1) 愛玩動物に関する必要な物の提供
 - (2) 一時保管の支援
 - (3) 被災者へ動物救護に関する情報提供
- 14 東日本大震災では避難指示等に基づかない、いわゆる自主避難者が数多く生じ、市内の避難所として登録されていない施設、グラウンド、公園等の他、市域や県域を越えた避難行動が見受けられたことから、市として自主避難者の情報収集に努めるとともに、自主避難者に対しても最寄りの避難所に避難者情報を届けるように促すとともに、市域外に避難する場合は、全国避難者情報システムへの自主的な情報登録を呼び掛け、支援に努めるものとする。

第9 福祉避難所の開設

避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする要配慮者に対して、民間の社会福祉施設の協力を得て福祉避難所として開設し、市社会福祉協議会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て要配慮者を移送し、収容するものとする。

この際、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に避難行動要支援者名簿と個別避難計画を作成しておき、要配慮者の避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難できるよう努めるものとする。

第10 避難所運営マニュアル

避難所運営については、次の事項等を内容とするマニュアルに従って実施する。

- 1 避難所設置マニュアル
 - (1) 避難所の開設・管理責任者、体制
 - (2) 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法
 - (3) 本部への報告、食料、毛布等の備蓄状況の確認および不足分の調達要請
 - (4) その他開設責任者の業務

2 避難所運営マニュアル

- (1) 避難所の自治組織（立上げ、代表者、意思決定手続等）に係る事項
- (2) 避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定および配分、トイレ、ごみ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護、感染症対策等）
- (3) 避難状況の確認方法に係る事項
- (4) 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項
- (5) その他避難所生活に必要な事項
- (6) 平常体制復帰のための対策

- 事前周知、自治組織との連携
- 避難者の生活と授業環境の確保のための対策（避難所が学校の場合）
- 避難所の統合・廃止の基準・手続等

3 避難所避難者への情報伝達マニュアル

- (1) 情報伝達・収集体制および自治組織の関わり方
- (2) 本部との連絡方法の確保
- (3) 本部等へ連絡すべき事項、連絡様式
- (4) 収集すべき避難者等の情報、収集・報告様式
- (5) 避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法（放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等）および必要な様式
- (6) その他必要事項

第11 広域避難等

- 1 本部長は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難所が使用できない場合には、県および隣接市町等の協力を得て、避難者を他地区へ移送するものとする。
- 2 本部長は、避難者の生命、身体保護のため移送を必要と認めたときは、公用車あるいは借上車両により避難者を移送するものとする。
- 3 本部長は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、市域や県域を越える広域避難の実施の必要があると認められるとき、または他市町等から実施を求められたときは、災害対策基本法第61条の4から8に基づき、次の要領により広域避難を実施する。

(1) 県内における広域避難の実施

ア 市の実施事項

- (ア) 災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難および指定避難所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町への受入れについては当該市町（以下「協議先市町」という。）に直接協議する。また、市は受入れについて県内の他市町に協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することとする。

(イ) 市は、協議先市町から、要避難者を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、要避難者を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

(ウ) 市は、広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町および、要避難者を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示しなければならない。

イ 市が協議を受けた場合の実施事項

(ア) 市が、被災市町から県内における広域避難の協議を受けた場合は、要避難者を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとし、要避難者の広域避難の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。

(i) 自らも災害の発生が予想されること

(ii) 要避難者の受入れに必要となる施設が確保できないこと

(iii) 地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。

(iv) その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。

(イ) 市は、要避難者を受け入れる場合、市の区域において要避難者を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該被災市町、要避難者を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知しなければならない。

(2) 県外への広域避難

市の実施事項

ア 市（以下「協議元市町」という。）は、県と協議を行い、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、県外への広域避難（以下「県外広域避難」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と要避難者の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する要避難者数その他必要な事項を示すものとする。

イ 市は、県から、要避難者を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、要避難者を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

ウ 市は、広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を県および、要避難者を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、

関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示しなければならない。

(3) 県外避難者の受け入れ。

市の実施事項

ア 市は、県から県外避難者の受入れについて協議を受けた場合、要避難者を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとし、公共施設その他の施設を提供しなければならない。

(i) 自らも災害の発生が予想されること

(ii) 要避難者の受入れに必要な施設が確保できないこと

(iii) 地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと

(iv) その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること

イ 市は、要避難者を受け入れる場合、区域において要避難者を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を県、要避難者を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知しなければならない。

4 広域一時滞在

市は、風水害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況から、市域や県域を越える広域一時滞在の実施の必要があると認められるとき、または他都府県等から実施を求められたときは、災害対策基本法第86条の2から6に基づき、広域一時滞を実施する

(1) 県内における広域一時滞在の実施

ア 市の実施事項

(ア) 災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難および指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町への受入れについては当該市町（以下「協議先市町」という。）に直接協議する。

また、市は受入れについて県内の他市町に協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することとする。

(イ) 市は、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

(ウ) 市は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町および、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体そ

の他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示しなければならない。

イ 市が協議を受けた場合の実施事項

(ア) 被災市町から広域一時滞在の協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。

(i) 自らも被災していること

(ii) 被災住民の受入れに必要な施設が確保できないこと

(iii) 地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと

(iv) その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること

(イ) 市は、被災住民を受け入れる場合、当該協議先市町の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該被災市町、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知しなければならない。

(2) 県外における一時滞在

市の実施事項

ア 市は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示すものとする。

イ 市は、県から、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

ウ 市は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を県および、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示しなければならない。

(3) 県外避難者の受け入れ。

「広域避難」の「県外避難者の受け入れ。」実施要領による。

第12 避難所の閉鎖

- 1 本部長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態となったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。
- 2 避難所責任者は市長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとるものとする。
- 3 本部長は、避難者の中にその住居が浸水、倒壊等により帰宅が困難な人がある場合については、避難所を縮小して存続させる等の措置をとるものとする。

第13 避難所の開設期間

災害救助法による避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とし、延長する必要がある場合には、市長は知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む）を受けるものとする。

《参考資料14-2 滋賀県災害救助法施行細則》

第23節 給水計画

■関係機関

現場対応班【上下水道】

第1 計画の方針

災害のため、給水施設の破壊または飲料水の枯渇、汚染等により、飲料水に適する水を得ることができない者に対し、応急給水を実施するとともに、被災した諸施設を迅速に復旧し、飲料水の供給体制の確立を図る。

第2 被害状況調査

被害状況調査を必要とするところは、次のとおりとする。

- 1 取水、導水および浄水場等の重要施設ならびに各種ポンプの施設
- 2 送水管、配水池、配水管等

第3 水道事業所災害対策会議の開催

水道事業所災害対策会議は、原則として現場対応班【上下水道】で構成し、被害状況調査の報告結果に基づき応急対策等について協議するものとする。

第4 災害発生後の給水計画

現場対応班【上下水道】は、次に示す災害発生後の時間経過の給水計画により、給水活動に努めるものとする。

	住 民	市
(1) 災害発生後24時間程度まで	・原則として家庭に備蓄した飲料水で対応（1人1日3リットルを目安に備蓄）	・水道施設の被害状況、住民の避難状況等の把握 ・給水班の編成 ・給水場所の設置 ・給水に着手（病院など人命救助の観点から緊急性が高い施設への給水を優先） ・他団体等への応援依頼
(2) 災害発生後3日目程度まで	・上記（1）に加え ・応急給水により飲料水等を確保 ・家庭用井戸の活用（近隣家庭への協力）	・各給水場所において飲料水・生活用水の給水を実施（給水車等を使用） ・ろ水器による給水場所を設営し、給水を実施 ・給水状況・水道の復旧見込み等に関する広報
(3) 災害発生後4日目以降	・上記（2）に加え ・応急給水活動に協力	・上記（2）に加え ・地域外の応援車両等を活用した飲料水等の運搬、給水

第5 給水方法

1 搬水による給水

近隣の水道事業体から給水車等を使用して水を運搬し、消毒のうえ緊急給水を実施する。

2 運搬給水

運搬給水は、拠点給水を原則とし、避難場所等の給水拠点を中心に給水する。この場合、市保有の運搬給水用機器材の全てを投入し、なお不足する場合は、関係業者等へ応援を要請するものとする。

給水拠点は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部が指定する医療施設および福祉施設等
- (2) 災害対策本部が指定する小・中学校等の避難所
- (3) その他災害対策本部が指定する場所（福祉施設等）

特に、医療機関等については優先的に給水するものとする。

また、運搬においては、市の給水車および給水タンク（1t 2個、3000 3個）をはじめ、貨物自動車等（ポリタンク、飲料水袋等の容器に貯水して搭載）でも対応するものとする。

3 応急給水

現場対応班【上下水道】は、被害を受けていない管路があれば仮配管を行い、公園、避難収容施設等に仮設給水栓等を設置し、給水する。

4 各自主防災組織では、給水バック等の整備を図り、使用の際には、消毒のうえ給水を実施するものとする。

5 必要給水量

給水は、1人1日3リットルを確保するものとする。

《参考資料7-5 給水器具等保有状況》

第6 水質の保全

災害時には、衛生的環境の悪化するおそれがあるので、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期するものとする。

1 運搬給水の水質

運搬給水に当たり、運搬用具の洗浄、消毒を行うものとする。

2 応急復旧後の検査

配水管の破損箇所の復旧、仮設配水管および応急給水栓の設置が完了した場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行うものとする。

第7 応援要請

市は、災害発生後、速やかに応急給水計画を確立するが、必要量の飲料水等を確保できない場合には、隣接市町、日本水道協会、県等に応援を要請する。

第8 給水水源の確保

大規模災害が発生した場合にも給水を行えるように、次のとおり水源の整備を図る。

- 1 市内の井戸を調査し、災害時に使用可能な井戸の活用を図る。
- 2 各家庭における雨水等の汲み置きの実施の広報を行う。

第9 資機材の確保と給水体制の整備

給水の早期実施体制確立のため、その供給に必要な資機材の確保に努める。

第10 災害救助法による飲料水の供給

災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、権限を委任された場合または災害救助法が適用されない場合にあっては本部長（市長）が行う。

- 1 対象者
災害のため、飲料水を得ることができない者（必ずしも住家に被害を受けた者に限らない。）
- 2 供給量
1人1日3リットルを目途とする。
- 3 費用の限度
ろ水器、その他給水に必要な機械器具の借上費、燃料費および浄水用の薬品費等で、当該地域における通常の実費
- 4 供給期間
災害発生の日から7日以内とする。

《参考資料14-2 滋賀県災害救助法施行細則》

第24節 食料および生活必需品等供給計画

■関係機関

総務班 避難所支援班 現場対応班【産業】 教育施設班

第1 計画の方針

大規模災害時に被災者の生活を確保するため、関係団体等の協力を得て、食料および生活必需品等を迅速かつ円滑に供給するものとする。

第2 実施責任者

実施責任者は、本部長（市長）とする。ただし、市で対処できないときは、本部長（市長）は、他市町村または県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事または知事の職権を委任された本部長（市長）が実施する。

第3 食料および生活必需品等の供給計画

1 食料および生活必需品等の供給計画の確立

市は、必要に応じて災害発生後の食料および生活必需品等の供給計画を確立し、備蓄食料の供出、炊き出し等による食料の供与や生活必需品や感染症対策に必要な物資等の給与・貸与を実施し、被災者の生活の安定を図るものとする。

なお、生活必需品等の備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

（時間経過毎の食料・生活必需品等の供給計画）

計画 時間の経過	食 料		生 活 必 需 品 等	
	住民の対応	市 の 対 応	住民の対応	市 の 対 応
（１）大規模災害発生後24時間程度まで	・原則として各家庭の備蓄食料で対応	・被災状況、住民避難状況等の把握 ・備蓄食料の供出 ・食料供給班の編成 ・県本部に備蓄食料の払い出しを要請	・住民相互支援により対応	・被災状況、住民避難状況等の把握 ・備蓄物資の供出 ・生活必需品等供給班の編成 ・県本部への応援依頼
（２）大規模災害発生後3日目程度まで	上記（１）に加え ・市等による供給により食料を確保	・食料供給場所の設置（避難所等） ・県備蓄物資の受け入れ ・避難所等への食料輸送 ・避難所等での食料供給	上記（１）に加え ・市等による供給により生活必需品等を確保	・供給場所の設置 ・県備蓄物資の受け入れ ・避難所等への物資輸送 ・避難所等での物資供給
（３）大規模災害発生後4日目以降	上記（２）に加え ・可能な範囲で炊事、調理を実施	・上記（２）に加え ・県外から輸送された食料を避難所等に輸送・供給 ・炊き出しの実施	（同上）	上記（２）に加え ・県外から輸送された物資を避難所等に輸送・供給

《参考資料7-4 市備蓄物資保有状況》

2 食料供給計画において配慮すべき事項

- (1) 災害時における食料の供与は、原則としては炊き出し等によるが、災害発生後3日間程度は、供出および流通在庫方式による調達によって実施する。そのため、食料の備蓄に当たっては、調理の不要な食品を備蓄するよう努める。
- (2) 災害発生後4日目程度からは、炊き出しおよび被災地域外からの緊急輸送物資等によって食料を供給する。
- (3) 食料の給与にあたっては、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・重症心身障がい者等に適した食品の調達・供与に配慮する。
- (4) 食料の給与は・避難所に収容された者、住家の半壊等により炊事ができない等の者を対象とする。
- (5) 災害による被害が甚大で、長期にわたり避難所を開設する場合の物資等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うように心がける。

ア 第一段階（生命の維持）

おにぎり、パン等すぐに食べられるもの

イ 第二段階（心理面・身体面への配慮）

温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等

ウ 第三段階（自立心への援助）

食材の給付による避難者自身の炊出し

3 生活必需品等供給計画において配慮すべき事項

災害のため供給する生活必需品等は次に掲げるもののうち、必要と認めたものとする。

- (1) 寝具（毛布、布団、枕等）
- (2) 衣服（普通着、作業服、婦人服、子ども服など）
- (3) 下着（肌着、靴下等）
- (4) 身の回り品（タオル、ゴム長靴等）
- (5) 炊事道具（鍋、包丁、コンロ、バケツ等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨、ほ乳ビン等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固形燃料等）
- (9) 衛生用品（紙おむつ（大人用含む）、生理用品、携帯トイレ、簡易トイレ等）
- (10) 感染症等対策用品（マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等）

第4 食料の調達方法

1 米穀、乾パン

(1) 精米

ア 市内業者からの調達

市長は、大規模災害時の主要食料（米穀、乾パン）を確保するため、市内業者と連絡を密にして調達可能量の把握と主食の供給を実施するものとする。

《参考資料7-1 食料・必需物資等調達先一覧》

イ 災害の規模が大でありアの方法によることが困難な場合（災害救助法の適用を受けた場合に限る。）

市長は、災害応急用米穀の配給を知事に申請し知事の配給数量の決定により保管業者から現品を受領するが、災害地が孤立し、交通および通信の途絶のため知事の指示を受けることができない場合は、農林水産省近畿農政局大津地域センター長に対し、災害救助用米穀引渡申請書を提出し、現品を受け取る。

(2) 乾パン（災害救助法の適用を受けた場合に限る。）

市長は、災害応急用乾パンの配給を知事に申請し乾パンの引渡しを受ける。

2 副食、調味料

副食および調味料については、可能な限り市内業者より調達し、不可能な場合または不足を生じる場合は、知事に調達斡旋を要請するものとする。

3 応急配給の取扱い

(1) 対象および取扱者

給 食 対 象	限度数量	取扱者	承認機関
ア 被災者に対し炊出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 200精米 g	市長	知事
イ 罹災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売する場合	1日当たり 400精米 g	市長	知事
ウ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止および緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 300精米 g	作業実施責任機関	知事
エ 特殊災害（爆発・船舶の沈没・列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対し炊出し等による給食の必要がある場合	1食当たり 200精米 g	市長と災害発生機関が協議	知事

(2) 措置

取扱者は、被災者等に災害救助用米穀引渡しを実施する必要があると認めるときは、「災害救助用米穀引渡申請書」を知事あて提出するものとする。

ただし、やむを得ない事情により「申請書」の提出が困難であると認められる時は「申請書」の内容を電信、電話等により、県に連絡し、事後速やかに所定の「申請書」を提出するものとする。

第5 食料の輸送・配布等

食料等の輸送は、避難所等まで食料品業者等に要請する。食料品業者等が輸送できない場合や、物資集積拠点に到着した食料については、総務班が避難所等まで輸送する。

供給食料品は避難所担当職員（市職員、施設管理者等）が受領し、自主防災組織等の協力を得て、被災者に配布する。

また、在宅の給食困難者に対しては、最寄りの避難所で配給を行う。

第6 炊出し

- 1 炊出しのための施設は、調理場の施設を有する公共施設等を必要により利用するものとする。

《参考資料7-2 炊出し施設一覧》

- 2 炊出しの従事者は、市職員をもってあてゐるほか、日本赤十字奉仕団等の協力を得るものとする。
- 3 炊出し時には、食品の衛生について十分留意するものとし、消毒液等を炊出し施設ごとに備え付けるものとする。

第7 物資の調達

物資の調達は、市内の小売業者、農協、商工会等に協力を要請し、生活必需品等の供給を行うものとする。ただし、災害の規模等により市のみでは調達困難な場合には、次の事項を示し、県に物資の調達を要請する。なお、食料の調達にあたっては、避難所等において食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（分析・評価）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

- 1 品目別数量
- 2 必要日時
- 3 引取りまたは送付場所
- 4 その他必要事項

第8 救援物資の集積および供給

被害が甚大なため、救援物資による供給を行う場合は、次により実施するものとする。

- 1 救援物資の集積所

調達した物資または県等から配給等される救援物資の集積所は、参考資料に掲げるとおりである。

《参考資料7-6 救援物資等集積所一覧》

2 救援物資の供給

(1) 物資等の調達、仕分け、配送等は、次の区分により行う。

調 達 等 の 内 容	担 当 班
市有車両の確保および緊急車両の調達	総務班
調達・救援物資の仕分け、配分	避難所支援班

主食および食料品の調達、生活必需品等、燃料等の調達	総務班、現場対応班【産業】
炊き出し	教育施設班

(2) 物資が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員、自主防災組織およびボランティア等の協力を得て行うものとする。

第9 物資調達マニュアルの整備

食料の供給・調達については、次の事項等を内容とするマニュアルの策定を図り、マニュアルに従って実施する。

- 1 被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
- 2 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達および供給の実施
- 3 炊出しに必要な場所（調理施設・避難所等）の確保および整備
- 4 炊出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
- 5 必要に応じ、県への食料、食材、資材等の調達の要請
- 6 援助食料集積地を指定し、責任者等受入れ体制を確立
- 7 供給ルート、運送体制の確立
- 8 避難所毎の被災者、自治組織等受入れ体制の確立
- 9 被災者への食料の供給方法（配分、場所、協力体制等）の広報の実施
- 10 ボランティアによる炊出しの調整

第10 災害救助法が適用された場合

1 食料

(1) 対象

避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者、住家に被害を受け一時縁故地へ避難する必要のある者

(2) 給与する食品

被災者が直ちに食べることができる現物

(3) 費用の限度および実施期間

滋賀県災害救助法施行細則の定めによるものとする。

2 生活必需品等

(1) 措置

本市に災害救助法が適用されたときは、市本部は次の対策を講ずる。

ア 世帯別構成員別被害状況等に基づき、配分計画を立てる。

イ 配分計画に基づき、直ちに必要量を県に要請する。

ウ 県から送付された物資は、配分計画に基づき、区長等の協力を得て速やかに被災者に配分する。

(2) 費用の限度および期間

ア 給与または貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

イ 給与または貸与のため支出できる費用は、「滋賀県災害救助法施行細則」の定めによる。

《参考資料14-2 滋賀県災害救助法施行細則》

第25節 義援金品募集配分計画

■関係機関

出納局 総務班 避難所支援班

第1 計画の方針

災害時において、被災地の状況等を十分考慮し、県内および県外から災害義援金品の募集・受入れを行う。

また、義援金品の受付については、県、市、その他関係機関が受付窓口を設けて行う。

受け付けた義援金品については、被災地の状況に応じて被災者への公平性に配慮しつつ配分を行う。

第2 義援金の募集

義援金の募集は、被災地の状況を十分に考慮しながら、県、市および日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体により協議会を構成し、各機関が協力共同して行う。その際、県等の県単位機関において義援金の募集を行うことを原則とする。ただし、補足的に市においても行う。

1 義援金の受付

義援金の受付は、義援金拠出者名簿を用いて行い、その都度、義援金を県単位機関へ義援金品引継書により引継を行う。ただし、何らかの理由により、引継を行えない場合には、金融機関へ預け入れる等確実な方法で保管を行うものとする。

また、受付に当たっては、寄託者に対し義援金品受領書を発行するとともに、授受について現金出納簿、義援金品受払簿により必要な記録を行うものとする。

《参考資料13-17 義援金品拠出者名簿》

《参考資料13-18 義援金品引継書》

《参考資料13-19 義援金品受領書》

《参考資料13-20 現金出納簿》

《参考資料13-21 義援金品受払簿》

2 義援金の配分

市は義援金配分委員会を設置し、被災者の状況等の調査を行い、委員会の方針に準じて被災者に対し配分を行う。

なお、配分対象は、以下のとおりとする。

- (1) 死者（遺族）
- (2) 災害により障がい者となった者・重症者
- (3) 住家を失った世帯、住家を半壊または半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯

- (4) その他、災害の状況に応じて委員会で協議のうえ決定する者

第3 義援物資の募集

1 義援物資の募集

市は、発災後速やかに被災地の状況を把握し、必要と認めたときは、関係機関の協力のもと、義援物資の募集を行う。その際、県および市は報道機関等を通じ、以下の内容について広報を行う。

- (1) 被災地において必要とする物資
- (2) 被災地において不要である物資
- (3) 当面必要でない物資
- (4) 義援物資送付の際の留意事項
 - ア 送付者において仕分けを徹底すること
 - イ 腐敗物、危険物等の送付を差し控えること
 - ウ その他の留意事項

2 義援物資の受付

市は、必要に応じてそれぞれ義援物資の受付窓口を設け、義援物資の受付を行う。その際、大量の義援物資が予想される場合には、ボランティア等の協力により仕分けを行う体制を整備する。

市は、物資の搬入、集積および仕分け等が困難な場合には、県および近隣市町に協力を要請するものとする。

3 義援物資の配分

市は、寄せられた義援物資を速やかに被災者に配分する。配分に当たって被災者の状況等について十分に考慮し、公平な配分を行う。

第26節 廃棄物処理計画

■関係機関

現場対応班【産業】

第1 計画の方針

被災地におけるごみおよびし尿の収集・処理、災害廃棄物（がれき）の処理等の清掃業務を迅速適切に処理し、環境衛生の万全を図るものとする。

第2 ごみ処理（日常型廃棄物）

1 収集方法

現場対応班【産業】は、被災地域の状況に応じて、市ごみ処理委託業者およびごみ処理許可業者と緊密な連絡を取り、避難者集中地区において重点的に収集を行う。

収集が市単独では対応不可能になった場合は、県を通じて近隣市町に応援を要請するが、市の収集体制が可能になった7日間を応援作業の限度とする。

《参考資料2-5 ごみ処理許可業者一覧》

2 処理等の方法

- (1) 住民はごみの搬出抑制および自己処理に努めるとともに、搬出にあたっては可燃、不燃、資源に分別するものとする。
- (2) 日常型廃棄物（災害時においても、日常的に発生する可燃廃棄物）の処理は甲賀広域行政組合衛生センターにおいて行う。ただし、処理場が被害を受けて処理が不能になった場合は、市有地等の大規模休閑地に分別したうえで一時保管する。
- (3) 被災地における環境保全の緊要性を考え、平常作業員、臨時雇上げ、または応援職員等による応援体制を確立し、その処理に当たる。特に生ごみ等腐敗性の高い廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点からできる限り迅速に収集を行う。

《参考資料10-3 ごみ・し尿処理施設状況》

《参考資料10-4 ごみ運搬車（市所有車両）一覧》

第3 し尿処理

倒壊家屋等の汲取式便槽のし尿および浄化槽汚泥については、被災地の防疫上、速やかに収集処理を行う。また、ライフラインの途絶によって水洗トイレが使用できなくなった場合は、仮設トイレの設置を実施する。

1 収集方法

現場対応班【産業】は、被災地域の状況に応じて市の委託業者と緊密な連絡を取り、避難所等避難者集中地区を重点的に収集する。収集が市単独では対応不可能になった場合は、県を通じて近隣市町に応援を要請するが、市の収集体制が可能になった7日間に応援作業の限度とする。

《参考資料2-6 し尿処理委託業者一覧》

2 処理等の方法

- (1) 住民は、必要に応じて避難所等に素掘トイレを設置して処理するものとし、被災家屋についても汲み取り式以外は同様の対応をとる。
- (2) 収集したし尿は、甲賀広域行政組合衛生センターにおいて処理する。ただし、処理場が被害を受け、処理が不能になった場合は、県を通じて近隣市町等に処理を応援要請する。

《参考資料10-3 ごみ・し尿処理施設状況》

3 仮設トイレの備蓄、設置、要請

- (1) 避難所には多数の避難者が避難することが想定されるため、避難所に指定されている公共施設に必要な数の仮設トイレの備蓄に努める。
- (2) 災害時は、被災の状況により、被災地域の避難収容施設等の人員に応じて仮設トイレを設置するほか、必要に応じ、県を通じて近隣市町や協定締結業者等に応援を要請するものとする。

第4 災害廃棄物処理

1 発生量の把握

大規模災害時においては、倒壊家屋など大量の災害廃棄物が発生するため、被害の状況から速やかに災害廃棄物の発生量を把握し、必要な機材や仮置場を確保する。

災害廃棄物は、処理に長時間を要するため、発生量、道路状況等を勘案して公有地の中から仮置場を確保するものとし、避難地等で避難の完了した公有地から順次、仮置場とする。なお、災害時に備えて平素から指定された環境保全に支障のない大規模休閑地を仮置場として確保しておく。

2 県への報告

市は、市域の情報を収集・把握し、次のような内容を県に報告する。

- (1) 家屋の倒壊に伴う解体件数
- (2) 廃棄物処理施設等の被災状況
- (3) がれき・残骸物処理能力の不足量の推計
- (4) 仮置場、仮設処理場の確保状況

3 分別収集体制の確保

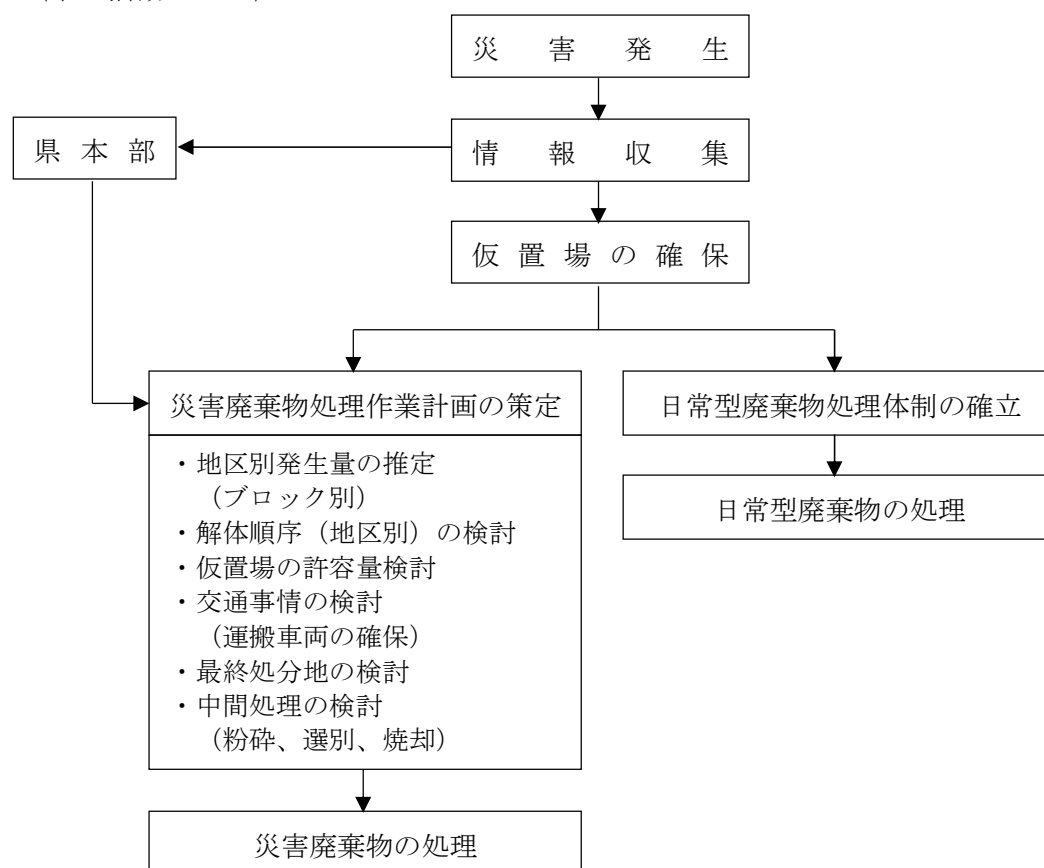
災害時において大量に発生する災害廃棄物を効率よく処理・処分するためには、排出時における分別の徹底が必要であるので、分別収集体制の確保を図る。

また、被災家庭用冷蔵庫、ルームエアコン等については、機器に含まれているフロンが大気中に放出されないよう、被災機器を分別するなどして処理する。

4 がれきのリサイクル

市は、応急活動後、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

〈市の活動フロー〉



第5 障害物の除去

1 除去対象等

- (1) 障害物除去の実施にあたっては、被災地域の状況に応じて被災者の集中する地区において重点的に行う。
- (2) 障害物除去においては、除去対象を次のような応急的なものに限定して定め、状況に応じて関係各機関の協力を得て速やかに実施する。
- (3) 住民の生命等を保護するため、速やかにその障害物の排除を必要とする場合
- (4) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- (5) 河川の溢水防止と護岸等の決壊防止など、水防活動を実施するために必要な場合
- (6) その他公共的立場から除去が必要な場合

2 災害救助法による実施基準

災害救助法による障害物除去の実施基準は、次のとおりである。

(1) 障害物除去の対象者

障害物の除去は、災害によって土石、竹木等が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分または玄関等に運びこまれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して行うものとする。

(2) 障害物除去の期間

障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、厚生労働大臣の同意を得て期間を延長することができる。

(3) 障害物除去の費用

障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費または購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、参考資料に掲げる滋賀県災害救助法施行細則に定める額以内とする。

《参考資料14-2 滋賀県災害救助法施行細則》

第 2 7 節 住宅応急対策計画

■関係機関

現場対応班【建設】

第 1 計画の方針

災害によって居住することができなくなり、自己資力では修復または再建が不可能な被災者を対象として、応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理を行うことで居住の安定を図る。この実施にあたっては高齢者・障がい者等の要配慮者に対して十分に配慮する。

第 2 実施責任者

応急仮設住宅の設置・供与および住宅の修理は、市長が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村または県へこれの実施または要員、建築資機材について応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、適用されなかった場合は、市長が応急仮設住宅に準じる被災者向け住宅等の設置を検討する。

第 3 応急仮設住宅

1 建設用地の選定と設置

- (1) 用地の選定に当たっては、二次災害の危険性の少ない場所を選定し、災害時応援協定を締結している関係団体の協力を得て、建設型応急応急住宅を設置・供与する。なお、その際には、できる限り集团的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定し確保するとともに、一定割合について、段差の解消やスロープ、手すり等の設置を図るなど、災害時要配慮者に配慮した構造とするよう努める。
- (2) 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定する。
- (3) 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮するとともに、同一敷地内または近接する敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置するよう努める。

2 入居対象者

(1) 入居対象者

災害により、住宅が被害を受け、居住する住家がない被災者のうち、次の要件を満たす者とする。

- ア 居住していた住家が焼失、倒壊して居住不能の状態にある。
- イ 相当期間滞在することができる親類、知人等の居宅がない。
- ウ 住宅を賃貸し、または購入するための資力がない。

(2) 災害救助法により供与される応急仮設住宅の供与対象者

災害により、住宅が全壊、全焼または流出し、居住する住家がない者であって、みずからの資力では住宅を得ることができない者を原則とする。

3 入居者の選定

市は、十分な調査を行い、必要に応じ民生委員・児童委員の意見を徴する等、被災者の資力、その他の生活条件を十分に調査の上、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。なお、その際、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定割合については要配慮者を優先的に入居させるよう努める。

災害救助法が適用された場合は、県本部が入居者の選定を行うか、または、県本部の委任を受けた市本部が選定を行うことが出来る。

4 管理

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を提供するための仮設建物であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

5 応急仮設住宅における要配慮者等への配慮

(1) 要配慮者への配慮

市は、高齢者、障がい者等が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者等を派遣し、それら要配慮者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。

(2) 女性や子ども等への配慮

ア 応急仮設住宅の区・自治会の役員への女性の積極的な参画を促すよう努める。

イ 入居者に対し、保健師等の専門職や男女両方の生活支援員等の巡回訪問等を行う。

ウ 生活環境の変化により、女性が様々な不安や悩み、ストレスを抱えることや、女性に対する暴力等が懸念されることから、男女共同参画センターや民間支援団体等と積極的に連携を図りながら、相談窓口や女性に対する暴力等の予防に努める。

(3) 外国人への配慮

市は、日本語があまり理解できない外国人が生活する応急仮設住宅には通訳者を派遣し、日常生活機能の確保や言葉が通じないことによる孤立からの予防に努める。

6 建設規模、費用の限度、着工期間等

応急仮設住宅の設置・供与の際の建設規模、費用の限度、着工期間、設置時期、供与期間等については、参考資料に掲げる滋賀県災害救助法施行細則の定めによるものとする他、「災害救助法による救助の程度、方法、および期間ならびに実費弁償の基準」（平成25年10月1日付内閣府告示第228号）第2条第二号による。

7 応急仮設住宅からの退去

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであって、その目的が達成されたときは、供与を終えるべき性格のものであるため、市町は入居者にこの主旨を徹底させるとともに、入居者の自立にむけて住宅の斡旋等を積極的に行う。

《参考資料14-2 滋賀県災害救助法施行細則》

第4 被災家屋の応急修理

1 対象者

災害のため住宅が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では被災家屋の応急修理ができない者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

2 応急修理

市は、被災家屋の居室、炊事場および便所等、日常生活に欠くことのできない最低限の部分について応急修理を実施し、居住の安定を図る。

災害救助法が適用された場合については、県または県から業務委託を受けた市が最低限日常生活に欠くことのできない部分について被災家屋の応急修理を実施する。

3 応急修理費用の限度、期間等

応急修理費用の限度、期間等については、参考資料に掲げる滋賀県災害救助法施行細則の定めによるものとする他、「災害救助法による救助の程度、方法、および期間ならびに実費弁償の基準」（平成25年10月1日付内閣府告示第228号）第7条による。

《参考資料14-2 滋賀県災害救助法施行細則》

第5 公営住宅の一次提供および賃貸型応急住宅の供与

災害が発生した場合には、県や市の公営住宅等の一次提供を検討するとともに、災害時応援協定を締結している関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅を借り上げて賃貸型応急住宅として供与する。

第6 建設業者等の確保

仮設住宅の建設および応急修理については、市内建設業者に依頼するとともに、建設資機材の確保についても協力を図るものとする。

《参考資料2-3 市内建設業者およびコンサル一覧》

第7 被災宅地応急危険度判定

災害により多くの宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し市民の安全の確保を図ることを目的として、被災宅地危険度判定を実施する。

1 事前準備

市は、あらかじめ想定される災害の規模等を想定し、被災宅地危険度判定実施の可能性が高い地域等を調査し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備しておく。

2 被災宅地危険度判定の実施

- (1) 市は、市内の被害情報に基づき、二次災害の発生のおそれがあると判断した場合は、危険度判定の実施を決定し、実施本部を設置するとともに、県に対しこの旨を連絡する。

- (2) 実施本部は、危険度判定の対象区域・体制等について速やかに実施計画を策定し、被災宅地危険度判定士の派遣等について、県の支援本部に要請を行う。
- (3) 市の実施本部は、市の要請により県から派遣支援を受けた応急宅地危険度判定士の協力により危険度判定を実施するとともに、県の支援本部にその実施状況を報告する。

第 28 節 電力・ガス施設応急対策計画

■関係機関

総括班	関西電力送配電株式会社	大阪ガスネットワーク株式会社	ガス販売事業者
-----	-------------	----------------	---------

第 1 電力施設応急対策（関西電力送配電株式会社）

1 計画の方針

電気施設を災害から防護するため、各種施策を行うとともに、災害が発生した場合には、速やかに応急復旧作業により電力の供給確保に努める。

2 計画の内容

(1) 通報・連絡

被害情報などについて、事業者で定める経路に従い通報・連絡する。

なお、通報・連絡は、第 7 節 3 項 (2) イ「通信連絡施設および設備」に示す施設、設備および電気通信事業者の回線を使用して行う。

(2) 災害時における情報の収集、連絡

ア 情報の収集・報告

次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

(ア) 一般情報

a 気象、地象情報

b 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報。

c 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、県民等への対応状況）

e その他災害に関する情報（交通状況等）

(イ) 当社被害情報

a 電力施設等の被害状況および復旧状況

b 停電による主な影響状況

c 復旧用資機材、復旧要員、食料等に関する事項

d 従業員等の被災状況

e その他災害に関する情報

イ 情報の集約

被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

ウ 通話制限

災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。

(3) 災害時における広報

ア 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、第7節第1項3-(4)-イに定める広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

また、必要に応じて、自治体が所管する防災無線や防災メール等を活用し県民へ周知する。

(4) 要員の確保

ア 対策組織要員の確保

(ア) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

(イ) 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。

イ 復旧要員の広域運営

関西電力送配電は、他電力会社、他送配電事業者および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

(5) 災害時における復旧用資機材等の確保

関西電力送配電は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。

ア 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 対策組織相互の流用

(ウ) 他電力会社等からの融通

イ 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ当社と調達契約をしている協力

会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

ウ 復旧用資材置場等の確保

災害時において、復旧用資材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

(6) 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(7) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(8) 災害時における自治体との連携

災害が発生した場合には、自治体をはじめとした関係機関専用の臨時電話の設置等により連携を図るほか、必要に応じて自治体対策本部へ情報連絡要員を派遣する等により、情報連携を強化する。

(9) 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力がない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県知事に対して当社が自衛隊による支援を受けることが可能となるよう依頼する。

(10) 災害時における応急工事

関西電力送配電は、緊急時における応急工事を次のとおり実施する。

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

(ア) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(ウ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

(エ) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

ウ 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

第2 都市ガス施設応急対策計画（大阪ガスネットワーク株式会社）

1 計画の方針

災害時に被害の拡大を防止し、ガスの製造供給体制の万全を期すため、災害時の組織、動員、情報の収集・伝達、災害広報、通信連絡その他応急対策について定める。

災害時には「防災業務計画」に基づき、災害対策本部を設置し、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。ただし、緊急を要する場合は指令の有無にかかわらず所管所属にて応急対策を実施する。

2 計画の内容

（1）情報の収集伝達および報告

ア 気象予報の収集、伝達

気象情報および洪水、土砂災害時の災害情報を収集し一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

イ 通信経路

災害発生による有線回路の不通事態を予測し、社内無線回路により主要事業所間の通信確保および事業所管内の諸状況を把握する。

ウ 被害状況の連絡、報告

各事業所は所管施設および管内顧客施設の受けた被害状況を所定の経路により本部へ報告する。また専用電話等により、防災関係先へ緊急連絡を行う。

（2）災害対策の実施

ア 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食いとめるため、必要があるときは顧客および地域住民に対し、広報車、工作車に装備した広報設備またはテレビ、その他マスコミにより災害に関する各種の情報を広報する。

イ 応急対策

災害状況、現場状況に基づき、対策本部からの指令でガス製造・供給施設の点検・防護、ガス導管の折損等危険が予想される箇所の供給遮断等を実施する。災害による事故発生の場合は、直ちに防災活動を行うとともに、不測の事態を考慮して付近住民に避難の要請を行うなど危険防止のための応急対策を行う。

（3）災害復旧

ア ガス供給を確保するため災害現場の状況により、供給上可能な範囲で供給系統を変えてガス遮断区域を最小限に食いとめるなど応急復旧作業に当たる。

イ 大規模な災害により、事業者単独で復旧を図ることが困難である場合には、災害をまぬがれた事業者からの協力を得るため、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救護措置要綱」の活用を図る。

ウ 災害復旧計画の策定および実施に当たっては、人命にかかわる箇所および救急・救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況および被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の高いものから行う。

第3 LPガス施設応急対策計画（LPガス販売事業者）

1 計画の方針

LPガス設備を災害から防護するため各種施策を行うとともに、災害時には「滋賀県LPガス災害対策要綱」に基づき、災害対策本部を設置し、地域防災機関と緊密な連携を取りながら応急対策を実施して、LPガスの安定供給に努める。

2 計画の内容

（1）情報の収集伝達および報告

ア 気象予報の収集伝達

各LPガス販売事業者は、風水害が発生したときならびに気象庁より災害発生を発表があった場合、報告または伝達する。本部では収集した気象予警報は所定の方法により伝達する。

イ 被害状況の連絡、報告

各LPガス販売事業者は、自ら供給する顧客設備の受けた被害状況を所定の経路により本部へ報告する。また、本部は防災関係機関へ緊急連絡を行う。

（2）応急対策要員の確保

災害発生予想時におけるLPガス販売事業者の待機ならびに非常出動要員体制の確立を行う。

（3）災害対策の実施

ア 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じ顧客および地域住民に対し、広報車による災害に関する各種の情報を広報する。

イ 応急対策

災害状況ならびに現場状況に基づき、災害対策本部からの指令で、LPガス供給設備の点検・防護・ガス配管等の損傷の危険が素養される箇所にあつては供給遮断ならびに撤去を実施する。

災害による事故が発生した場合には、直ちに防災活動を実施するとともに、不測の事態を考慮して付近住民に避難の要請を行うなど、危険防止のための応急対策を行う。

（4）災害復旧対策

ア LPガスの安定供給を確保するため、消防機関と連携をとり供給上可能な範囲で応急復旧作業にあたる。

イ 大規模な災害により、当該支部単位で復旧を図ることが困難な場合、災害を免れた支部より応援活動を行う。

ウ 災害復旧計画の策定および実施にあたっては、人命を重視し救急・救助活動の拠点となる場所を原則として優先する。

（5）避難所等へのLPガス供給と保安の確保

市災害対策本部と連携し、避難所等における炊き出し、給湯および暖房用に必要となるLPガスの供給と保安業務支援を実施する。

第 2 9 節 危険物施設等応急対策計画

■関係機関

総括班 消防本部 消防団

第 1 危険物施設応急対策

1 基本方針

危険物施設等は、災害時における火災、爆発、漏えい等の危険が予測されるので、関係法に基づく予防規程、防災計画等を実効のあるものにするとともに、火災、爆発、流出拡散等の防止について自主的な活動ができるよう計画する。

また、危険物施設等の自衛消防組織の活動により災害による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者、および周辺住民に対する危害防止を図ることを目標として計画を策定するとともに、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立しておくものとする。

2 応急対策

関係事業所の管理責任者、防火管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等は、県本部、市本部および消防本部の指導を受けて、危険物施設の実態に応じて、応急対策を講ずる。

関係機関は連携して災害時に次の措置をとる。

- (1) 危険物の流出あるいは爆発等の恐れのある作業および移送の停止ならびに施設の応急点検と出火等の防止
- (2) 危険物の移送運搬の中止および車両の転倒防止と出火漏洩の防止
- (3) 初期消火要領の徹底ならびに混触発火等による火災の防止、および異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
- (4) 被害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
- (5) 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動により、従業員周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

第 2 高圧ガス施設応急対策

1 基本方針

高圧ガス貯蔵施設において、災害による火災、爆発、漏えい等の被害を最小限にとどめるため、関係事業者は、危害予防規程の手順にしたがって、実態に即した応急措置をとるとともに関係機関と連携を密にして防災体制を確保する。

2 応急対策

高圧ガス貯蔵、製造、消費設備等損傷の有無（保安施設を含む）保安係員等は、災害等異常発生時には直ちに施設の損傷状況を目視およびガス検知器等により異常の有無を確認し、次のような応急措置を行う。

- (1) 異常無しの場合には、保安要員を確保し災害による被害発生に備える。
- (2) 異常有りの場合には、保安係員等は次の自主防災活動を行う。
 - ア ガス遮断等緊急措置
 - イ 危険区域、立入禁止区域の設定・火災拡大、延焼、類焼の回避措置
 - ウ 消防機関、県高圧ガス地域防災協議会等
防災関係機関への通報および応援要請・付近住民等への危険周知および避難誘導

第3 火薬類貯蔵施設応急対策

1 基本方針

火薬類貯蔵施設において、災害による火災、爆発、漏えい等の被害を最小限にとどめるため、関係事業者は、危害予防規程の手順にしたがって、実態に即した応急措置をとるとともに関係機関と連携を密にして防災体制を確保する。

2 応急対策

保安責任者等は、災害等異常発生時には直ちに施設の損傷状況を目視により確認し、次のような応急措置を行う。

- (1) 異常無しの場合には、保安要員を確保し災害による被害発生に備える。
- (2) 異常有りの場合には、保安責任者等は次の自主防災活動を行う。
 - ア 爆発、誘爆の回避措置
 - イ 危険区域、立入禁止区域の設定
 - ウ 盗難防止措置
 - エ 火災拡大、延焼、類焼の回避措置
 - オ 付近住民等への危険周知および避難誘導
 - カ 警察機関、消防機関等への通報

第4 毒物、劇物施設応急対策

1 基本方針

災害の発生に伴い、その被害を最小限にとどめるとともに、地域住民の健康被害の防止を図る。

2 応急対策

毒物劇物貯蔵施設の管理者は次の措置をとる。

- (1) 中毒防止方法の広報活動
- (2) 毒物劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等の場合、中和剤等による中和除毒および消火作業（周辺住民の人命安全のため）
- (3) 毒物劇物の流出等により周辺住民の健康に害を及ぼす恐れが生じた場合、市長に通報

- (4) 保健所等防災関係機関への連絡
- (5) 貯蔵設備等の応急点検および必要な災害防止措置（災害発生後直ちに実施）

第30節 河川管理施設応急対策計画

■関係機関

現場対応班【建設】

第1 計画の方針

風水害等により河川管理施設が、破壊・崩壊等の被害を受けたときは、河川管理施設等の施設管理者は、施設の応急復旧に努める。

第2 河川管理施設および砂防設備応急対策

現場対応班【建設】は、風水害等による被害および出水による二次災害を防止するために以下の応急対策を講じる。また、破損や損壊等の被害を受けた堤防、護岸等の河川管理施設および砂防設備の応急復旧に努める。

1 応急対策

現場対応班【建設】は、被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対して必要な処理を実施させるとともに、事後の復旧が早期に行われるように要請する。

- (1) 水防上必要監視警戒体制、情報連絡体制および輸送体制の確立
- (2) 河川管理施設、砂防施設の巡視（特に、工事中の箇所および危険箇所を重点とする。）
- (3) 水門もしくは門に対する遅滞のない操作
- (4) 水防に必要な器材および設備の確保
- (5) 近隣市町における相互協力および応援体制の確立
- (6) 被害を受けた河川管理施設および砂防設備の応急復旧

2 復旧計画

- (1) 風水害等による被災箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともに、これに基づき従前の河川管理施設等の機能を回復させる。
- (2) 被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づく災害復旧事業および災害改良復旧事業を計画し、復旧事業においては従前の河川の効用を回復し、改良復旧事業においては治水安全度を向上させる。

第 3 1 節 農林業施設等応急対策計画

■関係機関

現場対応班【産業】

第 1 計画の方針

風水害による農林業施設の被害の状況を早期に調査し、実態を把握するとともに被害の早期回復を図る。

第 2 計画の内容

1 農業用施設応急対策

現場対応班【産業】は、被害の状況を速やかに把握するとともに、関係機関や地元住民と協力し、必要な措置をとる。

また、被害を受けなかった施設の管理者は、市から要請があった場合、農道の緊急通行道としての利用や農業用水の飲料水や消火水としての利用に協力するものとする。

(1) 応急対策

現場対応班【産業】は、被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対して必要な措置を実施させるとともに、事後の復旧が早急に行われるように指導する。

また、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく災害査定を受け、復旧する必要がある施設について早急に調査を行い、被害報告を行うこととする。

ア 被害状況伝達対象農業用施設の管理者

(ア) 当該施設が損壊し、広範囲にわたり人畜の生命に危険がある場合は、速やかに市をはじめとする関係機関に連絡を取り、施設の応急対策を実施する。

(イ) 危険の程度により市への支援の要請を行うものとする。

(ウ) 当該管理者は、農地・農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、規定（同事業事務取扱要項）に基づき、復旧に急を要する箇所を農林水産大臣に報告する。

(エ) それとともに、応急工事に関する事前協議を行い工事に着手する。

イ 土地改良区理事長

施設が被災または危険な状態になったとき、被災の程度に応じて、地元自主防災組織、施設機器メーカー、建設業者等に要請を行い、応急対策を立てる。

2 畜産施設応急対策

災害発生による畜舎および管理施設の破壊、家畜の逃亡、病気の発生等について実態を把握し、関係機関の協力を得て適宜応急措置を講じる。

〈応急対策〉

ア 市（現場対応班【産業】）

現場対応班（産業）は、畜産農家より協力の要請があった場合には、関係機関との連絡を図りながら家畜の被害調査と応急救護を実施する。

家畜の死亡、病気の発生または発生のおそれがあるときは、現場対応班【産業】は、滋賀県家畜保健衛生所が実施する死亡畜の処分ならびに病気の発生またはまん延を防止するための予防接種、薬剤散布等による消毒に対し、農協、家畜診療所とともに協力する。

イ 畜産農家

災害により畜舎および関連施設が破壊等の被害を受けたり、それにより家畜の逃亡があった場合は、施設の応急復旧により家畜を収容し、住民への危害防止ならびに一般災害復旧作業の妨げとならないように努める。

3 治山施設応急対策

大雨などの風水害時に、堰提や護岸工等の溪間治山施設、土留工を主体とした山腹施設が破壊や崩壊等の被害を受けた場合、現場対応班【産業】は、必要に応じ速やかに施設の応急復旧に努める。

〈応急対策〉

（１）施設管理者

ア 風水害での破壊や崩壊等により、特に人家集落や道路等の施設に直接被害を及ぼしたり被害を与える危険のあるときは、その支障物件等について状況を調査する。

イ その調査により市を始めとする関係機関との密接な連絡のもと、緊急度に応じ警察や消防機関の協力を得て支障物件の速やかな除去に努める。

ウ 雨水の浸透により被害の拡大が予想される施設については、危険防止等の措置を施し、速やかに対処する。

エ 被災状況について、農林水産大臣に報告するとともに、復旧に急を要する箇所については、公共土木施設災害復旧事業または農林水産業施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に応急工事の事前協議を行い、工事に着手する。

（２）市本部（現場対応班【産業】）

市は、関係機関との連絡を図りながら、速やかに応急対策を立てる。

第3 2 節 ボランティア受入れ計画

■関係機関

総括班 避難所支援班

第1 計画の方針

災害救助活動および被災者の生活の維持・再建等多くの場面におけるボランティア活動の果たす役割の大きさに鑑み、平常時から地域におけるボランティアの育成を図る必要がある。

また、大規模災害においては全国各地から、多くのボランティアの参集が予想されるため、災害時にはこれらの活動を被災者のニーズと適時適切に結び付け、救援救護活動および被災者の生活支援を効果的に進める方策を講じる必要がある。

なお、救援活動へのボランティアの受入れにあたっては、個人の自主性・自発性に基づくボランティア活動の特性に配慮するものとする。

第2 ボランティアの種類および対応

	ボランティアの種類	今後の対応の方向
1	日常より市内で福祉等のボランティアとして従事している者	希望者は災害時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を行う。
2	(1) 特殊技能者（医師、看護師、土木・建築技術者、ケースワーカー、カウンセラー、柔道整復師等）	国、県などの動向を踏まえながら、今後防災ボランティア登録制度を検討していく。
	(2) 被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士	災害時には、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請する。
3	市内外から災害後かけつけるボランティア希望者	災害発生後、多数のボランティアの申し出が予想される場合には、原則として社会福祉センターに災害ボランティアセンターを設置し、それを窓口とし、情報提供、相談登録等の業務を行う。

第3 専門ボランティアの派遣要請

1 派遣要請

災害応急対策において必要性の高い特定の専門技能を有するボランティア（被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー、柔道整復士等）の派遣が必要な場合は、本部長は、県本部に派遣を要請する

2 受入れ

専門職ボランティアの受入れおよび活動調整は、要請した各部が行う。

第4 災害ボランティアセンターの設置と運営

- 1 災害発生後、多数のボランティアの申し出が予想される場合には、原則として社会福祉センターに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に関する情報提供、相談、登録等の業務を行う。
- 2 市社会福祉協議会等ボランティア団体は、災害ボランティアセンターに担当職員を派遣し、市本部と共同して災害ボランティアセンターの運営に当たる。
- 3 災害ボランティアセンターおよび市本部は、ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受入体制等について、速やかに県災害ボランティアセンターに連絡する。
- 4 災害ボランティアセンターは、NGO、NPO、その他の外部ボランティア組織や地元ボランティアのネットワークの形成および活動調整を行うための支援を行う。
- 5 災害ボランティアは、活動に際し、ボランティア活動保険に加入するものとする。
- 6 中小規模の災害で、災害ボランティアセンターが設置されない場合についても、避難所支援班は、ボランティア関係団体と連携し、災害情報の収集、ボランティア活動状況の調査、ボランティア派遣要請および派遣実施への協力等を行う。

《参考資料1-6 防災拠点等一覧》

第 3 3 節 文教対策計画

■関係機関

学校教育班 教育施設班 避難所支援班

第 1 計画の方針

市教育委員会（学校教育班、教育施設班）は、災害により文教施設が被災し、または児童、生徒の被災により通常の実施を行うことができない場合、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置する。

また、健康福祉部、こども未来応援部（避難所支援班（市内保育園およびこども園））も学校の対策に準じた対応を行う。

第 2 実施責任者

- 1 小、中学校の応急教育ならびに文教施設の応急復旧対策および教職員の確保は、市教育委員会（学校教育班、教育施設班）が行う。
- 2 教科書および学用品等の給付は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は、知事の職権を委任された市長）が行う。

第 3 児童・生徒の安全確保措置

1 休校措置等

- (1) 校長は、児童・生徒の安全を確保するため、暴風警報が発令されたときは、次の措置を講じるものとする。

ア 小学校、中学校の場合

(ア) 臨時休校

登校前においては児童・生徒は自宅待機とし、午前 7 時において暴風警報が発令中の場合は、臨時休校とする。

(イ) 終業時刻の繰上げ

児童・生徒の登校後すなわち学校管理下にあつて暴風警報が発令された場合には、下校の措置をとること。

その際、児童・生徒の通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案のうえ、適切な指示および指導をすること。

- (2) 校長は、暴風以外の警報（大雨、洪水、大雪等）が発令された場合は、学校所在地域等の状況に応じて、上記（1）と同様の措置を講じるものとする。

2 学校長の措置

(1) 事前措置

ア 校長は、学校の立地条件などを考慮し、常に災害時の応急教育計画を樹立すると

ともに指導方法などについても的確な計画を樹立しておくものとする。

イ 校長は、常に気象状況に注意し、災害発生のおそれがある場合は、次の事項に留意し、応急教育体制に備えるものとする。

(ア) 学校行事、会議、出張等を中止

(イ) 児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導および事後処置、保護者との連絡方法

(ウ) 県および市教育委員会、警察署、消防署および保護者への連絡網の確認

(エ) 時間外においては、学校長は所属職員の非常招集方法

(2) 災害時の措置

ア 校長は、災害の状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。

イ 校長は、災害の規模、児童・生徒、職員および施設の被害状況を把握し速やかに市教育委員会に報告する。

ウ 校長は、準備した応急教育計画に基づき、災害状況に応じて臨機に教育計画を作成し、適切に指導する。

エ 応急教育については、市教育委員会に報告するとともに、児童・生徒および保護者に周知徹底を図る。

(3) 災害復旧時の措置

ア 校長は、教職員、児童・生徒を掌握のうえ、校舎内外の整備を行い、児童・生徒に被害のあるときは、その状況を調査把握して市教育委員会に報告するとともに、教科書等の給付に協力するよう努める。

イ 避難した児童・生徒については、職員の分担を定め、避難先を訪問するなどして児童・生徒の適切な指導を行い安全の確保に努める。

ウ 学校が避難収容施設等になったため授業再開が困難な場合、教育委員会は、当該学校に対し支援職員の派遣、自治体職員の管理運営責任者の派遣等を行い、場合によっては他の公共施設の確保を図ったりする事等により早急に授業が再開できるよう万全を期す。

エ 校長は、災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡のうえ、平常の学校運営に戻るよう努める。

第4 避難所開設時の対応

学校において避難所が開設される場合、校長は、避難所の開設等に協力し、学校管理に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。この際には以下の点に留意する。

- 1 授業中に発災した場合においては児童・生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法につき市教育委員会と協議する。
- 2 「湖南市避難所開設・運営マニュアル」を職員に周知する。
- 3 発災直後においては校長を中心に運営することとなるが、最終的には市地域防災計画等に位置づけられた避難所運営責任者がこれに当たることとし、できるだけ早い時期に授業が再開できるように努める。
- 4 学校は平素より市教育委員会との情報交換・連絡を行っておく。

- 5 学校へ避難してくる被災者は、児童・生徒等の保護者も含めた地域住民が大半であると予想されることから、避難所運営組織のあり方について、避難者による自治的な運営ができるよう、学校、地域、保護者間で十分意思疎通を図っておく。
- 6 学校施設の本来の役割と、災害時における避難所としての役割の区分を明確にし、学校復旧のさまたげとならないように、あらかじめ場所や人員の配置等を取り決めておくものとする。
- 7 高校生等の青少年については、安全が確保できた段階で地域と連携しながら可能な範囲で各種の災害応急活動に参加させることも検討する。

第5 応急教育対策

1 応急教育の実施予定場所

市教育委員会は、あらかじめ災害の程度に応じ、おおむね次のような方法により学校授業が災害のため中断することのないような応急教育実施の予定場所を選定しておくものとする。

(1) 学校の一部の校舎が災害を受けた場合

- (ア) 特別教室、体育館を利用する。
- (イ) 2部授業を実施する。

(2) 学校の全部が災害を受けた場合

- (ア) まちづくりセンター、公共施設等を利用する。
- (イ) 隣接学校の校舎を利用する。

(3) 特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合

- 避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった学校、まちづくりセンター等公共施設を利用する。

2 教職員の確保

被災した教職員が多く、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合は、市教育委員会（学校教育班）は、県教育委員会にその状況を報告し、教職員の確保について協力を要請する。

3 応急教育の実施

市教育委員会（学校教育班）は応急教育計画に基づき、避難した児童等に適切な指導を行い、職員の分担を定め、避難先を訪問するなど、被災児童等に安全確保と激励に努める。学校に収容できる児童等は学校に収容し指導する。

第6 給食等の措置

1 被害状況の報告

現在、学校給食センター方式により市内の小、中学校の給食を実施しているが、給食施設および給食用物資等に被害を受けた場合、その状況を県教育委員会に報告する。

2 物資の確保・配分等

市教育委員会（教育施設班）は、被害物資量を把握し、関係機関と連携して、処分方法、給食開始に必要な物資の確保・配分等について指示する。

3 給食施設と避難所との調整

避難所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊き出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

4 保健衛生

被災地においては、伝染病発生のおそれが高いため、保健衛生について、特に留意する。

第7 学用品等の調達および支給方法

1 市教育委員会（学校教育班）は、教科書の喪失、き損の状況を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、教科書取扱店に連絡する。

2 学用品の給与の費用期間等については、災害救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

3 災害救助法が適用された場合は、同法およびその運用方針に基づいて本部長（市長）が支給の措置をするものとする。

《参考資料14-2 滋賀県災害救助法施行細則》

第8 文化財の保護対策

災害が発生した場合、市教育委員会（教育施設班）は速やかに以下の措置をとる。

1 文化財管理者に対し、被災状況の情報を速やかに収集し、状況に応じた応急対策を指導するとともに、必要に応じて係員を現地に派遣する。

2 被災状況調査の実施を行う。

3 災害の著しい場合は、管理者と協議しながら移動可能な文化財を一時的に安全な場所に保管する。

4 文化財に破損等が生じた場合は、市教育委員会（教育施設班）は、管理者に被災状況の報告を届け出させるとともに、関係機関の指導のもとに復旧計画を策定する。

5 文化財の移設の措置を行う場合や破損が生じたときは、県や国の関係機関に対して速やかに報告を行う。

6 家屋等の倒壊により、家屋等が取り壊されるときに古文書等の未指定文化財が廃棄される恐れがあるので、未指定文化財の搬出および一時預りを行う。

《参考資料14-1 市内指定文化財一覧》

第 3 4 節 要配慮者対策計画

■関係機関

避難所支援班 教育施設班 医療救護班 現場対応班【建設】

第 1 計画の方針

災害時には、傷病者や障がい者、高齢者、幼児、妊産婦や外国人等要配慮者は迅速かつ的確な行動をとることが困難であるため、特に危険にさらされる。したがって、これらの要配慮者に対しては特別な配慮をもってそれぞれの応急対策を講じる必要がある。

また、その実施に当たってはハンディキャップの内容、程度が個々で異なることを認識し、適切な対応に努めるものとする。

第 2 支援体制の確立

要配慮者への支援対策を円滑に実施できる体制を確保するため、関係団体等で構成する連絡会議を開催し、支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、要配慮者のニーズ等を把握し、共有を図る。

連絡会議は、危機管理局と健康福祉部が中心となり、福祉関係団体や地域の団体などと構成する横断的な組織とする。

第 3 情報提供

防災行政無線、インターネット、携帯電話等の情報通信機器や自主防災組織、関係団体等を通じた情報提供など多様な手段を用いた情報提供を行うとともに、判断能力が不十分な要配慮者にも理解してもらえるよう、わかりやすい言葉を使用したり、外国語による情報提供を併せて行うなど、提供する情報の内容にも配慮する。

《参考資料12-5 湖南省各種協定一覧》

第 4 安否確認、救助・避難誘導の実施

在宅の要配慮者については、平常時よりその実態把握に努めるとともに、住所地別、障害種別ごとに名簿を整備しておく。

災害時には、自主防災組織等の避難を支援する組織等を通じて避難行動要支援者の安否確認を行い、救助・避難誘導に遺漏のないよう努める。

避難が必要な場合は、あらかじめ作成した避難行動要支援者の名簿と、一人ひとりの個別避難計画（避難支援者や支援方法、避難先等を明記）に基づき、迅速に避難行動要支援者を避難所等に避難誘導するよう、避難を支援する組織等に働きかけを行う。

《参考資料13-14 避難行動要支援者名簿様式》

《参考資料13-15 個別避難計画様式》

第5 社会福祉施設等の被害状況の把握

市内の社会福祉施設および福祉避難所として指定している施設の被害や負傷者数の状況を把握するとともに、緊急一時入所等の受入の可否および受入可能人数等を確認する。

第6 ニーズの把握とそれに応じた対応

1 ニーズの把握

継続的に安否を確認するとともに、ニーズ等を的確に把握するため、同居家族、介助者等の有無、生活の状況、健康状態、必要なサービス等の実態調査を実施する。

実態調査は、在宅の要配慮者に対しては、所在情報等を活用し、一人ひとり聞き取り調査を行い、避難所においては、避難所の管理責任者と協力し状況把握を行う。

2 対象者別援助方針

対象者のニーズに応じたサービスの調整・提供を行う。

3 医療機関、福祉避難所等への移送

調査結果等を踏まえ、医療機関または福祉避難所への移送、社会福祉施設への緊急入所、緊急ショートステイなどの対策をとる。

4 医療・保健・福祉サービスの提供

(1) 健康面のケアの実施

医療救護班による巡回診療を行うとともに、避難所や在宅の要配慮者に対し、保健師、栄養士等と連携し、適宜巡回による健康相談を実施することにより、要配慮者の心身の健康状態に応じた保健指導や栄養指導を行い、疾病の予防や心身の機能低下の予防に努めるほか、医療が必要な場合や中断されている場合は、速やかにかかりつけの医師等の医療機関を紹介し受診勧奨する。

(2) 保健・福祉サービスの実施

社会福祉協議会、介護保険事業者等と連携した多様な保健・福祉サービス（入浴サービス、デイサービス、訪問看護サービスなど）を提供し、生活を支援する。

(3) こころのケアの実施

福祉事務所等と連携し、避難所および被災地域を巡回し、こころのケアが必要な児童や高齢者等を把握するとともに、精神的不安の解消を図る。特に、PTSDについては、長期化する傾向もあることから、中長期的なこころのケア対策も実施する。

(4) 要配慮者専用の相談窓口の設置

民生委員・児童委員や関係団体等の協力を得て、要配慮者専用の相談窓口を開設する。また、巡回相談や専用電話の設置など、多様な相談体制を用意する。

第7 避難所における対応

(1) 自主防災組織や福祉関係者、避難を支援する団体等の協力を得つつ、各避難所における要配慮者の状況の把握を行う。

(2) 介助者の有無や障害の種類・程度等に配慮したスペースや支援物資等の割り当てを

行うとともに、要配慮者が少しでも過ごしやすい環境をつくるため、バリアフリー化、暑さ寒さ対策、カーテン等によるプライバシーの確保、バリアフリースイレ、介護ボランティア等の配置など、避難所の環境整備に努める。

- (3) 乳幼児への粉ミルクや離乳食の提供、高齢者等へのやわらかい食事の提供、内部障がい者には病態に応じた食事など、要配慮者の態様に応じた食事を提供するよう努める。また、避難生活が長期化する場合は、適温食の供給や栄養バランスの考慮等、質の確保に配慮した食事を検討する。
- (4) 要配慮者が必要とする車いす、杖、紙おむつ等の生活用品については、あらかじめ備蓄しているものに加え、不足する分については、民間企業等との連携により、適切に提供するよう努める。
- (5) 人工透析を必要とする要配慮者や難病患者等である要配慮者については、災害発生後、要配慮者名簿等から把握し、その所在を確認するとともに、医療機関と連絡調整を図り、受け入れ体制の確保や医療体制の確保を図る。
- (6) 避難生活が長期化し、避難所での生活が困難な要配慮者に対して、あらかじめ指定した福祉避難所を開設し収容する。

第8 応急仮設住宅の入居および支援

要配慮者の中で必要と認められる場合は、応急仮設住宅が設置された際の優先的入居に配慮する。また、要配慮者が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー等を派遣し、日常生活機能の確保、健康の維持、見守り活動等に努める。

なお、応急仮設住宅の設置にあたって、段差の解消やスロープ、手すり等を設置など要配慮者に配慮した構造に努めるほか、生活支援を受けながら生活することができ、介護等を利用しやすい構造および設備を有する要配慮者向けの福祉仮設住宅を設置に努める。

第 3 5 節 突発重大事故の応急対策計画

■関係機関

各班 消防本部

第 1 計画の方針

風水害や地震災害を除く突発重大事故（航空機事故、列車事故、火災事故、爆発事故等）が発生した場合、必要な活動体制を確保し、危険地域にある住民の応急的な避難や被害の拡大防止に努めるため、以下の計画を定める。

第 2 実施の体制

1 事故対策本部の設置

突発重大事故（航空機事故、列車事故、火災事故、爆発事故等）災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、事故対策本部を設置する。

事故対策本部は、第 1 節応急活動体制計画に定める「災害警戒本部体制」の規定を準用する。

また、被災現地での情報収集、連絡・調整などの活動を行うため、当該地区の地区連絡所を開設する。

なお、市長は、被災状況等により、必要に応じて現地対策本部を設置する。

2 事故対策本部の廃止

廃止基準は、以下のとおりとする。

- （１）事故の応急対策が概ね完了したとき。
- （２）災害対策本部が設置されたとき。
- （３）本部長が必要がないと認めたとき。

3 事故対策本部の組織と事務分掌

災害対策本部の組織および事務分掌にならう。

第 3 発生直後の情報収集・連絡

1 事故原因者等

事故原因者または重大事故を発見したものは、直ちに市、警察署、消防機関等防災関係機関に通報するものとする。

2 市の措置

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、災害が発生した場合は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。

第4 活動体制の確立

市は、事故災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、直ちに事故対策本部等を設置し、県、関係機関と連携して災害応急対策を円滑に行うよう体制をとる。

第5 救急・救助活動

1 県、消防機関等との連携

市は、県、消防機関、警察、関係事業者と相互に連携して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

2 市および消防機関の措置

市および消防機関は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携の下、救急・救助活動を行う。また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県および県内の他の消防機関に応援要請を行う。

また、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送に当たっては、救命措置を要する者またはトリアージによる重傷者を優先し、搬送先医療機関（重篤・重症患者は災害拠点病院、入院を要する中等症患者は救急告示病院へ搬送）の受入れ可否等の情報を把握する。

第6 消火活動

市は、県、消防機関、警察、関係事業者等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県および県内の他の消防機関に応援を要請する。

第7 医療救護活動

1 第1フェーズ（事故発生から3時間以内）

災害拠点病院は、県からの要請等に基づき災害派遣医療チーム（DMAT）を事故現場に派遣する。

災害派遣医療チーム（DMAT）は、防災関係機関と連携しながら、現場の医療情報を収集するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を行う。

2 第2フェーズ（3時間から3日以内）

災害派遣医療チーム（DMAT）は、現地救護所等において、負傷者のトリアージおよび応急処置を行う。

市は、医療救護班を編成するとともに、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置する。救護所の運営に当たっては、医師会、医療機関に協力を要請する。

3 第3フェーズ（3日以降）

市および県は、防疫および保健衛生活動を行う。

第8 住民の避難

1 避難の指示と避難誘導の実施

事故対策本部および警察は、人命の安全を最優先とし、二次災害等の危険があると判断した場合は、地域住民等に対し避難の指示等を行う。

また、避難場所および避難経路や災害現場の所在、その他避難に関する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行う。その際には、避難行動要支援者の避難の最優先を図ること。

2 避難所の設置

市本部は、必要に応じて避難所を開設するとともに、設置場所等を速やかに住民等に周知徹底を図る。また、必要に応じて福祉避難所を開設する。

市本部は避難所を設置した場合には、速やかに県に連絡するとともに、避難所の運営および連絡調整に当たる担当職員を避難所に派遣し、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行う。

第9 災害広報の実施

事故対策本部は、防災関係機関と連携して、概ね次のような項目について迅速な広報活動を実施する。

1 広報事項

- （1）事故の発生日時および場所
- （2）被害の状況
- （3）被害者の安否情報
- （4）応急対策の実施状況
- （5）交通規制の状況
- （6）治安の状況
- （7）住民に対する協力および注意事項
- （8）その他必要と認められる事項

2 広報手段

- （1）新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表

- (2) 広報車による巡回広報
- (3) 防災行政無線による広報
- (4) インターネットの利用
- (5) その他状況に応じた広報手段

第 4 編 災害復旧・復興計画

第1章 計画的な地域復興の推進

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

■関係機関

各班共通

第1 計画の方針

地域の復旧・復興の推進に際して、被災地の詳細な状況把握を行うとともに、地域住民の意向等を反映した基本方針を策定する。

第2 地域の被災状況の迅速な把握

迅速かつ計画的な地域の復旧・復興を進めるためには、長期的な展望の上に立った復旧・復興の基本方向の決定、復興計画を策定する必要がある。

このため本部長は、その基礎資料となる被災地の詳細な情報を関係機関との緊密な連携を図りながら、収集し整理分析を行う。必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第3 地域住民の意向の把握

本部長は、被災した住民など関係者との話合いの場を設定して、住民意向の適正な把握を行い、復旧・復興の方向に対する理解の増進と合意の形成に努める。

第4 基本方針の策定

復旧・復興の基本方針の策定にあたって県に協力し、関係機関等との緊密な意思疎通を図り、地域の実情や住民の意向等を踏まえた統一的かつ整合性のとれた基本方針を策定する。

第2節 復興計画の策定

■関係機関

各班共通

第1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合には、政府の復興基本方針および県の復興方針に即して、市独自にまたは県と協力して、復旧・復興に向けた地域別の具体的な指針、手順、基本目標等を検討し、速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するほか、住民の意向を尊重しつつ協働して行うものとする。また、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。また、併せて障がい者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

第2 復興に向けた地域別指針の策定

本部長は、県や関係機関等との緊密な連携を図り、地域の復旧・復興に向けた基本方向を具体化するための地域別指針を策定する。

その際、県は統一的かつ整合性のある復旧・復興の実現のため策定した基本方針に基づいて関係市町間の総合的な調整を行う。

第3 復興の手順、基本目標の検討

本部長は、優先的に復旧すべき施設等の順序づけや、まちづくりの基本目標、復興事業のスケジュール等を盛り込んだ復興計画を策定する。

第4 復興協議会の設置

本部長は、復興計画およびその実施に関し必要な事項について協議を行うため、復興協議会を組織することができる。

復興協議会における協議等の手続きを行い復興計画に記載することで、土地利用基本計画の変更等がなされたものとみなすことができるほか、復興整備事業に係る許認可等の緩和等の特例措置を受けることができる。

第5 計画推進のための体制の整備

復興計画に基づき効果的に各事業を遂行するため、県・市が中心となり国・県・市・関係機関等の事業推進体制の確立に努める。

その際、本部長は、地域との窓口、ボランティアとの連携のあり方、復興事業のための

資機材の確保、マンパワーの動員等の体制を確立する。

第6 地域住民への情報提供

地域復興の主体は地域住民であり、本部長は定期的に住民との話し合い等の機会を設定して十分な意思疎通を図るとともに、復興計画に関する情報提供、PR・啓発活動等を行い計画内容の周知徹底を図る。

住民の意見集約に当たっては、必要に応じて女性だけの話し合いの場を設けるなど、生活者の視点に立った具体的な提案を出しやすい環境の整備に努める。

第2章 被災者や中小企業等への支援

第3節 被災者等への支援

■関係機関

避難所支援班 総務班

第1 国税等の徴収猶予および減免の措置

国、県および市は、必要に応じ、法令および条例の規定により、税についての期限の延長、徴収猶予および減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。

第2 生活保護

被災者の生活保護のため県および市は、低所得者に対しおおむね次の措置を講ずるものとする。

生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置をする。

第3 災害弔慰金ならびに支援資金等貸付計画

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金および災害障害見舞金等の支給ならびに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立ち直りを図り、あわせて生活の安定化を促進するものとする。

1 弔慰金等の種類

弔慰金等の給貸与には、生活福祉資金貸付事業による福祉資金の貸付ならびに災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金、災害障害見舞金および災害援護資金の給貸与の4種類がある。

2 給貸与の要領

(1) 知事による弔慰金および見舞金の支給は、その都度関係機関と協議して実施する。

(2) 生活福祉資金の貸付

低所得者に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付けられる資金で、下記(3)ウの災害援護資金の貸付対象者は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

ア 取扱機関

市社会福祉協議会および滋賀県社会福祉協議会

イ 貸付限度額

150万円以内

ウ 貸付条件

- ・据置期間6ヶ月以内、償還期限7年以内
- ・年利 1.5%

(3) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づくもの

災害弔慰金、災害障害見舞金および災害援護資金の給貸与は、湖南省災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年条例第117号）の定めにより実施するものであって、上記2（2）の生活福祉資金と異なり、一定規模以上の自然災害による被災世帯に対してのみ適用されるものである。

ア 災害弔慰金

(ア) 対象被害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象による被害

(イ) 支給額

- ・死亡した者が生計維持者である場合 500万円以内
- ・死亡した者が生計維持者以外の場合 250万円

イ 災害障害見舞金

(ア) 対象被害

上記（3）ア（ア）と同様

(イ) 支給額

- ・障がい者となった者が生計維持者である場合 250万円
- ・障がい者となった者が生計維持者以外の場合 125万円

ウ 災害援護資金

(ア) 対象被害

上記（3）ア（ウ）と同様

(イ) 貸付限度額

被災世帯の被害状況により、150万円以上350万円以内

(ウ) 貸付条件

- ・償還期限 10年（据置期間3年を含む。）
- ・年利 3%
- ・貸付対象者とするについては、所得制限がある。

第4 被災者生活再建支援金の支給計画

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

1 法律の適用

(1) 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は次のとおりである。

ア 災害救助法が適用される程度の災害

災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害が発生した市

町村における自然災害

イ 市町の区域内における住家全壊の世帯数が10以上である災害

ウ 県内における住家全壊の世帯数が100以上ある災害

エ アまたはイに規定する被害が発生し、県内その他の市町（人口10万人未満に限る）のうち全壊世帯数が5以上である災害

オ 5以上の世帯の住宅が全壊し、ア～ウに定める区域に隣接するものに係る自然災害（市の人口が10万人未満）

カ アもしくはイの市町村を含む都道府県またはウの都道府県が2以上ある場合に、市町（人口10万人未満に限る）の区域内における住家全壊の世帯数が5以上である災害、または市町（人口5万人未満に限る）の区域内における住家全壊の世帯数が2以上である災害

(2) 被害の認定

被害の認定は、参考資料に掲げる「災害の被害認定基準」に基づき、市は適正かつ迅速に行うものとする。ただし、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満、または損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満とする。

(3) 公示

県は、市からの被害報告に基づき、発生した災害が被災者生活再建支援法の対象となるものと認めた場合は、速やかに内閣府防災担当および被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示を行う。

2 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

3 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2アに該当)	解体 (2イに該当)	長期避難 (2ウに該当)	大規模半壊 (2エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円

4 支給申請

市は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被

害の認定を行う。

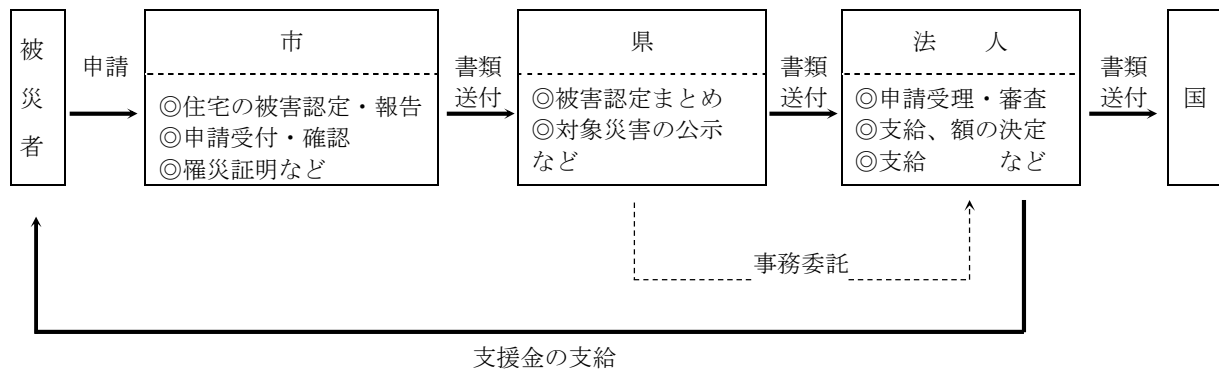
県は市から申請書類の送付があった場合、これを審査のうえ支給の可否を決定する。

県は、支援金の支給に係る事務のすべてを下記の5の被災者生活再建支援法人に委託する。

5 被災者生活再建支援法人

内閣総理大臣は、支援金の支給業務を行う団体として、被災者生活再建支援法人を指定する。各都道府県は、法人に対し、支援業務を運営するための資金を、都道府県の区域内世帯数等を考慮して拠出する。

(被災者生活再建支援金の支給手順)



第5 日本郵政グループの救援対策

災害が発生した場合、その被害状況ならびに被災地の実情に応じて郵政事業にかかる災害特別事務取扱いおよび援護対策を実施する。

1 郵便関係

(1) 救助用郵便物の料金免除

当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体または日本赤十字社にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物や救助用・見舞い用の現金を送る現金書留の料金を免除する。

(2) 郵便はがき等の無償交付

災害救助法適用時に、罹災世帯当たり通常郵便はがき5枚および郵便書簡1枚の範囲内とする。

(3) 利用の制限および業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限または郵便の業務の一部を停止することがある。

2 電報、電話関係

被災地の郵便局において取り扱う被災者の利用する災害関係電報電話については、西日本電信電話株式会社と連絡のうえ、通信のそ通確保等の万全の措置を実施する。

3 為替貯金関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して払戻し等の便宜業務を行う。

なお、災害救助法が発動された場合は、郵政局からの指示をまたず郵便局長限りで取

扱いができる。

4 簡易保険関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して保険金、貸付金等の支払い、保険料等の払込み等の非常取扱いを行う。

なお、災害救助法が発動された場合は、郵政局からの指示をまたず郵便局長限りで取扱いができる。

5 災害寄付金の料金免除の取扱い

地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会等からの申請をまって、被災者救援を目的とする寄付金を郵便振替により送金する場合における通常払込および通常振替の料金の免除の取扱いを実施する。

第6 罹災証明の発行

罹災証明は、災害救助法による各種の救助活動や税の減免等の支援策を実施するうえで必要とされる家屋の被害程度について証明するものであり、罹災対策基本法第90条の2に基づいて発行するものである。

1 損壊家屋等の調査体制の確立

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、家屋の損壊状況（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、流出、床上・床下浸水等）および火災による損壊状況を調査に基づき発行するものである。

市本部および消防署は、損壊家屋の調査等の体制を決定し、必要がある場合は、県および他市町等に対して調査要員の派遣の要請を行う。

なお、災害の発生に備え、専門的知識および経験を有する職員の育成、本市と他の地方公共団体または民間の団体との連携の確保に努める。

2 調査の実施

総務班は、調査の実施計画を定め、調査を実施する。火災については、消防署において実施する。

3 被災者台帳の作成

市長が被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるとき、総務班は、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成する。

市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、または関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることができるものとする。

（1）被災者台帳の記録事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、または記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別

- エ 住所または居所
- オ 住家の被害その他市長が定める種類の災害
- カ 援護の実施の状況
- キ 要配慮者であるときは、その旨および要配慮者に該当する事由
- ク 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

(2) 台帳情報の利用および提供

市長は、次に該当する場合、被災者台帳に記載し、または記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、目的外利用または提供できるものとする。

- ア 本人の同意があるとき、または本人に提供するとき。
- イ 市が被災者に対する救護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合、提供を受ける者が。被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

4 罹災証明の発行

総務班は、被災者からの罹災証明の申請を受け、被災者台帳に基づいて罹災証明を発行する。

第7 被災者の住宅再建支援

市は、被災者の住宅再建について、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資（建設・購入・補修）の斡旋を行うとともに、被災者からの住宅再建および住宅ローンの返済に関する相談に対し、県の設置した住宅相談窓口を紹介する。

《参考資料13-9 災害の被害認定基準》

《参考資料13-22 罹災証明書交付申請様式》

《参考資料13-23 罹災証明様式》

《参考資料13-24 被災者台帳様式》

第4節 住宅の復興

■関係機関

現場対応班【建設】

第1 計画の方針

被災者の生活安定を図るうえで、最も重要な生活基盤である住宅の速やかな復興を推進する。住宅復興計画の策定を通じて再建の全体ビジョンを明確にするとともに、公営住宅等の新規建設や空き部屋等の活用および民間住宅の再建に対する支援、相談・情報提供等の事業を推進する。また、住宅再建の支援のため、租税の減免等の措置を講ずる。

第2 住宅復興計画の策定

1 被災住宅の状況把握

県および市は、次の事項に留意し、被災住宅の状況を迅速に調査、把握する。

(1) 住宅種別ごとの被災状況

被災住宅の状況を持家（戸建・マンション）借家（公営・民間）等の区分に基づき調査・把握する。

(2) 被害程度の分布

上記の区分を前提に（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、流出、床上・床下浸水等）の被害状況を分析する。

2 住宅復興計画の策定

県および市は、1の状況を踏まえ、復興の方針や具体的な手順、スケジュールを盛り込んだ住宅復興計画を策定する。

3 建築制限の適用

無秩序な被災地の復旧を防止するため、市街地の都市計画、区画整理事業のために必要と認められるとき、特定行政庁である滋賀県と建築基準法第84条の規定に基づく建築制限について調整する。

第3 公営住宅等の建設・活用

- 1 県および市は、既存公営住宅の迅速な復旧を行うとともに、被災を免れた公営住宅の空き家の有効利用に努める。
- 2 県は、特定優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅等の公的賃貸住宅への特例入居等の措置を迅速に講ずる。
- 3 県および市は、住宅復興計画に基づき、新たな公営住宅の建設促進に努める。
- 4 これらの措置によっても、なお、公的賃貸住宅が不足すると判断される場合は、民間住宅の買取、借上等により公営住宅の充実を図る。

第4 民間住宅の再建支援

1 住宅復興資金

火災、地震、暴風雨等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し、建設または補修に要する資金の貸付を行う

(1) 資金の種類

ア 災害復興住宅建設資金

イ 補修資金

(2) 県および市の措置

ア 災害復興住宅資金

県および市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融公庫法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査および被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るように努める。

イ 災害特別貸付金

災害により滅失家屋がおおむね10戸以上となった被災地の市町長は、罹災者の希望により災害の実態を調査したうえで、罹災者に対する貸付金の融資を住宅金融公庫大阪支所に申し出るとともに、罹災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行うものとする。

第5 住宅再建に関する相談・情報提供

現場対応班【建設】は、県、住宅関係各種団体との連携し、被災者に対する住宅再建に関する相談業務を行う。

第5節 産業の復旧

■関係機関

現場対応班【建設、産業】

第1 計画の方針

被災により事業活動に大きな支障をきたしている農林漁業者、中小企業者等に復旧を促進し、生産力の維持増進と経営の安定を図るため、速やかな被災状況の把握を図るとともに、各種の融資等や租税の徴収猶予、および減免等の措置、相談・情報提供事業の実施を通じて経営の安定を図り、再建支援を行う。

第2 農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者または団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法および滋賀県水産振興資金災害対策利子補給補助金交付要綱により融資等を行う。

また、農業災害補償法に基づく農業共済について、農業共済団体等は、災害補償業務を行う。

1 資金等の種類

(1) 融資制度

ア 天災資金

イ 政策金融公庫資金

(ア) 農業基盤整備資金

(イ) 林業基盤整備資金

・造林資金（復旧造林・樹苗養成）

・林道資金

(ウ) 農林漁業施設資金

・共同利用施設資金

・主務大臣指定施設資金

(エ) 農林漁業セーフティネット資金

ウ 滋賀県水産振興資金

(2) 農業災害補償法に基づく農業共済制度

2 県および市の措置

(1) 県および市は、関係行政機関と連携をとり、被害の状況、復旧のための資金需要等の的確な把握に努め、融資要件等に該当するときは、各資金の融資について、借り入れ手続きの指導等を行う。

(2) 農業災害補償法に基づく農業共済について、災害時に農業共済団体等が、災害補償業務を迅速かつ適正に行い、また仮払いによる共済金の早期支払いができるよう措置する。

第3 中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）および政府系金融機関（政策金融公庫）の融資ならびに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金ならびに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう市は県と連携し、次の措置を実施し、国に対しても要望する。

1 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

2 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

3 中小企業者に対する金融制度の周知

県は、市町、中小企業関係団体を通じ、国、県ならびに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

4 一般金融機関および政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。

5 県信用保証協会に対し、積極的に別枠保証の要請を行い資金の円滑化を図る。

第4 租税の減免等の措置

国、県および市町は、必要に応じ、法令および条例の規定により、税についての期限の延長、徴収猶予および減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。

第5 再建に向けた相談・情報提供の実施

1 市および農林水産業関係団体は、被災した農林水産業者の事業の再建を進めるため、速やかに相談窓口を設置しその周知に努める。

2 県および市、商工団体は、被災事業者の早期経営再建を支援するため、相談窓口を設置し、各種相談、支援制度等の情報提供や新規取引先の紹介等を行う。

第3章 公共施設等の復旧

第6節 公共施設の災害復旧計画

■関係機関

現場対応班【建設、産業】 避難所支援班 教育施設班

第1 計画の方針

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

なお、大規模災害により甚大な被害を受けた場合は、道路、河川等の災害復旧事業を市に代わって実施するよう県に要請を行う。

第2 災害復旧事業の種類

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川
 - (2) 砂防施設
 - (3) 林地荒廃防止施設
 - (4) 地すべり防止施設
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (6) 道路
 - (7) 下水道
 - (8) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上・下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他資金計画
- 11 その他の計画

第3 復旧事業の方針

1 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとるものとする。

2 災害復旧事業計画

国または県が費用の全部または一部を負担し、補助するものについては、県または市、その他の機関においては、早急に被災施設の復旧事業計画を作成し、復旧事業費の決定を受けるための査定計画をたて、査定実施が速やかに行えるよう努める。

3 緊急調査の促進

被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

4 災害復旧事業期間の短縮

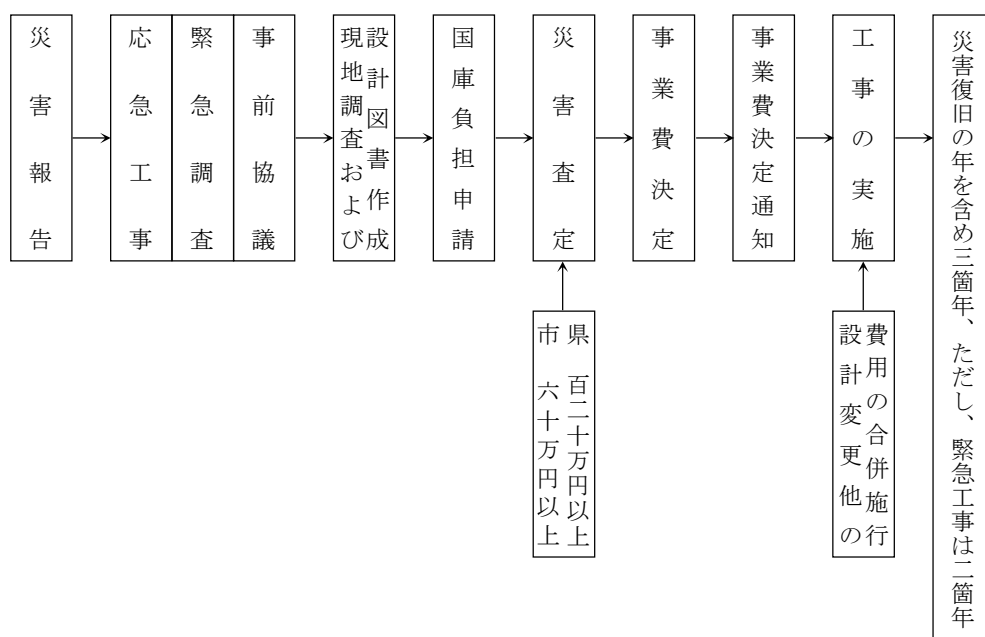
復旧事業計画の樹立にあたっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、再度災害の防止および速やかに効果のあがるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

5 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

6 公共土木施設災害復旧（河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、橋梁、道路）の取扱手続きは次のとおりである。

（1）公共土木施設災害復旧事業について



なお、現在は、災害復旧事業として採択され得る限度および範囲については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、同施行令、同施行規則、同事務取扱要綱、公共土木施設災害復旧事業査定方針により運営される。

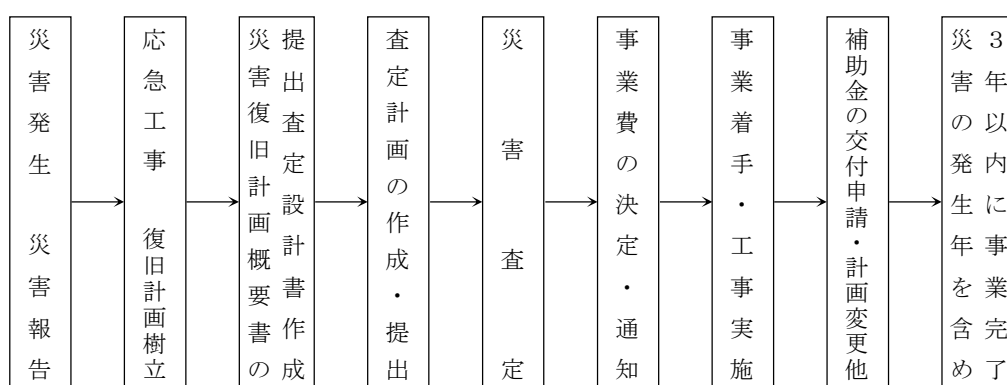
(2) 小災害の措置について

上記以外の小災害（上記の国庫災害からはずしたものを含む。）で、将来再び出水等の際に被害の因をなすと認められるものは、市単独事業として災害復旧を速やかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずる等災害復旧事業の早期実施に努めるものとする。

7 農林水産業施設災害復旧（農地・農業用施設）の取扱手続きは、次のとおりである。

(1) 農地・農業用施設災害復旧事業（暫定法）



なお、災害復旧事業として採択され得る限度および範囲については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、同施行令、施行細則、農地農業用施設災害復旧事業取扱要綱、同査定要領、その他通達により運営される。

(2) 小災害の措置について

中山間指定地域または平均傾斜度1／20以上の地域において市、土地改良区が実施する「暫定法」の対象とならない1箇所工事費40万円未満（13万円以上）の災害復旧事業について、県単独事業として「暫定法」に準じて補助を行う。

第7節 災害復旧事業に伴う財政援助および助成計画

■関係機関

総務班

第1 計画の方針

災害復旧事業費の決定は、知事、市長の報告、資料および実施調査に基づき決定されるが、法律または予算の範囲内において国が全部または一部を負担し、または補助して行う災害復旧事業ならびに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて援助される。

第2 法律に基づき一部負担または補助するもの

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 3 公営住宅法
- 4 土地区画整理法
- 5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 7 予防接種法
- 8 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- 9 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

第3 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しい激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調査し実状を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業に関する特別の財政援助（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）第3条、同法施行令第2～3条）
 - (1) 公共土木施設災害復旧事業
公共土木負担法の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業
 - (2) 公共土木施設災害関連事業

公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木負担法施行令第1条各号の施設の新設または改良に関する事業で、国の負担割合が2/3未満のもの

(3) 公立学校施設災害復旧事業

公立学校負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

(4) 公営住宅災害復旧事業

公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅または共同施設の建設または補修に関する事業。

(5) 生活保護施設災害復旧事業

生活保護法第40条（地方公共団体が設置するもの）または第41条（社会福祉法人または日本赤十字社が設置するもの）の規定により設置された施設の災害復旧事業

(6) 児童福祉施設災害復旧事業

児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された施設の災害復旧事業

(7) 老人福祉施設災害復旧事業

老人福祉法第15条の規定により設置された老人福祉施設の災害復旧事業

(8) 身体障がい者更生援護施設災害復旧事業

身体障害者福祉法第27条第2項または第3項の規定により、県または市町村が設置した施設の災害復旧事業

(9) 知的障がい者施設災害復旧事業

知的障害者福祉法第19条の規定により県または市町村が設置した施設の災害復旧事業

(10) 女性保護施設災害復旧事業

売春防止法第36条の規定により県が設置した女性保護施設の災害復旧事業

(11) 感染症指定医療機関災害復旧事業

感染症予防法に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

(12) 感染症予防事業

感染症予防法第58条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業

(13) 堆積土砂排除事業

ア 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で市またはその機関が施行するもの

イ 公共施設区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたものまたは市長が、これを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業

(14) たん水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤または溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が、引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの

2 農林水産業に関する特別の助成

(1) 農林水産業の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

この特別措置は、この年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業および災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、暫定措置法第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例に基づき、1箇所の工事費用が政令で指定される地域内の施設について1箇所の工事費用を13万円に引き下げて補助対象の範囲を拡大する。

(3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合次の2点の特別措置を行う。

ア 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額を250万円（ただし、政令で定める資金として貸付られる場合については600万円）とし、償還期間を6年（ただし、政令で定める経営資金については、7年）とする。

イ 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等または農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。

(4) 森林組合等の行うたん水土砂の排除事業に対する補助

(5) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助

激甚災害に伴う破堤または溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引き続き、1週間以上にわたり30ヘクタール以上である区域で農林水産大臣が告示した場所を対象とする。

3 中小企業に関する特別の助成

(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置

ア 激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する付保限度額を別枠として設ける。

イ 災害関係保証の保険についてのてん補率は100分の80

ウ 保証料率を引き下げる。

(2) 中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の延長

激甚災害を受けた中小企業者に対する激甚災害を受ける以前において小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸付を受けた貸付金について、2年を超えない範囲内で償還期間を延長することができる。

(3) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還の免除

激甚災害を受けた小規模企業者に対する激甚災害を受ける以前において、小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸付を受けた貸付金について、県は貸付金の全部または一部の償還を免除することがある。

(4) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(5) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

商工組合中央金庫の激甚災害を受けた者に対して再建資金を貸付ける。また閣議決

定により、中小企業金融公庫および国民金融公庫においても低利融資を行う。

4 その他の財政援助および助成

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、激甚法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他文部科学大臣と協議して定める施設で同法第16条の規定によりその災害の復旧に要する経費の額が1の公立社会教育施設ごとに60万円以上が対象となる。

(2) 市が施行する感染症予防事業に関する特例

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく貸付資金に関する負担の特例

激甚法第20条に基づき、県に対し、国が母子及び父子並びに寡婦福祉法によって貸し付ける金額は、激甚災害を受けた会計年度およびその翌年度に限り、同法第三十七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定によって貸し付けるものとされる金額と、県が当該災害による被害を受けた者（被災者）に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額とする。

(4) 水防資材費の補助の特例

次のいずれかの地域で国土交通大臣が告示する地域に補助される。

ア 県に対しては、補助する場合は、激甚災害に関し県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が190万円を超える県の区域

イ 水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が35万円を超える水防管理団体の区域。なお、補助率は2／3である。

(5) 水防資材費の補助の特例

当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が35万円を超える場合、その超過額に対し補助率は2／3となる。

(6) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

(7) 産業労働者住宅建設資金融通の特例

(8) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設および林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

(9) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例